

新潟水俣病・公害スタディツアー 2018

環境省 平成 30 年度 ユース世代による公害体験の聞き書き調査業務

目次

巻頭の挨拶	1
I 新潟水俣病・公害スタディツアー概要	2
1. 目的	2
2. スケジュール	3
II 新潟水俣病の概要	4
1. 新潟水俣病の問題の時期区分	4
2. 用語解説	4
3. 参考図書	6
III 聞き書き	7
1. 被害に直面して	9
一生懸命語り部をしてきたから周りが変化した 小武節子さん	10
〔レポート〕新潟県立環境と人間のふれあい館見学	
塚田眞弘館長のお話「新潟水俣病にみる差別と偏見」	16
自分の診断が「違う」と言われて頭に来ないのか 関川智子さん	18
酢山さんと阿賀野患者会の関わり 酢山省三さん	26
アユほど水銀に汚染された魚はいない 神田栄さん	32
結果、苦しんでいるのはわれわれ阿賀野川の住人なんだ 皆川栄一さん・年江さん	37
2. 公害発生の現場を訪れる	43
〔レポート〕鹿瀬フィールドワーク（旧昭和電工（株））	
鹿瀬工場の光と影を学ぶプログラム あがのがわ環境学舎	44
企業活動の根底には新潟水俣病の経験があります 昭和電工（株）担当者	45
3. 裁判と公害	51
半世紀を振り返ってみえてきたこと 坂東克彦さん	52
〔レポート〕新潟水俣会館	
新潟水俣病第1次裁判後につくられた新潟水俣会館にて	57
党派を超え、共に闘い、共に支える 高野秀男さん	58
新潟水俣病第3次訴訟の意味 斉藤恒さん、萩野直路さん	66
裁判を大きなモーメントとしてどう全体解決につなげるか 川上耕さん	80
4. 今、できることを ―新潟版もやい直し―	93
仕事として新潟水俣病を伝える 新潟県保健福祉部生活衛生課公害保健係	94
新潟水俣病リハビリモデル事業の試み 高齢者生活支援ハウス三川、阿賀町担当者	98
あがのがわ流域再生プロジェクトについて あがのがわ環境学舎	103
5. 新たなひろがり求めて	111
関わり合うことを取り戻す活動 旗野秀人さん、市川新美さん	112
ギリギリのところが一番おもしろい 波多野孝さん	123
IV 参加者、委員一覧	131

巻頭の挨拶

本スタディツアー検討委員
あおぞら財団理事
都留文科大学
高田 研

この環境省によるスタディツアーの前身となる「公害地域の今を考えるスタディツアー」（地球環境基金助成事業）は、2009年から2011年まで3年間に3箇所を訪れた。2009年8月4日～6日「富山・イタイタイ病の地を訪ねて」、2010年8月5日～8日「新潟・水俣病の地を訪ねて」、2011年8月8日～11日「西淀川大気汚染の地を訪ねて」である。

2009年に学生とともに訪問した神岡鉱業株式会社で、これまで神通川のカドミウムを自然界値まで減らしてきたという企業努力のお話を聞き、学生は「これからは海外にその技術を発信していくべきではないか」と質問した。それに対して管理部の担当者は、「我々は原因企業であり、海外にまだそのことを伝えることはできない」という主旨の回答をされた。

環境省は2015年国連サミットで採択された世界での環境目標SDGsを受けて、2018年4月に出された第5次環境基本計画の冒頭には、「目指すべき社会の姿 2項 世界の範となる日本の確立として」「①公害を克服してきた歴史」とある。

10年の歳月が流れ、今世界に対して日本の公害の経験、その克服のための技術と知識を伝えていくことが地球の持続可能性のために重要であるという認識に立っている。

今回聞き書きを担当させていただいた、新潟水俣病の1次訴訟を勝訴に導いた坂東克彦弁護士は10年前、神通川の河口に立ち、学生たちに「現場に立って学ぶこと」の大切さを力強く説き、当時の若者たちは社会正義に生きて来られたその姿に元気をいただいた。その坂東弁護士が今回は高齢者介護施設の1室で車椅子に座って、新潟で開業したての若き日（昭和38年秋9月）に稲の匂いが立つ阿賀野川河口で水俣病と出会った話から回想した。

施設職員の後日談では、1年前に奥様が亡くなられてから、先生は食事も進まず元気を失っておられたが、食い入るように話を聞く若者たちに囲まれて、「もう少し元気に頑張らねばなあ」と食事を摂られようになったという。聞き書きを通じて今回は先生に「元気」をお返しすることができた。

この10年の歳月は関礼子先生の言葉「苦しみを学びに還元していく回路」を少しずつ開いてきた。今回の環境省が主催するこのスタディツアーもその一歩である。

聞き書きにご協力いただき、「心を開いて」若者たちのために語っていただいた新潟の皆さん。そしてこの聞き書き実現のために働かれた環境省の皆さんに深く感謝する。

SDGsの目標達成のために「公害を伝える教育」は、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による健康被害をなくすこと（目標3.9）、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出による水の汚染をなくすこと（目標6.3）。この2つの視点を軽視した結果、どのように悲惨な被害が地域で起きたのか。またその「問題克服」のために被害者、市民、原因企業、様々な立場で働いた人々のこれまでを描き出した。

公害の被害は、直接的な健康被害にとどまらず、その被害者に対する結婚差別、補償金の問題や5次まで続く訴訟によって深刻な人間関係の断絶を地域にもたらした。その繋がりを回復するために地域では様々な努力がなされて来た。これは10.2の人権の問題に深く関与し、その解決のプロセスこそ地域の持続可能性のための教育（ESD）そのものである。（目標4.7）そして、これからの社会を作る若者たちは今後、生産の現場や、生活の場において、持続可能な開発、自然と調和したライフスタイルを意識することに大きく貢献することになるだろう。（目標12.8）

I 新潟水俣病・公害スタディツアー概要

1. 目的

1960年代から70年代にかけて戦後日本の高度経済成長の裏面で生じた公害問題を広く伝えるべく、これまでに全国各地においてその経験の記録・蓄積が進められてきましたが、問題の性質上、被害者側の経験等が主たる記録対象とされることが多く、企業や行政、司法の立場の声は必ずしも十分な記録が残されていないのが現状です。一方で、これらのステークホルダーの高齢化により、公害経験を記録する機会が失われつつあります。

公害問題はコミュニティの断絶を引き起こすものです。各地でもやいなおしや地域再生の取り組みが行われていますが、これまでは被害者とは異なる立場の考え方を共有する機会を設ける試みはなかなか行われてきませんでした。一方、地域再生の活動の中で、異なる立場の話を引き出し、共有するためには「公害を知らないユース世代」が教育としてかかわることが有効であることが、ESDの実践の中で認識されつつあります（内閣官房「持続可能な開発のための教育の10年（2005～2014年）ジャパンレポート」の「公害地域のESD」参照）。

また、平成25年度環境省請負事業「地域活性化を担う環境保全活動の協働取組推進事業」を通じて結成された公害資料館ネットワークによって、各地の公害経験を共有する場として「公害資料館連携フォーラム」が開催されています。その中で、「公害を伝えること、公害から学ぶこと」が、環境保全のみならず教育や地域再生など複合的な効果を生み出すことが認識されるようになっていきます。

このスタディツアーは、公害経験の記憶が失われつつある現状を踏まえつつ、ユース世代による公害経験の聞き書きを行うことで、被害者だけではなく問題の解決に尽力した企業人・行政・司法担当者なども含めた様々なステークホルダーから、公害を解決に導いたソーシャルイノベーション（社会問題に対する革新的な解決法）の経験を引き出し、記録するとともに、その聞き書きの作業のプロセスを通じて人を育て、また、それらの経験を国内外に発信することを目的として実施します。

2. スケジュール

日時：2018年8月30日(木)～9月2日(日)

場所：新潟県立環境と人間のふれあい館、菱風荘ほか

対象：ユース世代(若者世代)＊20代まで

参加者：30名

内訳＝ユース18名(小学生1名、大学進学予定者1名、大学生13名、大学生院生3名)、委員4名、環境省1名、
オブザーバー1名、記録スタッフ4名、事務局2名

事業実施：公益財団法人公害地域再生センター(あおぞら財団)

<1日目(8/30)>

午前	参加者、関東からバスに乗車、移動
午後①	新潟県立環境と人間のふれあい館 着 公害被害者のお話 小武節子さん(二次訴訟原告、新潟水俣病被害者の会)
午後②	ふれあい館見学と館の活動について 塚田真弘さん(ふれあい館館長)
午後③	水俣病公害医療の現状・健康被害について 関川智子さん
夜	懇親会

<2日目(8/31)>

午前	鹿瀬フィールドワーク(阿賀野川上流域) 案内：あがのがわ環境学舎、お話：昭和電工(株)担当者
午後	聞き書き① グループに分かれて4か所にて(下記表参照)
夜	ワークショップ 各班で、聞き取り内容に関する意見交換、まとめ

<3日目(9/1)>

午前	聞き書き② グループに分かれて4か所(下記表参照)
午後	引き続き聞き書き・ミニフィールドワーク
夕方～夜	各班、翌日の発表・交流会に向けてまとめ作業

<4日目(9/2)>

午前	発表・交流会 聞き取り対象者をご招待して実施。
午後	振り返り、共有。現地解散 バス移動 JR八王子、新宿駅にて解散

◇聞き書き①②の聞き取り対象者名と各グループの担当

	聞き書き① 8月31日	聞き書き② 9月1日
A班	高野秀男さん	坂東克彦さん、(新潟水俣会館)
B班	高齢者生活支援ハウス三川・阿賀町 担当者	川上耕さん、あがのがわ環境学舎
C班	斉藤恒さん・萩野直路さん	旗野秀人さん・市川新美さん
D班	皆川栄一さん、酢山省三さん	新潟県保健福祉部生活衛生課公害保健係、 波多野孝さん

II 新潟水俣病の概要

新潟水俣病は、第2水俣病と呼ばれているように、熊本の水俣病発覚後に発生した公害です。熊本水俣病の原因企業のチッソは水俣市の中心にありますが、新潟水俣病の原因企業の昭和電工鹿瀬工場は阿賀野川の上流に位置しています。また、海の魚を汚染した熊本水俣病とは違い、阿賀野川の川魚を汚染し、その魚を食べた人たちが病気となりました。

裁判は複数行われ、それぞれの裁判で主張があり、公害認定制度や地域再生に影響を与えています。二次訴訟がきっかけとなり、新潟県が地域再生として「新潟県立環境と人間のふれあい館～新潟水俣病資料館～」の運営や阿賀野川流域地域フィールドミュージアム事業（FM事業）が動き出しています。

1. 新潟水俣病の問題の時期区分

（関礼子先生 事前学習会資料より）

	第一次訴訟	第二次訴訟	第三次訴訟	ノーモア1次	ノーモア2次
認定／未認定	認定	未認定			
裁判（年）	1967-71	1982-1996	2007-	2009-2011	2013-
患者組織	被災者の会	被害者の会	（新潟水俣病患者会 2011）	阿賀野患者会	
支援組織	共闘会議		（木戸病院）	共闘会議	
被告	昭電	昭電・国	昭電・国・県	昭電・国	
訴訟後の協定等	補償協定	解決協定	係争中	和解条項	係争中

2. 用語解説

<患者会>

○新潟水俣病被災者の会

阿賀野川下流域の有機水銀中毒患者とその家族を中心に1965年に結成。1次訴訟の原告。訴訟終了後は原告でなかった人も含め、水俣病認定患者の大部分が会員になっている。

○新潟水俣病被害者の会

1970年代後半から阿賀野川流域各地でできた、認定申請を棄却された被害者が集まった組織。2次訴訟の原告。新潟水俣病共闘会議に加盟する中心的団体。現在は新潟水俣病資料館での語り部や新潟水俣環境賞に取り組んでいる。

○新潟水俣病阿賀野患者会

2004年に水俣病関西訴訟の最高裁判で水俣病が認められたことを受けて、2007年に未認定患者が中心となって結成。患者の掘り起こし活動を行っている。4次訴訟の原告。

<運動団体>

○新潟水俣病共闘会議

被害者団体、弁護士、新潟県評、地区労、社会党、共産党など15団体で結成される。後に17団体となる。裁判闘争を軸に据えた広範な運動を展開。

<原因企業>

○昭和電工株式会社

日本の化学工業会社の一つ。1939年6月に設立。昭和電工鹿瀬工場は阿賀町にある。アセトアルデヒドの製造を

行い、排水処理を十分にせずにメチル水銀を排出した。

<病気>

○水俣病

メチル水銀による中毒症。工場排水に含まれたメチル水銀が川魚に蓄積され、その川魚を食べたことで体内にメチル水銀が中枢神経に蓄積され発病する。手足の先端に行くほど強くしびれたり、痛覚などの感覚がなくなったり、秩序だった手足の運動ができない、言葉がうまく話せない、視野が狭まる、聴力障害、平衡障害、振えなどがある。

<汚染物質>

○アセトアルデヒド

酢酸や酢酸ビニルなどの中間製品として製造。酢酸は繊維、香料、医薬品などに、酢酸エチルは粘着材料、塗料などの溶剤にと生活の中に幅広く利用されている。製造過程でメチル水銀が副生される。

○水銀

原子番号 80 の元素。元素記号は Hg。金属元素である。常温、常圧で液体である唯一の金属元素で、銀のような白い光沢を放つ。

○有機水銀

水銀原子に炭素が結合した化合物の総称。無機水銀に比べて毒性が強く、世界中で有機水銀（特にメチル水銀）による中毒症の事例がある。

○メチル水銀

水銀がメチル化された有機水銀化合物であり、ジメチル水銀とモノメチル水銀が知られており、いずれも毒性が強い。

<制度>

○公害健康被害補償法

正式名「公害健康被害の補償等に関する法律」。公害患者と認定されると患者へ医療費、補償費が給付される。

○水俣病総合対策

1995 年の政治決着を受け入れた未認定患者を対象に、療養手当や治療・介護費、針きゅう施術費などを支給している医療事業。症状により、一時金が支給される「医療手帳」の対象者と、一時金と療養手当は支給されない「保健手帳」の対象者に分かれている。公害健康被害補償法による水俣病の認定とは異なる。なお、2005 年には「保健手帳」の申請受付が再開され、2010 年には「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく「給付の申請」の受付が開始された。「給付の申請」により対象となった水俣病被害者には「水俣病被害者手帳」が交付され、同医療事業の適用を受ける他、症状により原因企業から一時金が支給される。

○新潟水俣病地域福祉推進条例

2009 年 4 月に施行された新潟県の条例。新潟水俣病の被害者を社会全体で支え、安心して暮らせる地域社会の実現のため、新潟水俣病患者の社会的認知とその福祉の増進を図る。

<地域再生事業>

○新潟県立環境と人間のふれあい館

1995 年 12 月の新潟水俣病被害者の会・共闘会議と昭和電工との解決協定締結を契機に建設。

○阿賀野川流域地域フィールドミュージアム事業（略称 FM 事業）

別名「阿賀野川え〜とこだプロジェクト」。新潟水俣病と向き合い、乗り越えるため流域の住民・行政・民間団体が新しい地域づくりを目指す。新潟水俣病地域福祉推進条例の一環。

○阿賀野川

福島県、新潟県を流れる一級河川。全長 210km は日本第 10 位、流域面積 7,710km² は日本第 8 位。下流部の流量は日本最大級。

○もやい直し

「もやう」とは船と船をつなぎ合わせること。「ばらばらになってしまった心のきずなをもう一度つなぎあわせる」という意味の造語。

○高齢者生活支援ハウス三川と新潟水俣病の関係

阿賀町は2017年9月1日から、同町あが野南の町立施設「高齢者生活支援ハウス三川」で、県内初となる新潟水俣病患者向けのリハビリ教室を環境省のモデル事業として始める。

新潟水俣病阿賀野患者会が昨年5月、阿賀町での実施を要望したのをきっかけに、同省から町が事業を受託して実現した。事業費1530万円は国が全額負担する。水俣病患者だけでなく、65歳以上の町民なら誰でも無料で利用できる。

3. 参考図書

- ・ 関礼子『阿賀の記憶、阿賀からの語り—語り部たちの新潟水俣病』新泉社
- ・ 斉藤恒『新潟のメチル水銀中毒症 その教訓と今後の課題』文芸社
- ・ 坂東克彦『新潟水俣病の三十年—ある弁護士の回想』日本放送出版協会

III 聞き書き

このスタディツアーの特徴は、「目的」で述べたように、公害の被害者だけではなく問題の解決に尽力した企業人・行政・司法担当者なども含めた様々なステークホルダーから、公害の経験を聞き取り、記録したことです。

Ⅲ章に掲載した聞き書きは、参加者が録音から文字起こしした原稿を、記録スタッフが編集・校正し、検討委員が確認・修正するという流れで作成しました。参加者は、A～Dの4つの班にわかれ、それぞれの班に、検討委員と記録スタッフが同行の上、聞き取りを行いました。

ヒアリング対象者	(2018年9月2日現在)
小武 節子さん	新潟水俣病被害者の会会長、新潟県立環境と人間のふれあい館語り部
塚田 真弘さん	新潟県立環境と人間のふれあい館館長
関川 智子さん	医師。医療法人新潟勤労者医療協会 沼垂診療所所長
酢山 省三さん	新潟水俣病阿賀野患者会事務局長、ノーモア・ミナマタ第二次新潟全被害者救済訴訟原告団事務局長
神田 栄さん	ノーモア・ミナマタ第二次新潟全被害者救済訴訟原告団副団長
皆川 栄一さん 皆川 年江さん 夫妻	ノーモア・ミナマタ第二次新潟全被害者救済訴訟原告団団長
昭和電工 藤上 隆さん 松本 喜彦さん	総務・人事部 総務グループリーダー 石油化学事業部マネージャー兼総務・人事部総務グループ マネージャー
坂東 克彦さん	弁護士
高野 秀男さん	新潟水俣病共闘会議幹事長
斉藤 恒さん	医師。新潟医療生活協同組合木戸病院名誉院長
萩野 直路さん	新潟水俣病第三次訴訟を支援する会
川上 耕さん	弁護士
新潟県 山田 一之さん 若月 里佳さん 小出 優子さん	新潟県福祉保健部生活衛生課 新潟県福祉保健部生活衛生課公害保健係 新潟県立環境と人間のふれあい館スタッフ
藤安 まゆみさん 清田 亮さん 加藤 真由美さん	阿賀町健康福祉課地域包括支援センター センター長 阿賀町役場健康福祉課地域包括支援センター 主任 特別養護老人ホーム 東蒲の里みかわ園施設長
山崎 陽さん	あがのがわ環境学舎
旗野 秀人さん 市川 新美さん	安田患者の会、冥土のみやげ企画 安田患者の会
波多野 孝さん	元小学校教員、あがのがわ環境学舎

1. 被害に直面して

「一生懸命語り部をしてきたから周りを変化した」

小武節子さん

〔レポート〕新潟県立環境と人間のふれあい館

「新潟水俣病にみる差別と偏見」

塚田真弘館長

「自分の診断が「違う」と言われて頭に来ないのか」

関川智子さん

「酢山さんと阿賀野患者会の関わり」

酢山省三さん

「アユほど水銀に汚染された魚はいない」

神田 栄さん

「結果、苦しんでいるのはわれわれ阿賀野川の住人なんだ」

皆川栄一さん・年江さん

本節は、患者たちの被害の体験や、診察された医師の体験を中心にまとめました。

小武節子さんは、阿賀野川流域で生まれました。水俣病の申請が遅れたために、水俣病として認められず、第2次訴訟の原告になります。小武さんは、水俣病だということで受けてきた偏見や差別についてもお話いただきましたが、その背景について「新潟県立環境と人間のふれあい館 一新潟水俣病資料館」の館長からお話いただきました。

関川智子医師は、数少ない新潟で水俣病の診断を行う医師であり、新潟水俣病裁判に関わってきました。ノーモアミナマタ裁判では水俣病患者の掘り起こしの中心です。

阿賀野患者会は、新潟水俣病2次裁判が積み残した問題を解決するために阿賀野川患者会が結成されました。原告団長の皆川栄一さん、妻の年江さん、副団長の神田栄さんから、ノーモアミナマタ新潟裁判と運動についてお話を伺いました。

一生懸命語り部をしてきたから周りを変化した

記録：笠本彩加

編集校正：古里貴士、原田徳子

聞き取り場所：新潟県立環境と人間のふれあい館

日付：2018年8月30日

【小武節子さん】

1936（昭和11）年新潟県生まれ。義母の実家が網元で、毎日のように魚を食したところ、手足のしびれを感じ、やがて不眠症状が出る。1973（昭和48）年新潟市へ水俣病認定請求するも棄却され、1982（昭和57）年新潟水俣病第二次訴訟の原告となる。現在、新潟水俣病被害者の会会長、新潟県立環境と人間のふれあい館語り部。



阿賀野川とともにあった暮らし

私は、1936（昭和11）年に新潟市江南区（当時は中蒲原郡大江山村）の、阿賀野川の堤防近くで生まれ育ちました。阿賀野川は小さい時から自分の庭のようなものでした。学校から帰ってくると、勉強もろくにせず、パンツ一枚になって川で泳いだり魚を捕まえたりするのが日課でした。私のいところは阿賀野川で水死しています。ですから、阿賀野川はいい思い出もたくさんありますし、悲しい思い出もあります。いいことも悪いことも阿賀野川から学んだような、そんな生活でした。

私は長女で妹が2人、弟が1人います。父は戦死しました。当時、祖父母もいましたが、父が戦争に行ったら、がっかりして体が弱ってバタバタと亡くなりました。ですから長女の私は、子どもながら母と2人で葬式を3つも出さなくてはなりません。母は私のように小柄でしたけど強い母でした。愚痴1つ聞いたことはありませんでした。本当に苦労した母でした。私は、母みたいになりたい、こんな強い母になりたい、と常に思っていました。その母に私は本当に一生懸命育ててもらったので、人に後ろ指をさされないように、「あれは父親のいない子だ」と言われないように、そう思っずと生活してきました。

私は中学校しか出ていません。忙しいときは「稲刈りだから休め」とか、「五月だから休め」と言われて、しょっちゅう学校を休ませられていた記憶があります。田んぼが一丁くらいあり、二反くらいは他人に作ってもらっていたので、母は私が卒業するのを毎日のように待っていました。

私が中学を卒業したころは戦争中でしたので、何もなくて、お米や穀物などはみんな供出させられ、食べるのは、かて飯¹や阿賀野川の魚でした。肉なんか食べたこともなく、自給自足の生活でした。中学を卒業すると、農閑期には阿賀野川の護岸工事に出て家計を助けました。母は、女が手に職をつけておけば飯くらいは食べられると、仕事が暇なときに和裁を習わせました。あの頃は着物が流行っていたので、着物を縫って家計を助けていました。

あの頃は水道もガスも灯油もなく、風呂は井戸水、そしてお米をとぐのも洗濯もみんな阿賀野川でした。流木が流れてくると拾って風呂を沸かし、その消し炭で阿賀野川の魚を焼くといった生活でした。そういう生活から見ると今の生活はなんと恵まれた生活なんだろうと思っていますが、やはり人間は贅沢で、その頃のことは忘れてしまいます。

結婚して漁師の多い津島屋へ

私は1957（昭和32）年に結婚しました。津島屋という、阿賀野川の一番下流にある松浜橋の上流で、今もそこに住んでいます。そこもやはり阿賀野川が近く、子どものおむつの洗濯も阿賀野川でしていました。今のように紙おむつなんてない時代でしたから。

津島屋というところは漁師の多い部落で、主人の母の実家が網元でしたので、主人の身内はみんな漁師でした。同

1 かて飯 米に他の穀物や野菜・海藻などの食品を混ぜて炊いた飯。

級生や友人もみんな漁師でしたので、実家にいる以上に魚は惜しみなく食べられるようになりました。だから今でも新潟市で一番水俣病認定患者が多い部落は、私が住んでいる津島屋です。

年中、ニゴイとかボラ、サケ、フナ、ヤツメが採れます。それからシジミ。シジミは7月8月の2ヶ月間取れることになっていて、朝早くから1日おきにシジミを取る船があちこちに見られます。

私は1959（昭和34）年に長男を出産しました。妊娠した時は栄養をつけるように、出産後も母乳の出がよくなるように、という家族の勧めもあり、川魚を一生懸命食べていました。1959（昭和34）年はちょうど、昭電のカーバイトが決壊してメチル水銀が流れ、そのために川魚がいっぱい浮いた、その年でした。当時は食べ物がなく、漁師さんが「新年から魚がいっぱい浮いてる」と言っていたので、みんなで拾いに行った記憶があります。一輪車を押ししたり、バケツを持ったりして魚を拾いに行き、拾いに行けない人にはおすそ分けしました。冷蔵庫もなかった時代ですから、池の中に泳がせたり、一番寒い時期でしたので、雪の中に埋めたりして保存しました。中には背骨や尻尾が曲がって変形した魚とかも混じっていましたが、そういうのは全然わからないというか、味が変わっているわけでもないし、無意識に食べていました。

当時、年長いた漁師さんは、私が生まれた1936（昭和11）年当時から昭和電工は汚染水を流していたと言っていました。魚を取っていても頻りに白っぽい水とか赤っぽい水が流れていた、と。魚が取れない時期もあったのだそうです。漁師さんたちが「昭和電工の毒水が今日も流れてたのう」なんて言っていたことも私は聞いています。私たちは、まさかこの魚を食べたことが一生私たちの体を蝕み続ける悲劇の始まりとは考えてもいませんでした。

新潟水俣病被害の発生

新潟水俣病は九州の水俣病が公表されてから9年後に起きた水俣病です。ですから、国が何らかの対策を取ってれば防げた水俣病なんです。それをなんの対策も取らずに人命よりも企業の生産を重視したばかりに、私たちのような被害を受ける人が現れたことは本当に悲しいことです。

私の住む津島屋でも新潟市の保健所による毛髪検査が行われました。新潟大学から「原因不明の有機水銀中毒の患者が発生して7名のうち2名が死亡している」という報告があり、津島屋でも何人もの具合の悪い患者さんが出始めていました。毛髪検査は遍照寺（へんじょうじ）というお寺で行われました。そこにみんな呼ばれて、髪の毛を少し切って検査をされた記憶があります。

津島屋では患者さんたちが一次訴訟を起こすことになり、主人の実家の人たちや身内の人たちも参加しました。第一次訴訟のおかげで、私たちは第二次訴訟を起こしましたが、第一次訴訟の時は何から何まで初めてで大変だったと思います。第一次訴訟は、九州（熊本水俣病）の人たちとの連携をとり、4年くらいで解決しました。昭和電工は莫大な補償金を出し、自分たちの罪を認めたんですね。

そうすると、人間はお金が入ればだんだん贅沢になり、今度は隣の人たちがそれをうらやみ、妬むようになりました。そして、第一次訴訟の人たちのことを妬んで、いろいろ噂するようになって、2人寄れば「あそこの家は水俣病だ」とか「あそこのうちは贅沢をしている」「いいのを身に着けるようになった」「お金が入って毎日寿司屋が寿司を運んでいる」とか、ありとあらゆることを耳にするようになりました。

あんなことを言われるのかと思うと、私たちは具合が悪くとも水俣病の申請には踏み切ることができませんでした。しかしそのころ、うちの主人にも私にも症状が出ていました。このころ主人が好きで飼っていた犬が2匹狂い死にしているんですね。その犬たちには余った魚のとげやガラをやっていました。1匹はスピッツという、かわいい毛のむくむくした犬でした。つけておいた綱を切って、開けていた玄関から、狂乱になってうちに入ってきて、何十回もぐるぐる回り、目がらんらんして、そしてテレビにぶつかって死んでしまいました。もう一匹は秋田犬の大きい犬でした。最初はよだれをたらたら垂らすようになり、足がふらつき散歩もできなくなってしまい、死んでしまいました。当時、家の近所でも猫が何匹も亡くなっていました。

2 阿賀野川のしじみ漁は、7月から8月下旬までの2ヶ月間、日時・場所を限定して行われている。

3 1959(昭和34)年1月2日、昭和電工鹿瀬工場の裏手のカーバイト残滓捨場が崩壊し、カーバイト残滓の他に水銀含有物(水銀スラッジ等)が阿賀野川に流出し、多量の魚が死滅した。

4 1965(昭和40)年6月12日、新潟大学の椿教授、植木教授と新潟県が、「阿賀野川流域に有機水銀中毒患者が7人発生、うち2人死亡」と正式に発表。

私の体調にも異変が出てきました。手足のしびれからでした。それからこむら返り、肩こり、腰痛、耳鳴りが起きました。しびれているものですから、感覚の鈍りもありました。今でも手足がしびれています。このしびれはどこから来るのだらうと思います。毎日自分の足が、地についているかついていないか、わからないくらいです。夜は暑いのでタオルケットをかけていても無意識のうちに蹴ってしまいます。そうすると朝起きる時、お尻の下のももからずっと立てないほど痛くなっています。便器に太ももがあたっても飛び上がるほど痛い、そんな毎日が続いています。本当に生きているのが大変だなと思うこともあります。一生懸命に揉んだり、伸ばしたり、座って足を上げたり下げたり、自分なりに運動しています。夜もよく眠れず、何時間も寝られない日が一年中続いています。手足が硬直して指が曲がってしまい、細かい作業ができなくなりました。そういうつらさが続いていますけれど、生きていくにはそんなことを人に言うわけにもいかず自分で自分の体を、だましだまし頑張っています。

偏見のなかで認定を申請

当時、あまりにもつらい毎日が続くので、主人の身内はみんな一次訴訟で認定になっているし、私も同じ阿賀野川の魚を食べたんだから医者に行こうと思って、主人に相談したら、主人はすぐく反対しました。現にいじめに



あっている子どもたちのことを聞いていたので、子どもが3人いるのに親が水俣病だなんて知られるといじめに遭うに決まっていると主人は言いました。私の友達は息子さんが新潟の公立高校に受かったのに、あまりにも偏見があって、新発田^{しばた}の高校にやったという話も聞いています。それで主人も、子どものためにも、親が我慢して水俣病の申請なんてしないほうがいいと言いましたけど、お医者さんにはそんなこと言わないで申請したほうがいいと言われたので申請することに決めました。

そのころすでに水俣病に対する偏見があって、「金欲しさのニセ患者」という中傷が飛び交っていました。主人の友人からは、同じ阿賀野川の魚を食べたんだから同じ症状があるのは決まっているんだ、そんなこと言わないでお前たちも絶対水俣病なんだから申請するようにと言われました。でもその頃は、水俣病患者の子どもは結婚できないとか、水俣病の家からは嫁婿はもらわれないとか、就職もできないとか、あそここのうちは昔悪いことをしたから祟りだとか、うつる病気だとか、原因がわからないために持病だとかいう噂が流れていたんです。だから私たちは申請するのにも迷いに迷って、よほどの勇気がなければ申請できませんでした。

また、申請するとどうしても大学病院での検査が必要になります。大学病院に行くにも人に見られないように隠れてバスを待ったり、隣のバス停まで歩いたりしました。いつも人目を避けてお医者さんに行っていました。大学病院へ行くと、大学病院の先生も、私たちに向ける目は偏見の目でした。朝一番に行っても他の患者さんの後回しにさせられ、カルテは一番下にされ、正面玄関から入れば、「水俣病の患者だったら裏門からまわれ」なんて言われて、いつも裏門から病院へ入っていました。検査をすれば、「これが本当に見えないのか」「これが本当に聞こえないのか」と言われ、私たちは本当に悔しい思いをしました。男性のなかには、あまりの悔しさでお医者さんとけんかをしてきた人が何人もいます。私の住む津島屋では10人くらい、大学病院に行って検査するのをやめた人たちがいます。

そういう悔しい思い、つらい思いをして検査をし、審査会にかかるんですけど、審査会ではみんな棄却されてしまいました。そして私たちに届いたのは一通の手紙。「あなたたちは水俣病ではありません」という内容でした。「それでは私たちは何の病気なんですか。病名をはっきり教えてください」と言いましたが、なんの返事もありませんでした。主人の父もおじさんもとこ夫婦も友人も、みんな一次訴訟で認定になっています。私たちは同じ魚を食べて同じ症状がありながら棄却になりました。一次訴訟の人だけが認定されたことがどうしても納得いきませんでした。私たちは当時の状況を考えて申請するのが遅くなったばかりに、認定基準が厳しくなって認められなかったのです。最初は、感覚障害があれば水俣病と認めて良いと言われていたのに、私たちが審査会にかかるころには複数の症状の組み合わせがないとだめだということに変わっていました。主治医の診断が無視されて、あまり水俣病患者を診たことのない審査会の先生方の意見が重視されてしまったのです。私たちが申請するころには一人も認定患者が出ませんでした。

地獄のような日々

そのころ主人も、私と同じしびれや体の痛みを訴えて、耳鳴りや夜眠れないことで悩んでいました。検査を受けるように勧めたんですけど、「そのことが会社に知られたらもうクビになるに決まっている。クビになればお前たちはどうやって食べていくんだ」、そう言っていました。主人は絶対に水俣病にだけはなりたくないと言っていました。

あるとき白川（健一）先生という若い先生が、水俣病の患者さんがいるところを全部、夜に回ってくれました。昼間は仕事に行っても全然診察ができないから、と。私の診察に来たついでに主人も診ていただきました。そしたら「ご主人の方が水俣病の症状が強いですね」「自覚症状が強いですね」と言われました。主人は水俣病を嫌っていただけに、本当にかかりしていました。主人は、身内がみんな一時訴訟で認定になっていたの、いろいろな噂を耳にしていました。主人のいとこはある時、みんなでお茶飲みをしていたので、一緒にしようと思って行ったら、そこにいた5、6人の人たちが、主人のいとこが見えるやいなや「ほらほら見てみれ、ほらミナが来たがな、ミナが」とみんなで言ったそうです。主人は「水俣病になるとあんなことを言われるんだ」「俺はどんなに辛くても水俣病だけはなりたくない」と言っていました。

でもだんだん体の痛みが強くなりました。若いときは酒に弱く、少し余計に飲むともどしたりする人だったのに、酒を飲まないと眠れないようになりました。だんだん酒の量も増えて酒に飲まれるようになりました。二日酔いをし、仕事も休みがちになり、そういうことが続くにつれ、夫婦の会話もあっけない一言でけんかになるようになりました。会社から電話が来たり、私が弁当を詰めてやったりしても、友達のところに隠れ、会社に行かない日が増えてきました。そんなことが続くようになり、家庭でもケンカが絶えないようになってしまいました。注意をすれば暴言、暴力で全く手に負えない時期もありました。主人が酒に酔って来ると私と子どもたちは鳥肌が立つほど怖かったです。

あのころのことは思い出したくないし、お話ししたくない気持ちでいっぱいなんですけど、水俣病は自分の悩みだけでなく家庭の悩みもあるんだということを皆さんに分かってもらいたくてお話をしているんです。本当は思い出だけでも辛いんです。転んだり暴力をしたりして、部屋のガラスなんかもう何枚割ったかわかりません。どうにもならないときは車庫の2階に子どもと逃げ込んで寝たこともありましたが、押し入れの中に隠れて寝たこともありましたが、まさに地獄のようでした。当時私は「死んでからの地獄極楽はないんだ」「生きているときの地獄極楽なんだ」「私は地獄に落ちたんだ」と思って毎日暮らしていました。この世の中から酒がなくなればどれほど喜ぶ人たちが多いことだろう、と毎日思っていました。一時は「死んでしまえばどんなに楽だろう」と、夜に何回も阿賀野川の端に立って死んでしまおうかと考えたときもありました。たった一人の親にそんなことも言えません。「どんなことがあっても私さえ我慢していれば、しまいは分かってくれるだろう」と思っていました。無口で優しい夫でした。水俣病が人を変えてしまったのです。

私は、子どもたちを親無しにしてはならないと思って、ここまで我慢してきました。子どもたちも「どんなことがあっても母さんが好きにしていいたいんだよ」「お母さんが離婚したいならしてもいいんだよ」と言ってくれたときもありました。でも、自分が親のいない生活をしてきてわかるものだから、子どもを親無しにすることはとてもできませんでした。

主人は小脳が侵され運動機能が低下して歩行困難になりました。言語障害が起きて、しまいに目も動かなくなり飲み込みも悪くなって、介護施設や病院の入退院を繰り返しました。誤嚥性肺炎を起こし、そのために胃ろうにしました。胃ろうも受け付けなくなって、だんだんやせ細ってきて、カテーテルという延命治療（中心静脈栄養）もしましたが、丸々6年間の看病の甲斐もなく、2011（平成23）年12月25日天国へ旅立ってしまいました。本当に精神的、肉体的にも辛く苦しい毎日が続きました。

二次訴訟に参加

私たち被害者は気持ちのやり場のない辛い長い年月を過ごしてきました。私たち被害者を水俣病だと認めて償いをしてほしいという一心で、（認定申請を）棄却された人たちが集まり1982（昭和57）年、昭和電工と国を相手に234名で裁判を起こすことになりました。234名いた仲間たちが、現在では60名もいません。その人たちもほとんどが介護のお世話になって、総会とかの行動はほとんどできなくなってしまいました。

私たちの裁判は、第一次訴訟の人たちみたいに4年くらいで判決を取る予定でしたが、とてつもなく長くかかってしまいました。新潟地裁で10年かかりました。新潟地裁は私たちを水俣病患者と認めてくれたにもかかわらず、昭和電工はいったん認定審査会で棄却された人たちを認めるわけにはいかないと控訴し、高裁で3年半も戦うこと

になってしまいました。本当に辛い長い裁判となってしまいました。仲間からは「いつまでかかっているんだ」「会費ばかり取りやがって」と言われたこともありました。その頃私は（新潟水俣病被害者の会）幹事をしており、「行動は代わり代わりしましょう」「辛いのは同じだから」ということをお願いに行くと、そのようなことを言われました。そういう思い出も忘れることはできません。

裁判中は、少しでも多くの人に水俣病を理解してもらおうといろいろな行動を繰り返しました。世論を高めるために、東京には多い時には月に4、5回も出向き、街頭宣伝やビラ配り、昭和電工前での座り込み、環境庁交渉、県内112市町村への協力要請、それから熊本水俣病の被害者と共に首相官邸前や国会前での座り込みなど、血のにじむような行動を繰り返してきました。そのなかで、木枯らしの打ち付ける寒いときには熱い飲み物を、暑くてうだるような時には冷たい飲み物をくださる方、昭和電工前で一緒に座り込みをしてくれた方や「頑張ってください」「まだ水俣病終わらないのですか」といってカンパをしてくださったりする人たちもいました。その人たちのあたたかい心には今でも感謝の思いでいっぱいです。

多くの支えのなかで

私は1988（昭和63）年7月30日、岩手県盛岡市であった全国母親大会という大会に参加することができました。行くのに1日かかりました。翌日は分科会、3日目は全体会。南は沖縄から北は北海道まで、全国の1万人もの母親が集まる大会でした。こんなに大きな大会のところで訴えるのは初めてでした。新潟水俣病の実態を一人でも多くの方々に理解していただくために、弁護士の坂東（克彦）先生と一緒に訴え続けました。感動の余り足ががたがた震えて涙が止めどなく流れ、心まで洗い流される思いでした。全国の母親の頑張る姿に圧倒されると同時に、こんなにも強い信念と努力を惜しまない人たちが大勢いることに気づき、私も何かできないものだろうかと思いました。今までの消極的な自分を本当に恥ずかしく思い、もっと積極的にやらなければならないようになりました。これからは1人でも多くの人に水俣病の真実を伝えていこう、どんなことを言われようと、どんなことをされようと我慢して頑張っていこうと、その時から決めました。この時、私は今までの自分にはない自分を発見したと思っています。

その後、2012（平成24）年には新潟大会にも行き、外国では2002（平成14）年タイのバンコクにも行き、訴えることができました。2011（平成23）年1月には千葉の国際会議にも参加することができ本当に貴重な体験を多くすることができました。

裁判は、起こしてから13年後の1995（平成7）年12月、村山内閣の時に和解で決着を見ました。内容は決して十分だとは言えませんが、高齢化が進み、生きている内に解決をという強い願いでもありました。これまでの運動が実を結んだと思っています。共闘会議という大きな組織に守られ、弁護団、医師団を初め、全国の多くの支援をいただき、解決まで頑張ることができたのは何ものにも変えがたい宝物であります。

でも私がテレビや新聞に出るたびに、友人に「節子さんあそこまでやらなくてもいいのに」と言われました。友人も私のことを思って言うってくれるのだと思います。二度とこのような公害で苦しむことのないようにという強い思いで頑張ることを決めていたので、私たち被害者が長年苦しんできたことを多くの人たちに理解していただき、二度とこのようなことが起きないのであれば、私の今までのことは無駄でなかったと思っています。

この50年間、水俣病のことが頭から離れることは1日ありません。私にとって水俣病の戦いは、苦しいながらも自分自身を成長させていただいた戦いでもあったと思っています。長い人生本当にいろいろありましたがその都度乗り越えていくことができました。これから残された時間は、多くの方々に支えていただいた恩返しのつもりで頑張っていきたいと思っています。これからは楽しく、悲劇を喜劇に変えて頑張っていきたい。一生懸命に生きていけば必ずや何かを残すことができるとしています。



今も続く偏見と差別

5 水銀に関する条約の制定に向けた議論のための政府間交渉委員会の第2回会合のサイドイベント「Message from Sufferers of Minamata」で新潟水俣病の語り部として話をした。

裁判が終わっても被害者の痛みや苦しみは死ぬまで続きます。一番つらいのはやはり、いまだに残る水俣病に対する偏見や差別です。

私は役員をしているために、新聞やテレビに出るたびに白い目で見られてきました。皮肉もたくさん言われました。そのことが精神的につらく苦しい時がありました。水俣病は外見から見てわかりにくいために、差別や偏見の目で見られるのです。その差別と何十年も私たちは戦ってきました。差別や偏見があるのは、水俣病に対する正しい理解と知識がないためだと思っています。

還暦の時、同級会の案内が来て、久しぶりに同級生と会おう、孫の話でもしようと思いにして行きました。でも、私を見る同級生の目は変わっていました。もう大きなグループができていて、私が行くとそのグループみんなで私を見ていました。私は何をしに来たんだろうと思いましたが、せっかく来たんだから気にしないでその場を楽しくしてきました。

そして喜寿の時の同窓会に、もう最後かもしれないと思って行きました。そしたら私に対する同級生の態度が還暦の時と変わっていました。「おいおい節子、来たか」と言ってくれました。みんなが本当に温かい目で迎えてくれました。そして写真を撮るときも「おいおい節子、お前真ん中に来いよ」なんて言ってくれました。本当に嬉しく思いました。私たちの働き、この資料館の存在は本当に無駄ではなかった。一生懸命、死に物狂いで語り部をし、何を言われても頑張ってきた甲斐があったと思えました。

今でも裁判は行われています。自分の症状が水俣病であってもわからない人、差別や偏見を恐れて名乗り出られない人も、今もまだ大勢います。私たちは何の悪いことをしてきてないのです。親から受け継いだ、ごく普通の生活をしていて、知らずも水俣病になったばかりに、こんなにも苦しい思いをしなければならないのです。

「水俣病になればお金がもらえるから、水俣病になろうとしている」とか「大したこともないのに水俣病になればお金が入るから申請した」、そんなことを言われます。そしていまだに「節子さんの家に行くとき水俣病だと思われるから」と言って、わざわざ回り道をしていく人もいます。そういうところに生きていかなければなりませんので、とにかく私は強くなければと思っています。そして自分に自信を持つことだと思っています。一人の力でできないことも、大勢の力で団結して頑張っていれば必ずや道は開ける。私は、歯を食いしばって頑張っていれば、いつかは生きてよかったと思える日が来ると信じて生きてきました。体は病気でも心まで病気にならないようにしようと、努力しているつもりです。人をいたわる心、人を思いやる心を大事にしていきたい。水俣病を通して多くの体験や経験をすることができました。それは水俣病にならなければできない経験もたくさんしました。

人から人へ語り継ぐ

2001（平成13）年8月1日、私たちのような思いを子どもたちにはさせたくないという思いで、この資料館（新潟県立環境と人間のふれあい館—新潟水俣病資料館—）が開館しました。一時は「寝た子を起すな⁶」とか、いろいろ反対もありましたが、私たちはそれを乗り越えて資料館を建設することに力を尽くしました。二度とこのような公害で苦しむことのないように訴えていくのが私の役割だと思っています。「語り部をしてくれ」と言われた時、最初は「とても私は自信がない」と言いましたが、「そんなこと言わないでやってくれ」ということだったので頑張っただけでここまで来ることができました。それもみんな周りの人たちの支えがあったからこそです。半世紀—53年の戦いのなかで、本当に苦しいながらも自分自身を成長させてもらったと思っています。これからも被害者や家族が苦しんできたことを一証人としてしっかりと伝えていくことが私の役割だと思っています。そして私の体験を聞いた人がさらに誰かに伝えて、人から人へと語り継がれていくことが、公害のない平和な世界につながるのではないかと私は確信しています。

これからも水俣病に対するご理解とご支援を賜りまして私のつたない語り部を終わらせていただきたいと思います。本当に長時間ご静聴ありがとうございました。

6 「寝た子を起すな」 収まっている物事に対して不必要なことをして、問題化するなという意味。やっとな寝静まった子どもをわざわざ起こして泣かせるという意味から転じた。部落差別をはじめ、マイノリティが受けた被害等について、社会問題化された際に、問題化すること自体を否定するような言動を指す。

[レポート]

新潟県立環境と人間のふれあい館見学 塚田眞弘館長のお話「新潟水俣病にみる差別と偏見」



「環境と人間のふれあい館」（以下、ふれあい館）は、1995（平成7）年12月の新潟水俣病被害者の会・共闘会議と昭和電工との和解協定締結を契機に建設されました。ふれあい館は、「新潟水俣病の経験と教訓を後世に伝えるとともに、水の視点から環境を大切にする意識を育み、公害の根絶と環境保全への重要性を認識していただきたい」（パンフレット4頁より）という考えから運営されています。

館長である塚田眞弘さんは、獣医師として保健所を中心に勤務していました。県庁生活衛生課長の時に水俣病行政を主管しておられ、そこで多くを学ばれたそうです。途中、メチル水銀中毒について説明を挟みながら、「新潟水俣病にみる差別と偏見」というテーマでお話いただきました。

「環境と人間のふれあい館」設立までの経緯

近代産業が興りはじめた明治時代から栃木の「足尾鉍毒事件」、富山の「イタイタイ病」「熊本水俣病」、四日市公害（ぜんそく）そして「新潟水俣病」と続く中、公害防止施策がほとんど行われないうまま、水質汚濁問題等の公害は、戦前とは比較にならない広がりを見せました。国は「国力」か住民の「健康」かの二者択一の中で、「国力」を選んでいったと言えます。新潟水俣病の被害者は、旧来の見舞金を支払う公害の解決法から、近代日本の公害裁判への先駆的役割を果たしていったのです。

1967（昭和42）年2月19日に放映されたNHKのテレビ番組「二つの証言」の中で、昭和電工の安藤信夫総務部長（常務）が新潟水俣病について「国が昭和電工の廃液が原因と結論を出しても我が社は絶対に認めない」と公言をしました。その番組を見た被害者は、訴訟に踏み切る気持ちが固まったと言います。

第一次訴訟判決では原告勝訴が確定しました。1971（昭和46）年9月29日のことで、新潟日報には、「被害者側、ほぼ全面勝訴」という見出しで、誰にいくら支払われたかが実名で掲載されました。当時は、個人情報への意識はなかったのです。自分の症状と賠償金額に対する他原告との比較のそれが、地域の分断の原因ともなりました。第二次訴訟は1996（平成8）年に和解が成立しました。そして昭和電工からは、地域の再生・振興のためとして、県へ寄付があり、2001（平成13）年にふれあい館の開館へと至ったのです。

偏見と中傷

多くの患者は、公害による障がいによって健康を奪われて苦しんだばかりか、心無い言葉や行動で精神的に深く傷つけられました。自分の障がい認められないのに病の苦しみがあること、裁判を起こせば「金目当て」「ニセ患者」と中傷され、偏見を持たれたことなど、その痛みははかり知れません。水俣病は、被害者の平穏な生活と健康を奪っただけではなく、それまで育まれてきた地域の絆までも壊したのです。

熊本の水俣病患者には以下のような言葉がなげつけられたと言います。

「患者のせいで魚が売れん」「貧乏人が会社にものごいしよる」「明日から働きに来んでよか、このなまけものが」「うつるけん、よるな」「伏せていたばってんが、認定されたらバイクで走りよる」「あいつらは弱った魚ば食うて奇病になった」「補償金もらったもんは寝てても蔵が立つ」

水俣市民は差別する側、される側に分断されたわけですが、やがて水俣市民全員が差別される側になっていきました。では、新潟水俣病にみる差別や偏見の醸成はどうだったのか。その背景を三つ考えました。一つは、一

次訴訟判決で、原告一人ひとりの請求額と認定額が報道されてしまい、自分の症状と賠償金額に対する他原告との比較により、ねたみが生じたのではないかと。二つ目が、人間の癖として「大変なことを大変」と表現せず、大変さをストレートに表現しない癖により、一般の人に大変さが伝わらないのではないかと。三つ目が、食中毒として100人が同じものを食べても発症するのはそのうちの数パーセントでしかない、その数パーセントの人を患者と認めず、「ニセ患者」として見てしまったのではないかと、ということです。

病院でも「ニセ患者」差別があり、看護師に嫌味を言われたり、医者から「本当に聞こえないのか」と、聞こえるというまで何度も聞かれ続け、面倒になったので聞こえると言ってしまったこと、診察の順番を後ろにまわされたり、病院を訪れた際、裏口に回されたりしたといった話を聞きます。また、当時の週刊誌の記事などでは、女性の妊娠、出産、結婚への差別が、水銀による健康への影響の偏見を否定せず、強調されてとりあげられました。

最後に塚田館長は、新潟日報への現代の子どもたちの投書の記事をとりあげ、いじめや差別をなくしたいと考えている子どもたちの声を紹介されました。(子どもたちでさえ、差別・偏見はだめだと言っている。水俣病患者に対する差別・偏見はやめなくてはいけない。)

まとめとして、新潟水俣病を学ぶ意義は、産業理念や自然環境保全の意識、社会の在り方や人間としての生き方にかかわって後世に伝えるべき大きな教訓があること、そして、新潟水俣病の正しい理解、社会や自然、人間に対する見方・考え方を育てることにあるとお話してくださいました。ふれあい館という資料館ができて、資料収集や発信の活動がしやすくなった、それに尽きると語られました。

ふれあい館は、地元の小中学校が年間100校ほど利用しており、希望があれば語り部さんを車に乗せて出張をすることも実際行っているそうです。15年前に「新潟水俣病のあらまし」という冊子を学校に送ってみたところ、授業で使ってもらえず、4、5年経って、地域の校長会でそのことを話すと、「学校にはそういった資料がたくさんあるので埋もれてしまった」と言われ、使い方も情報発信するようになったということです。

ふれあい館で展示している公害が「つらくて暗いこと」と思われるのではいけないと、夏休み工作教室で「貝殻風鈴」「水のり万華鏡」やクリスマス工作(世界で一つのXmasリースを作ろう)を行うなどと公害と直接関係のない活動もし、地域になじむようにしているということでした。ふれあい館の職員にも、新潟水俣病を伝え継いでいる、地道なことをやっていくしかないとお話してくださいました。

(報告：近藤牧子)

自分の診断が「違う」と言われて頭に来ないのか

記録：谷内久美子

編集校正：関礼子、谷内久美子

聞き取り場所：新潟県立環境と人間のふれあい館

日付：2018年8月30日

【関川智子さん】

1942（昭和17）年生まれ。新潟大学医学部卒。医療法人新潟勤労者医療協会 沼垂診療所所長、医師。



人生を変えた言葉

水俣病の診断をするようになってから40年以上経ちます。今年（2018年）の24時間テレビで「自分の人生を変えた言葉とか人」というものが出てきました。私が水俣病にどっぷりつかるとなったきっかけとなる言葉をお話します。

1971（昭和46）年の新潟水俣病第1次訴訟で患者さんが勝った後、水俣病の患者さんがすごく増えたんですね。私が診断書を書き始めたのがその年です。それからただひたすら診察して、申請書と診断書を書きました。最初のうち書いた人には認定された人もいたんですけど、その後は認定された人はごくごく一部ですね。10分の1にもいかなかったと思います。大多数が棄却されたんですね。その頃には、診断基準が変わっていたんですね。非常に人数が多いですから、実際に診察を受けるには2、3年かかるんですね。そのような状態ですから、結果が出るには本当に2、3年から4、5年経つような状況でした。当時の私は、そういった人に「時期が悪いのよ。もっと早く申請すべきだったのよ」というような話をけろっとして言っていたんですね。あまり良いことではないですけど。

1980（昭和55）年頃だったと思います。第二次訴訟（1982（昭和57）年～1996（平成8）年）で、小武節子さん（新潟水俣病被害者の会会長）たちが裁判をしていた頃ですね。裁判に関わっている医師と弁護士が、時々一緒に交流会をやっていたんですね。その時に、ある弁護士さんから「先生は、自分が『水俣病』と診断したのが『違う』と言われて、頭に来ないのですか」と言われました。これはなかなか手厳しかったですね。一般の人からそう言われたとしても、「そうかな」と思うぐらいなのですけど、弁護士は医師が患者さんを水俣病と診断した後、どういう経過を通過して認定されるか、わかっていらっしゃるのに、なんでそんなことを言うんだろうと思ったんですね。当時の私があまり裁判に熱心じゃなかったのもう少し深く関われということを書いたかっただけかなと思いました。

新潟で水俣病の診断をしている医師は少ない

水俣病の診断は、新潟県内の神経内科の先生であれば、できることになっています。ですが、私の勤める医療法人の中で神経内科の先生が何人かいらっしゃいますけれど、水俣病の診断を行っている医師は私一人です。ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟では、「あなたは神経内科医ではないですよ」、「神経内科医ではなければ、水俣病の診断していけない」というふうになんて言われ、いじめられています。国は私が裁判所に診断書を出した時に「神経内科医ではない」という反論書を書きましたね。国（被告）側の医師は水俣病の診断をしたことない人だったにもかかわらずです。そういう状態です。

7 1963（昭和11）年、阿賀野川下流域の旧大江山村江口（現 新潟市江南区）に生まれる。1982（昭和57）年に新潟水俣病被害者の会が結成されると、小武さんも被害者の会に加わり、新潟水俣病第二次訴訟に原告として参加した。夫の協力を得ながら活動を続け、2008（平成20）年には新潟水俣病被害者の会の会長に就任した。

水俣病の診察をしているのは、私がいる沼垂診療所か斎藤恒先生の木戸病院かということになります。裁判に関わらなければ、他の医者も水俣病の診断をやってくださるんじゃないかと思いますが、裁判ということになると水俣病の診断を嫌がる。医者が診断してくれないと運動は起こせない。

水俣病被害者の救済制度

1969（昭和44）年に公害にかかる健康被害の救済に関する特別措置法（救済法旧法）というものが公布されまして、その後1974（昭和49）年に公害健康被害補償法（公健法）というのができました。水俣病と認定されるには、公害健康被害認定審査会というところを通らなきゃならなかったんですね。そこには、医学とか法律学その他の学識経験者が知事や政令市長が任命する15人以内ということになってました。

実際、水俣病の被害者が救済されるにはどうするのか。まず自分は水俣病かなと思うと、私たちみたいに大学外の医者にまずかかります。最初の頃は、直接大学に行ってもよかったんですね。ところが補償法ができてからは、直接行っては駄目ということになりました。そして、私が診察したみなさんは大抵たくさん川魚を食べている方で症状がいっぱいありましたから、診察をして診断書というのを書きます。その診断書を、患者さん自身が新潟市、新潟県に持っていくんですね。そして、大学で検査を受けます。神経内科に行ってそれから眼科、耳鼻科、整形外科でみてもらって、最後に神経内科に行って、そしてその結果をまとめたものが認定審査会にかけられるという形になるわけです。ずいぶんと時間がかかる訳です。そして、認定か棄却かの処分が下されます。認定されると、公健法による補償給付ではなく、昭和電工との補償協定に基づく給付が受けられる。そういうふうな制度になっておりました。

新潟水俣病患者認定状況をみると、最初の頃は100パーセント認定だったんですね。それから1971（昭和46）年ごろになると、認定申請はダーっと増えていくんです。ところが、認定者数は年々減少してくるんです。以前は、一つでも症状があれば水俣病と言われるという大石先生⁸がおっしゃった通知が、1971（昭和46）年の後半からそういうのが通じなくなってきたんです。そして、棄却が少しずつ出てきて、申請しても前みたいに100パーセント認定されないというのがわかると、最終的には認定申請者も減ってきますし、認定される件数も減ってきます。棄却がどんどん増えてくるんですね。

そして始まったのが新潟水俣病第二次裁判ということになります。今、被害者の会会長の小武節子さんたちが裁判を起こした時のものですね。

水俣病の認定申請の二つのハードル

水俣病の症状にはどういうものがあるのか。なんといっても、自覚症状がすごく強く出てきます。頭の方から足の先まで、いろんな症状が出てきます。そういう症状が日常生活、家庭生活上に響く、非常にいろんな不都合を起してくるわけです。なんといっても夫婦生活が上手くいかないとか、非常に大変なことでした。家の中で今までやってきたことがどんどんできなくなるんですね。そうすると、家の中で一番偉い親父さんも馬鹿にされるということが起きてきます。そして、「うつるから悪い」と言われてお風呂に入れてもらえないとかね。授乳規制とか妊娠規制とか、さらに運が悪かった人は流産・死産・不妊ということが起きました。あと、日常生活では包丁が上手く使えない、いわゆる家事がうまくできなくなるんですね。包丁を落とすとか、怪我ばかりしたり。あとは、夏でもアンカを使わないと生活ができないぐらい、手足が冷たくなってしまふんですね。血流が悪くなるんです。火傷したり切り傷なんかはわからなかったり、そして悪化しやすくなってきます。テレビがよく見えないとか、音が聞こえないとか。あとは足の痺れがひどくなってくるとうまく歩けなくなったり。また、そういうことで、経済上、それから職業上、社会生活上、隣近所のいろんな人たちとの付き合いが悪くなっていくんですね。



そんな状態なので、新潟水俣病の認定申請をしたいと思っても、患者さんには大きなハードルが二つあるんですね。

8 大石武一氏。第2代環境庁長官（1971（昭和46）年～1972（昭和47）年）。水俣病の認定要件を「感覚障害などの症候が一つでもあり、有機水銀の影響が否定し得ない場合」とする事務次官通達を出し、患者救済の道を広げた。

一つは、「病気そのものに気づきにくい」という点です。今、お話ししたように、新潟水俣病の診断は自覚症状が主体になるんです。自覚症状というのは他の人にはわからないですよ。手が痺れる、足が痺れるっていったって、痺れてもちゃんと歩けてるじゃないかって、ちゃんと仕事をしてるじゃないかと。そういう言われ方をしますから、病気そのものが皆さんから認められない。

だいたい水俣病というと、狂い死とか非常に重症な人たちがマスコミなんかで紹介されたりしますから、あそこまでいかないと水俣病じゃないっていうふうなことを、患者さんの家族とか世間の人もそう思ってしまうんですね。そういう高濃度に汚染された人たちはわりあいと目につきやすい。そうすると、高濃度の汚染の人たちは、痙攣が起きたり、麻痺が起きたり、死亡したりということになりますよね。そのうちにこの辺になると、いわゆるハンター・ラッセル症候群⁹と言われるように、視覚障害とか聴覚障害とか、それから視野狭窄とか起きたり、いろいろな症状が出てきます。歩行障害なんかも出てきますし、喋ることができないような方も出てきます。

でも、ともすると、汚染されなかった人たちとあまり変わらない生活をしていらっしゃる方もいるんですね。外から見るとほとんどわからない。だけど、診察してみるとちゃんと症状があると。でも今はそれがなかなか認められないです。

それからもう一つのハードルは、「差別偏見の厚い壁」です。最初の頃は水俣病の患者さんたちはわりと症状が強かったんですけど、そういう人たちが裁判のためなどで地域を集会を開くために集まったりしますよね。そうすると、その後を警察が付いて回るようなことがあったという話を聞いたことがあります。そういうことがあると、水俣病のことは家族の中でも話さなくなってきてしまう。

ある家は「うちからは水俣病は出さない」と。出さないという問題じゃないんですよ。だって、水俣病は病気ですから。出さないといっても感染症とは違いますから。注意してたって、魚を食べてれば出てくるわけですよ。そうだけでも、親族の中で「水俣病隠し」がある。だから、今、私たちが闘っているノーモア・ミナマタ訴訟の原告の中にも、お父さん、お母さんが認定されていたのに、それを知らなかったという人たちがいます。「なんで自分がこんな病気になったのか」と考えていらっしゃる方も何人もいました。たまたま診察に来られた方に、あなたのお父さんもお母さんも認定患者でしたよって言ったら、「そんなこと全然知らなかった。親も何も言わなかった」ということがよくありました。

あとは、地域や職場の中でも、水俣病に認定されたということだけでクビにされたという方がいると聞いたことがあります。だから、外では絶対に言わない。患者さん同士で集まったときは、いっぱい水俣病の話をして。だけど、外に出たら絶対に水俣病の話をしてない。そういうことがよくありました。

もう少し自治体なりマスコミなりが、水俣病はこういう原因で起きて、こういうふうな病気なんだということを細かく丁寧に説明してくれればよかったんですけど、そういうのは一切ないですよ。だから、かえってかかった人が後ろめたくなっていく。また、昔の新聞では、水俣病に認定されると名前が出たんですよ。本人が黙っていても、名前が出たりしたもんですから、非常に困ったことがたくさん起きたんですよ。

水俣病が患者さんの生活に与える影響

阿賀野川沿いの一番海側に松浜という地域があります。そこではどちらかというと海の魚の方がなくて、川の魚の方が安かったんですよ。だから貧乏人は川の魚を食べる、金持ちは海の魚を食べるみたいなものを見方をするところがありました。「あそこは川の魚ばかり食べていたから水俣病になった」と言ったりする、そういう差別もありました。松浜地域でお蕎麦屋さんをやっている人の話なんですが、水俣病の認定申請をして松浜地域としては初めて認定されたんです。水俣病に認定された途端に、お蕎麦屋さんにも誰も来なくなって、いわゆる開店休業という状況になったんですよ。そんなこともありましたから。だから、患者さんは水俣病だということを隠してました。

水俣病の症状の一つに味がわからないというのがあります。味覚の診断は大変なんですけども、本当に味がわからないんです。そして匂いもわからないという方もいますね。この間、亡くなられた九州の会長さんなんですけども大

9 メチル水銀の中毒症状のひとつ。中枢神経症状があり、感覚障害、運動失調、視野狭窄、聴力障害が代表的な症状。最初にメチル水銀中毒の症状を報告したイギリスの医師たちの名を取っている。(参考 国立水俣病総合研究センター「水俣病の悲劇を繰り返さないために ―水俣病の経験から学ぶもの―」<http://nimd.env.go.jp/syakai/webversion/houkokushov3-1.html>)

石利生さん¹⁰という方なのですが、その方が新潟に来られた時に「大石さん、美味しい魚と美味しいお酒で飲みに行きましょうよ」とお誘いしたら、「ありがとうございます。先生がそんなこと言ってくださっても、私はなんにも味がわかりません。だから、気持ちだけで良いです。魚でもお酒でも、本当に味がわからないんです。だから、自分は死ぬ前に一言、自分の為に美味しかったぞって行ってやりたいと思うけども、美味しいということがどういうことかわからないよ」というふうに言っておられました。

また、加茂の筆筒屋さんに勤めていた建具屋さんの話です。新潟では、加茂って筆筒が作られるところとして有名なんですけれども、その人は、筆筒を作る学校ですごく優秀な成績で卒業しました。卒業したら、建具屋をやろうと思ったけれども、なかなか上手いかない。カンナを研いだ後、切りはらうように指でこうカンナを触るんです。指でカンナを触るんだけどその指の感覚がないから分からない。そうしたらどうするかというと、研いだかんなを唇でこういうふうに触っていたんですよ。手の先より唇の方がその時は強く感じたらしくて。でも、そのうちに唇でも触っているか分からなくなりました。そうすると、社長さんが待遇を良くしてくれまして、筆筒を車に載せて届ける作業にまわしてくださったんですよ。その仕事にまわして下さっても、力が無いから筆筒を持ってなくて、ただ一生懸命働いている若い人の後についていだけという仕事をしていたということでした。

他に、仕立て屋さんの話もあります。その方は兄弟の中で一番年下で、女性で体格もあまり良くなかったのが、仕立て屋さんに奉公に行って、一人前の仕立て屋さんになったんだそうです。ところが、いざ独立して仕立てをやりようと思ったら、針に糸が通らない。真っ直ぐに縫うこともできなくなってしまって、結局、仕立てをやめてしまったということでした。

国と自治体が対策をしていれば、新潟水俣病は発生しなくて済んだ

1968（昭和43）年に、政府が「水俣病は九州も新潟も水銀で汚染された魚を食べたせいになった」という見解を出しました¹¹。この時期で出したのは遅い訳ですけども、公害ということが明確になりました。だけど、実際は、熊本の水俣病は1956（昭和31）年の時点でチッソの排水が原因だったと指摘されているんですね。関西訴訟¹²では、1960（昭和35）年の時点で、国と自治体に責任があるという判決を出しているんですよ¹⁴。もっと政府見解が早くできていれば、そしてそれなりに対応していれば、新潟水俣病は発生しなくて済んだんじゃないかと私たちはいつも思っております。

なぜ52年判断条件にこだわるのか

1971（昭和46）年に、新潟地方裁判所で、昭和電工の責任を認めて勝訴しました。その後、1977（昭和52）年7月の環境庁通知¹⁵で、症状の組み合わせが必要だ、そうじゃないと水俣病とは言わないと通知されました。その次が、1978（昭和53）年の環境庁通知¹⁶で、専門の神経外科の先生方がみて蓋然性が高い人が水俣病という通知もきました。

その後、熊本第二次訴訟、熊本第二次控訴審では、チッソに対しては被害者側が勝ちました。けれども、今もって沢山の判決が出ている中で、水俣病の認定については1977（昭和52）年の環境庁通知でなされた判断条件に基づいてなされています。1977（昭和52）年の判断条件はどういうふうなものかという、一つは有機水銀で沢山汚染

10 水俣病不知火患者会長。2018（平成30）年7月6日死去（78歳）。

11 1968（昭和43）年9月26日、厚生省及び科学技術庁は、政府統一見解を発表し、熊本で発生した水俣病については、チッソ水俣工場の「アセトアルデヒド酢酸設備内で生成されたメチル水銀化合物」が原因であり、新潟水俣病については昭和電工の「アセトアルデヒド製造工程中に副生されたメチル水銀化合物」が中毒発生の基盤であると発表した。

12 1956（昭和31）年5月1日、チッソ水俣工場附属病院の医師が、水俣保健所に対し、水俣市内において脳症状を呈する原因不明の患者が発生した旨の報告をした。水俣病公式発見。11月に熊本研究班がチッソの工場排水が最も疑がわれると結論した。

13 かつて水俣湾周辺で生活し水俣病に罹患したと主張する関西在住の原告らが、チッソ(株)、国、熊本県を相手取り損害賠償を求めた訴訟。唯一、1995（平成7）年の政治解決を選択せず判を継続し、2004（平成16）年最高裁で勝訴した。

14 水俣病関西訴訟では、国および熊本県が健康被害の拡大防止のために規制権限を行使しなかったことが国家賠償法1条1項の適用上違法となるとの判決が出されている。（2004（平成16）年10月15日最高裁判所判決）

15 1977（昭和52）年7月1日、環境庁（現環境省）が環境保健部長通知「後天性水俣病の判断条件について」を通知

16 1978（昭和53）年7月3日、環境庁（現環境省）が事務次官通知「水俣病の認定に係る業務の促進について」を通知。

された魚を食べたかどうかということですね。もうひとつは症候の組み合わせです。

感覚障害があって運動失調があるという人が水俣病だと。それから感覚障害があって運動失調が疑わしくて、健康機能障害または視野狭窄があったり。感覚障害があって、視野狭窄があって進行性の症状がある場合、あと感覚障害と運動失調が疑わしくて、そのほかいろいろあるのですけども。これではなかなか厳しいですね。

感覚障害は認められやすいんですけども、運動失調はなかなか認めてもらえません。運動障害というのは、右と左の手の動きが上手く合わなとかね、協調障害というんですけども。あと、指をはなしてその後ちゃんと鼻の頭につかなくて頬のところにいっちゃうという、そういうのですね。それから歩くのが上手くないとかね。そういうのがあります。この運動失調を所見としてとるかとはならないかは、かなり医者¹⁷の独断によって違いがあるような気がするんですね。そして、なかなか認定審査の段階では所見として取ってくれないんです。私なんかこういう障害があると診断しても、なかなか大学の先生は所見として取ってくれません。平衡機能障害っていうのは、きちんと歩けるかどうか、その検査の方法が問題になりますね。視野狭窄というのは、周りが狭まってきて真ん中しか見えないという。狭まりが強い人は今時はいませんけども、真ん中は良く見えるけども脇は本当は見えにくいっていうようなものです。視野狭窄までいかななくても視野の遅延とかそのような言葉を使ってくるんですけども、それもなかなか取ってくれません。そのようなところは、ずっと診察して診断書を書いていても、なかなか審査会で水俣病として認めてもらえないところですよ。

60年前の結果を日本で生かそうとしないのか

水俣病京都訴訟判決（1993（平成5）年）では、企業と行政側の責任を認めたとですね。その時に活躍してくださった浅岡美恵さん¹⁷が文献を調べて、1930（昭和5）年にツァンガーが書いた水銀中毒に関する論文が出てきたんですね。その後、ヨーロッパでは、水俣病のいろんな所見は確立されているし、対応法もちゃんと確立されていることがわかりました。確立されているっていっても、このくらい水銀を取り扱う職場に勤めたら別のところに職場交換するというような形で、同じところに長く勤めさせないというような対応法ですね。それからハンター・ラッセル症候群という言葉がでてきたのが、だいたいこの時期なんですね。

ツァンガーは、水銀中毒の経験の中で、①化学合成工場で水銀が触媒として使用されている、②有機水銀が生成する、③労働者に有機水銀中毒が起きている、④症状、⑤労働災害の予防について研究していました。特にこの「④症状」は、私たちが当時見ていた患者さんにそっくりな症状なんですね。そしてツァンガーの論文は、日本でも3つの大学¹⁸にあったんですよ。熊本の原田正純先生¹⁹に「なんでそれを利用しなかったんですか」とうかがったら、ツァンガーの論文がドイツ語で書かれていたんですよ。英語だったらさっと取り出して読めても、ドイツ語だからやっぱり読みづらくて。原田先生自身がそう白状していました。白状というとおかしいですけど、そうおっしゃっておられました。

カーランドは、アメリカ国立保健衛生研究所の疫学部長をやっていた方なんですけども、1958（昭和33）年、1960（昭和35）年に来日して、水俣病患者さんを診察しています。水俣湾の有機水銀説を動物実験及び文献調査に基づいて支持し、国及びチツツに対し被害防止のための勧告をしているんです。勧告を受けたにもかかわらず、熊本県はこれを利用しなかった。60年前のツァンガーの文献よりもカーランドの論文は手に入りやすいし読みやすかったと思います。そういう研究成果が一つでも使われていたら、もうちょっといい方向に行ったんじゃないかと思いません。

食用禁止措置が出されていたが、誰も知らなかった

特措法（水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法）では、1960（昭和35）年から1965（昭

17 弁護士。NPO法人気候フォーラム代表。水俣病京都訴訟などの公害問題に関わる。

18 この論文は1938（昭和13）年に東京大学医学部が入手していたほか、2、3の大学も入手していたが、水俣病との関わりで出てきたのは熊本水俣病京都訴訟が初めてであった。（参考：国立水俣病総合研究センター「水俣病の悲劇を繰り返さないために ―水俣病の経験から学ぶもの―」<http://nimd.env.go.jp/syakai/webversion/pdfversion/houkokushopdf.html>）

19 原田正純氏。熊本大学医学部で水俣病と有機水銀に関する多数の研究を行った。2012（平成24）年6月11日死去（77歳）。

和 40) 年末までが、新潟で水俣病が発症する時期となっています。1964 (昭和 39) 年というのは、新潟地震²⁰があった頃なんですね。35 年～40 年頃に新潟水俣病の患者さんが増えるんですけども、発症時期について、新潟地震の前の認定患者さんのカルテを取り出して確認したんですが、1955 (昭和 30) 年から発症が始まった人もいますよ。その頃、水俣病は公表されていませんでした。

その頃はどのような状況だったのかをみるために、新潟地震前の 1963 (昭和 38) 年に捕獲した幼魚中の総水銀量をみました。新潟で保存された検体をみると、総水銀量が高い数値ですよ。総じて魚齢が 3～4 ヶ月の小さな魚なんですけど、多くの水銀を含んでいました。当時の全国の主要河川の測定値のうち、最高値が福井県の日野川の魚で水銀量が 1.089ppm です。そういう時に、石戸のウグイが 7.48ppm といった値ですから、ずいぶん高いと思います。

新潟県が調査したニゴイだとかウグイだとかフナだとかの魚の総水銀量の経過をみますと、1965 (昭和 40) 年 1 月に昭和電工がアセトアルデヒドの生産を止めて、その時期にぐっと数値が下がってくるんです。魚介類の水銀の規制値は総水銀 0.4 ppm²¹ です。ぐっと数値が下がってきても、大きな魚では測るとかなりたくさん水銀が出てきます。例えば、1973 (昭和 48) 年の津島屋のニゴイは 30cm で 5.35g、ウグイは 27cm、2.20g、1974 年の津島屋のフナが 25.5cm で 4.95g、ニゴイが 40cm、7.20 g です。

1974 (昭和 49) 年 4 月に、新潟県衛生部が、阿賀野川産水銀含有量調査、総水銀最高ニゴイ 1.06ppm、ウグイ 0.85ppm などまだ基準値より高いと報告しています。引き続き 1975 年に食用禁止措置というものが、文章上では報告があるようなんです。ですが、津島屋とか阿賀野川沿いの人たちの中では、こういうのを誰も知らなかったんですよ。この年表を見て、私も初めてわかったんです。1978 (昭和 53) 年には、安全宣言というのを出します。これもおかしな話だと思うんですけども。

ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟

第二次訴訟の後、認定が棄却された患者さんが多くいらっしゃいましたし、それから関西訴訟で国と県に責任があるということ認められたので、九州で 1,000 人以上の人が新たな申請を出しました。私たちも、新潟にはまだ患者さんがいるんじゃないか、申請する機会を失っている人がいるんじゃないかと思い、認定された人や政治的和解をした人たちのご家族にお手紙を差し上げました。2 回ぐらいお手紙を差し上げましたら、やっと 34 人の方が集まってきました。調べてみたらみなさん水俣病の症状の所見がありました。それで、最初は水俣病の認定申請をしましたがけれども、3 人ぐらいしか認定されませんでしたね。そういう人たちが今度はノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟 (2009 年～2011 年) を起こしました。原告は 171 人でした。2011 (平成 23) 年 3 月に、国・昭和電工と和解し、171 人全員が一時金対象者と認められました。

熊本でも第三者委員会方式で水俣病被害者の救済を実現させることができました²²。この時は内閣が自民党ではなく、民主党を中心とする連立政権でした。2010 (平成 22) 年 5 月から水俣病特措法の申請が始まったんですけども、2012 (平成 24) 年 7 月に受付を締め切ったんですね。なんで締め切ったかと言うと、どうもチッソのお金がなくなりそうだということでした。チッソは、もともとお金がなくて県債を出して救済をしていた会社ですから、耐え切れなくなったみたいで、さっさと受付を締め切ったんですね。

特措法終了後、認定申請する人達がノーモア・ミナマタ第二次訴訟の原告になっています。今のところ第 1 陣から第 15 陣まで 147 名の方が原告になりました。家族や親戚の方、同じ職場の子どもさんなど、たくさんの方が認定申請に来られました。

変な質問ですけど、その方たちに「こんなに症状があるのに、なんで今になって申請のための診察に来たのか」と聞いてみたら、以前は認定申請するというのはかなり症状がきつかったということなんですね。認定申請をしたら地域の人になんて言われるかわからなかった。あそこばかり認定されてもらって何事だと言われるかもしれない。もう一つは子ども達がまだ小さかった。子どもが小さいと将来的に、嫁の来てもないし、娘であれば嫁にも行けないとい

20 1964 (昭和 39) 年 6 月 16 日発生。新潟県を中心に大きな被害をもたらした。地震の規模は M7.5。震度 5。

21 1973 (昭和 48) 年厚生省環境衛生局長通知「魚介類の水銀の暫定的規制値について」には、「魚介類の水銀の暫定的規制値は総水銀としては 0.4ppm とし、参考としてメチル水銀 0.3ppm (水銀として) とした」と定められている https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta5730&dataType=1&pageNo=1

22 ノーモア・ミナマタ熊本訴訟。2011 (平成 23) 年 3 月 25 日和解。

うことになる。そういう状況が起きた。だけど、今は、娘は嫁に行ったし、うちにも嫁が来て、孫も生まれた。そして元気だからもういいかなど。もう一つは、以前に比べると、地域の人たちも水俣病のことをちょっと話に出すようになった。地域の人たちが水俣病を認めてくれるようになってきた。そういうこともあって、原告として手をあげた。そんなことで、147名の方が闘っています。

裁判官が違くと判決に差がある

木戸病院の齋藤恒医師が関わっている新潟水俣病認定申請棄却処分取消訴訟の被告は新潟市です。そして、これは行政訴訟ということで、地裁では9人中7人を水俣病と認めたのですが、東京の高等裁判所では9人全員が認められ、原告が勝訴したんです。新潟市長も控訴しないということで、この人たちは救済されました。

一方、同じ齋藤恒医師の患者さんによる新潟水俣病第三次訴訟控訴審判決では、被告（国）側の主張を全面的に採用して、被害者を水俣病とは認められない、感覚障害についても他疾患の疑いがあるという判決だったんですね。

そういうことで高裁は高裁でも、裁判官が違つとこんなに差があるんだということがわかりました。そういう意味では裁判というのは非常に難しい面があるんだと思います

全被害者救済のために恒久的な制度を作って欲しい

新潟水俣病の被害者の自治体別の人数（2018（平成30）年1月31日現在）を見てみますと、やっぱり新潟市民が一番多いですね。次に多いのは安田町なんですね。そして、昭和電工がある鹿瀬町は、患者さんがすごく少ないです。住民が少ないというのもあるんですけど、しかし、こんなに差があるのかと思うんです。安田地域は非常に一生懸命に活動してくださる方がいらっしたんですね。阿賀野川でちょうど船がつきやすく、舟運が発展していたところですよ。

新潟水俣病被害者には、いろんな種類の方がいらっします。行政認定というのは、公健法（公害健康被害補償法）に基づく水俣病認定患者です。新潟水俣病被害者一覧を円グラフにしてみると、認定されているのは17%だけなんですね。水俣病は環境省特殊疾病対策室というところが所管しています。環境省は私たち住民を助けてくれるところではないんですね。医療手帳は平成7年の政治解決時の交付者で、被害者の会の小武節子さんはこの対象者です。保険手帳のみというのは、医療費の自己負担分のみ助成された保健手帳だけの所有者で、4%となっていますが、関西訴訟以降に認められた形ですね。特措法の対象者が一番多く48%を占めています。泉田前知事の時に、認定申請や裁判をしない人に対して医療手帳ではなくて福祉手当というのを出したんですね。認定申請中の人は4%です。

まだ新潟水俣病の被害者はおられます。患者さんが出ているところと出てない所の差があります。申請制度ではなかなか手をあげられない。いろんな手が挙げられない状況があって、全被害者救済のためには恒久的な制度を作って欲しい。認定制度はありますけれども、本当に数パーセント弱しか認定されないんですよ。救済には繋がらないと思っております。特措法のように申請を途中でやめてしまうという制度ではなくて恒久的な制度を作ってほしい。

水俣病からの回復とは

水俣病になったら身体的には回復しません。実際に病状が良くなるということはないんです。患者さんたちは、元の体に戻してほしいとよくおっしゃっていますよ。だけど、薬は効きませんし、注射ももちろん効きません。どちらかと言うと温めれば効果がありますので温泉が非常に効果的ですけど、本当に回復するということはないんですね

本当に、いつも患者さんには何もしてあげられなくて、切なく思うんですけどもね。中には水俣病と診断されることをすごく嫌う人がいるんですよ。いろんな症状が出てくると、水俣病のせいでどんどん悪くなっていく、そういう風を感じる方がいらっしますよ。高齢患者さんというのは動脈硬化が進んでいるので、今抱えている症状は直接水俣病と関係ないということ、水俣病の症状が悪くなったのではないよと言っております。水俣病と診断した時に、「遺伝しますか」と言ってきた患者さんがいますが、水俣病は遺伝しないという話をしています。

みんなで集まってお話ししたりする時、患者さんは一番幸せそうな顔をしています。言いたいことをどんどん言えますし、障害があることもやっていかないといけないなという話ができます。地域の方たちの中でも水俣病に関してざっくばらんな話ができるようになれば一番いいかなと思います。九州でよく「もやい直し」という言葉を使いますが、以前に比べれば少しは水俣病について話ができるようになってきたかと思います。他方で、一般の人たち

は、水俣病については口にチャックという感じを受けます。

患者さん自身が黙っていると、わりあいと変な噂を立てたり、差別とか偏見が出てきたりする。自分のためではなくて被害者みんなのためにというようなことで、テレビに出たり、いろんなところで活躍したりしている方がいらっしゃるんですけど、その人たちは個人の努力でそういう風にやってくさっている。そういうのは、ある程度、仲間がいないとできない。

患者さんがある人の家に行くと、走って戸を閉めにきて「あなたは家に来ないでください」って言われたことがあったんですね。そ

ういうふうなことがありますから、一人の努力も大切ですけど、地域が変わってくれないと。熊本県水俣市の吉井元市長が公式に患者さんの前で行政の過ちについて悪かったと頭を下げて謝罪したと聞いたんですけども、新潟でも上の人たちがそういうことをしてくれるといいかなという気がします。



酢山さんと阿賀野患者会の関わり

記録：こうえんてい

編集校正：関礼子、谷内久美子

聞き取り場所：皆川邸

日付：2018年8月31日

【酢山省三さん】

1947（昭和22）年9月20日生まれ。出身地は静岡県浜松市。新潟大学卒業後、新潟民医連にて事務職として勤務。病院で水俣病の申請事務を行い、水俣病患者と関わる。64歳で退職。2007（平成19）年より阿賀野患者会事務局長を務める。



患者会に関わったきっかけ

1947（昭和22）年9月20日生まれ、今年で71歳です。私は患者ではありません。出身地は静岡県浜松市。浜松は名古屋に近いところです。大学は新潟大学で勉強して、卒業した後、病院で受付の仕事とか、事務一般をやりました。そこで、水俣病患者さんのことにかかわるようになりました。6年前に64歳で退職しました。ちょうどその頃、新潟水俣病の患者会を作ろうという話があって、事務局長をやってくれないかと言われ、引き受けました。11年前に患者会ができた時から、ずっと事務局長です。

私が勤めていた診療所は、水俣病の患者さんが頼りにしているところでしたから、医療の仕事を始めた時から、患者さんとお付き合いとか繋がりがありました。診療所では、多くの水俣病の患者さんが、診断を受けたり、治療したりしていました。

新潟水俣病被災者の会会長の近喜代一さんが亡くなったことも記憶しています。お医者さんの往診についていくと、囲炉裏で阿賀野の魚を焼いて、出してくれたものです。みなさんは川魚を食べたことがないかもしれませんね。阿賀野の川魚は、独特な臭いがあって、食べられなかった人もいました。

加害者は昭和電工だが、それを許した国にも責任がある

新潟水俣病は第二の水俣病ですね。熊本県水俣市のチッソ（熊本の水俣病の原因企業）が水銀を垂れ流しました。そこで、昭和30年代に水俣病が発生し、水俣市から水俣病という名前が付きまして。その時、国が全国の水銀を用いている工場を調査したのですが、何も対応しなかった。ちゃんと水俣病の発生を防ぐ施策を実行していたら、第二の水俣病は発生しませんでした。あるいは発生したとしても、こんなに被害は大きくならなかったと思います。国は、その時、見て見ぬ振りしたということです。だから、新潟水俣病の加害者は、直接的には水銀をきちんと処理せずに川に流した昭和電工ですが、それを許した国にも責任があるということです。

水俣病の診断を受けるということはどういうことか

水俣病は自分がそうなって欲しくない病気ですし、治らない病気ですから、そういう診断はショックです。先日も、患者会の役員をしている60代の男性の患者からそういう話を聞きました。その方は3年前に水俣病だと診断されたのですが、水俣病かもしれないと予想して診断所に行ったはずなのに、実際に水俣病だと診断されて、うちに帰る車の中で思わず涙が出たそうです。運転ができなくなるほど、涙が止まらなかったそうです。60代の親父がですよ。水俣病というのが世間でどう思われるのかを考えると、それほどのショックなことなんです。

患者会は患者同士が繋がる仲良しクラブ

阿賀野患者会ができたのはノーモア・ミナマタ第1次新潟全被害者救済訴訟（以下、ノーモア・ミナマタ新潟第1次訴訟）の前です。後に裁判の原告になる患者さんにとって、水俣病はよくわからない病気でした。しびれたり耳鳴りがしたり、いろいろなお医者さんにみてもらっても、年寄り病だとか言われて、薬を飲んでもダメだし、注射でもダメだ、よくなると悩んでいた人がほとんどです。そういう人たちのところに、沼垂診療所の関川智子先生から、「お宅のお父さんお母さんおじいちゃんおばあちゃんは水俣病患者として、認められていました。あなたも魚を食べれば、病気になった可能性があります。今度、診療所にそういう人たちが集まるから来ませんか」という内容の手紙が届きました。そういう人が関川先生のところに集まってきたのですが、どの人も、水俣病のことは聞いていませんでした。自分のお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんが水俣病にかかって補償を受けたなんてことを一度も聞いたことがなかったんです。私たちも、阿賀野川流域の一軒一軒にチラシを持って周りながら、痺れがある人は診療所に来ませんかと誘いました。そして、そんな人がどんどん集まってきて、水俣病の勉強会をすると、病気は自分の責任ではないですから、「やっぱりこのままじゃ納得いかない」ということになりました。

同じ水俣病の症状を持つ患者さんが横に繋がりがながら、みんなで元気を出して、頑張ってきたのが阿賀野患者会です。最初から裁判をやるために作ったということではありません。水俣病は世間からも忘れられたところもありました。みんなどういふ状況かわからないので、患者会を作ろうということで、「じゃ、名前どうする？」という話になりました。「熊本では水俣病不知火患者会がある。不知火海から名前をとっている」「じゃ、私らは川だから、阿賀野患者会にしよう」ということで、名前が決まりました。患者会ができた当時はね、患者さんは47名しかいませんでした。2018（平成30）年の今年は11年目になりますが、現在は410名ぐらいの患者さんがいます。最初は水俣病の患者さんたち同士が繋がる「仲良しクラブ」として出発しました。

それからどんどん患者さんが増えてノーモア・ミナマタ新潟第1次訴訟では、171名が1年9ヶ月の裁判を闘い、全員が救済されました。その時に、「もう患者さんはいないだろう」と言われたんけれども、そうではなく、まだまだ患者さんがいたのです。それがわかって、2013（平成25）年から、ノーモア・ミナマタ新潟第2次訴訟を提訴して闘うことになりました。

原告団団長を皆川さんに、副団長を神田さんに頼んだ理由

ノーモア・ミナマタ新潟第1次訴訟が終わってからも、まだまだ患者が手を挙げて認定申請も続きました。弁護団とは、「もう一回裁判やらなきゃ」ということを話していました。裁判となれば、一次の原告団とは別の原告団をつくらなくてはいけないから、核になる原告団長を決めにゃいかんわけ。やっぱり団長の姿勢が、あるいは団長を支える副団長や原告団の幹部の姿勢が裁判全体に影響します。私は、原告団をつくるのであれば、皆川栄一さんしかいないと最初から思っていました。副団長の神田栄さんも地元で議員さんをやったりしたから、書くのも、お喋りするのも、本当に見事なものなんですけど、皆川さんには強い気持ちがありました。皆川さんは、もともとは大工さんだから決して喋るのがうまいわけじゃありません。でも、「なんで水俣病の被害を被ることになったのか」という、怒りみたいなものがあつたんです。それは表にワツと出るわけじゃない。新潟県人らしく抑えた感じですが、やっぱり「許せないぞ」という気持ちが、言葉の端々に出るわけですね。団長とか副団長は、最初に嫌だと言っても何とかなると考えていました。もう皆川さんしかないと。やっぱり皆川さんの気持ちですよね。頑張るといふ気持ちが、私からみれば一番大きかった人なんです。裁判になれば原告団の団長は皆川さんだと、皆川さんをお願いしました。断れなかったと思います。

皆川さんが団長を引き受けて頑張っていただけたというのは、神田さんとか原告幹部の存在もありますが、一番の大きい功労者は奥さんなんです。奥さんも原告です。非常に明るい感じの奥さんで、この奥さんの明るさが皆川さんを支えてくれました。

事務局長をやっている原動力

人間の性格って、いろいろありますよね。私は喜怒哀楽が激しいタイプです。新潟の人は、自分の思い、感情をあんまり表に出せない人が多いですね。県民性や風土もありますけれど、私は静岡県浜松市の出身ですし感情的に激しい性格です。水俣病に関わって許せないことがいっぱいあります。

新潟水俣病の原因は昭和電工という会社です。戦前から発電所を作って、そこで生まれた電気で工場を作り、昭和電工は水銀をきちんと処理しないで川に流しました。死に至らしめる水銀をです。国も知っていたけれども、会社の利益のために目をつむりました。それは、やっぱり許せない。会社の利益のために、事実を蓋をして被害者を出し、しかも被害者は黙らせてきたということは、許せない気持ちが強いですね。

患者は「俺は川魚を食べて、症状が出て、関川先生から診断を受けたけれども、申請しても、認められなかった。では、この病気は何なんだ？」というわけです。患者さんは二セ患者とかいろいろ言われて、「このような思いはこれ以上したくない」というわけです。やっぱりそういう患者さんの思いに触れたり聞いたりすると、このような思いはこれ以上させたくないなあと思います。

正義感かもしれません。誤ったことは許せない。水俣病の問題には、仕事半分、ボランティア半分で関わっていますが、他のことでも、「なんで広島、長崎に原爆の被害を受けた日本の政府が核廃絶のために、頑張ってくれないのか」、「なんで、アメリカとかや中国もそうだけど、日本が人類のために核兵器をなくそうという核兵器禁止条約に批准してないのか」と。どうみても、おかしいでしょう。人間は人間として生きていくために、その不合理なことに対して、言うべきことは言わなくてはならないという気持ちがあります。

でも、水俣病の問題はあくまでも患者さんたちが主人公です。そこが不十分にならないように、フォローする役割が私にはあります。患者さん自身が、自分の思いを表に出せるように手伝うのが私の仕事だと思います。

「水俣病ではないと診断して欲しかった」

阿賀野患者会の運動に関わってきた中で、印象に残る患者さんが何人もいます。

補償申請をするにはいろいろな手続きが必要です。まず、診断所に行って、関川先生の丁寧な診察を受けて、水俣病かどうかの診断をしてもらうのに2時間くらいかかります。水俣病の診断が下されると、治らない病気だと言われているし、世間からは偏見があるしと、いろいろありました。ショックですね。それでも、痺れや耳鳴り、味がわからん、色がわからん、いろいろな症状があるのに病名が定まらない、じゃあ、なんなんだと、やっぱり自分の病気を知りたいわけです。それで、川魚を食べたから水俣病の疑いがあると周りに言われて、診療所の関川先生のところに来たわけです。

私の仕事は、関川先生が書いてくださった診断書を患者さんに渡すことでした。患者さんは診断書を役場に持っていくと、水俣病の認定申請をすることができます。水俣病の患者として認められれば、日本の法律に基づいて、補償が受けられます。あるいは、被害者手帳を貰えます。申請には最低限診断書が必要です。そのために、みんな診断を受けます。患者さんに診断書を渡す時に「よかったですね。これで補償の申請ができますよ」というと、多くの患者さんは「ありがとうございます。申請します」と喜んでくれました。

ところが、ある日、50代か60代のご婦人でした。「役場に行って、申請してくださいね」と診断書を渡したのだけれど、喜んでいない様子はなさそうでした。心配でしたから、後になって電話して、「どうでしたか」と聞きました。



すると、役場には診断書を持っていないと言います。「どうしてなのでしょう」といろいろ聞いたら、「実は診断書もらったんですけど、『水俣病ではありませんね』ということ診断してもらいたかった」と言うのですね。

それ以降、「よかったですね」とは言えなくなりました。いろいろな思いを持って、水俣病の疑いがある患者さんたちが診断を受けに来た。けれども、いざ水俣病の診断を受けると、ずっと水俣病の患者として生きていけないといけません。「よかったね」なんて言葉、その人にしてみれば受け入れられないことだったと気付きました。その患者さんに会ってからは、「よかったね」と言わないようにしています。ただ、仕事ですから、診断書を患者さんに渡して、役場の手続きをこうしたらいいですよというアドバイスや、お手伝いはしました。

歌を作ったり占いをしてくれたMさん

3、4年前に亡くなったMさんも印象に残っている1人です、80歳を過ぎた人です。娘さんが1人いました。水俣病の診断を受けて、役場に申請したけども、申請してもなかなか認められませんでした。水俣病は10人が申請しても1人認められるかどうかというぐらいです。関川先生は頑張ってくれたけれど、患者さんも頭にくるわけです。「先生の診断をきいて、申請したんだけど認められなかった。そんならこの病気はなんなんだ」と。まだ私は退職前で職場にいたんだけど、私が認定かどうかを決めるわけではないのですが、Mさんは「なんでだめなんだ」と私に怒るわけです。怖かったね。

Mさんと、いろいろな話をしました。一人暮らしで、今は新潟市に住んでいるんだけど、生まれたところは違うということ。奥さんのこと。本人も水俣病のことを調べていて、結構仲よくなりました。Mさんの家にも行きました。アパートでね、いろいろなものが置いてありました。どうしてこんな生活になるのかという感じでした。都会の一人暮らしの老人の生活みたいな感じで、部屋もすえた匂いがしていました。残念ながら、裁判の途中で亡くなっちゃいました。一人娘に連絡して「裁判を引き継ぎませんか。遺族でもできるから」と誘ったけれど、「それはできません」と言われましたね。

水俣病の患者さんと付き合うということはその人の人生を無視できなくなっちゃうわけです。夫婦の問題とか、親子の問題とか、家庭の問題とか、地域の問題とかとか。辛いことが多いんですよ。Mさんは歌を作るのが好きだったね。占いも好きだったね。私の名前の字画をみて「幸運がいっぱいありますよ」と占いをしてくれてね。忘れられないじいちゃんでしたよ。

「こんなババでも力になれば、よければやりましょう」

90歳ぐらいのKさんというおばあちゃんも印象に残っています。ノーモア・ミナマタ新潟第1次訴訟の時の患者さんの話です。裁判では原告の数が力になります。弁護団は原告の人数を増やそうと頑張っていて、私のところにも協力の依頼が来ました。私と、もう1人の事務職員で、診療所に来る患者さんに声をかけました。普通の人には、裁判という人生経験をしたことがないでしょう。国を訴え、昭和電工という石油業界で一番大きな企業との裁判です。最初は「裁判やったってだめだ」、みんなそう思っていました。でも、水俣病の診断を受けてきちんと補償をもらうには、裁判が一番いい方法なんです。裁判で勝つために100名以上の原告を集めようとしていました。私は、駄目でもともと、当時70歳ぐらいのおばあちゃんに、原告にならないかと声をかけたんですよ。そうしたらすぐに「仲間になります」と言ってくれて、裁判に参加してくれたんです。それは何より嬉しかったです。

Kさんは、ご主人も、診療所で私が関わっていた患者さんでした。裁判で和解を勝ち取った後、娘さんも診断を受けて、水俣病と認められました。何十年間も、苦しんできたわけです。そのまま人生に終わりたくないという気持ちがあったのでしょ。だから、私が裁判に出ないかと尋ねた時に、「こんなババでも力になれば、よければやりましょう」と言ってくれ、その後も本当に頑張ってくれました。

Kさんの人生も聞きました。お父さんもお母さんも、Kさんが子どもの頃に病気で亡くなったそうです。お父さんお母さんが亡くなって貧乏だから、子どもの頃から一番上のお兄ちゃんが一生懸命に苦労したのを見ていたわけ。そして、同じ集落の人に嫁入りしました。ご主人も患者さんで、寝たきりになりました。阿賀野川の近くの集落だから、舟に乗って、砂利舟で砂利や木材を運んだりする仕事をしていたそうです。Kさんも女だからと言って、家にいるわけじゃない、ご主人と一緒に船に乗って、そういう苦労をしながら子どもを育て、しかもこの病気で苦しんできました。このまま死ぬわけじゃないと思うもあったのでしょね。「100歳まで生きよう」と約束したんだけど、98

歳で亡くなりました。お葬式に行きました。娘さんも阿賀野患者会の患者さんですが、「おばあちゃんは大往生した。静かに生きてくれたね」と言われました。いろいろ水俣病で苦しめられたのだから、何かしないと生き直すことができなかったのじゃないのかと思います。

もう二度と水俣病のような公害を出さないために

全国の公害病の患者さんたちが横に繋がる組織があります。水俣病は典型的な公害病の一つです。他にも、公害問題はたくさん存在しています。例えば、大気汚染。現在は中国でも問題になっているけれど、日本でもかつては大気汚染が大きな問題になっていました。工場から出る煙とか自動車の排気ガスが原因でした。2つの水俣病と、富山のイタイイタイ病、四日市公害という四大公害病時代がありました。企業が利益を得ると、国民の所得が上がっていき、給料が上がっていきます。その一方で、昭和電工やチツソが儲けを優先して水銀を適切に処理しなかったため、水俣病が生まれました。企業が利益を得るために被害を生み出すことは決してあってはならない。新潟水俣病の裁判をする一番の目的は、原告の人たち、被害者たちの救済ということです。もう二度と公害を起さないことが二番目の目的です。大気汚染も、決して完全にきれいになるわけではありませんから。今でも新しい基地、自衛隊の騒音とか原子力発電所の問題とかが起こっています。原発事故が起きてから相当経っていますけど、今現在、新潟にも2,000人近い福島からの被害者がいます。

公害は、国民が起こした害ではありません。国の施策が起こした害です。水俣病も大気汚染も原発も、企業の儲けのために起きた被害です。決して「公」の害ではありません。今後、どういう公害が起きるのがわからないけど、二度と公害が起きないように。

私らは、何も企業を壊すとか車を止めろということをやっているわけではありません。車であれば排気ガスを出ないこととか省エネ効率の良い車を増やすとか、あるいは企業もそこで働く労働者の賃金をきちんと保障して、周りに迷惑かけないような製品を作るといったことが大事だと思います。経営者にはそういうこときちんと考えてほしい。水俣病の闘いも、患者さんの救済だけではありません。国や川や空が安全できれいな環境を作るのが、日本でも、世界でも、一番大事じゃないですか。

水俣病における回復とは

新潟も、熊本もそうだけれども、水俣病という病気になった患者さんがいるわけです。生身の人間が水俣病に冒されたわけです。関川先生は、水俣病からの回復について質問された時、完治とまではいかないけれども、水俣病の治療方法が確立されて、病気の治療ができたり、症状が良くなるのが回復だと答えられていました。

確かに完治しないし治らない病気だけれども、それでも、熊本の水俣市に国立水俣病総合研究センターがあって、専門の先生がいて、10年以上も研究して、いくつかの成果が出てきています。熊本だけではなく、同じ水俣病を患っている患者さんがいるこの新潟で、治療を受けられるようにして来てくださいと、阿賀野患者会としてお願いしたり、発言したりしています。一番大事なことは水俣病の患者さんたちの体が少しでも良くなること。これが基本です。でも、それはなかなかできないこともあるので、同時に裁判を通して、水俣病患者であることを認めさせたい。謝罪を受け、補償を受ける。これは病気に関わらず、大事なことです。



それから、水俣病の問題を風化させないように、子どもたちに、水俣病という不幸な事件があったということ、もう起こしていけないということ、患者さんがどう頑張っていたのかを伝えたいです。加害者はどう償ったのか、医者はどう頑張ったのか、もっと若い人に伝えていきたいのです。その役割を、水俣病の資料館だけでなく、自分自身も担って、いろいろな形で伝えていかないといけない。まだ私の水俣病は終わらないと思います。裁判も含めて、もうちょっと頑張ります。利益だけを考え、被害に目

をつぶってはいけない。そういう考えは危険だと、日本だけでなく世界の若い人にも伝えたい。今から、70年以上前に、日本は、戦争したわけです。戦争はダメだということで、国連ができました。それでも、戦争が起きたし、今も、戦争の火種は残っています。水俣病を通して、同じ地球の人間が本当に安心できる国になるよう援助するというように、考えを広げていけますよね。

未来世代へのメッセージ

私には中学生や高校生の孫がいます。スマホをいじって、ちょっと行けばコンビニがあって、バイトでお金を稼いで、楽に過ごそうと思えば便利な世の中なんですよね。でも、今は停止中ですが、新潟の柏崎刈羽原発で作られた電気は東京に送電されてきました。再稼動に慎重だった知事さんが別の人に代わって、今また柏崎刈羽原発を再稼働しようという動きが出ています。日本がプラスチックとかビニールとかを使う社会に変わっていった時に、そのもととなるアセトアルデヒドを昭和電工では製造していました。そこに触媒として水銀が使われました。それがきちんと処理されないで川に流されたわけです。プラスチック製品ができて、生活が楽になりましたが、その陰には、水俣病患者のような被害者がいたわけです。スマホなんかの製品も東南アジアの安い労働力で造られています。ちょっと賢く考えると、便利の裏側にいろんな問題が見えてきます。

そんなこと考えなくたって生きていけるんだけれども、自分に直接関係がないことであっても、問題意識を持ったり、あるいはおかしいと疑問を持ってもらいたいですよね。そのためには賢くなって欲しい。新聞を読んでもらいたい。本を読んでもらいたい。学校だけでなく、社会人になってからも勉強してもらいたい。テレビとかネットとかスマホも便利だけれども、フェイストゥフェイスで話し合って、人といろいろな意見を交わす、考えて続けてほしいですね。賢くなって、おかしいと思うなら、きちんと声を出して欲しいと思います。

私も水俣病の運動をしていくなかで、分からんことは分かるまで聞きます。難しいことを難しく話すのが弁護士さんだとしたら、それを分かりやすく翻訳して患者さんに伝えるのが私の仕事です。分かるまで聞かないと、私の仕事ができない。伝えるためには、難しい書類なんかも読まなきゃいかんわけだから、いつまでたっても勉強です。

アユほど水銀に汚染された魚はいない

記録：川尻剛士

編集校正：関礼子、谷内久美子

聞き取り場所：皆川邸

日付：2018年8月31日

【神田栄さん】

1928（昭和3）年に、下条村（現：三川村）小石取の石間集落に生まれる。現在89歳。1945（昭和20）年に東京通信講習所卒業後、東京中央郵便局に勤務。1948（昭和23）年に東京中央郵便局を退職。1955（昭和30）年からは木材業をはじめ。1997（平成9）年からは、新潟県内水面漁場管理委員会委員、新潟県内水面漁業協同組合連合会理事、（社）新潟県さけます増殖協会理事、阿賀野川漁業協同組合代表理事組合長、三川村議会議員通算7期、三川村議会議長とさまざまな役目を務める。

（参考：神田栄『阿賀よ再び蘇れ』2004年、著者プロフィール）



角神発電所の建設から水俣病問題は始まった

私は、1928（昭和3）年に旧下条村小石取の石間集落^{こいしとり}で生まれました。小石取は、小が小松（現在阿賀野市）、石が石間（現在阿賀町）、取が佐取（現在五泉市）です。小石取小学校に通いました。石間は70軒くらいの集落です。昭和30年代ぐらいまでは半農半漁で暮らすような人が10軒くらいあったんです。それほどまでに阿賀野川というのは豊かでした。特に1917（大正6）年に石間集落は新潟県からマスの地引き網の許可を取って、3月から6月頃までマス漁をしました。最盛期は3000匹から4000匹ぐらいの漁獲量があって、集落の人たちが慎ましく暮らせば半年、ややもすれば1年暮らせるほどの収益があったと言われています。

1936（昭和11）年には集落ぐるみの操業ができなくなりました。1928（昭和3）年に角神発電所²³ができてマスの産卵場がなくなり、現在ではマス漁は絶滅したようになっているわけですね。このことは水俣病と決して無縁なものじゃなくて、発電所ができたために水俣病を発生させてしまうことになったと思うんですよね。発電所が余剰電力を消費するために誘致した企業がのちほど昭和電工になって、そして水銀を垂れ流してきたということなんです。

阿賀野川の記憶は打樫^{うちがし}の音から

マスの地引網は記憶にあります。それから1936（昭和11）年に集落ぐるみの組織的な操業をやめたってということになりますね。川端まで行って見た記憶はないんですよ。ただ、朝晩に樫^{がし}の音がグイングインと響いていたのを覚えています。小舟に4人乗って舟で網を曳き回すんです。2人が前の方で、打樫^{うちがし}って言いますけれども、樫を勢いよく漕いで操って。そういう音をしょっちゅう聞いて暮らした覚えはありますけどね。それから、艫^{かき}に船頭さんがいて、そして網を巻く人がいる。陸のほうには綱を引っ張る3、4名の人がいる。ずっと川に綱を回して曳き揚げるんですね。サケの地引網も同じ形でやっていました。1回に100匹余り入ったという話があります。

うちの母親や親父からはそういう様子をいろいろと聞いてはきましたけれども、実際にマス網の場合は見てはいないですね。その頃に大正の終わり頃なのかは分かりませんが、旦那衆^{だんなしよ}が芸者を連れてマス見茶屋にマス漁を見に来たという話を聞いたことがあります。²⁴

23 1928（昭和3）年に、当時の東信電気（株）角神発電ダムが神田さんの住む三川村石間から25キロ程上流の鹿瀬町に建設された。神田栄『阿賀よ再び蘇れ』2004年、p.129。

24 このことについて補足すると、神田さんは「近郷からは魚屋が仕入れで行き交い、むら外れにマス見茶屋があって、人力車に乗った旦那衆が芸者を連れてマス漁見物に訪れたというから、むらは一方ならぬ賑わいであったというのである」と述べている。神田栄『阿賀よ再び蘇れ』2004年、pp.139-140。

幼い頃は阿賀野川とは具体的に関わっていない

親父は1947(昭和22)年7月に発病しました。²⁵昭和電工がアセトアルデヒドを製造し始めたというのが1935(昭和10)年頃なんですね。

私の生まれる一ヶ月前くらいに親父が裁判²⁶を起こしました。村で原告になったのはうちの親父と三人ぐらいらしいんですよ。『東蒲原郡史』を見てみると、裁判を辞めさせろだとか、発電所を造るためのかなりいろんな工作があったみたいなんですよ。そしてうちの親父が一人で裁判を続けていたために、村から総会で村八分にする決議をされたわけですね。ですから、うちの親父も私が子どもの頃にはマスの漁にも加わっていません。

おばさんなんか話を聞くと、阿賀野川の川端に10軒ぐらいのアンジャ小屋^{かやぶき}と言いますが、茅葺で作った寝泊まりできる小屋があって、10組が漁をしていたようです。地引網を回しては曳き揚げる、そうすると次の舟が回して曳き揚げるといような操業をやっていたみたいですね。獲れた魚は女子^{おなご}が背負いあげて雪室^{ゆきむろ}という大きな雪の穴がありましてね、その雪でこのマスの保存をしたというふうに話を聞いています。1967(昭和42)年8月28日の水害²⁷までは雪室が残っていたんですけども土石流でなくなってしまいました。そのときまではまだ雪室の穴はあったんですけども。そして千両旗²⁸といいますか、水揚げ量が千両獲れたアンジャ小屋は赤い旗を建てたらいいんですよ。それほど獲れたというふうに言われていますからね。

父親は子どもの頃から阿賀野川によく行っていた

石間の70軒のなかでも漁業鑑札^{とあみ}といいますか、県から発行する木の札、あれを持っていたのはうちの親父だけだったと思うんですよ。いや、あと2人ぐらいいましたでしょうか。私の親父としょっちゅう夜になると投網^{とあみ}に2人で行っていましたから。たぶんその人も持っていたんでしょうね。それでアユを採っていました。

その当時、大きい木製の洗濯たらい^{はらご}があって、一晩で半分くらい獲れるんです。アユの下り時期、9月の中旬くらいになりますと、そろそろ産卵に群れをなして網にかかってくるわけですね。そうすると一晩で10キロ、20キロくらい獲れるときがあるんです。そして腹子^{はらご}といいますか、白子と玉子だけを塩辛にするんですよ。うちの親父がだいたい一人で食べてしまうんですよ。そのためにうちの親父の発病が1947(昭和22)年というふうに早かったかなと思っているんですけどね。

暗い村を出て東京へ出たときのこと

小さい頃からの話をすれば、それこそ留めないほど長いわけですが、石間は橋もない。それから冬になるとほとんど外部と断ち切られてしまうわけですから陸の孤島みたいでした。うちの親父が村八分になっていたこともあって、石間は暗い村でした。

そして私、何歳くらいになるのかな、当時は村で、年始回り



25 当時は原因不明の「奇病」と呼ばれた。神田さんは当時、父の「奇病」について「母は近郷の巫女に見てもらおうと、巫女のお告げでは家族の中に蛇を殺した者がいて、その祟りだと言われ、神主を頼んで御祓をしたが、病は一向に良くならなかった」と記している。その他、神田さんと新潟水俣病問題とのかかわりは、神田栄『阿賀よ再び蘇れ』2004年、pp.71-82に詳しい。

26 1928(昭和3)年4月東信電気(株)会社の漁業者・舟筏業者に対する賠償問題。阿賀野川締切堰堤により、下流一帯の鱒、鮎は約7、8割、鮭の遡上遮断により損害が生じたことに対し、漁業者・舟筏業者は東信電気(株)会社に「損害賠償の責を負ふべき」請書を提出した。東信電気(株)会社は「若干の会社の封金を以て満足されたし」と協議を一蹴したため、県は工事の中止命令を発した。1929(昭和4)年に、東信電気株式会社は、魚族繁殖計画をたて、鮎40万尾を阿賀野川に放流している。『東蒲原郡史 資料編6 近現代』2003年、pp.610-611

27 以下は8.28水害に関する解説。8.28水害(羽越水害)については新潟県のホームページのほかにも多数記載がある。新潟県ホームページ「8.28水害(羽越水害)とは」http://www.pref.niigata.lg.jp/shibata_seibi/1206378083692.html(最終閲覧2018/10/22)、市ノ瀬榮彦「S42, 8・28羽越水害(山形県・新潟県);水害から30年・語りつげ!羽越水害 子に孫に」『砂防学会誌』Vol.50, No.6, 1998年、pp.77-81ほか。

28 水揚げ高1千円を超えた組みの庵茶小屋には、竹棹の先に赤い布切れを結いて千両旗と呼んだ赤旗が立てられた。神田さんは著書において「二月から六月までの四ヶ月間で三、四千尾のマスの水揚げは、石間にとって福の神が舞い込んだようなお祭り騒ぎであったに違いない」と伝え聞いた当時の状況を伝えている。神田栄『阿賀よ再び蘇れ』2004年、p.139。

のときには70軒全部回るんですよ。扇子を持って、羽織袴を着てね。それがうちの家には2人か3人くらいしか来ないんですよ。お祭りなんかもそうです。そんなこともあって暗い村だなという思いもありまして、就職後に東京に出ました。

2年ほど東京中央郵便局に勤めていましたが、「チチ、キトク」という電報をもらって石間に帰ってきたら、親父がもうそうになっているんですよ。首が締め付けられる、眼が飛び出る、手足が痺れると。痙攣がはじまると、2人、3人でおさえでもおさえきれないんですよ。それがどれくらい続いたでしょうね。²⁹それで石間に帰ってきました。跡継ぎというよりも医者代をとにかく稼がないといけなかったものですからね。

再び石間へ、そして阿賀野川へ

石間に戻ってからは、それはもう、しょっちゅう魚獲りしていましたね。当時はサケが豊漁でしてですね、小松の前川なんかは、一網に130匹も入ったなんて言いましたね。私と弟で1947（昭和22）年に親父がサケを獲るために入札で落札していた場所があったんですよ。そこでサケ獲りをやりました。カギで引っ掛けて獲ったことがありまして、一晩にそれでも15匹ぐらい、弟と二人、ほとんど素人なんですけどね、いい収入になりました。

その翌年に佐取の湯ノ瀬という、ちょうど咲花温泉のところには漁場がありましてね。私のおじさんにあたる人が津川からサケ獲りの人を頼んできましたね。その人が上手で、一晩に50匹ぐらい、カギに引っ掛けたりしてね。そんなことがあって親父の医者代を賄えたのかなというふうに思っています。

ウグイの話

親父は夏のうちはほとんど捨ててくるんですよ。でも秋の木の葉が流れる時期になると「木の葉雑魚」といって、脂がのってくるんですね、秋と冬、それから春先もウグイは食べました。延縄といいますが、縄に針をつけてミミズをエサにして獲って食べましたですね。春はヤマメとかそういうものが川を上ってきて。雑魚というのはあまり食卓には上がらなかったんですけどね。

昭和電工カーバイド流出問題のこと：アユほど水銀に汚染された魚はいない

あれは1959（昭和34）年ですか。昭和電工がカーバイドカスを流して、川が真っ白になって、阿賀野川の川魚が全滅したことがありました。³⁰釣浜橋の橋から下流が石間分（領分）なんですね。で、川向かいがこっちが釣浜分、向こうが石間分。私は石間分で大きいのを10キロ余り拾ったんですよ。それを焼いて2割ほど食べたんですよかね、私らで。

そして残りのほとんどは、猫にやったんですよ。その年に猫が狂い死にしているんですよ。そのことが新聞に載っています。³¹親父が1964（昭和39）年だと言ってますけれども、本当は1959（昭和34）年の5月頃なんですよ。1958（昭和33）年生まれの娘が6才のときに猫を抱いている写真があって、もう一匹飼っていた猫が1964（昭和39）年に死んでいたのが親父が勘違いして新聞記者に1964（昭和39）年だというふうに言っているんですけどね。

それより前に、私らはアユ釣りを商売にしていたのですが、アユがちょいちょい死んでプワプワっと浮いてきました。死んでいるのは拾ってこなかったですけど、まだ生きているやつは拾ってきて食べたことはありました。猫が狂い死にするより前にもう、何年もアユは死んで流れていましたね。

親父が発病したのが1947（昭和22）年っていうのは早すぎると弁護士先生から手紙をいただいたのですが、「アユほど水銀に汚染された魚はいないんだ」って私言っているんですけどね。というのは、アユは5月末といいますか、6月初旬になりますと、私ら小さい頃というのは1メートルくらいの幅で真っ黒になって泳ぐんですね、帯状に。ですからもう何百万匹なのか、おそらく昔は億単位の魚がですね、奥阿賀の方まで上ったと思うんです。アユは石垢を餌にしているんですよ。海に下る10月末までは石垢が主食なんですよ。ハミ跡といいますけど、石にアユが食べた食べ跡がつくんですよ。その石垢には水銀が濃厚に付着したんじゃないかなんかと思っているんですよ。

29 神田栄、前掲書、p.71も参照のこと。

30 1959（昭和34）年1月、昭和電工裏のカーバイド残土置き場が崩れ、阿賀野川に流出した事件。

31 新潟日報「阿賀上流 地震前に汚染魚 滝沢助教授が狂死のネコを調査 骨などから多量の水銀 メチル、正常の40倍発病ありうる」1971（昭和46）年4月22日〔神田栄氏提供資料〕。

一般的に言えばアユは海から上ってきた魚だから大丈夫というのが学説みたいですね。でもアユは6月から10月の海に下るまでの間、石垢が主食ですから。例えば私どもの言う雑魚、ウグイとかは食物連鎖で汚染されますよね。でも、アユは直接に汚染されますから。アユは年魚で、一年に上って一年に下るんだから汚染されないというふうな学説になっていますね。

アユの友釣り^{ともづり}が解禁になるのは7月のだいたい一日^{いっぴ}なんです。7月の10日くらいのこともあります。それまでだいたい15センチくらいになるんですね。そして9月半ばを過ぎると友釣りは出来なくなるんです。産卵のために川を下るんですね。それまでの主食は石垢なんです。

アユ釣りを私どもは何年もやりました。で、毎年、アユが死んで流れてくるのがありますし、フラフラしながらやってくるのもあるんですよ。それが何年も続いているわけですよ。もう20年も、30年も。死んだのは食べないけれども、フラフラして生きているやつは拾ってきて、たまには食べていたということです。

カーバインドで魚が全滅する前からアユは死んでいました。あとから考えてみますと、ニゴイもおかしかった。私どもは朝晩にゴロ釣りに行くんですよ。引っ掛け釣りです。そうすると、たまに小さい針に大きいニゴイがかかってくることもあるんです。病気になっていて、もうゴツゴツに痩せていて。それはやっぱり水銀のためだったんじゃないかな。そういうニゴイは食べませんけどね。それでも特別に危険だという思いはなかったですね。



猫を掘らせたこと

当時の水俣病の新聞記事を見ますと、うちの親父が発病したときの症状とほとんどよく似てしまっていますね、親父は水銀中毒に間違いないという思いがありましてですね。そんなことから、じゃあ猫を掘ってみようかということで掘ったんです。1971（昭和46）年3月14日でした。そして、その後、斎藤恒先生の診察を受けてうちの親父が申請して認定されたという経緯だったみたいです。そのときはまだ親父が1947（昭和22）年に発病したとは言いませんでした。

親父以外にも、同じ村の4、5人を誘って診察してもらいましたね。認定になっています。その他にも2、3人働き盛りの人がフラフラして、昼までも布団かぶって寝ている人を何回も誘いに行ったけれども、とうとう斎藤先生の診察を受けないでいましたけどね。そういう人は申請すべきだなと思っていましたからね。

自分の身体について

1949、1950年（昭和24、5年）頃、夜中でも、冬でも、うちの親父がガタガタして死にそうなるものですから、馬下まで医者を迎えに行っていたんです。その帰りかな、頭の片っぽの方にギザギザした光が頭に走ったんですよ。そして、頭が病^やめてきて、首や肩が病めてきて、私が迎えに行った先生に診察してもらったことがありましてね。その頃から身体の異常はあったのかなと思っています。23、4才ぐらいいったでしょうかな。

なんと云いますかね、こん頭の片っぽの方でギラギラギラギラ、^{のこぎり}鋸の歯みたいなのが万華鏡と云いますかね、そういう物の色のようなものが頭に走るんですね。そうすると熱っぽくなってきて、ものすごく気持ち悪いんですよ。それは山に行っても、車に乗っていても出たんです。最近はいよいよ遠のいていますけれどもね。何年もそれには苦しめられましたですね。それも水俣病なのかなという思いはずっと思っていましたけどね、いつからと言われると分かりません。でも、自分が水俣病だとそんなことは思わなかったですね。なんでか分かりませんがね。そんなふうには思わなかったですよ。

今でもですね、足は痛いんです。電気炬燵に突っ込んでいような感じなんです。歩くにも、板場を歩いても岩の上を歩いているような感じです。寝るときに冬でも足の先を出して寝るんですよ。それでもビリビリして熱い電気炬燵に入っているような、そんな感じが取れないんです。でも、頭のギラギラとか肩や首の病めるのは温泉も行って、按摩さんにもかかって、今はよっぽどいいんですけれども。

32 アユの釣り方の一つ。成魚のアユは川底に縄張りをつくり、他のアユが近づくと攻撃をする。この習性を利用して、おとりアユの尾の後方に掛け針をつけて縄張りに誘導し掛け針に掛ける方法。（三省堂 大辞林）

ノーモア第2陣裁判原告団・副団長になるまで

第一次訴訟とか第二次訴訟とかいろいろな裁判がありまして、その頃から私も水俣病なんだなというふうには思っていました。でも加わりませんでした。

新潟水俣病第二次訴訟にはうちの婆さま（母）が加わったんじゃないかな。でも、私はしようと思いませんでした。婆さまもやっぱり腰が病めるとか言ってね。ビワの葉っぱを粉にして温めて肩に当てたりなんかしていました。水銀の影響があったんだろうなと思っています。

特措法（水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法）のときも、私は申請をしないつもりでいたんです。今度、皆川栄一さん（ノーモア・ミナマタ第2陣裁判原告団長）が申請したという新聞が出て読んで、私は申請しないつもりでいたんです。けれども、今は亡くなりましたが、私の弟が、しょっちゅう手が震えて、文字も若い頃から書けないでいたから、これは水銀中毒だなと思っていました。特措法のときに、何で声出さないのかなと思っていたので、その後に皆川さんが裁判しているのを知って「皆川さんが申請しているのに何でお前は言い出さないんだ」と弟に言いました。そして、私は皆川さんのところに弟を連れて行ったんです。そうしたら逆に弟から「お前なんで申請しないんだ」ということを言われました。そして2人で関川智子先生に診てもらおうということになって、そのときに初めて申請しようかと考えるようになったんです。

そして、皆川さんから酢山省三さん（新潟水俣病阿賀野患者会事務局長）を紹介していただきました。それで私と家内と弟の3人で認定申請の手続きをしていただいたんです。関川先生のいる沼垂診療所に連れて行ってもらったり、裁判とかいろいろなことで精力的にやっていたいただいた酢山さんには非常に感謝しているところであります。

それから、随分私も断ったんですけれども、酢山さんに声をかけられてノーモア・ミナマタ第2次訴訟の原告団の副団長になりました。それで名前を出したんですけれども。テレビ屋さんなんかも来たりして、今はもう名前を出すのも当たり前なのかなという思いはありますけどね、最初はかなり抵抗はありました。

皆川さんとは長い付き合い

原告団長の皆川さんとは長い付き合いです。1967（昭和42）年の8.28水害³³のとき沢のそばにあった私の家は土石流の被害があって、タンクから何まで全部流されたんです。その後に現在の場所に家を移築したんですけれども、あれは1969（昭和44）年の秋でしょうかね。小松の石井さんという大工さんと一緒に移築してくれたのが皆川さんだったんです。大工さんだったから。そして何かあるたびに皆川さんに頼んであちこち修理してもらいました。

これは水俣病ではなく、昭和電工の水銀中毒病

しょっちゅう言っているのですが、水俣病というネーミングに問題があると思っています。これは昭和電工の水銀中毒病だというふうに言い直してくださいと言ったこともあるんです。例えば、子どもの教育でもやっぱりストレートなネーミングですべきじゃないかなと思うんです。

そうでなかったから、私の子どもなんかも随分いじめられました。うちの親父が水俣病になってからですね。何か言われたみたいですね。随分いじめられて、「何でうちの爺ちゃん水俣病になったんだ」って。

確かに阿賀野川は、以前は本当に豊かな川でしたけれども、今では私は「死の川」だというふうには呼んでいます。一回、こういう事件を起こしますとですね、自然がもとに戻らないということを皆さんには学んでいただきたいと思っています。

33 8.28水害（羽越水害）については新潟県のホームページのほかにも多数記載がある。新潟県ホームページ「8.28水害（羽越水害）とは」http://www.pref.niigata.lg.jp/shibata_seibi/1206378083692.html（最終閲覧2018/10/22）、市ノ瀬榮彦「S42, 8・28羽越水害（山形県・新潟県）；水害から30年・“語りつげ！羽越水害 子に孫に”」『砂防学会誌』Vol.50, No.6, 1998年、pp.77-81ほか。

結果、苦しんでいるのはわれわれ阿賀野川の住人なんだ

記録：菊池くるみ

編集校正：関礼子、谷内久美子

聞き取り場所：皆川邸

日時：2018年8月31日

【皆川栄一さん・年江さん夫妻】

栄一さんは1943（昭和18）年の7月2日生まれ。妻の年江さんは1942（昭和17）年の11月生まれ。1965（昭和40）年に結婚。1960（昭和35）年に中学を卒業後、新潟市にて大工のみならいとして働き始めた。1973（昭和48）年頃から水俣病の症状が出始める。2013（平成25）年よりノーモアミナマタ新潟第2次全被害者救済訴訟（新潟水俣病第5次訴訟）の原告団長を務める。



私の住まいはずっと阿賀町です

栄一さん：ここは、もともとは下条村³⁴だった。それが三川村になって、2005（平成17）年頃に阿賀町に合併して。昔は陸の孤島みたいなところだったんですよ。対岸の山添い、砂利道³⁵の3メートルくらいの41号線という道ができた。新潟市から福島の平（現在いわき市）まで通っていて、新潟平線といわれていた。それが唯一の道路だった。

阿賀町は1886（明治19）年までは福島県だった。新潟県じゃなかったんですね。明治19年に新潟県に合併されたんですけど。だからこの辺の地域の言葉には福島弁が混ざってることもある。戊辰戦争の跡が今でもあるんです。

この新潟平線が一般国道49号線に昇格になったのが1963（昭和38）年です。徐々に整備されていって、全線開通したのが1970（昭和45）年なんですよ。それまでは、対岸のところまで行くのに、渡し船を使っていました。8か所の渡船場があったんですよ。その渡船場の船に乗って、家から二時間くらい余裕をもって出ないと電車に乗れなかったんです。そういう不便な土地だったんですよ。

それでも私の住まいはずっと阿賀町です。船頭をやったりしました。当然ね、川沿いに住んでる人たちは、川に精通してる人が多かったんですよ。当時は女の人も櫂を漕ぐのが上手だった。まだ小学校上がらないうちから船に乗って遊ぶもんでね。

父親も、水俣病患者だという証明ができたのかなあって

私の父親は、終戦後に帰ってきました。1948（昭和23）年ごろからかな、長船という船に乗っていました。炭とかマッチとか米とかを積んで新潟まで運ぶ川船の船頭だったんですよ。1952（昭和27）年になると、揚川ダムの工事が持ち上がりました。そのダムが完成するのは1963（昭和38）年。それからは、川船は全くなくなるんですがね。

私も、そういうところで育ったものですから、川のことはプロに近いね。川魚ってもんは、私たちの生活とは切っても切れないたんぱく質ですからね。当然この地域は、よそから、肉とか魚とかってのはまったく入ってこなかった。たまに、背中にしょって新潟のほうからホッケとかの海魚を行商人が持ってくるくらいだった。阿賀野川以外の魚は本当に珍しかった。肉なんてものはね、家で飼っているうさぎとかを正月に食べるくらいです。



34 1955（昭和30）年1月15日 - 東蒲原郡揚川村の一部（残部は他町村と津川町を新設）、下条村の大部分（残部は五泉市へ編入）と合併し、三川村を新設。

35 二級国道115号新潟平線

私の父親は船頭をやったんですけどね、1965（昭和40）年の4月の7日に川に落ちたんですよ。今考えてみると、父親は水俣病に侵されていたから落ちたんだと思いますね。船から落ちた3日後に、まだ55歳³⁶という若さで亡くなった。それから水俣病が新潟にも発生したと報道されました。正式発表になったのは6月の12日ですよ。せめてあともう少し生きてくれていると、父親も水俣病患者だという証明ができたのかなあって、悔しい思いでしたね。私も1973（昭和48）年頃から、手足のしびれや耳鳴りとか、頭の中セミが何十匹も鳴いているような症状が出始めました。そのせいで物事に集中できなかった。それは今でもずっとそうです。

新潟でも起こりうるんじゃないかって予見できるわけですよ

国は、1965（昭和40）年に新潟水俣病が発表されるまでは新潟に水俣病が出るなんて予見できなかったというんですけれど、1956（昭和31）年に熊本で水俣病が発表されて、新潟でも起こりうるんじゃないかなって予見できるわけですよ。なんでそれを国は認めなかったんでしょうね。

1959（昭和34）年に昭和電工の水質検査の結果が、公表されなかったんですよ。³⁷なぜ公表されなかったかという、昭和電工の社長は発表すると「まずい」ってことがわかっていたからなんですよ。1957（昭和34）年にはもう、昭和電工のカーバイドの山が崩れて阿賀野川の魚がほとんど死んでいたんですよ。それから2～3年くらいで、魚は徐々に増えてはきましたが。

日本は、水俣病という公害を分かっているながら高度経済成長期に経済を押し上げて犠牲者を増やしたわけですから。我々は、そこを今でも裁判で追求をしている。裁判所に国の責任は認められるべきだって。我々の主張を認めてくれるという事は強調していきたいなって思っているところです。

水俣病の患者ってのは本当に疑わしいんだと言われる

今のノーモア・ミナマタ第二次新潟訴訟の147名の原告団の中には、劇症型っていうか、「ああ、あの人はちょっとおかしいな」という症状の人はほとんど見えないんです。普通の人と本当に変わりません。私たちを見ても水俣病に苦しんでるって見えないでしょう？ それでも私たちは水俣病に冒されているのは事実なんです。その裁判でも、「53年も経って今さら、水俣病の患者ってのは疑わしいんだ」と言われる。国は「今、闘っている原告の患者が水俣病に見えねえ、診断書も信用できない」って主張しているわけですよ。でも、実際我々は新潟大学のお医者さんに公的な診断を受けて「それは確かに水俣病の症状が出てますよ」って言われたんです。

死ぬまで症状が和らぐってことはないですよ

年と共に、どんどん視野が狭くなっています。冬には、雪をつかんでもあまり冷たいと感じないんですよ。だから、手袋なんてのもあまりはめたことがないんです。なんでそういう現象が起きるのかね、お医者さんに聞いても、お医者さんもわからない。本当にわからない。

先日、熊本水俣病の患者会の大石利生さん³⁸という会長さんに会った。大石さんはいつでも足の下がね、砂利の上を歩いているような感覚があるらしい。それが最近には私にもある。靴を履いて歩いていると、いつも小砂利が靴の中に入ってるみたいな感覚だ。邪魔だから靴を脱いでみても何も入ってない。

年江さん：私もその症状があってね、見てもね、何にもないのに、挟まってないのに、何かごろごろしてっから、靴下を履くようにしたんですよ。靴下が嫌いだから前はあんまり履かなかったんですけどね。じいちゃん（栄一さん）に言ったら、じいちゃんのほうが結構私より悪いみたいだから。だからね、ずっと私も言わないようにしてるんだけど。私の場合は味覚障害ってのがね、ずっと続いている。だから火もガスも使わない。手はしびれる、とにかく足の、

36 1965（昭和40）年5月31日に新潟水俣病の公式確認、6月12日に新潟大学椿・植木教授と新潟県衛生部、阿賀野川下流域に有機水銀中毒患者発生と正式に発表

37 1959（昭和34）年、通産省軽工業局（当時）により、新日本窒素肥料（現「チッソ」）水俣工場と同種の工場（アセトアルデヒド7工場、塩化ビニールモノマー16工場）に対する「マル秘」の水質調査が全国的に行われた。これは工場に宛てた調査依頼であり、新潟県を始めとする関係自治体には知らされていなかった。

http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/teigensyo_01.pdf（新潟水俣病問題に係る懇談会 最終提言書、2008（平成20）年3月21日）

38 水俣病不知火患者会長。2018（平成30）年7月6日死去（78歳）

指のこむら返りがひどい。お医者さんから漢方薬をもらっているんだけどね、転ぶようになったんですよ。年だからとかじゃない。結局、脚なんですよね。何か足に挟まってる感じがする。いちいちそんなことを言うと「もう、年がいつてるから」と、必ずそう言われるんですよ。もう誰にも言わないようにしてるんですよ。何十年たっても、症状が薄れることはないです。死ぬまで症状が和らぐってことはないですよ。

誰も「ミナマタ」なんて言わないから

栄一さん：1960（昭和35）年ごろかな、山の方から清水をパイプで引いてきたんですよ。それまでは阿賀野川の水を、飲料水として使ってきたんですよ。川沿いに生活してるし、水道水ってもんがないですから。阿賀野川ってのは生活に密着してますからね。学校から帰るとすぐ水汲みをするのが子どもたちの仕事でした。1965（昭和40）年6月12日の新潟水俣病が公表になってから、阿賀野市や阿賀町でも水俣病が広がってきたと思いますね。考えてみると当時患者は大勢いたんですよ。

年江さん：川のね、上の右のほう見ると、牛を洗ってる人なんかもいたりしてね。それでも私たちは「ああ、汚いのが流れてくる」って感覚はなかった。今は昔のことを言うと笑われるから、とにかく私は喋らないようにしてるけど。

でも、私たちはもういいんですよ、薬を飲んで生活してるから。でも、離れて暮らしている娘が「手足がしびれてどうしようもない、お母さんどうしたらいい？」って毎日電話をくれるんです。とにかくしびれるのが辛いんだよね。遠くにいてはどうしようもないから「新潟に帰って来い」って言うんですけど、「帰ってきてても動めるところなんてないから」って言うんです。

栄一さん：娘は1967（昭和42）年生まれですから、水俣病の症状だよ。だけど国側はね、1965（昭和40）年以降は、昭和電工も工場（水俣病の原因になったアセトアルデヒドのプラント）を閉じているから患者が出るわけないって言うんですよ。何をバカ言ってるんだと。私たちは水銀とかで汚染された魚を食べて生きてきたんだから。汚染された魚はいつまで生きてるかわからない。その当時、魚を絶対食べてはだめだとか、国からの命令とかはほとんど無かったんですよ。だからわれわれもずっと魚を食べ続けてきた。

年江さん：私、「ミナマタ」って意味が分からなかったからね。ミナマタ…？って。もっとも、誰も「ミナマタ、ミナマタ」なんて言わないから。それがどういう意味なのか、それが病気なのか、なんだかわからなくて。

栄一さん：やっぱり思い出すとね、ああ、完全に水俣病患者だったなって人がこの辺、何人もいました。よだれを垂らして、いつでも手ぬぐいを持って歩いて。ひどい人は寝たきりになったりね、手足が動かなくなったりして。

その頃、この地域はまだ医療ってものはあまり身近でなかったから、病気になると大変だった。医者に診てもらうなんてのは死ぬ間際。医者に死亡診断受けるために行くようなもんだよね。医者に診てもらおうということはほとんどなかった。



「お前しかいないだろう」と言われて

栄一さん：自民党から野党に政権交代し、水俣病特措法（正式名称：水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法）³⁹という法律を作ったんですよ。ところがね、あまりにも申請者が多くて、それでわずか2年2か月ほどで申請を締め切ってしまった。なんで私はそのとき申請しなかったか。まあさっきも話したけど、父親を22歳で亡くして、母と兄弟合わせて6人でやっていくために症状は隠してきたんです。水俣病に認定申請したり、認定されたりした患者さんは「あそこの家とは付き合うな」とか「嫁にもらったりするな」とか、この地域でもずっと言われてきたんです。だから自分も子ども二人いるし、それを考えるととてもそんなことは言い出せず、自分さえこの症状を我慢すればなんとかなるだろうという気持ちでやってきた。

ただ、なぜその締め切りの後に私が立ち上がったか。私ももう70歳になる。よく考えたらもう子どもたちも独立しているし、もう自分と奥さんの2人だけなんですよね。なんのために私はこうして我慢してきたんだろうと思って、

³⁹ 水俣病問題の最終解決を目指して制定された法律。未認定患者に一時金・療養手当等を支給することを定めた。2009（平成21）年施行。2010（平成22）年5月1日より申請受付を開始、2012（平成24）年7月31日をもって申請受付を終了した。

悔しさが滲んできたりしてね。2012（平成24）年の7月頃締め切りの2か月くらい前に申請したんですよ。ところが「もうだめだから、あきらめて」と言われたんですね。そのときに阿賀野患者会とかがあるということは、われわれは全く知らなかったわけですから。

そのあと、電話をして阿賀野患者会のお話を聞いたんです。2013（平成25）年の正月に相談に行ったんですけど、そのときに集まったのは4人しかいなかったんですよ。「特措法は締め切られてしまったし、認定申請をして審査会で認めてもらうか、裁判を起すかしか道はない」ということを言われたわけですよ。それで、申請はしたんですけども、特措法という緩やかな法律は救済の申請を締め切ってしまった訳ですから、もう「認められるってことは厳しい」と。そんな中、裁判を一緒に闘うか、裁判をやるかってことになり、2013（平成25）年の春の5月ごろになったら、10人くらいの方が集まったんですよ。徐々に「私も、私も」ということで、12月の11日に裁判を起すということになりました。裁判所へ訴訟を出しに行った時は22名だったんです。それがわずか4年半で147名まで原告が増えたというわけです。

訴訟を起すときに患者会事務局長の酢山さんが「核となる方がいない」ということで「皆川さんしかいないだろう」と言われて原告団長になりました。「いやあ、とてもじゃないが、喋るのも書くのも聞くのもんちんかん、出来ねえな」と言ったんですけども、「誰かがやらないと裁判ができない」、そう言われて。

自分が言い始めてしたんだから。最初は「まあ、じゃあやってみるか」と思うぐらいでした。が、喋るの苦手なのに、熊本や東京の患者会や箱根や九州や大阪に引っ張り回されてね。法的なこと分かりませんから、そこは弁護士さんに任せるだけです。こっち側についてくれるのは45人ぐらいの弁護士さんで、中心になっているのは10名ほどです。新潟水俣病の裁判は今我々が闘っているのは第5次ですが、自分が歩んできた道を弁護士さんに話して闘っています。

年江さん：私は本当に悔しいんですけど「特措法」という意味がわからなくて、裁判も受けなくてお金だけ貰う人がいたんですよ。そういう人達は口をつぐんでるし、「誰が水俣病なんだろう？」なんて顔してるから、私にとってはとても悔しいですよ。

栄一さん：集落の人は阿賀野川に生きてきた。魚食べてきたのは事実ですからね。それなのにあまりにも簡単に認められた方がいて、我々はこうして苦労して国に文句を言われ、昭和電工に認められないと言われて、これだけ苦労して、「過去のことだ」、「終わったことだ」なんて言われる。

年江さん：よく「金いっぱいもらったろ？」と言われる。「なんの金だ」と思うんですよ。裁判の真っ最中だからね。すぐ田舎もんはお金、お金、って言うんですよ。そして、言おう言おうと思っていて、たった一つ言わせてもらうと、あの役、この役とうちの父ちゃんが出かけると、留守番するのが私一人なんですよ。夜が怖くてね。昼間どっか行っても別に全然気にならないんだけど。大事な役しているから何も言えないけれども、「大変な役を引き受けたな」と思っています。思っているけど、でもこの大事な役をするのは誰でも良いということではないから、選んでくれたんだから、やっぱりそのことには感謝しています。

公害問題が起こってしまえば、長い年月をかけても元に戻らない

栄一さん：今ね、阿賀野川で魚とりしてるのは近辺で私だけ。鮭、鱒、鮎、鰻とかやつめとか様々な魚がいっぱいたんですけど、今は10種類ぐらいしか見られません。魚の種類は少なくなりました。

何故そうなったのかと言うと、やはり文明ですよ。ダムができて、水がせき止められて、そこで沈殿物が溜まって、水温が下がって、外来種が入ってきて、ブラックバスやアメリカザリガニ。昔はそんな魚いなかった。私は子どもたちに話したりするけれど、自然を壊せば100年たっても元に戻らないですよ。

昭和電工はアセトアルデヒドの製造で水銀を垂れ流して。国の国策としてそういうことをしてきた。結果、苦しんでいるのは誰なんだって。われわれ阿賀野川の住人なんだ。おかげで川の水が水温が下がったり、魚が住めない川になってきている。

綺麗だったんだよねえ。本当に綺麗な水でした。わずか100年も経たない間にこんな世の中になるとはね。

人間が生きてくためには、やはり自然というものが絶対必要なんです

栄一さん：インターネットでもなんでもある、便利な世の中になりましたけどね。人間が生きてくためには、やはり自然というものが絶対必要なんです。便利さのために、そこに住んでる人達が苦しむことだけはしてほしくない。

自分たちさえよければいいという今の政府のやり方は、許せないことだなと思いますけどね。自分のところだけでなく、世界に目を向けて守らなくてはいけないということです。私たちはあと生きて10年、生きてられるかも分からないけど、この現状のまま進んでって、本当に幸せな世の中になるのかなあと思うことはありますね。

年江さん：こういう時代ですから。子どもを残して死にたくないですね。娘も体調が悪いと言っていますからね、娘を残して死にたくないですよ。私いま75歳ですけど、あと5年生きられるのかなって思っています。残された子どもがどうするのかあななて思います。

栄一さん：まあ、私たちがそこまで心配したってしょうがないことですけどね。皆さん若い人が考えていってもらわないとね。

人間関係からいえば、昔の方がなんでも話せた。なんでもない話が出来た。生活はそりゃ豊かではなかった。でも気持ちが豊かだった。せかせか、時間に追われることもなかった。それだけ気持ちがゆったりしていた。この家は民泊で修学旅行の子どもたちを泊めるんです。今の子どもたちには、アウトドアとかたまにいいから、こういう生活を体験させるのもやっぱりいいことだと思ひましてね。

年江さん：東京から子どもたちが来るでしょう。まず私は「何階に住んでるの」って聞くの。それで「十階」とか言うから。その十階をエレベーターで上り下りし、誰とも顔を合わせることもなく過ごすんです。ある子どもはね、「お母さんは勤めてるからコンビニでお弁当を買う。お父さんは残業してるからコンビニでお弁当買う。僕も当然お弁当はコンビニで買う」って言うんです。「家族みんな忙しいから」。それを思うと、田舎はおじいちゃんおばあちゃんがいてくれる。帰ってきて、電気のついている家はいい。温かみがあるから。

怖いものは無い、倒れてらんない

栄一さん：水俣病の患者さんの手の指が曲がった写真がありますね。私の指も曲がろうとしてるのか、すごく痛くてね。仕事がやりにくい。裁判が始まって3年、国が反論してきたとき、「とんでもないことを言う」と、この人（年江さん）が、こっちが腰を抜かすぐらい怒ってしまって。2018（平成30）年の3月、新潟水俣病3次訴訟の東京高裁判決が出て、原告は負けたわけですよ。その判決を国は持ち出して「ニセ患者だ」、「医者診断も信用できない」、「それは加齢だ」と。そういうことを言って反論してきたわけです。

だから私も怒るんだ。「現状を見に来い」、「現場を見に来い」と。裁判を通して、強くなりましたよ、物凄く。私の相手は国なんだが、とにかく自分が正しい、絶対負けられない。原告団も147名のうち12名が亡くなっている。私が倒れればその人たちが救われない。その気持ちが強いですよ。相手がどんな方であろうが、総理大臣であろうが裁判官であろうが怖いものは無い。倒れてらんない。この裁判も、予定としては来年（2019年）の10月までに結審して、再来年の5月頃には判決を貰うんだ。勝つか負けるか。今年と来年が勝負だと思っています。

この裁判が早く終わることを私は願っています

栄一さん：子どもが2人いるんですけども、今は2人暮らしです。息子は全く他人の関係です。親子の関係はありません。これは私が裁判に踏み切った、その翌日からです。もう年賀状一枚くれません。孫は今大学1年生か、そのくらいになりましたけどね。小学校3年生頃から全然電話もなけりゃ顔も見たこともありません。もう自分の家族とは全く縁がありません。そういう状態のなかで、この裁判が早く終わることを私は願っています。そして孫の顔も見たい。生きてはいるんだろうから、そのうちに親子の再会もあると思っていますけど。

年江さん：私は思いません。「じいちゃんがテレビに出ている、どういうことだ」って言われて。関係はなし。電話1本でぶつっと切られましたから。

栄一さん：息子はね、お盆になると一人でお墓参りして、うちに寄らんで帰っていくんですよ。お花があつたりすると来たなど分かるんですけどもね、今年は来なかったんじゃねえかなと思う。お墓はそんな遠くじゃないですからね、すぐそこなんですからね。それでも、せっかとお墓参りに来て、うちに寄らんで帰って行くという、そんな状態です。

この元気が酢山さんのおかげなんです

年江さん：もう、父ちゃんについて行くしかありませんから。だって同じ病気に今、かかっているから。片方ばっ

かり痛いんじゃないくて、私もだいぶもう痛みに今、堪えながらです。私はお客が来るのが嬉しいんです。本当なんです。でも、私は火を使ってはいけないということでガスの火は点けていないんです。料理も何もしないんです。だから、父ちゃんが倒れりゃ、私も倒れる。

でもこの元氣は阿賀野患者会の酢山さんのおかげなんです。沼垂診療所の関川（智子）先生の薬をいただいて、痛みのあるときに飲むようにしています。こういう病氣は誰を恨むこともできないもんね。私、耳がちょっと悪くてね、3回言っても1回聞こえるかどうかで、それでいつも父ちゃんには私ばかりカッカ言っているんですよ。でも、あんまり喧嘩はしないね、うちは。

栄一さん：病氣でもって聞こえなくなったのか、適当に聞こえねばちょうどいいのかは分からんけども、とにかく耳も聞こえなくなってきたね。当面の今後の目標はこの裁判を勝つこと。来年の12月までに結審をして、再来年の春までには判決をもらう。それまではとにかく必死でがんばろうと思う。その後のことはあまり考えていないね。

みなさん、考えながら成長していったほしいなと思ってます

栄一さん：あそこに、この家に民泊してくれた子どもたちのメッセージが飾られているでしょう。「じいちゃんばあちゃんありがとう」と書いてくれる子どもたちがね、年間80人くらい家に泊まっていくんです。ほとんど中学生です。千葉、栃木、埼玉、東京から、今は20校くらいかな。農村体験とかで、5月から10月まで2泊か3泊くらい。水俣病とかは関係なくて。その人たちにもね、こういう公害問題にもっと関心を持っていただいて、都会に住んでいても、こういう田舎にどんな生き方があるのかということも考えながら成長していったほしいなと思ってますけどね。

今、原発問題、これは新潟でもだいぶ関心を持ってきているようですけどもね。

福島原発の事故のあと、柏崎の原発も停止したままですが、いずれは再稼働を認められるでしょう。福島の廃炉作業や汚染水を貯めるタンクも問題になってます。タンクの水を海へ流す。大海への一滴は害はないと国は言うが、そこを生活の糧としている人にしてみれば、ある程度浄化されるでしょうが、風評被害が出る。野菜でもなんでも同じだ。しかも、一滴の毒でも、それが何百年何千年とつもり積もれば、水俣病の水銀と一緒にすよ。公害問題が起こってしまえば、長い年月をかけても元に戻らない。そういうことを忘れちゃいけない。なんでこんなに魚が減ったか。昔は川底が2m下まで見えた。今では1mでも見えない。それだけ川の水が汚れたんです。公害というものは、恐ろしいですよ、本当に。

安倍総理がね、日本の経済を立て直さなきゃと言っているけども、新たな被害者を出さないようにってことも考えなきゃいけない。常に前進してかなきゃ、日本の未来も見えてこないかもしれないけど、それで泣いたり、苦しんだり、怒ったりするのは、汚染された地域に住んでいる人達なんだよ。福島の原子力発電所で作られた電気は東京に行っているんですよ。東京のビルとか便利なものを動かすために、誰が被害を受けてるのかって。騒ぐのは現地の人ですよ。

2. 公害発生現場を訪れる

〔レポート〕 鹿瀬フィールドワーク（旧昭和電工（株））

「鹿瀬工場の光と影を学ぶプログラム」

あがのがわ環境学舎

「企業活動の根底には新潟水俣病の経験があります」

昭和電工（株）担当者

新潟水俣病の原因企業である昭和電工（株）の旧鹿瀬工場の跡地では、現在、新潟昭和（株）が操業しています。新潟水俣病のもやい直しを行うあがのがわ環境学舎の山崎陽さんに鹿瀬町を案内していただいた後、新潟昭和（株）の方々から会社の歴史と現在の排水処理について説明を受けました。

また、ツアー当日は、昭和電工（株）のご担当者が、東京から駆け付けてくださいました。現在の経営について、水俣病に関する業務を行っているご担当者からお話を伺い、参加者は活発に質問をしていました。

[レポート]

鹿瀬フィールドワーク (旧昭和電工 (株)) 鹿瀬工場の光と影を学ぶプログラム あがのがわ環境学舎



激しい雨が降る中、バスにのり、資料館から阿賀野川の上流部、鹿瀬地区に向かいます。時折、道路と並行する阿賀野川は大雨の影響で茶色く濁り、水かさも増えています。

1時間半ほどかけて、阿賀町文化福祉会館に到着。ここからは、あがのがわ環境学舎の山崎陽さんの案内で、新潟水俣病の原因企業、昭和電工鹿瀬工場があった鹿瀬周辺のフィールドワークです。

はじめに、山崎さんから、新潟水俣病と鹿瀬工場の歴史と今について説明を受け、再びバスに乗車し、旧鹿瀬工場（現在の新潟昭和(株)）の周辺まで移動。かつては映画館やプールがあり、現在は駐車場やグランドになっている場所にハーモニカ長屋と呼ばれる社宅もあったことなど、とても栄えた企業城下町だったことの説明がありました。もともと鹿瀬工場は、1928（昭和3）年に完成した鹿瀬発電所の余剰電力を活用するために、肥料工場としてはじまりました。その鹿瀬発電所を車内から眺めます。

雨が少し小降りになり、旧鹿瀬工場の敷地が見える高台や、阿賀野川に面した排水口が残る場所で下車し見学。そして、いよいよ、現在の新潟昭和(株)の内部の見学です。

1927（昭和4）年に建てられた木造の雰囲気のある建物の2階の1室に通されます。部屋の壁際には、旧鹿瀬工場の全景を描いた絵や、公害の発生を含め鹿瀬工場の歴史などを解説したパネル、新潟昭和の現在の主力製品である排水管などの展示物があります。



「ご安全に」と、新潟昭和の金木社長から最初に挨拶がありました。「ご安全に？」と参加者はとまどっています。続いて挨拶のあった昭和電工本社の藤上さんから「『ご安全に』は、一日中使える『こんにちは』のようなものです。製造メーカーなので安全第一なんです」と説明がありました。参加者は納得した様子で、その後、しばらく「ご安全に」の挨拶が参加者の中で流行ります。

「昭和肥料の時代から90年の歴史があり、その中で水俣病が発生したことへの深い反省のもとに、排水処理などに取り組んできたので、ぜひ見ていただきたい」と挨拶があり、新潟昭和の総務部の佐藤さんから会社の紹介、鈴木さんから排水の処理や監視状況について、もう一人の佐藤さんからは歴史について説明いただきました。



その後、全員、ヘルメットを受け取り、構内の見学へ向かいます。排水が貯められている場所で、どのように処理が行われているか説明があり、自動通報の装置も見せてもらいました。何かあると自動的に通報される仕組みで、呼び出しから5分以内に担当者が工場に来る体制になっています。24時間、工場が無人になることはないそうです。

時折、雨が降る中、じっくりと説明をうけ、再び、参加者はバスに乗り阿賀町文化福祉会館へ戻りました。午後は、昭和電工本社の方のお話を伺います（記録は次頁以降参照）。

その前に、「豪華な粗食弁当」と呼ばれる、地元・阿賀町の食材にこだわった、おいしいお弁当をいただき、参加者は、あわただしくも午後に備えていました。

（報告：白神加奈子）

企業活動の根底には新潟水俣病の経験があります

記録：杉村更紗

編集校正：高田研、白神加奈子

聞き取り場所：阿賀町文化福祉会

日付：2018年8月30日

昭和電工（株）担当者

【藤上 隆さん】

昭和電工 総務・人事部 総務グループリーダー

大分県出身。昭和電工に入社後、埼玉県秩父市、福島県喜多方市、千葉市原市、長野県大町市、大分県大分市、再度、長野県大町市で勤務し、現在に至る。

【松本喜彦さん】

昭和電工 石油化学事業部マネージャー兼総務・人事部総務グループ マネージャー

神奈川県出身。横浜市にある工場勤務後、東京都港区にある本社へ。今年(2018年)の1月から、水俣病に関する業務は藤上さんが主担当となったが、その前は約18年間水俣病に関する仕事に携わっていた。



昭和電工と新潟水俣病

前回2010(平成22)年に、「あおぞら財団」さんは、「公害地域の今を考えるスタディツアー 2010 新潟水俣病の地を訪ねて」ということでこの新潟の地でツアーを実施されました。8年経ちましたが、その間の主だった出来事を挙げますと、2010(平成22)年に、いわゆる「新潟水俣病救済特別措置法」の救済措置が閣議決定され、翌年の2011(平成23)年3月には、第4次訴訟が和解をしまして、2013(平成25)年12月には第5次訴訟が新たに提起されました。また、2015(平成27)年には、新潟水俣病が公式確認されて50年という節目を迎えるなど色々なことがありました。

2015(平成27)年の公式確認50年にあたっては、その準備として前年2014(平成26)年から、当社も参加させて頂いて、数回に亘って立場の異なる方が集まって様々な議論を重ねてきました。その結果、様々な評価はあろうかと思いますが、2015(平成27)年の50年事業は成功裏に終えたのではないかと考えております。

当社のご承知のとおり、新潟水俣病の原因企業です。新潟水俣病公式確認から53年が経過して深い反省の元に、二度とこういことを起こしてはいけないと改めて肝に銘じているところです。引き続き、「あがのがわ環境学舎」さんや新潟県をはじめとする関係各位のご指導を仰ぎながら「歴史と教訓」を伝えていく取り組みを進めて参りたいと考えております。本日はこのような対話、ヒアリングの機会を頂きまして本当にありがとうございます。その中で、皆さまの忌憚のないご意見等を頂ければありがたいと思います。

昭和電工という会社

ヒアリングの前に昭和電工グループの概要と昭和電工グループのCSR活動、RC(レスポンシブル・ケア)活動についてご説明をさせていただきます。

根底にある新潟水俣病

昭和電工グループのCSR活動、RC活動の根幹をなすもの、底流にあるものとして、新潟水俣病を引き起こしてしまった原因企業としての深い反省と二度とこのようなことを起こしてはならないとの強い決意があるということを申し添えたいと思います。つまり、これらの活動は、新潟水俣病の反省を元にして、出来上がっているということです。

具体的には、お手元の「昭和電工レポート2018」でご説明させていただきます。これは、ダイジェスト版です。フルレポート版もありますが、時間の関係もありダイジェスト版でご説明をさせていただきます。

RC（レスポンスブル・ケア）活動は中心的な役割

ダイジェスト版をご覧ください。最初に「グループ企業理念」が書かれています。続いて、「数字で見る SHOWA DENKO」ということで昭和電工グループのオンリーワン、ナンバーワンにどんなものがあるか、誕生 79 年、事業分野が 6 つ、従業員が 10,000 人強、売り上げがどのくらいか、などの記述があります。

続いて、「社会とつながる SHOWA DENKO」ということで、私どもの製品がどのようなところで使われているか、記載されています。昭和電工グループは素材メーカーですので、一般消費者の目に触れるものはあまりないのですが、私どものような素材メーカーがないと、皆さんが直接目に触れるモノを作っている企業も困ってしまうわけです。つまり、縁の下の力持ちのような会社です。続いて、社長の森川宏平の「トップメッセージ」や「昭和電工グループのビジネスモデル」、「事業紹介」などを紹介しています。

そして、本日の主要の論点である「CSR マネジメント」についての記載があります。昭和電工グループは「社会貢献企業」の実現に取り組むことによって「CSR（企業の社会的責任）」を果たそうとしております。CSR 活動の中でも RC（レスポンスブル・ケア）活動は、中心的な役割を果たしています。あまり聞き慣れない言葉だと思いますが、RC 活動は、化学物質を研究し、開発し、製造し、それをお客さんに利用してもらって、廃棄してリサイクルする、という全ての過程で、「健康、安全、環境」を確保するという取り組みです。これは昭和電工グループだけがやっているのではなく、世界中の化学メーカーが基本的には取り組んでいます。繰り返しになりますが、当社が行なっている RC 活動は、新潟水俣病の反省に立った上で仕組みが出来ているとご理解いただきたいと思います。

雇用が一番の地域貢献

お手元の「新潟昭和」のパンフレットをご覧ください。「新潟昭和」は新潟水俣病の基点となった場所です。まさに、そこから新潟水俣病が広がっていきました。これは厳然たる事実であります。ただ、そのことに加えて別な視点からもみると、鹿瀬の地に対する「地域貢献」という視点もあろうかと思えます。もちろん新潟水俣病を起こしてしまった事実は大変重く受け止めなければなりません。一方で、そういった別な視点があることもご理解いただければ、と思っています。

当時、鹿瀬工場には、3,000 人もの雇用がありました。今からすると、考えられないことですが、その後、時代の変遷もあり、今では 100 名程度の工場となっています。皆さんから見ると、少ないと思われるかもしれませんが、この地区で 100 名程度というのはそれなりの規模の雇用ということになります。そういう面では雇用というのが一番の地域貢献かと思っていますので、できるだけ、昭和電工は新潟昭和と連携しながら、難しい点多々ありますが、働く人が少しでも増えていくよう引き続き考えていきたいと思えます。

先ほど、新潟昭和をご覧になっていただき、過去から現在に至るまでの姿を見ていただきました。皆さんがどういった感想を持たれたのか担当者としては大変、気になるところですので、後ほど、お話を聞かせ願えればありがたいと思えます。

新潟水俣病の責任

視点を変えまして、新潟水俣病の責任ということについて触れさせていただきます。当社に、新潟水俣病を発生させた責任があるということは、非常に重たい厳然たる事実であります。被害者やそのご家族、周辺流域の方々などに多大なご迷惑お掛けしたことを深く反省しております。このことは我々担当者に限らず、昭和電工全体としても、ひとときも忘れてはならないことだと思っています。

原因企業として、補償に関する事項について、法令や制度に則って誠実に確実に補償を履行することは当然のことです。これまでもそうでしたし、これからも、将来にわたって変わることはありません。

現在、新潟昭和という子会社は別にしまして、新潟県内には昭和電工本体としての工場はないのですが、新潟市に隣接する五泉市に事務所を置いて、そこに補償実務を専任で行う担当者を 3 名配置しております。患者さんや行政、医療機関などの窓口として、各所と連携を取りながら補償業務を進めております。

過去を振り返って見ますと、いろいろな評価や見方があると思いますが、昭和電工は原因企業として、誠実に真摯にできる限りの取り組みをしてきたのではないかと考えています。

例をあげますと、

※第1次訴訟の際には、「1審判決で不利な判決が出たとしても控訴はしない。」ということを決断、宣言し、判決を受け入れました。また、判決後2年弱という短期間で被害者と昭和電工の双方が納得できるような形をつくることができました。

※第2次訴訟では、地域の再生や振興などの趣旨に賛同するというので、新潟県に対して3億円余りの寄付を行いました。その寄付が「環境と人間のふれあい館」の建設資金の一部や新潟水俣病の書籍出版の資金に充てられることになり、県の啓発活動事業の一助となりました。

※さらに、2011（平成23）年の第4次訴訟の和解以降は、医療手帳や水俣病被害者手帳をお持ちの、いわゆる未認定患者さんが高齢となって公的介護保険サービスを受けた場合、訴訟原告以外の方も含めすべての手帳所持者の介護サービス費のご本人負担分の一部を補助しています。

などが挙げられるかと思います。

昨今、被害地域の再生が今までに増して求められている中、未来に向けて水俣病の「歴史と教訓」を伝えていくために、当社としてもどうことができるのかよく考えながら、「あがのがわ環境学舎」さんなどと共に、取り組みを進めてまいりたいと考えています。

*以降、学生からの質問（見出し）に答える形で

鹿瀬で主力であったアセトアルデヒドの生産を止めた決定的な理由は

（昭和電工）

アセトアルデヒドの事業が、鹿瀬の地では立ち行かなくなってきたからです。その後、アセトアルデヒドの事業は山口県の工場に移しました。基本的に、社会情勢の変化などもあり事業として存続ができなくなったということが止めた理由です。

（あがのがわ環境学舎）

補足しますと、日本ではアセトアルデヒドはカーバイドから作るのが従来の方法でした。しかし石油からつくるという方法もあり、世界の主流は石油でした。

昭和30年代は石油から作る方法に転換する時期でした。それで昭和電工も、石油から作る方法ということで、山口県の工場を稼働する準備をされていて、それが稼働し始めたのが1964（昭和39）年12月⁴⁰でした。そういうことで、翌年の1965（昭和40）年の1月に、鹿瀬の地では逆にもうアセトアルデヒドを作る必要なくなったので、生産を停止したというわけです。

もし景気が悪くなり、会社が赤字になっても同じことを繰り返さない自信は？

（昭和電工）

会社の収益が黒字だろうが赤字だろうが、前提となるのは、先ほどから申し上げているとおり「安全」であり、「環境」であり、「健康」なのです。そういったものをないがしろにして、事業を進めていくことはあり得ません。当社に限らないと思いますが、企業が社会と共存し、また社会に貢献していくためには、こういったことが大前提であると考えています。



公害を今後繰り返さないために、啓発活動として取り組んでいくことは何か。

具体的には、公害を、今後繰り返さないためには予防の観点

40 1962（昭和37）年アセトアルデヒド生産のため昭和電工、日本瓦斯科学鉱業（現三菱ガス化学）三楽オーシャン（現メルシャン）の3社が出資して徳山石油化学（株）を設立する。1999（平成11）年に昭和電工と合併。（昭和電工徳山事業所パンフレットより）

に立つことが大事だと感じている。そのアプローチは、啓発の活動と、科学技術をより充実させていく2つがあると考えている。啓発の活動については被害者の方が語り部となって活動することが多いが、昭和電工が啓発活動として取り組んでいることは何か。

(昭和電工)

当社の啓発活動は、基本的には、「あがのがわ環境学舎」さんが様々な研修プログラムのノウハウをお持ちしていることから、同学舎さんと連携させていただきながら、取り組ませていただいております。そのプログラムの中で、新潟昭和の見学者には、新潟昭和の過去から現在に至るまでのありのままの姿をご覧いただき、加えて排水管理についての状況や現地視察をしていただくなど、歴史と教訓をしっかり伝承していく取り組みを行っております。

数年前までは、新潟昭和への工場見学は受けいれておりませんでした。こういった地道なことを可能な範囲で続けていき、地域の方々をはじめ、関係する方々に昭和電工グループのことを少しでもご理解いただけるよう、努力してまいります。

もう一つの科学技術によって公害を起こさないようにする、というご指摘ですが、これは化学会社として非常に重要な視点だと思います。景気の波や会社の経営状況にかかわらず、そういったことを続けていくということは、大変重要なことだと思っておりますし、実際に昭和電工グループもそういったことを意識した事業運営を行っております。

皆様も使用済みのプラスチックの問題や海洋プラスチックゴミの問題をご存知かと思えます。本件は、昨今、大きく取り上げられていますが、今後さらに大きな問題になっていくと思われまます。この件に関連して、当社は、家庭などから出たプラスチックのゴミを集めて、それをアンモニアや水素といった工業製品の原料として有効利用するといった事業を行っております。

また、非常に地道ではありますが、先ほど新潟昭和の見学時に話題となったアルミニウム缶のリサイクル活動を全社挙げて推進しております。

アルミニウムはボーキサイトという鉱石から作るのですが、その過程では大量の電気が必要となります。そのボーキサイトからアルミニウムにするよりも、アルミニウム缶を回収してそれを再生すると電力が97%も節約されることとなります。このようなことも行っているのです。

地道な活動かもしれませんが、以上のような環境に配慮した取り組みというのは大変重要になってくると思っております。ですから、過去、私ども化学メーカーが原因となって引き起こした公害は大きな負の遺産ではありますが、一方で、そうした問題を解決していく糸口を持っているのもやはり私ども化学メーカーではないかと思っております。

昭和電工レポートに「新漏水俣病」という言葉がでていないのでは

昭和電工のCSRは新漏水俣病を基点にして組み立てられているとあったがレポートの中には「新漏水俣病」という言葉がないのではないかと。地道な活動を継続されていることや、ステークホルダーとの関係性など、地道におこなっている具体的なことをもっと記載してもいいのではないかと。

(昭和電工)

ご指摘、ありがとうございます。先ほど触れさせていただきましたが、「昭和電工レポート2018」のフルレポート版で、新漏水俣病のことに触れています。54ページのレスポンシブル・ケアの中の環境保全という項目があり、そこに「新漏水俣病に関しては公式確認から50数年経過しました。…」との記載があります。



「記載量が少ないのでは？」と思われた方もいらっしゃるかもしれませんが、この「昭和電工レポート2018」というのは、昭和電工に関することについて、できるだけ様々なことを掲載しようとしているレポートなのですが、紙面の都合もあり残念ながら載っていない項目もたくさんあるわけです。そういう中で、ここにわざわざ囲みをつけて新漏水俣病のことに触れているわけです。意図的に新漏水俣病のことを掲載しているのです。このようにご理解いただければありがたいと思います。

(あおぞら財団)

8年前には載っていなかったと思います。そう思うとこの8年という変化は大きいのかなと思います。

昭和電工と社員の関係性

昭和電工は企業城下町という言葉が誇りに思えるくらい文化的な繁栄などを達成され、社員との関係も家族といった感じで、利益を共有されていたと思うが、事業規模を拡大する中で社員との関係で変わったことや、気をつけていることなど教えていただければ。

(昭和電工)

基本的に、当社は人に優しい会社ではないかなと思っております。当社の社風は、外部のかたから見ると、「おっとりして、真面目な社員が多く、何事にもコツコツと取り組む」という評が多いのではないかと考えています。

社長の森川宏平は、昨年2017年1月に社長就任しましたが、就任時から、「全てのステークホルダー（企業の利害関係者）にご満足いただく」ということを言い続けています。ステークホルダーにはいろいろあり、お客様、株主様、投資家、地域の方々、従業員など、様々な方がいらっしゃいます。どの利害関係者も非常に重要な存在ですが、社長の森川は、その中でも従業員を重視しております。平素から従業員との対話などには特に意を用いており、「昭和電工レポート2018」をご覧くださいいただければ、森川の姿勢や意図を汲み取っていただけるのではないかと思います。

3. 裁判と公害

「半世紀を振り返ってみえてきたこと」

坂東克彦さん

〔レポート〕新潟水俣会館

新潟水俣病第1次裁判後につくられた新潟水俣会館にて

「党派を超え、共に闘い、共に支える」

高野秀男さん

「新潟水俣病第3次訴訟の意味」

斎藤恒さん、萩野直路さん

「裁判を大きなモーメントとしてどう全体解決につなげるか」

川上耕さん

新潟水俣病1次裁判は四大公害裁判の先陣を切った裁判ですが、坂東克彦弁護士は、そのきっかけを作った人物です。第2次裁判で和解に係る方針の違いで原告弁護団長を解任されますが、その後も新潟水俣病を伝える活動を精力的に行ってこられました。あおぞら財団が2010年に実施したスタディツアーから8年、心境の変化について語っていただきました。

高野秀男さんは新潟水俣病共闘会議の事務局として、第2次裁判およびノーモアミナマタ裁判に関わり続けています。党派を超えて展開してきた運動の現場で考えてきたこと、複数行われている裁判の差異、環境省や県と話し合う場の必要性について語られました。

斎藤恒医師は新潟水俣病の発生時から医師として被害者に寄り添い続け、いまでも新潟水俣病患者の診察を行われています。新潟水俣病を「新潟メチル水銀中毒症」と呼ぶべきだと提起されます。第3次訴訟を起こした理由や成果について語っていただきました。斎藤医師が長年、院長を務めた「木戸病院」に勤務する萩野直路さんは、新潟水俣病第2次訴訟、第3次訴訟、行政訴訟を事務局として支援されました。聞き取り当日はお二人に加え、患者の水澤洋さん、三次訴訟の支援者である大場恵美子さん・高加茂早苗さんからもお話を伺いました。

川上耕弁護士は、新潟水俣病の第二次訴訟の経過と、苦渋の決断であった和解についてどんな議論があったか、ノーモア第二次訴訟で運動をしている経過などについてお話いただきました。また、弁護士として、裁判をする意味をどう考えているか、個人的な思いを含めてお話いただきました。

半世紀を振り返ってみえてきたこと

記録：坂口朱音

編集校正：高田研、白神加奈子

聞き取り場所：葵の園

日付：2018年9月1日

【坂東克彦さん】

1933年生まれ。弁護士。新潟出身。

東京で弁護士となるが1963年に新潟へ戻る。そこで新潟水俣病と出会い、第一次新潟水俣病訴訟弁護団幹事長に。第二次訴訟においても弁護団長を務めるが、方針の相違により辞任。その後、「ふるさとの環境づくり宣言」（2005年）を機に新潟県の水俣病政策にも関わる。著書に「新潟水俣病の三十年—ある弁護士の回想」。



今回は、家内が亡くなってちょうど一年です。この一年の間、食うもの食わず。食べるものは一食だった。「こりゃ、あと、いくらももたん」と息子と娘が主治医に脅されて翌日からここ（介護施設）へ強制収容されました。

半世紀の間、水俣病に引き込まれて

今回はちょっと今までと違った視点からお話したいと思います。私は今まで半世紀以上、水俣病のことに取り組んできているわけですが、絶えず私を事件の核心に引き込んでいった要因は2つあります。

1つは、日本の公害の原点といわれる足尾鋇毒事件。この事件に関わった荒畑寒村さん。彼が19歳の時に書き上げた本⁴¹があります。とても私など及びもつかない深い言葉を使いながら短期間に書き上げた本ですけど、発売と同時に政治の圧力があって発売禁止になり、日の目を見ないで隠れてしまった。ですが荒畑寒村はすごい人で、やっぱり公害の原点である視点を見失ってはいかんと考えておりました。

もう1つは、チッソ水俣工場の第一組合。もともと組合はひとつだったのですが、会社が第二組合を作り、第一組合を徹底的に差別してきた。その中で、第一組合に残った人たちが「自分たちは水俣病という病気を引き起こした会社に勤めながら、いったい何をやったのか。人間として闘わなかったことを恥と思っている」と、第一組合の大会で「恥宣言」をやるわけでした、その「恥宣言」というものに私の心はとられました。

新潟では、当時は民水対（新潟県民主団体水俣病対策会議）という細々とした組織の運動であって、展望が開けない状況でした。当時、社会党はそっぽをむいていたし、県評もそっぽを向いてる中で、患者を支えたのは共産党系の10いくつかの組織だけであったわけです。それでも、「細々とした展望であっても、確固たる展望をもって闘うならば、一時に状況が開けることがある」と松川事件の主任弁護士であった岡林先生⁴³に言われました。京都の天竜寺の座敷であった1967（昭和42）年の自由法曹団の総会でのことだったんですが、やはり先輩方の私に対する信頼と援助があり、ここまで、たどりつくことができたのではないかと思います。

熊本の水俣病との関わり

私は新潟の裁判をするにあたって熊本の患者諸君からも、あるいは第一組合の諸君からも「熊本の弁護団は信用できない。坂東しか頼る弁護士はいない。なんとしても来てくれ」と言われ、患者のみなさんや支援する人達のカンパで熊本に通い続けていったわけです。

41 荒畑寒村（あらはた・かんそん）日本の社会主義運動家の先駆者。

42 『谷中村滅亡史』新泉社、1907年

43 岡林辰雄（おかばやし・たつお）弁護士

チッソと水俣病患者が1959（昭和34）年12月30日に締結した、いわゆる見舞金契約は、民法第90条、公序良俗に違反するもので無効であるとの一次訴訟の判決が1973（昭和48）年にありました。この判決の時も大変だったんですよ。私も熊本の現場にいて、前日からTBSのキャスターと話をし、判決がでたら法廷を出て全国放送に向けての判決報告をする予定だったのです。ところが、当時の水俣の支援組織の相克の中で、「坂東なんかは判決の評価などはさせられない。判決を評価できるのは患者しかいないのだ」と誤った考え方を押し付けられて、私の全国放送はキャンセルされた。反対をした人たちは、熊本の告発する会の人たちです。結局、その時は秋山ちえ子さん（評論家）が報告しました。

まあ、水俣も、いろんな党派とか、会の相克とかあってね、大変でした。細川一先生という、チッソの付属病院の院長の証人尋問を熊本の弁護団の連中⁴⁴がやると言ったんだけど、それを断って私がやりました。宇井純さんが「細川一先生が水俣病裁判で重要な役割を果たす方だった」というようなことを言われておったんで、私がやりました。

新潟水俣病との出会い

1959（昭和34）年に東京で弁護士になって、1963（昭和38）年の夏に新潟へ越して来たんですよ。で、新潟に来てから、以前に勤めていた東京の事務所に行く機会があって行ったんですけど、その時に「坂東くん、新潟に水俣病という病気が起きているようだが君はどう考えるかね」と前のキャップに言われました。それで新潟に帰ってきて、新聞を見れば水俣病の問題が出ているからそれを見て、誰が動いているのかを突き留めて訪ねて行った。そして「患者の集まりがあるならぜひそこへ案内して欲しい」と、阿賀野川の左岸の江口という地区にいきました。そこで、水俣病の患者とか、医師の斎藤恒さんとか、民水対の事務局長の小林懋さんに初めて会った。あれは秋の9月頃だったと思うんです。分かる方には分かると思うけども、秋になると稲の匂いがするんですよ。懐かしい匂いがする。その匂いがある頃だったと記憶しています。

その時に、患者の人たちの真剣な顔つきや、斎藤先生が「水俣病」という熊本大学が出した本を持って水俣病の説明をしておられたのを見ています。それが最初で、それ以来、この地域でいろんな勉強会とか集まりがあると、できるだけ足を運んで勉強につとめたということになりますかね。きっかけはそういうことです。

最初はね、実際動いたのは私1人だけ。そして、その後、片桐敬弼という弁護士がおりまして、彼が新潟に来て、自由法曹団員でもあったし、水俣の関係に関わるようになっていきます。それから、あとは清野春彦。

清野、片桐、坂東。この3人が中心になって、その他、渡辺喜八弁護士など何人かの方が参加してくださった。全く無党派の、政治的には全く色のない弁護士も参加してくれました。



裁判提起が決まった

そうこうやっている間に3月21日。桑野忠吾⁴⁵さんの次男、忠英さんの命日だったんだよね。忠英さんは（水俣病で）ベットにくくりつけられながら死んで行った。

その命日の日に、忠吾さんの真意を聞こうということになって、「この事件は裁判によらなければ決着がつかないと考えているのだが、どうだろうか」と忠吾さんに聞いたところ、「今でも自分の息子のこと思い出だけでも、頭がズキズキ痛むんだ。自分は、やはり裁判で闘うことしかないと考えている」という。「ただ自分が裁判を出すにしても本家の許可を得ないと動けない」と。本家というのは桑野清三さん。清三さんは婿さんなんだけど。本家の許しがなくちゃいかんというから、すぐに使いを出した。そしたら清三さん、すぐに忠吾さんのところに来てくれたわけですよ。そして、話をすると「忠吾さんが、そう言うなら、わしは全面的に支援する」と清三さんが言ってくれたわけですよ。

44 塚田館長から、熊本の弁護士と坂東弁護士との間には確執があること、それはまだ残っていることの補足説明があった。「熊本の水俣病患者は、九州の弁護士になぜか不信感をもっており、そこに新潟から坂東弁護士がやってくるとなると、熊本の弁護士たちは良くは思わないだろう。」

45 桑野忠吾。桑野家では一家6人が新潟水俣病にかかった。

「よし、じゃあもう1つ手を打とう」。私のとっさの判断で、被災者の会の会長の近喜代一さんの了解なしに動くわけにはいかんと、近さんの所に使いを出したわけです。近さんは、すぐにやって来て、「裁判を出すことを了解する。ただ、自分は一番最後に出す」といってくれ、その時に裁判提起が決まった。

その桑野さん一家だけではなくて、他にも参加する人がいるなら一審に誘うということで、小林懋さんが動いて、星山幸松さんとそれからもう1人（大野作太郎さん）の三家族が集まったわけです。

とはいえ、水俣病関係の資料はほとんどないわけですよ。それで、私が九州の熊本に行っていたもんだから、熊本大学の各教授の部屋をまわって水俣関連の資料を集めて、新潟に持ち帰り、アセトアルデヒドの生成メカニズムを片桐弁護士に、水俣病関係は清野弁護士、それからチツソや昭和電工の責任論に関しては坂東と手分けをして訴状の作成にかかった。そして、1967（昭和42）年6月12日を期して第一次訴訟で裁判の訴えを提起しました。

新潟の動きが他の活気に

誰もまだ水俣病事件に関心を持っていないときに水俣の町をうろついていた人が3人いた。その一人が、石牟礼道子さん。もう一人が写真家の桑原史成さん。もうひとりが、宇井純さん。ということとを何回も聞かされたんですよ。

それが（水俣がそんなときに、）新潟から裁判を出した。熊本の人たちもびっくりしちゃって。自分たちはわずか30万円の見舞金で事件落着に同意したけど新潟が立ち上がったと。

我々も考えようじゃないかということで、裁判を提起したのが熊本の第一次訴訟。

「どうしたらいいか教えてくれ」と当時、水俣市役所の建築課にいた松本勉さんから私のところに手紙がきまして、便箋十何枚の手紙を書いて返した。それが熊本と新潟との交流の手紙の往復。何回も書き続けていったんですね。そんな形で熊本でも裁判が起こり、そして私は全面的に新潟で闘いながら、さらに熊本の細川先生の尋問を勝ち取って、熊本で1959（昭和34）年12月の見舞金契約は公序良俗違反で無効という判決を勝ち取ったわけですよ。

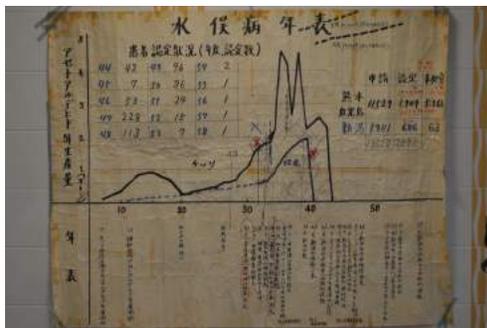
一方、新潟では、北川徹三という昭和電工が用意した横浜国立大学の安全工学の教授に対して、事実を持って反対尋問を展開して、北川徹三の証言をつぶしていき、それが要因となって新潟の第一次訴訟は完全勝利。しかも、この判決に対しては控訴しないと昭電も言って確定させていったわけですよ。判決では、4つほど重要な証言があった。それを一つ一つクリアし、いわゆる四大公害といわれた新潟・富山・四日市・最後に熊本という順番に裁判が闘われて、十分でない面もあったけれども画期的な判決がでた。



坂東弁護士の資料

一次訴訟の時、私の借家の住まいの前が新潟行きのバスの停留場になっていて、そこに、うちに入出入りをしていた大工さんに掲示板を作ってもらって、裁判の記録をずっと手書きで書いて、壁新聞にして貼っていた。生活全体が裁判闘争というようなスタイルになっていたんだらうね。「人も猫も狂い死にしたこの無残。おごそかに聞け被告昭電」とかね。短い文章を書いちゃ、板塀に貼りつけておった。風で飛んだり、無くなったのもあるけど、これだけは実物が残ってる。いま、「環境と人間のふれあい館」に置いてあると思いますね。面白いでしょう。

資料の保管をどうするかを考えたわけだけど、大学とかそういう所に入れてしまうと一般の人の目に映りにくいわけ。封じ込んでしまう感じになるから、資料はやはり普通の人がきちんと見えるように保管する必要がある。そのた



めには、大学に納めるよりも、民間の組織の中に入れて方がいいという判断をしたわけですよ。良かったですよ。

いままでに、おそらく大学に百回くらい通っています。大学以外にも水俣病の話しに行くときは、これ（手書きのグラフ）は絶対持って行くもんだからポロポロです。講義するときは必ず家内も連れて行きます。家内の役割は私が筋道を外れた時に目で合図する。だから、この紙は女房と一緒に私にくっついて歩き回った。そういう紙ですからね。

みんなに見てもらいたいと思って、昨日、館から持ってきてもらったの。それと壁新聞もね。見てもらいたくてね。「責任を明らかにする。患者さんの完全な補償。公害を根絶させる。」という3本の柱。4本でも建物は立つ。でも3本でも立つ。最低3本の柱がある限り家は立つんだ。どこに行っても、このために闘おうと、いつも私は言い続けてきた。そのためには資料は大切だね。

新潟水俣病の一つの役割として資料をキチンと保管し後世に残す。これだけは続けていきたいと思うし、「僕がやる」ということで、生きている限りは続くわけです。

気持ちの変化

新潟大学に椿忠雄っていう医者がありました。東京大学から新潟に移ってきた教授ですが、1977、78（昭和52、53）年に水俣認定基準を厳しくして、ほとんどの患者が認定されないという状態を生み出しました。その時に、「椿教授が変節した」というような表現を私自身も使ったんですが、今日、この段階で、そういう表現を訂正させてもらいます。

といいますのは、椿先生は実際には事件が起きた直後は、患者の診察を一手に引き受けて、患者を認定していった方です。その後、昭和52、53年に認定基準を改悪していった中心が、この椿教授、それから熊本大学の徳臣晴比古教授らだったんですけど、それはそれとして、かつて、患者のために尽くす仕事をやった。

同じように熊本の水俣保健所の伊藤蓮雄先生という方、この方も当初は患者のためにさまざまな役立つ仕事をなさっていたけど、その後、環境省の認定基準を変え、患者の切り捨てに手を貸していったわけで、同じような評価を私自身もしておったが、それは間違いである。

今、言わせてもらえば、一時期には、そういうことはあったにせよ、人間に対する評価っていうのは、一時的なものが全面的な評価に直結することは誤りである。だから、仮にそうであっても過去の功績を評価しながらも、どこが間違っていたのかということ、むしろはっきりさせることが大事なんだ。そして今をどう見るのか、という方に持っていかなきゃいけない。そのようなことを、このところずっと考えてきておりました。

一方、私はチッソの第一組合と水俣恥宣言を見てですね、労働者諸君が患者を支援していかなければならないという考えに至ったのです。労働者組織を含めて水俣病の支援組織を作らなければならないと。新潟水俣病共闘会議は、水俣病のチッソの第一組合の恥宣言を主として発想したんです。

そして、動きに動いて、いろんな紆余曲折がありました。しかし最終的に民水対を解散し組織的に発展させて新潟水俣病共闘会議を作りあげたわけです。

ところが、私が育て、作り上げていった新潟水俣病共闘会議の面々が、一時金260万円を支払ってけりをつけるという、妥結の政治解決⁴⁶っていうことになって、私が邪魔になり、私の弁護団長の席を潰してしまいました。患者ではなく、共闘会議がそうした。

幹事会で、最後に患者代表の南熊三郎さんが、「ここまで議論されてきたわけなんだけど、あんたはどうするね」って言えば、とどまるつもりだった。だが、「皆さんがよかれといわれることには、不満はありませんから、不服はありません」と言ったもんだから、これは、やむをえないと、弁護団長辞任を決意したわけですね。きつかったですよ、ほんとに。

そして、とにかく新潟水俣病共闘会議が出す本とか、そういうものに、それまで坂東克彦という名が書いてあったけども、全部抹殺。気に入らないと、全部消してしまうやり方だ。

最近の状況について

関川（智子）先生も、私とは一切連絡をとっていません。全然しゃべらない。一緒にやってきたんだけどね。でも、

46 1995（平成7）年「解決協定」。政府の「最終解決案」に基づき解決協定が締結され、新潟水俣病第2次訴訟は和解となった。（環境と人間のふれあい館 WEB サイト「用語解説」より。<http://www.fureaikan.net/minamata/glossary.html#ka02>）



やっぱり本当はもっとオープンになっていいんじゃないのか。肩ひじをはらないで、気を楽にしてやってほしいと思う。

そんなことをしている時に、私の立場を理解してくれたのが、元新潟県知事である泉田裕彦。彼が（知事の時に）、新潟県の水俣病政策を決定する際に、私の意思や意見を最大限に尊重してくれたわけです。また県の予算は単年度だから、恒久的な形にできないかということで県条例として整えていったし、初めて県知事として、現地や水俣会館にも来てくれました。その後も、私は、県の水俣病政策の重要な案件について相談をうけ、また県も私の考えをないがしろにしないで頑張っています。

ただ、支援する人の中には、ちょっとなんか水俣と言えば、世論が助けてくれるんじゃないかという甘い考えの方も一部には残っていて、具体的に言えば、医者さかなみちの齋藤恒。裁判（新潟水俣病第三次訴訟）に出せばなんとかなる、助かるんじゃないかと（思っている）。

いや、そうではないんだと。水俣病になるには、魚道さかなみちというものがある。魚が川から患者の口の中に入っていき通り道を私は魚道と呼んでいて、魚が隣近所に配られるとか、あるいは身内・親戚に配るとか、そういうような形で魚には通り道があって、通り道から外れたものまでもは（違う）。県民の税金が使われて福祉手当が月々7000円、患者に充てられているのだから、そんな甘い顔はできない。私もそこは厳正に見ております。

何をもって解決というのか

（2010（平成22）年のスタディツアーで幾度も言った「和解金という毒まんじゅうを食ったらだめなんだ」という考え方は）変わらん、変わらん。（「毒まんじゅう事件」というのがあって）、一次訴訟の前に、裁判の方法がはっきりしてきた段階で、（被災者の会会長の）近さんを、副知事が部屋に招き入れて、「民水対と手を切れ、昭電との中をとりもつから」といった。その時、「これは毒まんじゅうだから食っちゃあかん」って、僕や小林懋さんが、患者の家を車で回り続けた。

（二次訴訟は「解決協定」を締結したが、）患者は裁判に残って、“やる”という状況ではなかった。そんな中で「坂東について来い」なんて言い方はできないし。それをやったらどうか、という者もいたけどね、県外には。でも、できない。決して一人ではできないから。一人じゃ何もできないですよ。社会的な運動というのは。

（解決とは）なんだろうね。むしろ、皆さんに聞いてみたいな。解決とは何か。なんだろうね。難しいね。水俣病の解決……。

患者にとっては補償金があるね。新潟県からの月7千円。この生活援助というのが非常に大きいと思います。そういう患者がいると家族は大事にしますから。そういう意味では大きかったと思いますね。こういう状態が続けば。

何をもって解決というかってなってくるとね……。



47 「公害地域の今を伝えるスタディツアー 2010」での聞き取りにおいて、1995（平成7）年の政治解決について「毒まんじゅう」という発言を頻繁にされていた。

[レポート]

新潟水俣会館

新潟水俣病第1次裁判後につくられた新潟水俣会館にて

新潟水俣病裁判の一次訴訟の人たちが裁判後に設立した「新潟水俣会館」。周囲を住宅に囲まれ、道路から少し奥まったところに建っています。畳敷きの部屋が2部屋、くつろげるソファのある事務室の合計3部屋があり、患者さんたちが集まり、話をしたり、会議などに利用しています。現在は、若い世代でも50代、最高齢は100歳と、公害病の認定を受けた患者さんたちが高齢化し、人数も少なくなっているため、集まる機会は昔ほど多くはありません。ただ高齢化して病院に通えない人も増えてきたため、患者さんが自転車や徒歩で通える会館に、月1回ずつ、関川医師と斎藤医師がきてくださり、毎月2回、ここで診察をおこなったりしています。



「もう、全然、なにもわからないんですよ」

普段から患者さんに寄り添い、この新潟水俣会館で事務局をされている佐藤範子さんは、そう言いながらも、この会館ができた経緯や存在意義、患者さんの現状など、お話しくささいました。

佐藤さんは、新潟県内の新発田市に生まれ育ち、豊栄市（現：新潟市北区）に嫁いできました。しかし、当時は、全く水俣病のことを知らず、お義母さんがしょっちゅう「足が痛い、びりびりする」と言っていたのも、「太っているからかしら」なんて思っていたこともあるそうです。

お義母さんは、農業をおこないながら、タクシー運転手や競馬場で働く快活な方で、20年前ぐらいに、新潟水俣会館の事務局として勤め始めたそうです。魚が大好きで、若いころに五十嵐松男さん（被災者の会会長）と知り合い、漁業の手伝いをした際に、川魚をたくさんもらって食べていたことで水俣病に。一次訴訟の原告でもありました。

とはいえ、佐藤さんは、お義母さんがここに勤め始めるまで第一次訴訟の原告であることや、そもそも水俣病患者であったことを、全く知りませんでした。息子である佐藤さんの夫もあまりわかっていなかったということなので、親子でも水俣病の話はほとんどなかったのかもしれない。

数年前から、お義母さんの体調が悪くなったため、佐藤さんが事務局を引き継ぎ、水俣病に関する手続きや、補償費に関する患者さんと銀行との橋渡し、訪れる患者さんの相談・話し相手、行事の準備や手配などを担い、患者さんに寄り添っています。



話は、川でとれるしじみや鮭のこと、坂東弁護士についても広がります。佐藤さんは坂東克彦弁護士がお話になるのを新潟水俣病公式確認50年の行事で聞いて、楽しくて「もっと聞きたかった」と思ったそうです。

ちょうど、お話を伺った同じ日の午前、参加者たちは坂東弁護士から話を伺っていたので、その報告や坂東先生がお元気になられていた話をすると、「よかったー」ととてもうれしそうにおっしゃっていた佐藤さんが印象的でした。

最後に、全員で水俣会館の前で記念撮影をしました。

（記録：白神加奈子）

党派を超え、共に闘い、共に支える

記録：木幡裕香・中尾元
編集校正：高田研、白神加奈子
聞き取り場所：菱風荘体験蔵
日付：2018年8月31日

【高野秀男さん】

新潟水俣病共闘会議幹事長。新潟県平和運動センター顧問。1951年生まれ。新潟水俣病共闘会議。神戸出身

千葉で鉄鋼関係の仕事に従事、結婚を機に新潟へ移る。勤務先の企業で労働組合を結成し活動するが工場閉鎖に伴ない退職。1983年から新潟水俣病共闘会議の専従の事務局となる。二次訴訟から新潟水俣病に関わり、現在に至る。



水俣病との出会い

私は水俣病と関わって35年になります。新潟水俣病第二次訴訟が1982（昭和57）年に提訴され、その翌年の1983（昭和58）年から新潟水俣病共闘会議と新潟水俣病被害者の会の事務局として関わってきました。

水俣病に出会ったきっかけは、労働組合運動です。結婚で新潟にきて小さな鉄工所に入って、そこで労働組合を結成し、賃上げなど労働条件改善の活動を行っていました。

組合運動で、大変面倒見の良い人に出会いました。新潟県労働組合協議会（新潟県評）のオルガナイザーで、その人に育てられました。

一年のうちの半分は赤旗⁴⁸を立てて—50本以上たてたこともあり—、周りからは「赤旗鉄工所」と揶揄されるほど闘っていました。ストライキから時間外拒否まで。労使で解決することができなくなると、行きつくところは裁判所か地方労働委員会。地労委や裁判所に申し立てする文書そのオルガナイザーのもとで勉強しました。寝泊りしながら書いたこともあり。お金を出してもらって東京に組合の勉強に行かせてもらったこともあって、それに答えなければいけない、という気持ちがありました。「人生意気に感ず」ということを肌で学びました。

組合活動は8年ほど続きましたが、高度経済成長から低成長に移行する時代で、最終的には工場閉鎖になりました。そのときに県評から水俣病共闘会議で人を探しているからやらないかという話があって、事務局に入ったという次第です。その時は新潟水俣病についてはほとんど知りませんでした。水俣病以外にも誘いの話があったのですが、知人に相談したところ、「水俣病の方がやりがいがあるよ」と言われて水俣病の方に入りました。33、4歳の頃の話で、以後、二人子どもがいましたが家庭を顧みない状態となりました。

労働組合の再編によって、いま水俣病問題に取り組んでいるのは、新潟県平和運動センターの組合です。連合がこの問題にとりくむことは、今は無い。

共闘会議の専従事務局だった当時は、組合の仲間からカンパを集めて、それで生活していました。今だったら考えられませんが、二次訴訟当時は毎年恒常的にカンパに取り組んでもらいました。支援は今も労働組合が中心ですが、かつての労働組合はそれほど勢いがありました。

なぜ新潟水俣病にかかわり続けてきたのか —ひとつは被害者の声や訴え

水俣病の解決についての運動—僕らは闘争という言い方をしますが—には、法廷内の闘いと法廷外で世論を高める運動の2つが車の両輪として動くことが必要です。これまで行ってきた運動についてお話しします。

先ほど言いましたように水俣病と関わって35年になるんですが、よくぞここまで長い間一つのことに関心を持ち

48 赤旗：労働争議の活動中であることを示すシンボル。数が多いほど、他の労働組合の協力が得られていることのアピールになる。

ながらやってきたなと自分でも思います。これだけ長く関わってこれたのには、理由が3つほどあると思います。

1点目は、被害当事者たちの声や訴えです。主治医から水俣病と診断され、法律（公害健康被害補償法）に基づいて認定申請したのにも関わらず棄却される。そのこと自体に納得できない、どう考えてみてもおかしいと思う人たちが行ったのが第二次訴訟なんだけれども、その人たちの話を聞いて、そこから足が抜けなくなったというか、心に感じる場所がありました。

例えば五十嵐キヨさん。僕らは第二次訴訟（1982年6月提訴～1996年2月和解）のとき、数百人単位の集会を年に一度は開いて、患者さんたちの話を聞いてもらいました。その話は、僕が患者さんと打ち合わせて原稿を書きます。キヨさんとも何回か打ち合わせをして、これでもういいかなと思って当日をむかえました。打ち合わせ通り原稿を読み進んでいたのですが、終わり際になってキヨさんが「一日でもいいからすっきりした身体が欲しい」と、原稿になかった文言を言ったんです。心の叫びでした。

この時のことを思い出すと、今でもぐっとくるものがあります。被害者の本当の声というか、それを聞いてからは本気になってやらなくちゃいけないと思いました。別に手を抜いていたわけではないけれども、そういう思いを最初に与えてくれたのが五十嵐キヨさんです。

それから木村満子さん。水俣病かどうか判定するひとつの目安として毛髪水銀値 50ppm というのがありますが、彼女はそれを超えていたので子どもにおっぱいをあげられない、授乳禁止になりました。新潟県は、熊本の胎児性患者の存在を受けて、授乳禁止と妊娠規制を実施しました。その木村さんがよく口にしていたのが「子どもに対して申し訳ない」ということでした。義理の母親と連れ合いは認定患者になったが、彼女は認定されなかった。そういう状況の中で、彼女の思いは、昭和電工に対する怒りより子どもに対してすまないということでした。僕らは、昭和電工に対して怒ってほしいという思いが先に立つけど、彼女はそれよりも自分を責めた。そういう女性として、子どもを持つ母親としての気持ちというものを彼女から教わりました。

次に志田ミツエさんという方。この人はお連れ合いの症状が重く、夫に代わって船仕事をしていましたが、とにかく夫のことを「ノメシコキ」—これは仕事をしないでぶらぶらして全然働かないという意味なんです—と周りから言われるのが嫌でたまらないとよく言っていました。昭和電工との交渉では、相手に詰め寄って抗議していました。大事な大事な連れ合いが水俣病によって働けなくなったにも関わらず、理解されず嫌味を言われることに対する反発や怒りを昭電にぶつけていたと思います。

このように、みんなそれぞれエピソードを持っていて、そういうことを患者さんから聞き学んでいく中で足が抜けなくなってきたというか僕の活動のベースになっています。



水俣病は日本の政治・経済・社会の中でつくられた事件

活動を続けてきた理由の2点目は、水俣病は単なる病気ではなく日本の政治・経済・社会の中で作られた病で、社会的に許されない理不尽な事件と思うからです。熊本で起きて1959（昭和34）年段階で適切に対処しておれば、新潟水俣病は起きなかったかもしれない。起きていたとしても被害は限定され、もっと小さく終わっていたのではと思います。しかし熊本水俣病の原因究明は中断され、被害者は見舞金契約によって黙らされてしまった。しかも見舞金契約に大きく関与したのが熊本県知事であり、水俣市長。そういう、いわば県・市を代表する人たちによって水俣病は終わったというふうにされてしまった。国会で問題になりながらも終わったとされ、結果として1965（昭和40）年に新潟で第2の水俣病が起きてしまった。

このようなことが許されているのだろうか。2度も同じ事件を起こし、そのうえ未だに解決できずにいるこの日本社会をそのままにしておいていいのだろうか。放置できないでしょう。それに周りを見ると、これとよく似た問題が結構あります。一番近いのが3・11福島原発事故。事故後の対応を見ると本当によく似ていると思います。そういう水俣病とよく似た社会現象が身の回りで繰り返されているという気づきがありました。

水俣病に関わることはしんどいけどおもしろい

もう一つは、現在進行形の事件であるということ。一昨年（2016年）、「水銀に関する水俣条約」を日本は締結し

ました。胎児や乳幼児は大人より敏感だから、水銀も影響を受けやすい。お母さんが撮ったものはみんな胎児にいつてしまう。そういうことを考えると、決して「過去の公害事件」だとか「後処理の問題」ではない。これからの地球環境を考えていくひとつの重要なテーマであり、子どもたちの将来のいのちと健康を守るためにどうしなければいけないか考える、そういう問題であると思います。

大雑把に整理するとこの3点が、長く関わってきたことの原因かな。一言で言うと、水俣はしんどいけどおもしろい。誤解のないように言いますと、“おもしろい”というのは人の関心をつかんで離さないということです。



新潟水俣病共闘会議とは

新潟水俣病共闘会議は再来年（2020年）の1月で結成50年を迎えます。公害反対運動団体としてはおそらく日本で一番長いのではないのでしょうか。特徴は3つあります。

1965（昭和40）年6月12日に新潟水俣病が公表されます。一般的には、最初に被害者の組織化があって、その後支援団体ができるけど、新潟の場合は先に支援というか、新潟県民主団体水俣病対策会議（以下、民水対）ができました。被害者受け入れの土壌が先行してあったということです。これには先進的な医療機関の存在がありました。

そして、全国に先駆けての公害裁判が、新潟水俣病公表2年後の1967（昭和42）年6月12日に提訴となり、様々な運動を展開しました。世論の高まりが重要だということで『公害とたたかう』（1968年、新潟水俣病映画をつくる会。渡辺正巳監督、今井正監修）という映画が作られました。おそらく公害に関する国内最初の映画だと思います。その映画上映を全国展開して、とにかく全国的な運動に広げようということで、民水対から新潟水俣病共闘会議（以下、共闘会議）へと1970（昭和45）年1月20日に発展継承しました。

共闘会議は、被害者を真ん中に据えて、その周りに医療機関と弁護士がいて、さらにその周りを労働組合や政党、科学者会議や農民組合が囲んでいるという構図です。当初は県評が事務局を担って人と物と金を出すということでやってきました。今は県平和運動センターが事務局を受け継いでいます。全国の公害被害者の支援団体で、県段階の労働団体が事務局を担っているところは多分新潟しかない。そういう特徴があります。

共闘会議は現在14の団体で構成されています。普通、思想信条をもつ団体が複数集まった場合、どこかがヘゲモニーを握ろうとする。原水爆禁止の運動や被差別部落の解放運動もそうだけど、社会運動の多くが主導権争いのなかで分裂してきた。でも、新潟のこの水俣病共闘会議だけは分かれなかった。党派性を前面に出すのではなく、常に被害者を中心とすることで、それぞれが立場をわきまえてきた。知っているかどうかわからないけれども、新潟ではこの間、知事選や参院選、衆院選を「野党と市民は1つ」というキャッチフレーズでやってきて、それなりに勝ってきた。新潟水俣共闘はその先駆けではなかったかと思ったりする。ただ、この前の知事選は3万票の僅差で負けてしまったけれどもね…。

なぜ運動しなければならないのか、声をあげなければならないのか

鹿瀬にあった草倉銅山を開発したのは古河市兵衛。足尾鉍毒事件を引き起こした人と同じ人。古河は草倉で稼いだ金を足尾に注ぎ込んで、足尾銅山を日本一の銅山にした。足尾鉍毒事件の時には永久示談契約⁴⁹というのがあったけど、草倉でもこれがありました。だから、地元では「草倉こそ公害の原点」だという人もいます。

宇井純さんが『公害の政治学 水俣病を追って』（三省堂、1968年）という本を出しているけど、これが水俣関係で言えば最初の本になるのかな。この中で彼は、公害のパターン（起承転結）ということを行っています。足尾鉍毒事件や熊本水俣病、新潟水俣病でなにかあったか。公害が発生すると、まず加害者は「被害はあるけど原因は不明」という。公害被害を認めざるを得なくなると、今度は「原因は自分のところではない」。じゃあ、その原因を究明しようとなると、政治と業界と官僚、さらにエセ学者が加わって妨害して問題解決を長引かせ結論をあいまいにし、最後は被害者が泣き寝入りする。こういうパターンが繰り返されている。熊本水俣病までほとんど全部そうだった。そこで新潟では、僕らの先輩がそうしたことを繰り返さないようにということで熊本水俣病に学び、1967（昭和42）年の6月に提訴した。

49 今後一切補償請求等はしませんという趣旨の文書の取り交わすこと。

この種の問題が起きると、責任追及段階でいろんな横槍が入ってきて、その多くが曖昧なまま終わってしまう。そのことを踏まえてどうすればいいのか。同じ轍を踏まない、繰り返さない方策を僕は考えておかなくてはならない。

例えば新潟で水俣病が起きた時、北川徹三という横浜国立大学の教授が「農薬説」なるものを唱えた。前年（1964年）に起きた新潟地震で新潟西港の埠頭にあった倉庫が壊れて、倉庫にあった水銀農薬の瓶が流されて日本海を遡り、それが夏の渇水時期に塩水くさび⁵⁰によって阿賀野川に入り水俣病を引き起こした…というものです。よくもまあこんなことを考えるなど思うくらいの啞然とするような説が出されるわけです。

新潟水俣病が公表になったのは1965（昭和40）年6月でしたが、昭和電工はその年の1月に生産を中止し、その年のうちにプラントの撤去や工程図の焼却を行いました。

1959（昭和34）年7月に熊本大学は水俣病の原因として有機水銀説を発表しましたが、これにチッソは反論した。また、チッソや昭和電工が加盟する日本化学工業協会も原因究明しようということで排水調査委員会を設置し、その委員長に同じアセトアルデヒド製造施設をもつ昭和電工の安西正夫社長が就いた。その委員会調査の中で、安西正夫はこのまま自社の鹿瀬工場でも操業を続けたら、第二の水俣病が新潟でも起きてしまうとわかったのではないかと「未必の故意」という言葉があるでしょう。ひょっとしたら起きるのではないかと思いながら稼働し続けた。だから生産停止と同時にプラント撤去や工程図消去を行った。これは、一次訴訟判決では証拠隠滅にあたると言われています。

また、新潟でも補償要求連絡協議会というのができて、厚生省の方から新潟県に声がかかり、当時の新潟県の副知事が被災者の会の会長の所へ行って、このぐらいのお金で手を打たないかということをやった。まさに、熊本と同じことが繰り返されようとした。ですけど、新潟の場合は連絡協議会の案を蹴飛ばした。

「なぜ運動しなければならなかったのか」「なぜ声を上げなければならなかったのか」という問いには、国や企業、行政等をお願いするという他人まかせでは、自分や家族、地域住民は守れない。自分たちのことは自分たちで守るしかない。その最後の手段として裁判しかない、ということで立ち上がりました。この辺の地域では昔「与茂七事件」といって、お上に盾突くと死罪にあうということがまことしやかに伝えられていた。しかし、その中で水俣病の被害者の人たちは立ち上がって裁判を起こしました。（被害者たちは）「熊本の二の舞になってはいけない」という弁護士や先輩たちの声や意見に耳を傾けて、提訴の決意に至ったそうです。

また、通産省の「原因が昭和電工とは思えない」という姿勢に押されて厚生省が「昭和電工が反論する限り何とも言えない」というようなことを被災者の会に答えており、さらにNHKのテレビで、昭和電工の安藤常務が「たとえ国の結論が出て昭和電工はそれに従わない」と言ったのを聞いて、被害者たちはそれまで躊躇していたが、裁判をやるしかないと決断したそうです。これがなかなか立ち上がれなかった被災者、被害を受けた人たちが立ち上がる決定的な要因になったのではないかと先輩の小林懋⁵¹さんから聞きました。

裁判がどのような役割を果たし、裁判後はどのように運動を続けているのか

共闘会議としてはいま4回目の裁判を行っています。これまでに第一次訴訟（1967年提訴）、第二次訴訟（1982年提訴）、ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済第一次訴訟（2009年提訴）を闘い、いま争っているのがノーモア・ミナマタ二次訴訟（2013年提訴）です。

一次訴訟のテーマは、加害者は誰かということでした。このときは昭和電工が犯人だということで裁判は4年で終わりました。一次訴訟の原告は水俣病として認められた人たち、あるいは水銀保有者（200ppm以上の人）。妊娠規制対象者で不妊手術をした人もいました。一次訴訟判決を翌日に控えて、昭和電工は控訴権放棄を表明しました。当時はそれだけ反公害の世論が強かったということです。控訴したら社会的制裁を受けると判断したのでしょう。判決は、昭和電工を犯人と認めるけど、賠償金は請求金額の半分程度でした。原告の中には額が低いという声がありましたが、共闘会議は判決をまず確定させて、そのうえで昭電と直接交渉して要求を勝ちとろうという方針を立てて臨むことにしました。1年半の交渉を経て、1973（昭和48）年の6月に補償協定（新潟水俣病問題に関する協定書）を結びます。この補償協定には一時金や療養費、療養手当など色々ありますが、「今後一切公害を起こしません。この事件に関する一切の資料を提供します」というような確約もするわけです。協定締結時点では、被害者はみんな認定されて終わると思っていたようです。

50 「塩水くさび」 河川や帯水層中に海水が遡上し、基底部付近に塩分濃度の高い層を造る現象。

51 小林懋（こばやし・つとむ）；民水対事務局長、新潟水俣病共闘会議事務局次長。

ところが協定締結と前後して、第三、第四、第五水俣病の発生が報じられた。全国にはアセトアルデヒド工場で水銀を使ったところと塩化ビニルの生産で使っていた工場があった。塩化ビニルは全国で26工場ほど、アセトアルデヒドは8工場でした。その水銀を取り扱っていたところで水俣病の発生が報道され、水銀パニックが起きました。

しかし、椿忠雄教授が第三、第四、第五水俣病をいずれもないと否定しました。この椿さんという方は新潟大学の教授で、新潟県・市認定審査会の会長もしていて、重要な役割を担っていました。一次訴訟のときは被害者側に立って証言しました。しかし二次訴訟のときは国側の立場に立ち、証言台に立つ直前に亡くなりました。1971（昭和46）年の認定基準から1977（昭和52）年の厳しい認定基準に変えた人です。第三、第四、第五水俣病は、それまでの水俣病の認定基準のあり様からすると認めざるを得なかった。しかし、そうするとあちこちで水銀パニックが生じてしまう。それを抑えなければということで、それまでの水俣病の認定基準を厳しくしたのです。

1971（昭和46）年の認定基準は「水俣病によく見られるいずれかの症状があれば認定される」、言い換えれば「一つでも症状があれば認定される」というものでした。しかし「いずれかの症状の組み合わせが必要である」というふうになったのです。それを明文化したのが環境庁が1977（昭和52）年に出した「後天性水俣病の判断条件について」という通知だけでも、新潟では当初水俣病の棄却患者なんてほとんど出てこなかったのに、第三、第四、第五水俣病の否定に合わせて1973（昭和48）年の11月の認定審査会からどんどん棄却患者が出ました。その棄却患者が1000人ほどになった段階で、新潟では第二次訴訟を提起しました。

二次訴訟の原告の人たちが言っていたことは2つあります。1つは「水俣病でなければいったい私の病気は何の病気ですか」という疑問。もう1つは「なぜ一方的に被害を受けた私たちが肩身の狭い思いをしなければならないのか、水俣病に対する差別や偏見を受けなければならないのか」という訴えです。認定申請をするだけで差別を受けるということもありました。だからこの2つが第二次訴訟の原告の人たちの思いでした。結局彼らが言いたかったことは「人として扱え」ということなんです。

二次訴訟は地裁で判決が出るまでに10年かかりましたが、ほとんどの人が水俣病として認められました。これに対して昭和電工は控訴した。そこで原告側も控訴し、東京高裁へ移りました。国を被告としている以上は、最高裁まで行かざるを得ない。そうすると、それからまた10年近くかかるだろうと思っていました。

患者さんが「生きていうちに解決を」と望むのは当たり前のことですよ。1995年末の時点で原告の231人のうち40人ぐらいが亡くなっていた。そういうことから、結果として、1995（平成7）年の暮れに、自民党・社会党・さきがけという連立政権による政治解決を受け入れることにしました。和解したのです。それにより水俣病総合対策医療事業が半年ほど再開されるんですね。これは、和解した人たちと同じ中身で、裁判外の人にも同じように補償救済するというものです。結果、原告のおよそ2.5倍の834人の人たちが対象になりました。私は、正直この段階で水俣病は終わったというふうに思いました。

ところが、2004（平成16）年10月に政治解決を拒否して最高裁まで闘った関西訴訟の人たちが勝訴します。国や熊本県は「1960（昭和35）年以降に被害拡大防止の手を打たなかったのは法的責任がある」というものです。この関西訴訟の人たちは、生活の場を熊本や鹿児島から関西に移した人たちです。また、（水俣病の認定には）1977（昭和52）年の症状の組み合わせが必要だったのが、感覚障害だけでも、家族に認定患者がいるなどメチル水銀に曝露されたという証拠があれば水俣病として認めますよというものでした。これを機に、それまで手を挙げきれなかった人たちが手を挙げ出すわけです。

齋藤先生⁵²たちが行った裁判（新潟水俣病第三次訴訟、2007年提訴）の約2年後の2009（平成21）年に、僕らはノーモア・ミナマタ（一次）訴訟を提訴しました。この裁判は認定棄却された人あるいはまだ認定申請をしていなかった人が、再び国と昭和電工を相手に「水俣病として認めてもらおう、新潟水俣病を起こした責任があると認めさせよう」ということで起こした裁判です。先程言った通り認定基準自体国が作ったものだから、国には「水俣病を発生させた、被害を拡大させた、被害者を切り捨てた」この3つの責任があるということも含めて責任を追究して争いました。結果として、民主党連立政権ができる直前の2009（平成21）年7月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（通称：水俣病被害者救済特措法）」が成立し、その後被告と協議を重ね、2011（平成23）年3月11日の東日本大震災が起きる直前に和解しました。

このとき、裁判原告については、和解の対象になるか否かについて、被告側推薦の委員と原告被害者側推薦の委員

52 齋藤恒（さいとう ひさし）；医師、木戸病院名誉院長。

2人ずつと双方が合意した委員長の計5名による第三者委員会で判断することになりました。これはそれまでなかったものです。そういう公平公正な判定組織ができたのが、このノーモア・ミナマタ（一次）訴訟の成果でした。結果として新潟では173人の原告全員が対象になりました。熊本では対象外になった原告がある程度いたそうですが、新潟では弁護士、共闘会議のメンバーが第三者委員会に出席をして証拠を補強したりして全員が認められました。これも運動の成果であったと思います。

その後、2013（平成25）年4月に認定申請棄却処分取消・認定義務付訴訟の最高裁判決が言い渡されました。熊本で溝口さんという方が亡くなったお母さんから引き継いで、水俣病認定の判決を勝ち取った。これを機に、またそれまで手を挙げられなかった人が手を挙げて裁判を起こした。現在のノーモア・ミナマタ二次訴訟です。以上がこれまでの状況です。

被害者の人たちはそれぞれ置かれている状況が違って、周りの中傷や偏見、差別を恐れてなかなか手を挙げられなかったという人たちがたくさんいます。それは水俣病に対する誤解とか偏見、間違った情報によるものやその人の価値観、また時間経過とともに難儀になってきた体調の変化も大いに影響してるかと思います。終わったと思ってもなかなか終わらないそれぞれの事情や現実があります。

でも、「今の裁判で水俣病問題を終わらせなければ」と思います。「恒久的に被害者を救済する制度を作らなければならない」と思っています。いまの認定基準、認定制度は、これまでの判決でも言われている通り厳しすぎます。今の認定基準では重症な人しか認定の対象にならない。中等症や軽症の人たちも対象にした新たな補償救済制度を作るべきだ。新潟水俣病についていえば、公健法による認定患者への一時金は1500万、総合対策医療事業の該当者の一時金は260万、水俣病被害者救済特措法だと210万円で一後ろの2つの制度は申請期限が終わっており今は受けられませんが一、あまりにも差が大きい。「症状のランクに応じた補償救済制度を新たに作るべき」だと、共闘会議として提言しています。

運動を続けてきたからこそ生じた変化

水俣病問題は自治の問題でもあると思います。被害者からしてみれば、自分が住んでいる地域、つまり県とか市町村の姿勢、対応というのは重要なんですね。国というのは大きすぎてよくわからない、つかめない。しかし県や市町村は結構顔の見える距離にある。新潟の場合は泉田さんが知事時代にいろいろ対応してくれたので、少しは患者さんの気持ちも和らいだ。国・自治体vs被害者・市民という構図がそれまであったのですが、自治体が幾分かこちらの側に近寄ってくれたかなと思っています。知事が変わってこれからどうなるのか、若干の不安がないわけではありません。

泉田さんは、知事になった翌2005（平成17）年に、突如として、新潟水俣病公表40年ということで「ふるさとの環境づくり宣言」を行いました。その翌年の6月の被害者の会と共闘会議の合同総会に知事が出席し、その時に被害者の会会長の小武さんが「私は未認定患者という言葉が嫌いだ。きちんと被害者として認めてほしい」ということを知事に要請した。その発言がきっかけだと思っていますが、泉田知事は県議会で満場一致の賛成を得て2009（平成21）年に「新潟水俣病地域福祉推進条例」を施行しました。

NHKを先頭にメディアは、認定を棄却された人を「未認定患者」と言うんです。僕はその言い方でマスコミと結構やりあうんです。メディアは「認定基準が問題だ」といいたいのかもしれません。でも、特措法には対象者を水俣病被害者と書いている。それをあえて「未認定患者」と表現するのはいかがなものか。マスコミは水俣病の被害者の中にも公健法の認定患者がいて、総合対策医療事業の被害者がいて、特措法の被害者がいると報じるべきで、一人ひとりに目を向けてほしいと思う。

この問題は、2007（平成19）年に泉田知事が設置した「新潟水俣病問題に係る懇談会」で取り扱われ、県は国が定める水俣病患者とは別に、「阿賀野川の魚介類を摂取したことにより、通常のレベルを超えるメチル水銀に曝露した者であって、水俣病の症状を有する者を『新潟水俣病患者』という」と定めた。一般の人以上に水銀の暴露があり、水俣病にみられる症状があれば水俣病患者として認めますよということを書いているのです。患者を患者として社会的に認知しようと定めた条例です。新潟では自治体の対応が泉田さんになってからかなり前進しました。

泉田さんが言わんとするのは「被害者は高度経済成長政策の被害者である。その被害者が声を上げることによって、いろんな環境対策が打たれ国民は快適な環境を享受している。その意味で、被害者を社会全体でささえることが必要

ではないか」ということだと思います。この条例で福祉手当が設けられ、県が月額 7000 円を支給することになり、これは患者さんに非常に喜ばれています。認定患者以外の約 3000 人の被害者が対象です。県が億単位でお金を出しているということです。

また、水俣病特措法についても環境省は行政処分に当たらないとして「異議申し立て」はできないという通知を関係県に出したけども、泉田さんは行政処分に当たるとして異議申し立てを受け入れた。結果としてそんなに多くないですが、13 人の人が異議申し立てにより特措法の対象になりました。

2015（平成 27）年の新潟水俣病公式確認 50 年の時には、改めて「ふるさとの環境づくり宣言 2015」を発表した。中身は、水俣病の解決に向けて潜在患者が名乗り出ることができる環境整備や被害を受けたすべての方が等しく患者と認められ救済ができる恒久的な制度を確立することで、毎年予算要望時期に合わせて関係省庁に要請しています。

泉田さんは 4 期目の選挙には立たず、その後、米山さんになって、米山さんは問題を起こして今は花角さんという方が知事になっています。彼は国土交通省の役人でしたので、水俣病のことについてはほとんど知らないと思います。しかし所信表明の時に「被害者の救済が進むように努力を続けたい」とほんの一言ですが述べました。これは誰が知事になろうとも県の代表者として水俣病に触れなくてはならないということだと思います。ただ、政治は生き物です。今後どうなっていくのか。

さっき話した 2013（平成 25）年の最高裁判決を受けて、斎藤先生たちのグループは「新潟市長が水俣病ではないと棄却したことは不当である」として、市長を相手に「認定義務付け訴訟」をおこした。2016（平成 28）年 5 月、新潟地裁は 7 人を水俣病と認めて 2 人を棄却した。これに対して、篠田新潟市長は「まだいろいろと水俣病像が動いているので高裁段階の判決を求めたい」と控訴しました。昨年（2017 年）11 月、東京高裁は地裁で認められなかった人たちも含め原告 9 人全員を水俣病として認め、篠田市長は上告しないでこれを受け入れた。高裁判決は毛髪水銀 50ppm 以下でも発症するし、1973（昭和 48）年頃まで水俣病罹患の可能性があるということで、水銀の曝露についてこれまでよりも突っ込んだ内容になっている。ところがこれと全く違った、真逆の判決が今年（2018 年）の 3 月に同じ東京高裁から出されました。いずれにしてもこの後新潟県、新潟市がどう動くのか、注意深く見ていく必要があるし対応をしなければならぬと考えています。

水俣病に対する思いと判決

新潟水俣病第二次訴訟以降は水俣病患者あるいは被害者であることを社会的に認めさせるということ、国に第 2 の水俣病を発生させた責任があることを明確にすること、それから被害に見合う補償をさせること、この三つを柱に闘ってきました。しかし新潟では未だに国の責任は認められていません。

熊本の場合は、関西訴訟⁵³の最高裁判決で国の責任が認められた。1956（昭和 31）年に公式発見されて患者がいたのに、それに対して国が対策の手を打たなかったということで、1960（昭和 35）年 1 月以降、国に責任があるということです。

新潟の場合は、第二の水俣病発生の予見可能性の問題ですよね。ところが、これまでの判決は、国は患者が出てない時点では対応できないというもので、裁判所もこれを認めてきました。

今回の裁判で僕らが言っているのは、遅くとも 1961（昭和 36）年段階で新潟に第二の水俣病が起きることは予見できたということです。実際、国会でも問題になって、チッソ以外の工場に排水調査をさせています。その調査結果は証拠として国から出ましたが、工場名は塗りつぶされてわかりません。そこに昭和電工が含まれているか分からないのです。いずれにしても国の責任がはっきりさせないとこの問題の活路が開けません。

事件が起きて 50 年 60 年たったのに、未だに解決出来ないこの国とはいったい何なのか、といった思いが強いです。様々な場所で新潟水俣病と同じような問題を起こしています。3.11 の原発事故は、その最たるものだと思います。水俣病が新潟で繰り返されて、そして未だに解決されないというこの国の構造、問題点をはっきりさせないかぎり、同じようなことがまた起きてくるだろうと、そう思いますよ。

運動する上での対話の難しさ

環境庁ができたのは 1971（昭和 46）年。公害被害者の救済と公害をなくしていくというのが発足当時の使命だっ

53 関西訴訟：かつて水俣湾周辺に居住したことがあり、のちに関西地方に移住した患者らが損害賠償を請求した。

たはずだけど、水俣病について言えば加害企業の前に立ちはだかって、水俣病かどうかという認定基準のハードルを上げて患者を切り捨てる役割を果たしていると僕らの目には映ります。環境省本来の役割に立ち戻ることを強く望みます。

僕らから見ると、政府の対応は判決が出ても根本的に見直すのではなく、従来の施策と矛盾しない範囲で、その場しのぎの弥縫策を繰り返している。行政は司法の判断に従わない。そのことを国会も看過し放置している。その意味で憲法が定めた三権分立が崩壊している。

この6月にも環境省と交渉しましたが、環境省は行政認定患者が水俣病患者であって、それ以外の人たちは水俣病の被害者だと言う。患者と被害者は違うということを強調するんですね。それにどういう意味があるんでしょうかね。認定申請する時期が早かった人たち、要するに認定基準のハードルが高くなる前に申請した人は、ほとんどみんな水俣病と認定され、遅かった人たちが棄却されている。同じ家族、地域の中でも申請する時期によって認否がわかれた。そうした中で、患者と被害者をいちいち分けるといって自体どういう意味があるのか。地域の中にことさら分断を持ち込んでいるのではないか。その一方で、環境省は地域再生事業というものに金をだしている。このスタディツアーのような催しとか、もやい直しのとりくみとか。そういうことをやっておきながら他方で分断、対立を煽るようなことを言うのはかなり矛盾していると思いますよ。

環境省や行政の人と話し合える場を作って行かなければならないと思います。環境省とは年1、2回のやりとりの場がありますが、話が前に進まない。本来同じ方向を向いているはずなのに、いつも話の入り口で終わってしまっている。出口がみえない。

環境庁ができたときの立場に戻って一緒にやっていきませんかと言いたいんだけど、目の前にいるとなかなか言えず、つい強い口調で非難してしまう。粘り強く同じテーブルについて話し合うことをやらないといけないなと思っていますが、なかなかそうはならない。難しいですね。



裁判を大きなモーメントとしてどう全体解決につなげるか

記録：篠原生命

編集校正：古里貴士、原田徳子

聞き取り場所：菱風荘体験蔵

日付：2018年9月1日

【川上耕弁護士】

1947（昭和22）年、新潟市生まれ。1971（昭和46）年、大学卒業・同年司法修習生。

1973（昭和48）年、弁護士（東京弁護士会、1978（昭和53）年新潟県弁護士会登録換）



今日の私のテーマは、主に新潟水俣病の第二次訴訟の経過、その和解においてどんな議論があったか、その後、まだ解決できず、次の裁判に、さらにそれもダメで、今はノーモア第二次訴訟で運動をしているという経過などについて、また、そんな中で弁護士はどんなふうを考えていたかということについて、私なりに個人的な思いを含めてお話ししたいと思います。

水俣病裁判がきっかけで弁護士に

新潟水俣病第一次訴訟の提訴は1967（昭和42）年6月ですが、そのときは私は大学生、法学部2年でした。法学部でも大多数の人は普通に公務員になったり、民間企業に行ったりで、司法試験を受けるのは1割くらいだったと思いますが、私は卒業後の進路をどうしようかなと思っていたとき、この裁判の新聞記事を読みました。そして、弁護士が公害事件についてそんな形で活動できるのかと驚きました。

というのも、民法の授業で、昔の信玄公旗掛松事件という事件が民法709条の不法行為責任を考える代表的な例があり、民法の教科書に載っていました。当時の国鉄の蒸気機関車の煤煙で由緒ある松が枯れたので、その損害について賠償を請求した事件で、国鉄は機関車の運行は特別違法なやり方をしたわけでもなく枯れたとしてもそれは権利行使の結果であって違法ではない、そういう主張をしましたが、裁判所は国の責任を認めるという判決を下しました。運行は自由だが過失によって第三者に損害を与えたら賠償責任があるという判決です。そういう小さな事件がほとんどだった時代に、こんな大規模な、しかもなかなか立証の難しい公害事件において不法行為、709条が使えるというのは非常に新鮮な驚きでした。そういうことなら私も弁護士になって、そんな活動をしたいなと思いました。

当時は公害問題が非常に大きな社会問題で、私は公害は資本主義の害悪の象徴だと思っていましたし、こういう公害をなくしていくのは、国民の大きな要求であったわけですが、そういうことに役に立つ弁護士になりたいと思いました。私は、この水俣病の裁判がなければ、受かる保障のない司法試験を受けようという決意をしなかったかもしれません。水俣病事件は、私が弁護士になろうと心に決めたきっかけの一つでした。

私は、1973（昭和48）年に弁護士になって5年間東京で弁護士をしてから新潟に戻りましたが、その時は当然、新潟水俣病の問題は終わっていると思っていたんです。しかし、そうではなかった。水俣病の認定申請を棄却された人たちが、行政不服という手続きをやっていました。その時はあまり弁護士は関与していなかったんですね。しかし、行政不服という手続きではちがいが明かない、やっぱり裁判やるしかないということで1982（昭和57）年に第二次訴訟が始まり、その時から弁護団の一員です。したがって、第二次訴訟、ノーモア・ミナマタ一次訴訟、ノーモア・ミナマタ二次訴訟、この三つの裁判を経験しています。

第二次訴訟の弁護団は、新潟で、実働が30人くらいいたと思います。東京、大阪あたりですと、公害に特別な関心を持った弁護士がそれなりの数がいて頑張るといえることになるとは思います。地方にあっては、そういう弁護士は

多くはないのですが、水俣病の場合には、いわゆる一般の弁護士が、ここは地元で被害者のために一肌脱ごうじゃないかということで活動した弁護士が多かった。弁護士会全体の2割以上の人数だったのです。

水俣病の原因と被告の過失の立証

一次の裁判では、水俣病の原因が何か、昭和電工の流した工場廃液説と農薬説⁵⁸が争われました。農薬説を言い出した横浜国立大の北川（徹三）という人が本当にそれを信じていたのかわからないんですけど、新潟地震で倉庫から流失した水銀農薬が原因だと説でした。当時、患者の発症が確認されたのが、横雲（おううん）橋（ばし）という、新潟と当時の水原、今の阿賀野市の境界のところにかかっている橋—それは河口から14、5キロのところにあるんですが—の下流域だけでした。昭電は河口から60何キロ上流にありますから、その間の上流域にいないということは、そもそも工場廃液じゃないという論陣をはったのですね。しかし、住民の検診で地震以前の毛髪からも正常値を超える水銀が検出されましたし、昭電鹿瀬工場の排水口から採取した水ゴケからメチル水銀を検出されたので、原因ははっきりしました。

不法行為による損害賠償というのは、加害者の責任を問うためにはその故意または過失（の立証）が必要なんです。被害者・原告が「不法行為による損害賠償請求」の裁判で勝つために主張し立証しなければならないことは3つ、「①原告の損害」というのは水俣病罹患、そうした健康被害が出ているということ。そして、「②それをもたらした（損害と因果関係のある）被告の行為」がある、つまり工場廃液を流して環境汚染をしている。そして、「③それについて被告に故意または過失の責任」があるということ。このことをすべて原告が主張し、立証しなければならないのです。これは原告に証明責任・立証責任があるということで、その立証ができなければ裁判で負けるということです。新潟水俣病裁判では、昭電が工場廃液に有機水銀—正確には無機水銀があつて、環境の中で有機水銀に形を変えて環境を汚染するという含めて過失があつたということを証明しなくてはならない。

裁判における証明とは

証明するというのは、裁判官が、大体間違いないという心証を持つにいたる、そういう状態を作り出すことです。「高度な蓋然性の立証」と呼ばれているんですけども、どの程度立証したら「高度」と言えるのか。結局、裁判や法律の社会における機能をどう見るのかということによるんですけど、被害があつた時に、立証ができないとして被害者を切り捨てるのか、それともここまでの証明があれば加害者に責任を押し付けてもいいんじゃないかということで、社会に起こった損害を公平に分担させるというのが一つの基本理念です。

裁判というと何か特別な制度で、緻密な法律論があるかのように見られますけど、そうではないです。こんな被害があつたとその被害者が訴えたとき、それを認めるか認めないかですよね。認めなければ、被害者は何の救済も受けられない、認めれば救済が受けられるけど、加害者とされる人は大きな負担を受ける。その時に社会がどうするのがふさわしいかということです。また、刑事裁判では、この被告人が本当に犯罪を犯したのかどうなのかということは、被告人が確かにやったんだと100%あるいは99.9%そうだという立証を検察官がしなければいけません。有罪の立証責任は検察官にあるということです。それは「疑わしきは罰せず」というふうに表現できます。

したがって、この立証責任をどの程度に設定するのかということは、原告が勝つか負けるかに非常に大きく影響します。本で読んだだけの知識だからはっきりしませんが、アメリカ法では「証拠の優越」という考え方をとっているそうです。原告側が51%確からしいということ言えば、被告は49%なんだから原告を勝たせていいという、そういう判断方法なんですね。日本の場合の高度の蓋然性判断で裁判官の心証を得るには7割では足りないかな、8割ぐらいは違いないと思わせないと勝てない。この辺は裁判官のさじ加減一つなんですよ。そうすると、原告が気の毒だし勝たせてあげたいという裁判官と、確かとまでいえないのに企業の責任を認めたら経済活動はむずかしくなると企業側の肩を持つ裁判官と、まったく逆になるでしょうね。普通の事件はそうしたシビアなものではないし、価値観が問われることは少ないですが、裁判官が持っている価値観によって立証責任を尽くしたとみるか、尽くさないとみるかまったく変わる事件もあります。立証責任の程度の考え方は、被害者の損害を社会はどう分担するか、そ

58 新潟地震による津波で、信濃川河口付近の農薬倉庫から流出した農薬が阿賀野川の河口まで達し、その後、塩水楔（えんすいくさび）によって阿賀野川を逆流して下流域を汚染したとの説。（新潟水俣病資料館 <http://www.fureaikan.net/minamata/glossary.html#no02>）

うシステムをどう作っていくかという問題でもあるんですね。そうすると5割でなくて6割でもいいと思いますけど、今の裁判所のように7割では勝たせてもらえないような高い立証責任を言われたら裁判が持つ社会的な機能は発揮できません。損害を社会的な意味で適正に分担させるのが不法行為の制度だと割り切れれば、もっと柔軟な解決ができると思うんですね。しかし、日本ではそういう仕組みにはなっていない。裁判の制度の根本にかかわる問題です。

要するに立証の程度をどう見るのか、その事件をどちら側の言うことをより真実と見るかは、神様じゃありませんから絶対はありえませんが、5:5じゃなくて、6:4か7:3なら救済していいと思いますけど、水俣病について言えば、裁判所は8:2ぐらいじゃないと救ってくれないんじゃないかなという思いがありますので、そこは裁判をやるときの大きな不安材料です。

それから「立証責任の分配」という問題があります。一次訴訟の判決の構造は、原告側としては水俣病の原因が工場廃液にあるということまでは言う必要がある。しかし、工場廃液のどういう生産過程から、その廃液に今回原因となったメチル水銀が含まれているのかや、それが生まれるか、企業に過失があるかどうか、そこまで立証する必要はない。裁判官によってはそこまで求めるということは大いにあり得るんですね。不法行為の場合の立証責任がすべて原告に負わされているということからすると、その立証が必要だという理屈はあったと思います。しかし、一次訴訟の判決は、工場廃液が原因だということまでいけば、あと工場の中の生産過程のどこでそれが生まれて、生まれることについて昭電に責任があるか無いかということについては、原告に立証責任を求めることは酷だと、それでは被害者の救済はできないということで、そこまでは必要がないとした。

そういう立証責任をどう分配するかというのはかなり大きな問題なんですね。これは弁護士でなければ一般的にはあまりわからないとは思いますが、さっきの刑事訴訟の場合で想像していただければと思います。

そういう立証責任を負わされている中で、原告が勝っていくというのは相当に難しい。当時の不法行為理論からしますと、一次訴訟は、勝訴の見通しというのははっきりとはなかったと思うんですね。でも当時の公害に対する社会の怒りと言いますか、みんなの意識が高い中で、これで企業を勝たせて被害者を負かせたりしたら、裁判所は総スカンを食うなど、そういう雰囲気はあったと思います。そういう中で、裁判官はやっぱり背中を押されて判決を書いたと思います。判決を書いた裁判官は、私が最初に言った地方修習の時の指導教官の一人でしたけど、非常に正義感のある人でしたね。そういう中で勝っているというのがあると思います。

水俣病の判断基準

水俣病の判断基準についてお話しします。これは法律上は因果関係の判断という部分になるんですけども、原告としては、四肢末梢優位の感覚障害、四肢というのは手足で末梢優位ですから末梢の方がより強く感覚障害が現れるという場合ですね、川魚を多く食べたということがあればそれだけで水俣病と診断することができる。これは水俣病に携わっている多くの医師がみんなそのように言っていますし、司法判断においてもほぼ確立しているということを原告側の根拠にしています。

一方、被告の国の方は、感覚障害というのはほかの病気でも表れてくるので、川魚を食べていたとしても感覚障害だけでは水俣病とはわからない。例えば糖尿病にしても感覚障害が生まれてくる。あるいは頸椎症の場合でも同じような感覚障害が生まれてくると。感覚障害だけで水俣病だと言ったら、水俣病でない人がいっぱい水俣病になってしまうんじゃないか、だから鑑別が必要だと言うわけです。

しかし、糖尿病でしびれが出ることは少なくないが、四肢末梢優位ではなくて、手全体が痺れるけれども足は痺れてないとか、あるいは末梢優位ではないとかです。それから、糖尿病が非常に進んだ場合に初めて起こる症状であって、軽度の糖尿病では起こらないと医師は口をそろえて言っています。したがって水俣病のように四肢末梢優位の感覚障害が出る確率というのは本当に少ないのです。

また、頸椎症の場合、頸椎の上の方での椎間板ヘルニアあるいは脊椎の変性などによって起こるわけですが、そこでやられると、腕の方にも足の方にも影響がでることがあるわけです。そのとき運動神経もやられれば、運動失調と言いますか、歩行にも支障が出てくるようになるんです。レントゲン写真を見ると、6、70代になると脊椎変性は8割がたの人に起こってくるわけですが、ほとんど症状がない。したがってしびれなどは起きないにもかかわらず、レントゲン検査で脊椎変性があると、審査会は、それを理由にして、簡単に「はい、ダメですね」と水俣病とは言えないと判断しているという実情があります。このことは、水俣病の審査会の補助員をして審査会の実際が分かっている

れた整形外科の先生が、被害者のために二次訴訟で証言をして分かったことでした。

一次訴訟判決の後の経過

一次訴訟では認定患者の方だけが原告ですから、水俣病であるかどうかは争点ではなく、昭電の責任だけだったんですね。地裁判決は昭電の責任を認め、一番症状が重いという人は死者と重傷者が補償金 1000 万円で、一番軽い人は 100 万円というものでした。

それに対してその後、原告団とイコールですけど新潟水俣病被災者の会、そして新潟水俣病共闘会議（以下、共闘会議。用語集参照）、昭和電工で、自主交渉して、1973 年 6 月に補償協定が結ばれました。認定患者一律 1000 万円、死亡の場合は亡くなった時点でプラス 500 万円、当時死亡していれば最初から 1500 万円、重症者 1500 万円ということで、判決の認容額を大幅に上回る内容となった。昭電はこれに応じたわけですが、当時の鈴木さんという社長が社会的責任をかなりしっかり考える方だったと言われています。しかし、一番大きな要因は公害に対して厳しい見方をする世論があったことだと思います。変な態度を取ったら何言われるかわからん、あるいは不買運動も起こるんじゃないかということで、企業側もそういうことを考えて、判決に控訴をしないで確定させ、なおかつ、判決水準を大きく上回る協定を結んだということだと思います。

実は、この非常に優れた補償協定は、その後の水俣病の解決を困難にしたという点が大変皮肉です。これは水俣病被害者の医師団の中心人物であった斎藤恒^{ひさし}さんに新大の椿（忠雄）⁵⁹教授が言ったことなんです。こんな痺れとかなんかの患者も水俣病として認定したらそれで 1000 万円ですよ、そんなことしたら国や企業は成り立たんでしょとおっしゃったんですね。斎藤先生から話を聞いたついでに言うと、椿教授は自分は自転車で行っているのに、弁護士はみんな車乗ってるじゃないですかとかいう個人的な話も出たらしいんですけど。やっぱり水俣病と認定されただけで 1000 万円の支払というのが認定の支障になった。

そして、その後、チッソの経営が危なくなってきた、1974 年くらいから申請をしても認定されず、棄却が続出していくわけです。結局、誰もはっきりとは言っていませんけども、支払額を抑えるために補償協定の対象とする人はそれにふさわしい患者に限るといった運用を、国、環境庁を始め、審査会もそれに従ったと見るしかありません。この点について、1985 年の福岡高裁の確定した判決では、認定基準が補償協定の対象となる患者を選別するものになっていて、正しい水俣病の認定基準になっていない、水俣病患者すべてを救済するシステムになっていない、と判断して、認定棄却された原告についても水俣病と認めるのは当然のこととして損害賠償請求を認めています。ただしこの裁判は損害賠償の裁判で、認定基準そのものの当否を問うというよりは、その被害者の人がチッソから賠償を受ける権利があるかどうかという権利の有無を問う裁判ですから、明確に認定基準を批判する文章にはなっていませんけど、今私が言ったような考え方を持っていたというのは間違いないですね。

今思えば、すべてを見通す神の立場であったとしたら、認定されたらすぐ 1000 万ではなく、認定された後、症状に応じて賠償させるという仕組みができていて、おそらくここまでもめることはなかったと思います。

しかし、一律 1000 万という非常に有利な協定が認められた後、患者の側から「いや、そんな要りません」「症状に応じてもっと低い額でいいです」とはちょっと言えないですよ。患者さん本人なら言ってもいいと思いますが、少なくとも支援者としては言えない。それをやめて新しい協定に、ということはあるかだと思います。しかし、改正しなければ、認定されるかもしれない患者さん—認定された人は今でも、症状がそれほど重くなくても 1000 万もらえるわけですから—に対して、今なら 1000 万だけでも新しく協定結んだら 200 万ですと、そうした不利益をもたらすことは、弁護士あるいは共闘会議の立場からしたら、ちょっと言えないだろうと思います。現実的には、今私が言った新協定を結ぶことによる全面解決というのは難しいんです。でも、なにかの方法があれば、そういう形によって水俣病の問題を認定制度を含めて抜本的に解決する方法はないのかな、と思います。でも、実際は難しいですよ。

結局、損害賠償という形で請求した場合は、水俣病の認定の是非ではなく、賠償を受ける権利の有無が争点で、認定に直接は影響しないんですね。裁判では連戦連勝となっていきますが、根本的解決というのは、認定基準をしっかり変えていくことです。皆さんご存知だと思いますけども、1971（昭和 46）年の環境庁の事務次官通知には水俣病

59 1921（大正 10）年—1987（昭和 62）年 神経内科学者。東大の助教授をへて 1965（昭和 40）年新潟大脳研究所教授となり 76 年所長。80 年東京都立神経病院長。新潟水俣病を発見。

に見られる症候が一つでもあれば認定できるということが書かれていたのに、その後、1977（昭和52）年に水俣病で見られる複数の症候の組み合わせがないと認定できないと判断条件が改変されます。その前から認定されない人が続出してはいたんですけども、これでそうした状態が固まっていきました。

認定棄却に対する不服申立てから第二次訴訟へ

先ほどの「昭和52年判断条件」が出されたことによって認定されなくなります。認定棄却された人は本当に放りっぱなし、泣き寝入りだったんですね。

新潟の場合、新潟水俣病の患者団体「安田患者の会」事務局長の旗野秀人さんという人が大工さんの本業そっこのけで運動していますが、今は患者さんと仲良くなって一緒に悩み、飲み、温泉につかりという形で、患者さんがこの世でも楽しむことができないから、少しでも楽しんで冥土へみやげ話を持って行ってもらおうということで「冥土のみやげ」企画を行っています。2次訴訟提起の前ころ、この旗野さんが中心となって、医師団の協力を得て認定棄却処分に対し、行政不服を申立てしていました。今は、行政訴訟法が代わって審査請求という制度になっていますが、行政内部の処分の間違いをたただす制度です。行政内部ですから、認定基準がある以上、いくら申立しても、よほど個別の間違いがあれば正すことができますけど、大本の認定基準を正さないと勝てない。ですから、運動をやるのは良いとしても、見通しもないし、弁護士も忙しいしということで、弁護団は、この不服審査の手続きにはほとんど関与していませんでした。やっぱりそれじゃだめだ、裁判起こさなきゃだめだ、ということで起こされたのが第二次訴訟です。国の責任を認めさせる、企業に賠償させる、そして、それらを通じて認定制度の誤りをなくし公害をなくすという大運動によって問題解決を図ろうという方針が固まっていきました。

第二次訴訟を起こす時、国を被告にすることについては、私は実はあまり賛成ではなかったんです。国を被告にすると大変な裁判になっていきますし。国の責任を立証していくのは相当大変な作業なんですね。水俣病の判断基準の問題だけであれば、そんなに時間はかからないんじゃないかということもあって、私は、患者さんの願いは、水俣病と認められて賠償を受けることではないか、その願いをかなえるためには昭電を相手にするだけで十分、という意見を述べました。しかし、弁護団の多くは、この闘いを通じて国の責任を明らかにしていく、認定基準を変えさせる、そういう闘いにしないと全被害者救済はできないと主張しました。私の意見は裁判中心的な言い方で近視眼的だったと思いますが、提訴の当時の一つの議論として紹介しておきます。

2次訴訟では、234名の原告の内91人を分離して、第一陣だけが判決をもらいましたが、それまでに10年もかかりました。

なんでそんな分離をするんだろうと思うかもしれませんが、これは当時弁護団と共闘会議で考えていたのは、判決で勝って、それをてこに国にも迫る、そして世論の後押しももらいながら、原告にならなかった人も含む全面救済の大運動をやって解決するということです。そのためには勝訴判決がないと話にならんと。すべての原告が被害者であるということを判決で明らかにしながら、その事実を基に、もう一度、認定制度を変えさせ、あるいは、賠償を認めさせる。裁判によらなくても解決できる、全面解決の道を模索すると。そのための方法としてまず判決を取るという方針を出して、実際91人の内88人が救済、「救済」っていう言葉は良くないですね、患者として認められました。

でも、国の責任は認めなかったんですね。この不当性は後で時間があればお話ししたいと思います。そして舞台が高裁に行った。実は、東京高裁の担当裁判官の姿勢は非常に悪かったです。本当に被害者の方をどう考えているのかなあと。非常に冷たい感じでした。裁判官と直接交渉して、和解勧告などを求めたりしたときに、坂東先生も涙流しながら訴えていたんですが、裁判官はそれに対して共感するというより、非常に冷たい態度で見ていたことが印象に残っています。

熊本の方の原告も当時、1000人前後の数になっていたと思うんですけど、こういった大問題を政治が何もしなくていいのかということで、ちょうど自民、社会、さきがけの連合の政権ができて、そんな中で「政治決着」ということになりました。1995（平成7）年12月に新潟水俣病被害者の会・共闘会議と昭和電工との間で解決協定を結び、1996（平成8）年2月、高裁で和解しました。

これは私たちにとって苦渋の選択—という言葉で、共闘会議で清野議長がいつも言っていましたけども一で、大変受け入れがたいものでした。かといって、この234名の原告の内、33名でしたか、亡くなっておられたので、これ以上待つわけにもいかないということで、弁護団の中でも大議論をしました。

当時の弁護団長の坂東克彦さんはとても受け入れるわけにはいかない、俺はそれだったら辞めると言われて、弁護団長の辞任をして、以降はまったく関係を断ってしまいました。私は坂東先生に、お考えは分かるけども、弁護士は誰のためにやってるんですか、目の前にいて弁護団を頼ってきているこの人たちのためにやっているんじゃないですか、この人たちが「もう無理です、和解したい」という方針を出したら、それを拒否するのは弁護士として間違っているんじゃないかというふうなことを言いました。しかし坂東さんは「自分は正義を貫くんだ」という趣旨のことを言われて、それ以後、袂を分かち結果となりました。

「政治決着」苦渋の決断

苦渋の選択というのはですね、まず賠償額が極めて低かったです。私たちは当然、新潟地裁レベルでは賠償額が、3区分になってるんですけども、それから下がるとしても大きくは下がらなろうと楽観していました。それから、はっきりと水俣病患者と認めるところまではいかないかもしれないが、水俣病の被害に対する償いをするという方法が出るだろうと期待しながら和解協議に入っていたんです。しかし、ふたを開けてみると結局、熊本と連動しての政治決着ですから、すべての水俣病事件の決着を図る、チツソが払えない分は国が全額負担するんですね。すると当時の大蔵省の承諾がなかなか出ない。そういう中で一時金がわずか 260 万になった。

それから新潟水俣病については、国の責任について、まだ一度も判決で勝ってなかったんです。ですから、そんな中で本当に和解を受け入れていいのかというのが問題でしたが、原告団が決めている、熊本もそれで決めているという中で、やむを得ないということで決めました。これによって総合対策という事業が始まりました。そこで判定されれば、昭電がお金を払う、国が医療手当を払うという仕組みができたわけです。

その後、南熊三郎さんの後に被害者の会の会長になった樋口（幸二）さんから、「自分たちが 13 年苦労して、この道切り開いてきて、このまま終わるのはほんとに悔しいけど、しょうがない」「しかし、裁判にくわらず自分たちの足を引っ張った人たちが俺たちとおんなじだけ貰うのは割り切れない思いだ」と言っておられました。本当にそうなんですよ。患者の人たちがどれだけ苦労していたのか。地域で「お前ら金欲しさに裁判起こしたのか」とか、あるいは「水俣病だったらそんなに元気に働けねえだろ」と言われる。南さんのところには、資料館にハガキがありますけども、嘘つき呼ばわりするハガキが届いたりしていた。そういう中で苦労して、街頭のチラシまきもやり、昭電前の座り込みもやり、東京に何回行ったかわかりませんが、そういう苦労して初めて得られたささやかな賠償金が、まったく何もしなかった人たちに同じように出る。それは、自分たちが前面に立って被害者のために頑張るんだという志が遂げられたということで満足するしかないかもしれませんが、確かに不条理なことではありました。例えば、山に最初に上る人たちは、木を切り道を切り開いて苦労して頂上に行く。そのあと何もしないで歩いていけば、あるいは歩かなくても頂上に行けるということですから、先駆者の苦労ということになりますけども、何にしても、これで水俣病は全面解決できると私たちは思いました。実際に原告で救済された人たちは 220～230 人ですけども、原告以外の人たちで救済されたのはその 2.5 倍くらいいましたから、よかったなあと思いました。

第二次訴訟和解に対する原告の思い

第二次訴訟では、原告の人たちが「もう疲れ果てました」「13 年闘ってきて、これ以上やってたら自分の命が無くなります」となり、苦渋の決断で和解としました。実際 234 名のうち 43 名亡くなっているという深刻な状況ですから、時間との闘いというのは大きかったわけです。

原告の人たちも、正直言ってそう強い人たちばかりではありません。共闘会議が支えるから原告になってくださいと励まして原告になった人もいます。というのも、原告団の人数は、全面解決を図っていく上で大きな力になります。たった 1 人とか 5 人で戦っている場合と 100 人、200 人では、社会的なインパクトはまったく違います。熊本の場合 1000 人です。弁護団としても、多くの人に原告となってもらい、人数の力も含めて社会的な存在を示して解決に追い込んでいくという発想をしていました。そういう呼びかけに応じて、「まあ、あんまりできないけどなってもいいよ」という感じの人も含めて原告団を組織していますので、志を持っている人ばかりではありません。

もちろん、闘いの中でかなり変わっていったという印象はあります。小武節子さんにしても今、本当にいい発言をいっぱいなさっていますけど、初めからそうだったということはないと思います。そのころはあまりおつきあいないからわからないけど、やっぱり普通の人たち、阿賀野川流域で川魚を食べ平和に暮らしていた庶民の人たちです。なお、

そういった意味では、スモン⁶⁰の被害者の人たちというのは都市部の人たちが多く、大学を出た人も結構いて、話が簡単にすっとわかってもらえることがあったんですが、水俣の被害者の人たちとお話するときはやっぱり、よくわかってもらう配慮が必要です。弁護士の話が分かりにくいとは言われているようですけども。なので、弁護士の方で和解に向けての問題提起、見通しときちんと報告をしつつ、熊本の状況も説明しました。最終決定はやはり原告ですけども、その判断材料みたいなものはお話ししました。原告だけでなく弁護士の多数派の意見は、客観的にみて（継続は）難しいと。さっき言った坂東さんが反対しておられたけども、坂東さんの意見に同調した方は一人もいなかったですね。それもあり坂東さんは弁護団長を辞めてしまいました。

原告団が自分たちの結論を出したのは間違いないんですけども、その判断材料として弁護士がいろいろ説明する中で決めた中身でした。やはり熊本と一緒に解決していこうという基本方針が最初からあったということがあり、熊本側もはっきり受け入れを表明してしまった後でした。今思えば新潟だけでやっていけば、政府の方も財源の問題も大蔵省の関係ありませんので、あるいは可能だったのかもしれないというのはありますが、やっぱり13年闘って43人も原告が亡くなっているというのが一番大きかったですね。

公害撲滅の被害者の運動

先ほど、山に登る時に、最初に登る人は木を切って道を切り開いて、後に上る人は何にもしないと申しましたけれども、じゃあ水俣病の場合、最初に登った人たちの苦労はどうなったかという、特別加算金一個人個人ではなくて団体一という形で、二次訴訟で言えば被害者の会に対して、ちょっと数字がはっきり思い出せませんが、結構な額が加害企業から出されています。それによって弁護士費用が賄え、被害者の会の活動資金として留保し、ある程度の部分は被害者個人個人に還元しています。ですから、先人の苦労がまったく金銭的に報われていない、あるいは弁護士は持ち出しになっているということはありません。加害企業からしっかり団体加算金というのを出させてそこから様々な目的に使われているということです。

被害者の会は、和解後も公害撲滅のためにということで、自分たちで勝ち取った加算金の一部で水俣環境賞というものを作り、新潟県内で環境を守る運動をしているところを表彰しました。それから2年目からだったか作文コンクールを作りました。コンクールは被害者の会・共闘会議の年1回の総会の後、受賞者の子ども本人と家族、そして支援者、患者会の人たち含めて、昼食会をしています。被害者の人たちの自分たちの思いを繰り返させないための運動を続けていきたい、社会に訴えたいという思いで、1995年に第二次訴訟が終わってから23年続いているのは、すごいことだと思います。（ただ、今は元気なのは小武さんと少数の方になってしまいました。）

それと比べてと言ったら申し訳ないんですけども、被災者の会というのは社会に発信する活動はしていませんよね。一次訴訟は認定されている原告であるとは昭電に償いをさせるという思いからですが、長い期間の苦労はないうちに良い解決が出来ちゃったんですよね。やっぱり苦勞して人々の共感をどう呼んで、そのことによって運動がどう広がっていくか、そういうことを学びながら運動しますので、その中で人は変わっていきますよね。被害者の会でも会長とか幹事になったばかりの時には「何も知りません」という人たちが、ずいぶん意識が変わって行って、自分たちの立場を訴え、どうしたらいいかを経験の中で学んでいくというのはずいぶん大きいと思うんですね。

なお、水俣病資料館ができる時、被災者の会は水俣病という名前を付けてもらっては困るということで反対していました。知事もしょうがないということで受け入れて、「環境と人間のふれあい館」になっています。サブタイトルとして水俣病資料館とつけていいということになったのは、それから3年くらいしてからです。私たちは当然「水俣病資料館」という名前ですでできると思っていました。というのは、二次訴訟の解決の時に昭電が2億5千万円拠出しているんです。新潟県も同じくらい拠出して、国はもうちょっと多く出して、合計10億ぐらいで作っているんです。水俣病資料館の展示については県が検討委員会のようなのをつくってくれて、共闘会議からメンバーも入れようということで、私が展示関係の担当になりました。また、『新潟水俣病のあらし』という本をつくる編集委員会などの形でいろいろ関わっています。

60 スモン（SMON）とは、亜急性脊髄視神経末梢神経障害のことであり、1960年代～70年代にかけて整腸剤の使用により発生した薬害事件をスモン事件と呼ぶ。

支援組織「共闘会議」の存在

補足として共闘会議の話をする、もともとは1965（昭和40）年6月に新潟水俣病の公式発見があって、その後、8月に民水対（新潟県民主団体水俣病対策会議）、民医連（全日本民主医療機関連合会）という医療関係の団体の人たちが中心になった支援組織ができました。その時は民医連と医労連（日本医療労働組合連合会）と共産党ぐらいだったと思います。そうではなくて、もっと幅広い支援組織が必要だということで、1970（昭和45）年に共闘会議ができました。その時は今言った民水対を構成する団体に加えて、社会党と主な労働組合がかなり加盟しました。そして、共闘会議の専従として、新潟県評という、連合の前身ではあるんですけど、そこでやっていた人が事務局長、最初はスタッフとして配置されていたということです。共闘会議が果たす役割は大変大きいですね。

弁護団も共闘会議の主導的なメンバーですが、やはり運動をリードする共闘会議の存在は大きい。二次訴訟の時、その全ての市町村から水俣病を解決するために、新潟県に市町村が111ありましたが、政府に行政の意見書を出してもらおうということで、そこを全て要請行動に回りました。議会の議長副議長が対応してくれるんですけども、これも共闘会議の力なしにはできなかったと思います。政治的な話になると、他の地域では例えば社会党と共産党がかなり対立して一緒に運動はしないとかがあるみたいですが、新潟の場合には、この公害問題についてその二つの政党が手を組んでいてくれる。そうすると一般市民も関心を持ってくれやすい。中心を担っているのはそうした労働組合と社会党・共産党、と言っても政治的な人はあまり来ませんでしたけども、それから弁護団、そして被害者の会ということになります。

裁判の中で考えたこと

裁判のなかで考えさせられたことはいっぱいありますが、法的な問題、訴訟の進め方の問題、あるいは、患者さんとお付き合いしてどういふ話をして説得できるのかとかを考えました。説得の前に被害を聞き出して文書化する作業もかなり必要です。

裁判というのは本来、紛争があった時に権利を主張する側とされる側の間に立って、公正中立な裁判官が法律を適用して判断する、権利があるかないか白黒つけるという手続きです。そういう意味では、隣人に過失があるからと言って裁判を起すのはまったく問題がないはずなのに、それが非難される。やはり近隣社会の中で、そんな形で権利を主張して他人の責任を追及するのは、してはならないことだ、という意識があるわけですね。

一方では、第一次訴訟の時に、近さんの話だったかな、^{よもしち}与茂七伝説だったかな、裁判を起こした結果、身上一人、財産一を全部失って、汚名も着せられる。裁判なんか絶対やっちゃいけないという教訓が、近さんはそういうことを教えられていた。そして、民水対は当時共産党色が強かったですから、そういう人たちの支援を受けてやることに對して、「やめとけ」という非難がだいぶあったらしいんですね。それに対して、「もう藁でもなんだろうが、やりたいことを助けてくれるんだったら俺はやるんだ」という形で裁判に踏み切るんですけど、それはやっぱり、一般の人にとってはすごいことですよ。したがって、支援者なしにはまず無理です。それから、弁護士で献身的に支える人たちが相当数いないと無理です。たった一人の弁護士が献身的にやるなんていうのも無理です。

第三次訴訟の提起

前に述べた政治決着、総合対策で水俣病は解決したと思ったのに、環境省（当時は環境庁）はその総合対策を一方的に打ち切ったわけです。私たちは公健法の認定制度と並んで二つの制度ができた、認定されない人でもこれで救済されると思っていたんですけども、わずか2年半くらいの期間で打ち切ってしまったんです。これは国の裏切りでした。この制度が続いていれば、その総合対策医療事業の判定から漏れた人はどうするかという問題は残りますけども、基本的なスキームとしては解決できたことなんですね。ですがその仕組みが無くなったんで、結局また公健法の認定だけになってしまって、その認定は、ほとんど救済されないということでしたので、結局もう一回裁判やるしかないとなりました。そのきっかけになったのが、2004（平成16）年の関西訴訟⁶¹の最高裁判決です。

政治決着は、新潟と熊本の大多数の原告、患者の人たちがそれに応じたわけですが、関西在住の熊本の人たちはそ

61 かつて水俣湾周辺で生活し水俣病に罹患したと主張する関西在住の原告らが、チッソ(株)、国、熊本県を相手取り損害賠償を求めた訴訟。唯一、1995（平成7）年の政治解決を選ばず判を継続し、2004（平成16）年最高裁で勝訴した。（新潟水俣病資料館 <http://www.fureaikan.net/minamata/glossary.html#ka04>）

れに応じないで訴訟を続けました。大阪地裁で負けましたが大阪高裁で勝って、最高裁がそれをほぼ認め、認定基準を批判して、救済を広げました。でも、この時も、その後もそうですが、最高裁は、環境省の認定基準は昭和 52 年判断条件が間違っているとは言わないんですよ。その判断基準は、症候の組み合わせがあれば速やかに救済するという意味において、合理性がないとは言えないと。しかし、症候の組み合わせが無くても救済するという言い方をすると、環境省は自分の認定基準が批判されたわけではありませんという形で見直ししないわけです。元々総合的な判断をしていて、確かに例外的には認められた人もいるんですが、まったく自分たちの非はありませんという形で見直しをしない、というのが今までずっと続いています。

この総合対策に遅れた人たちがその後の裁判を起こさざるを得ないということで、新潟では損害賠償を求めて第三次訴訟が 2007（平成 19）年、患者さん 9 人を原告に提訴されました。これは実は、私たち共闘会議弁護団の方にも相談があったんですが、患者の人たちが自分たちの名前も一切出せないという中で、運動することはできませんというのが条件でした。共闘会議弁護団としては、全面救済につながる総合対策で、漏れた被害者をみんな救済するような仕組みでないと、ちょっと支援がしにくいですね、という話をしていたんですよ。そんな中で斎藤恒先生が別の弁護士の方に依頼をして起こしたのが、この第三次訴訟です。

この時はさっき言った義務付け訴訟ができるようになっていましたので、9 名の患者の方は義務付け訴訟も一緒に起こしました。2007（平成 19）年の提訴の後、2015（平成 27）年に 7 人の請求が一部認められましたが、県の責任が棄却されてしまって、今年（2018 年）3 月、東京高裁で控訴棄却されました。さっき紹介した悪い方の事件です。かなりひどい中身の判決で、上告していますけれども、勝てる見通しは立っていないと思います。

全被害者救済を求めるノーモア・ミナマタ訴訟

それから二年遅れて、私たちのノーモア・ミナマタ訴訟が提起されました。これは全被害者救済訴訟というネーミングですが、政治決着で漏れた被害者が原告になって、もう一度、第二の政治決着と言いますか、全面的な解決システムをつくっていくということを目指して運動を起しました。

ですが、この時はもう熊本の事件を中心に第二の政治決着と言いますか、特措法（水俣病救済特別措置法）の成立の可能性が相当あった時期です。最初の段階では民主党政権で考えられて、一時金は 300 万円と聞いていましたが、その後、政権が変わってしまいました。ただ、救済としては金額を下げるけど特措法は作りますよ、ということで、2009（平成 21）年に特措法ができました。もうちょっと、特に地域指定のあたりの見直しの必要があったと思うんですけど、それはされないままでした。そして、救済が一定程度図られました。

特措法は、公健法の判断条件、つまり認定基準を満たさないものの救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止めその救済を図る。そして、あとう限り救済をするということが条文に入っています。したがって、一応水俣病被害者として受け止めるということと、金額は低いですけども 210 万になっています。

この特措法ができて、新潟県で申請された 2079 名のうち 210 万の一時金認定は 1829 名です。これはかなりすごい数です。公健法の認定が 714 人、さっき申し上げた二次訴訟の後にできた総合対策の場合は、一時金対象者が 799 人、ノーモア一次訴訟で救済されたのが 171 名、その三者を合計するよりもっと多い人数が一時金認定されました。これで、金額は低いけども、軽症の被害者にとっては低すぎるということはないところまで来ました。これで解決だ、もう水俣病の事件はしなくて済むと思いましたが、2012 年 7 月、わずか 2 年くらいで、特措の申請受付を締め切ることになりました。

だいぶ反対運動もしましたが、大臣はまったく聞いてくれませんでした。もちろん大臣のせいではなく、環境省や財務省、国の持ち出しが結構大きいですからね。チッソの関係で、3 万人以上が一時金対象になりましたから。財務省の方が大変問題としていたようです。公害で 3 万人なんてのはすさまじいですよね。

しかもこれは、地域外、例えば、不知火海の対岸とか北の方の天草であるとか、向かいの長嶋とかそういう地域は指定外で、そういう理由だけで対象になっていませんから、ひどい中身なんです。そういった意味で、熊本は全面解決は難しいなとみんな見てましたけれども、新潟の場合は、地域指定はほとんど無視してやっていたから、大体大丈夫だなと思っていました。しかし、特措法が廃止に等しいという状況の中で、遅れて手を挙げた人はまた救済されなかった。

それから、特措法では 1960（昭和 35）年以降の居住の人、それから 1965（昭和 40）年 12 月以降の居住、あ

るいは誕生の人たちは時期的な区分として蹴られています。つまり、国、新潟県もそうですけども、阿賀野川の水銀汚染というのは、昭和40年1月の操業停止で、新たな排出は終わっていて、それから川の水ですからどんどんきれいになっているはずだという形で、40年11月で終わっているわけです。それから、どの程度から発症するメチル水銀濃度かというのはなかなか難しいと思いますけども、相当高濃度のメチル水銀濃度が、その後も少なくとも46年くらいまでは出ています。0.4ppmを超える魚ですね。かなり高濃度の水銀が出ていますので40年12月で切るというのはまったく理由がない。

いつで切るかというのは大変難しく、新潟県が独自に作った福祉条例（新潟水俣病地域福祉推進条例）がありまして、それで認定患者でなく特措法で救われなかった人に対しても年金を支給するという、県独自の施策があるんですが、その対象者も要綱で「昭和40年12月31日以前に、阿賀野川の魚介類を多食したと認められることにより、通常のレベルを超えるメチル水銀を摂取した可能性のある方」になっているんですね。今、新潟県はこれを見直していただきたいと改正の要請を出していて、審議会にかかっていますが、なかなか難しいですね。そういう区切りがあり、特措法での救済も難しい人が残ってしまった。もう5年もたってしまいました。

疫学研究成果の持つ意味

ノーモア訴訟でそれまでになかった視点が付け加えられました。疫学です。二次訴訟でも私たちは疫学について無知でした。水俣病の判断基準として、疫学状況プラス感覚障害と言っていたんですね。単にメチル水銀曝露、川魚を喫食、そして四肢末梢優位の感覚障害があるということが水俣病の判断基準ですと言っていたんですが、その根拠となるものを十分に論証したかという点では不十分だったと思います。医師の診断はそういう感じでしたし、それに認めてくれた判決例が続出していましたから、これは確定された考えだなんて形で主張していましたが、今思えば不十分ですね。

その後明らかになったのは1998（平成10）年、日本精神神経学会で、疫学的な検討をした結果、四肢末梢優位の感覚障害を持った人たちが水俣病である原因確率は99%であるということです。これはそうした川魚を食べた人で症状が出る場合、それから食べない人で症状が出る場合、それらの有病率を調べて統計処理、診断バイアスであるとかいろんな条件を排除して原因確率を割り出すわけです。それは疫学の新しい分野であるわけですけども、それらを今、熊本は裁判で使おうとしています。つまり原因確率が90%といたら、高度の蓋然性8割程度を大きく上回る、立証責任を尽くすような中身になるわけですから、行商で食べていた人たちが多くいる地域を含めて、新たな疫学調査を行い、その意見書をまとめて裁判所に出したりしています。

レジュメの「多くの判決における疫学知見についての判断」に「疫学的因果関係は、集団現象としての疾病についての原因を記述するのみであり、その集団に帰属する個人の罹患する疾病の原因を記述するものではない」とあります。言い換えれば、疫学的な因果関係というものが認められていたとしても、個々人の罹患した疾病の原因が何であるかは、疫学の知見から直ちに導き出すことはできないというのが判決の結論です。これを覆すものはまだ出ていません。ですが、それを言っていると医療は成り立たないはずなんですよね。

EBM（Evidence Based Medicine）、症候を客観的なものに基づいて医療する。つまり医師がそれまでの長い経験の中で自分が体得した、そうした知見に基づいてこれは何病でしょうというのではなくて、これとこれはこういう条件がそろった場合、この病気の原因確率ってのは何割ありますという形で判断して治療する。あるいは予防医学でたばこによって肺がんになる可能性はどれだけあるか、逆に、たばこが原因になるというのはどれだけ割合あるのかなど。そういう形で診断にも薬にも疫学の知見がすごく使われています。

水俣の場合にも、個々人による適用はできないというのはわからないわけじゃないが、診断基準というのは集団現象からくるわけですから、そこから作れるでしょう。その診断基準を用いて個々人を判断するのは当たり前でしょう。と。他原因の関係というのは曝露がはっきりしないと、この疫学は生きてこないんですね。前提となる曝露がないと疫学を使うことはできず、そこがかなりの問題にもなるけども、可能性が相当高ければいいわけですから。

認定義務付け訴訟について

ちょっと話が変わりますが、水俣病裁判の場合、損害賠償の事件と、認定義務づけ訴訟（行政訴訟）と、裁判が二つのタイプに分かれています。第1次訴訟から第4次訴訟、ノーモア第1次、第2次訴訟は、すべて加害者に対し

て不法行為に伴う損害賠償請求という裁判です。国家に対して不法行為の請求をするときは国家賠償請求という名前になりますけども、基本的には一緒です。

それに対して、行政訴訟は、認定申請を出したのに棄却された患者が県に対して認定するように求め、裁判所が認定を義務づける訴訟です。これで勝てれば県は認定をしなければならなくなります。実はこういう形で義務付け訴訟ができるようになったのは、司法改革のあった2004（平成16）年でわりと最近のことです。以前はこの認定義務づけ訴訟という類型は非常に難しかった。その前も一応、方法がなくはなかったんですけども、勝てる可能性は非常に少ない。日本の行政訴訟の勝訴率は10%前後だと思います。それは司法がいかにも国に遠慮しているのかという言い方もできますし、裁判官がやはり、国家機関の一部であり、決して民衆の側に立っていないんじゃないかということとかかわせる材料でもあるんですけども、なかなか勝ちにくい。それよりは損害賠償が勝てるということで、行政訴訟というのはあまりやられていなかったわけです。

この公健法（公害健康被害の補償等に関する法律）に基づく認定の義務付けを求める行政訴訟では、環境省が国会の答弁でも言っていますが、50%を越えれば水俣病を否定できないということで認定することになっていきます。損害賠償請求訴訟だと立証の蓋然性の程度は8割くらいという感じですから、法理論上は行政訴訟の方が勝ちやすいんです。本来は勝っていいんですね。それがようやく活用されだしてきているというのが、この10年あまりの出来事です。2013（平成25）年に最高裁が、「昭和52年判断条件に定める症候の組み合わせが認められない四肢末端優位の感覚障害のみの水俣病が存在しないという科学的な実証はない」として、環境省が運用の基本とする昭和52年判断条件を実質的に否定し、現行基準より幅広く水俣病患者を認定しました。

新潟の認定義務付け訴訟で東京高裁が2017（平成29）年11月に出した判決があります。水俣病の患者さんに対して、元々地裁で9人の原告に対して7人が地裁で救われたんですが、高裁で残りの2人も認められた判決です。その判決文を見ると、「曝露歴等の疫学的条件を具備する者について、メチル水銀曝露歴に相応する四肢末梢優位の感覚障害が認められ、当該感覚障害が他の原因によるものであることを疑わせる事情が存しない場合には」水俣病と認定できると判断しています。糖尿病とか脊椎変性とかは、確かに水俣病と同じ症状が起こりうる抽象的な可能性はある。しかし、国の方でその具体的な可能性を主張・立証しなければ水俣病の認定をするということが書かれています。

一方、2018（平成30）年3月の三次訴訟で被害者が負けてしまった高裁判決では、原告が水俣病であるかどうかという点を判断について、「経験則に照らして個々の事案における諸般の事情と関係証拠を総合的に検討」としてありますが、これは環境省が言っているのとまったく同じ口ぶりで、「本件患者に見られる個々の具体的な症候と原因物質であるメチル水銀との間の個別的な因果関係の有無等を審理の対象として、本件患者につき水俣病の罹患の有無を個別具体的に判断すべきもの」、として、被害者側が水俣病以外の病気でないということについても主張・立証する必要があるという判断です。つまり、被害者側が、これは糖尿病ではない、あるいは脊椎変性疾患ではないと立証しないと水俣病とまでは言えないのではないかとということで終わってしまう可能性があるんですね。本当は違いますよ。だって、脊椎変性疾患だろうが糖尿病だろうが、川魚いっぱい食べたらたぶん水俣病にはなるんですよ。それから水俣病と糖尿病は矛盾するものでも何でもない。にもかかわらず、否定すること自体おかしいんですけど、症状全てが水俣病かと言われると、一部糖尿病もあるかもしれないというレベルの話なのに、話が逆転して、糖尿病がある



んだから水俣病でないというふうになっちゃうんですね。そういう形で、損害賠償請求の場合は、裁判所は非常に高度のものを求めます。今そこで私たちは苦労しているところです。

ただ一言付け加えると、義務づけ訴訟の高裁判決の文章を見ますと、とても患者側にやさしい内容なんですけど、裁判官の意識としては、立証の有無、結論が出たと思ったら、もう、すごい気楽に書いてくれるんですね。気楽に書いてくれるというのはちょっと意味が分からないと思うんですけど、裁判官が判決を書くとき、緻密な論理と精密な事実認定の積み重ねの中で一つの結論を出すと考えられているかもしれません

が、そういうことはもちろんやりますけども、人間の作業ですから、こっちを勝たせていいなという最後の結論、これは、そうした理性的なものではないわけで、長年の勘の中での総合判断で、これはもう、こっちの勝ちでいいなという結論を出す、そのあとに判決文を書くときはその結論が正しいという理屈で判決を書いていきます。この二つの高裁判決は、雰囲気は180度違うという感じですが、先ほど言ったように、裁判官は結論を出したあと、それを正当化する文章を書きますから、判決文の表現が大きく違っていても、裁判官の考え方がそこまで違ってはいないと思います。

認定基準の改善と補償の枠組み

2009（平成21）年にできた特措法の場合の救済対象というのは、川魚を食べたことによるメチル水銀曝露、それと感覚障害という条件に、非常に単純化されています。認定基準の症状の組み合わせを必要とするというのからはまったく外れていますし、それから川魚の喫食、メチル水銀曝露も、本人の申請は正しいものという前提でやっています。ところが、裁判になってくると、川魚を食べたというのは本当なのかという形で、疑いの目で見ます。裁判官というのは結構疑い深い人たちです。その人たちを説得して、さっき言った高度の蓋然性という立証責任を果たすのはそう簡単じゃないんですけど、特措法の場合はそういう構造ではありませんので割と広く認められています。

それは良いわけなんですけど、地域指定、さっき熊本の例を言いましたが、天草とか対岸の島なんか外れていて、かなり杓子定規な感じで切り捨てられているので、特措法だけの解決は難しいというのは当初から言われていました。新潟の場合、さっきの昭和40年以降の人たちが切り捨てられたら困るな、とは思いますが、法律ができていたので和解もできた。新潟の場合、これは誇るべき中身なんですけど、原告全員が特措法の和解の対象として救済されました。（熊本の場合は救済されなかった人が残りました。）

理由の一つは第三者委員会判定方式です。第三者委員会は、患者が推薦する医師二人、国側が推薦する医師二人、そして委員長は新潟大の理学部の先生で、水俣病についても造詣の深い人が委員長になって構成されていました。最後1960（昭和35）年生まれの人を認めるかどうかでかなりやりあいました。この人の認定が通ると原告全員救済という形で、いわゆるシンボルになるんです。結局二対二で別れて、委員長決済ということになったり、彼は水俣病と認めてくれました。この第三者委員会がしっかり機能すると、裁判所よりはいいなと思いました。患者側と国側は同数入って、そしてもう一人二人まったく中立の人が入った場合、しっかり材料揃えて説得すれば救済されるという感じなので、立証責任が非常にある民事訴訟という面倒な手続きをしなくていいし、認定基準のようなものではない基準で判定される方式があれば救済されるなと思います。

だから一番イージーな言い方ですが、特措法による救済が再開されていけば9割以上の人はそれで解決できますよね。残るのは新潟で言えば時期的な区分、汚染がいつから始まり、いつまで続いたのかという、そのことがまだ決着してないために、特措法がかなり制限的な運用になっているのが問題ですけど、そこがまだ研究がなされていません。ただ材料が少ないですから新たな知見を得るのは難しいと思いますし、その問題は残るけれども特措法の再開があれば、もう裁判をしなくて済む可能性がかなりあると思います。

熊本の場合は地域指定の問題をしっかり見直さなくてはならない。山間部で、海からの行商の人たちが魚を持ってきて、それを大量に食べている人たちが結構いるんですよね。そういう人たちは行商の人たちの消費者ですから、地域住民で自分で取るとか、親類からもらうとかじゃなくて、流通過程の中で買っている人たちですから、喫食についての証明も難しいですよ。そういう中で熊本は苦勞があります。

この特措法の救済から漏れた被害者が原告となった訴訟が2013（平成25）年12月提訴のノーモア第二次訴訟で、今闘われている訴訟です。

全面解決をどう図るか

その時に、その事件が社会的な関心を集めていて、どういう結論が出るかをみんなが見てるよ、変な判決でしたらただではおかないよとは言えないけども、非難されますよという感じがあれば、世論の支持があれば、裁判はずいぶん変わります。そういう意味で、傍聴する人たちが多くいるのと、傍聴席が空っぽで、裁判官が裁判所の中だけで考えているのは全然違いますし、新聞がどんなふうに取り上げるかによってもだいぶ変わってきます。そんなことで裁判の行く末が変化する。それも含めて運動をしていくことで、判決によらない形で、裁判手続きに頼らない全面

解決をどう図るかということを考えながらやっていく。

ただ今の政治状況からすると、第三の政治決着はだいぶ難しいですね。したがって、一つ一つの判決で勝って、個別的な解決を図るしかない可能性が結構あります。しかし同時に、熊本の原告が1000名になりましたし、私たちのノーモア裁判も147名になっていて、社会的な存在としては無視できない存在になっている中で、今後環境省や政権がどんなふうを考えていくのか、そこはかなり関心を持って見ていただきたいなと思います。

おわりに―裁判をする意味

裁判を起こす際、水俣病患者としての認定を目的にし、その結果として経済的補償がついてきているのか、それとも経済的補償を求める際に水俣病患者かどうかという議論がついているのか。どっちが先かは、たぶん分けられないですよ。同時にそれは、人によってずいぶん違いますね。原告にお金欲しいという気持ちがあるの当然ですが、多くの人は、お金もそうだけど自分の病気は一体何なんだと、どうして水俣病が否定されるのか、これだけ川魚を食べればしびれがあって救済された人がいるのにどうして俺はだめなんだ、と。あるいは特措法の締め切りに間に合わなくて遅れたばっかりになんでだめなんだと、そういう悔しい思いをしている人たちが非常に多くいます。

人間の行動を見ていくと、エネルギーになるのはやはりお金ではないですね。本当にお金に困って生活ができない時、お金のためにというのは大きなエネルギーだけど、それだけなら、そのエネルギーを裁判に割くより他の方法で一生懸命努力した方が良いですよ。お金のエネルギーじゃなくて、やっぱり正義を求める気持ちと言いますか、どうして水俣病が否定されるんだという悔しさと言いますか、そうした思いというのが一番のエネルギー源だと思います。

裁判の場合、それを一つの大きなモーメントとして、全体解決にどうつなげていくか、これはぜひともやりたい。そこを考えず、法廷だけでやっていけばもうちょっと楽ですよ。何度も交渉やったり、政治家に会ったりしなくて済むんだけど、原告になれなかった人、さっきお示した図でいくと被害者の中のCの人たちというのが相当程度いる。特措法の後ですからずいぶん少なくなっているとは思いますが、そういう人を含めてきちんとした解決を図らせるということになると、裁判だけではだめだということをみんな思っています。しかし、裁判を通じてやっていけることも結構あるので、裁判の位置づけ、目的というのは人によって違うし、違っていいと思います。

私自身が資料館の展示物を考えたり、作文コンクールの運営協力をしたりしていますが、それは患者さんの思いがあるからやっているということ、私自身何か、水俣病を残していくということについて思いがあってやっているということ、両方あります。

ただ、自分の思いというのはかなりありますよね。最初になぜ弁護士になったかという時にも言いましたけど、やっぱりこうした公害、利潤追求のための企業活動によって何の罪もない人に健康被害が出るというのは、本当にあってはならないと思うし、いったんそれにかかわりを持った以上できることはしっかりやっていきたいと思っています。患者さんが本当に頑張っていたので、私も他のいろんな事件を抱えながら、このことはやらなきゃいけないなど、使命感というほど立派ではありませんけど、そういう思いを持ち続けています。

4. 今、できることを ー新潟版もやい直しー

「仕事として新潟水俣病を伝える」

新潟県保健福祉部生活衛生課公害保健係

「新潟水俣病リハビリモデル事業の試み」

高齢者生活支援ハウス三川、阿賀町担当者

「あがのがわ流域再生プロジェクトについて」

あがのがわ環境学舎

本節は、現在、新潟県が行っている新潟水俣病に係る3つの事業についてまとめました。

県職員として、被害者の方と共に公害の普及活動に取り組み、「ふれあい館」設立時の展示や冊子作成に関わった苦労話や、現在の県職員の新潟水俣病研修などについてお話いただきました。

また、阿賀町では、水俣病の患者だけではなく、地域の人に開かれた形でリハビリモデル事業を展開している「高齢者生活支援ハウス三川」の活動について、利用者の様子もあわせて伺いました。

第2次訴訟がきっかけとなり、新潟県が取り組む「地域再生」のうち、阿賀野川流域地域フィールドミュージアム事業（FM事業）の中で設立されたあがのがわ環境学舎の山崎さんからは、設立経緯と、阿賀野川流域で行う公害の地域再生の試みを語っていただきました。

仕事として新潟水俣病を伝える

担当：福嶋健士郎

編集校正：関礼子、谷内久美子

聞き取り場所：新潟県立環境と人間のふれあい館

日付：2018年9月1日

新潟県保健福祉部生活衛生課公害保健係

【山田一之さん】

1968（昭和43）年生まれ。新潟県西蒲原郡岩村村（現・新潟市）出身。現在50歳。1996（平成8）年に新潟県に入職。2000（平成12）年から2004（平成16）年まで福祉保健部生活衛生課公害保健係に在籍し、新潟県立環境と人間のふれあい館の開設に立ち会う。現職は生活衛生課。

【若月里佳さん】

生年月日は省略。新潟県古志郡山古志村（現長岡市）出身。1991（平成3）年に新潟県に入職。土木の土砂災害関係、教育委員会を経て、現職は福祉保健部生活衛生課公害保健係。

【小出優子さん】

生年月日は省略。新潟県阿賀町出身。2013（平成25）年より新潟県立環境と人間のふれあい館スタッフとして、来館者に対して水俣病に関する説明を行っている。



水俣病は終わったものだと思っていた

山田さん：1968（昭和43）年生まれ、今年（2018年）で50歳です。1996（平成8）年に新潟県に入職したので、22年になります。最初は福祉保健部、児童家庭課で、青少年の育成に関する仕事をしていました。2000（平成12）年から2004（平成16）年の5年間に生活衛生課公害保健係において水俣病を担当していましたので、公害保健係は二回目なんです。新潟県立環境と人間のふれあい館～新潟水俣病資料館～（以下ふれあい館）の立ち上げや「新潟水俣病のあらまし」の初版を作った時のメンバーになります。出身は新潟県岩室村です。岩室村は、今は新潟市に合併されてないんですけど、私は新潟から出たことがないんです。

若月さん：私の出身は、中越地方にございまして、今は長岡市になっていますが山古志村というところなんです。中越地方でしたので、水俣病については授業で習ったくらいでした。新潟水俣病にぎゅっと入り込んだ授業ではなかったですね。入職が1991（平成3）年になりますので、だいぶ長くなります。最初は土木関係のところにおりまして、土砂災害とか、そういった関係のところにおりました。その後、教育委員会、総務管理部等に在籍し、こちらの生活衛生課でお仕事をさせていただいて今年で4年目です。



山田さん：僕も若月さんと同じで、新潟水俣病は学校で習ったくらいしか知識はありませんでした。四大公害病について学んだ程度で、その中の一つとして新潟水俣病もあったという感じです。詳しい勉強はそんなにしなかったですね。

2000（平成12）年に配属が決まった時には、まだ新潟水俣病のことをやっていたんだくらいの印象です。1995（平成7）年の政治解決のニュースはおぼろげに覚えていたんですけど、正直もう終わっているものだと思っていました。3月に部署の異動の内示が

62 新潟水俣病の教訓を活かした事業の一つとして新潟県福祉保健部生活衛生課が初版を2002（平成14）年3月に発刊。改訂を重ね、第5版を2016（平成28）年3月に発行している。新潟県ウェブページにて、平成27年度改訂版の全頁ダウンロードが可能。

出るんですけど、その時に初めて公害保健係に配属されることが分かり、そこで水俣病についてやっていることを知りました。それまでは何をしているのか全く知らなかったです。

被害者の方と共に公害の普及活動をする

山田さん：新潟水俣病はほとんど終わっているという意識と知識しかなかったので、いまだに問題が解決していないだと驚きました。当時は、政治解決により一定の決着がついて、水俣病の歴史や教訓の普及啓発が始まったばかりだったので、それまでの水俣病対策とはまた異なる時期でした。正直なところ、まだ終わってなかったんだね、と。公害保健係に就いてからは、被害者の方、それを支援する方と接点がありますが、経験と知識が追い付かないわけです。その方々と一緒に冊子などを作る活動を行うわけですから。少なくとも何とか対等に話ができるようにならなきゃいけないんで、勉強は結構しました。本を読んだり、話を聞いたり。それまでは、水俣病に関わっている方と接する機会は全くありませんでした。

若月さん：こちらの課に異動が決まった時に、この公害保健係に友達が何年か前に配属されていたことがありまして、どういった仕事をしているか、特措法（水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法）が施行されて、申請者の方がいらっしやってという話は聞いていたので、仕事のイメージはできておりました。

皆さん、知識を蓄積されている方々ばかりですので、そこに追いつくのが大変だったんですけども、「新潟水俣病のあらまし」等の資料が私の場合はありましたので、それをまず読んでいくということで勉強をしました。出身が中越ということで、全く水俣病とはかかわりがなかったんで、被害者の方とは関わることはなかったですね。授業で習った程度しか知識もありませんでした。

山田さん：被害者の方々は、苦勞をされているじゃないですか。自分たちがつらい思いをして、この何年も戦ってきている。差別などの辛い思いをしているっていうのをどう伝えるか。

このふれあい館もそうですけれど、その自分たちの思いを伝えたいんですね。

でも行政というのは、被害者の思いを一方向的に表現するのはできないんですね。行政の立場もありますし裁判というのは双方の主張があるという話ですから。結論が決まっていないものは、両方の主張を紹介しなければいけない。ということで、被害者の方々の思いと私たちの立場もあり、バランスを取るのが大変でした。

被害者の方からは、ふれあい館の展示に対して、この表現では伝わらない、この写真じゃだめだ、ふれあい館はなんでこんなきれいな建物なんだと。白を基調としているじゃないですか。イメージ的にはいいイメージですよ。きれいすぎて大変な苦勞をしていたのが伝わらないんだと。

すべての方のドラマに触れる仕事

若月さん：以前いた課では事務系の仕事が多かったんですね。こちらの課に来て、ふれあい館もそうですし、被害者の方のところに話を聞きに行ったりとか、そういった直接に触れあえる機会ができたのは、私に役立っていますし、うれしいことだなと思っています。お話を聞いて、当時はそういう時代だったんだというのを改めて知るといって、すべての方にドラマがありますので、そういったことに踏み込ませていただくのは光栄かなと思いますし、大変貴重な経験になっていると思います。

水俣病が発生した当時、川魚は貴重なたんぱく源で、いろいろが各家庭にあって魚を焼いたり、保存したりしていたということを、いろんな方から聞きました。阿賀野川の流域の当時のご家庭はそういった暮らし、環境にいたんだなっていうのは印象に残っています。

山田さん：最初に生活衛生課にいた2001、2002（平成13、平成14）年頃に、新潟水俣病被害者の会の会長（当時）の樋口幸二さんにお会いしました。会長さんだったから、みんなを引っ張るといって大変な立場の方だったと思いますし、行政等と話し合うときは強い姿勢なんですけれども、それが終わればすごくいいお父さん、普通の男性って感じで、そのギャップがありました。なんでこんなギャップが生まれてしまうんだろう、こんな怖い声を出して戦わな



くてはいけなかったんだろうと思いました。

水俣病だけでなく環境の大切さを伝える施設として

山田さん：私は2000(平成12)年に生活衛生課に来たんですが、その時にはふれあい館の設立についてはもう決まっていた。当時の話を聞くと、1995(平成7)年に政治解決があって、1997(平成9)年に建物をどうするかという基本計画を作ってるんですけども、福島潟に建てることを受け入れてくれたのが当時の豊栄市(現：新潟市)でした。豊栄市にも水俣病の患者さんは多くいて、市としても教訓を伝える考えがあったということです。また、福島潟の自然生態の紹介、普及啓発、ゾーニングの整備をするところだったので、水俣病だけでなく水をテーマにした環境の大切さを伝える施設であればということで、自治体レベルで受け入れるということでした。阿賀野川、福島潟の漁業の風評被害というのが問題になったんですけども、当時は水俣病だけでなく、水、環境の普及啓発ということであればということで、建設に対して同意していただきました。

ふれあい館の展示に関して、患者さんからは「これでは思いが伝わらない」と言われたのは覚えてますね。どのような形に変えたのかは覚えていないのですが、被害の部分を修正したと思います。裁判闘争とか、昭和電工への座り込みであったりとか、被害者さんの活動について、「さらっと書いてある。もっと自分達の苦勞が伝わるように」ということでした。

年表は、どのようなことを書くかということには迷いましたね。また当時、アセトアルデヒドでどんなものを作ってたかという展示があるんです。例えばビニールホースであったりとか。どこかのメーカーの商品をぼんと置けないので、白く塗ったんです。患者さんに言われて、手紙や被害者の方が使われていた持ち物も、多く展示しました。患者さんに一貫して言われてきたのは、自分たちの苦勞が伝わらないということでした。

県の公害保健としての仕事

山田さん：水俣病と言うと、裁判や認定制度への批判であるとか、闘争の歴史が多いんですけど、1回目に公害保健係で仕事をした時は、それをどのように伝えていこうかという議論が多かったです。政治解決をして、どちらかというとなりやかな時でしたね。

最近、たくさんの認定申請があったり、新たな政治解決(特措法に基づく救済策)もありましたし、今では新潟県が被告になった裁判もありますから、闘いの色が見えると思います。新潟市が被告になった裁判もあります。以前は県・市が被告になった裁判はなかったですから、大変な時期に来てしまったと感じています。

若月さん：ふれあい館の活動と、県での認定審査会という、やはり分けて仕事している感じはありますね。ふれあい館で被害者の方々とお会いする時と、県での交渉的な場面とでは、それぞれの立場でお会いしてる感じはあります。

山田さん：新潟水俣病の教訓をどのように伝えるかという取り組みもあります。

新潟県職員向けの研修について

山田さん：新潟県職員の新採用研修の中に、新潟水俣病についての講義をひと枠設けて、新潟水俣病があったんだ、今も継続してるんだ、という研修を部署に配属される前に、入職した職員全員が受けます。2004(平成16)



年まで公害保健係にいましたが、それまでは職員向けの研修はありませんでした。

若月さん：代々、新潟水俣病に関する研修テキストが受け継がれて、リメイクされながら引き継がれています。

山田さん：新潟県職員には、県外からこられる方ももちろんいます。

生活衛生課に配属されると、ふれあい館の館長による研修が1日あります。ふれあい館の全ての展示を、館長から直々に説明してもらいながら見て行

きます。

生活衛生課以外でも、環境系の部署、人権関係の部署、義務教育課も、水俣病に関係しています。新潟水俣病に関わりますと、人権に対する意識は高まります。人との接し方も変わってきますね。

若月さん：水俣病を掘り返してはいけないと思っていましたが、逆に勉強しなければいけないものと思っています。

広く浅くでもいいから伝えていってほしい

山田さん：次世代に伝えたいことは、一言で言えば、新潟水俣病を伝えて欲しいということ。興味関心をもって欲しいということです。そして、水俣病のことをたくさんの方に知って貰えるように、伝えて欲しいと思います。友達でも、家族でも良いです。ふれあい館のスタッフになることでもいいですし。

若月さん：継続してかかわっていただけると嬉しいです。

小出さん：ふれあい館で説明をしている、小出です。子どもたちがふれあい館に見学に来られた時に、水俣病について説明をしています。10年後、20年後にテレビとかで水俣病について見た時に、昔ここに来たなというのを頭の片隅にでも覚えてくれると嬉しいです。

少しずつでも、広く、浅くでもいいので、みんなにいいこともわるいことも伝えていくことを心掛けています。



新潟水俣病リハビリモデル事業の試み

記録：井上茜

編集校正：古里貴士、原田徳子

聞き取り場所：阿賀町高齢者生活支援ハウス三川

日付：2018年8月31日

高齢者生活支援ハウス三川、阿賀町担当者

【藤安まゆみさん】

阿賀町健康福祉課地域包括支援センター センター長

【清田亮さん】

阿賀町役場健康福祉課地域包括支援センター 主任

【加藤真由美さん】

特別養護老人ホーム 東蒲の里みかわ園施設長



事業概要

清田さん：みなさんようこそ阿賀町へ。阿賀町地域包括支援センターの清田と申します。この包括支援センターは阿賀町の高齢者総合相談窓口として、町内1箇所を直営で運営をしています。

まず阿賀町の概要です。福島県と隣接しており、総面積が952.88km²、そのうち94%が森林に覆われています。119ある行政区のほとんどが阿賀野川沿い、または森林沿いに点在しています。人口は1万人ちょっとで、人口の減少と共にこれから少子高齢化が進んでいくという段階です。経済的には豊かではない地域です。

この包括支援センターが、環境省からの委託事業で、「離島等医療・福祉推進モデル事業」ということを掲げて「新潟水俣病リハビリモデル事業」を実施しています。

今回の事業では、新潟水俣病被害者または家族、そして地域住民が安心して暮らせるように、自立した生活ができるように、それが長く維持できるように、運動障害緩和の手助けができるようにと考えています。それを、みかわ園さんに委託して事業を運営しています。

内容をご覧いただいた通り、日常的には運動器具を使った機能向上プログラムやリラクゼーションをしています。午前中は運動器具による運動が中心で、午後からはフロアでリラクゼーションや大人の塗り絵などを使った脳のトレーニング等を行っています。本事業で使用する器具は、大きく分けて運動用のマシンとリラクゼーションのマシンです。エクセレントメドマーという機械は、昨年度1年間事業を運営した中で利用者の満足度が高かったということで、環境省に要望して増設しています。あとはウォーターベット型マッサージ器などです。

三川では月曜日から金曜日まで運営していて、各集落から、約10名ずつ曜日ごとにグループにわけて計64の方が参加しています。一番若い方で66歳、一番高齢の方で90歳です。参加者の皆さんは年齢関係なく楽しんでいて、ある意味、世代間交流の場になっているのかなと思います。



この事業は2年目です。2017（平成29）年度、町から新潟にある新潟青陵大学に委託して効果検証結果を算出しました。（新潟水俣病被害者の）自覚症状は概ね緩和され、主観的な幸福感も概ねとても良いという結果でした。開始前にはあまり良くないという方が1名いらっしゃったのですが、開始後には0になっています。ほぼ全員で、効果が見られたということです。施設に来てからの運動の効果というよりも、家から外に出るという行為自体が非常にいい影響を与えているのかなと思っています。身体的な向上のみならず、精神的な向上が、この教室の大きな成果では

なかったかと思えます。

阿賀野患者会の皆さんには水俣病ということチラシを出して、「らっくり 体ケア教室」として参加を募りました。患者会の皆さんに、環境省からそういう措置が行われているという認識をしてもらえるように、あえて出しました。一般の方用のチラシには、そういった言葉は一切出していません。

藤安さん：高齢者向け健康増進施設としては、地域的には、ここ三川と、あとは津川と鹿瀬でやっていますので、通しやすい場所に行っていました。

こちらの教室にいらっしゃっている方々の中で、被害者手帳がある方一認定を受けていなくても新潟水俣病の疑いはあるということで参加いただいている方は、2割くらいいます。症状を持ちながら、中には大変な思いをしている方もいらっしゃいますが、誰が手帳を持っているかなどは関係なく、この教室に来ることで元気な方と交流して、皆で一緒にお喋りして、笑って楽しい時を過ごして、この教室を楽しみにまた明日も頑張ろう、と思ってもらえる教室を目指しています。

昨年の9月から開始して、効果検証結果が出たのが2月です。新潟ではすごい雪が降る時期です。3m、4m積もることが年に4回も5回もあって、その度に屋根の雪を降ろします。それが大変であれば自然に雪が落ちる様な屋根にするんですが、落ちたら下の雪を片付けなくてははいけません。だから冬はすごく動きにくいんです。実は新潟県では、冬は空が灰色で低く鬱病になる人が多いです。そうした状況の冬場の利用を評価したのですが、それでも良くなった、改善された、というのはすごいことだと思います。

加藤さん：教室に朝来て帰るまで、利用者さんは結構忙しいんです。お迎えを希望される方は、少し遠い地域でもお迎えに行かせていただいて、運転のできる方は自分で来ていただいています。9時半には教室に入って、バイタルチェックをします。その後、塗り絵をしたり、手を動かしながら準備運動をして、そして運動器具を使ったトレーニング、リラクゼーション、という形です。

また、阿賀町の上川診療所の近藤先生が月に2回来てくださっていて、トレーニングの間に運動の指導をさせていただきます。利用者さんが「すり足でつまずくんだけど、先生どうしたらいい？」と言うと、先生が「こういう運動をなささい」と。スタッフにも「こういう運動を取り入れて下さい」と指導してくださいます。

先生は神経内科の専門医ですが、ここでは（診療所ではないので）利用者の診察はできないので、指導していただいています。同じ曜日だと同じ人しかいないから、どの曜日の人も偏らないように先生の指導を受けられるようにズラすんですよ。

医療が必要だとなれば受診して下さいと勧めますし、先生も診療所で診察はされていますのでそちらの方に行ってくださいようにお伝えします。

今どき町営診療所は公的機関としてじゃないとやっていけない、採算合わないよねと。検査もして手術もして大変だとおっしゃっています。高齢者の方には、別に手術しなくてもいいと思う方も大勢いらっしゃいます。ですから、こういう体操やるともっと楽になるよ、とか、こういうふうに寝る姿勢を変えるといいよ、とか朝起きる時に痛くなりやすいよ、ということを具体的に指導してくださっています。

施設の隣に、三川しんあい園という施設があり、そこの作業療法士の四方先生にも、月に5回、週に1回程度来ていただいています。月曜日グループ、火曜日グループ、水曜日グループというようにグループを作って、利用者さんが月に1回見てもらえるようにしています。運動機器にはいろいろな重さがあるのですが、四方先生が、体の状態を見て「あなたは何kgでやってください」と教えてくれます。少しずつ重くしながら、少しずつ筋肉がつくようにやっています。先生に体を触りながら確認してもらい、先生から見て運動を中止の方がいい利用者さんは中止したりします。そのように個別に対応してもらっています。

利用者さんも安心してながら日々を過ごされています。お昼を食べ、手遊び、運動、レクリエーションなどをやっている、あっという間の2時間なんです。ボーッとすることもなく、1日忙しく過ごしながら、笑いながら、楽しく帰っていかれる。週に1回じゃなくもう少し来たいという方もいらっしゃいますが、いまのところ週1回です。



この事業のはじまった経緯について

藤安さん：国（環境省）からモデル事業を委託されたのがきっかけです。環境省のモデル事業として3年間は100%（予算）を補ってくれます。その後は8割が環境省、1割は県、1割は町の負担になるのではないかなという感じです。予算は人件費、機械のリース代、事務経費に使用しています。

熊本県では5年前位からやっていて、新潟県や新潟の患者さんから、新潟でもやってほしい、やった方がいいんじゃないかという話はあったんですが、なかなか難しく全然進んでいなかったのです。2017（平成29）年度に阿賀野患者会の会長さんらが町役場にいらっしゃって、阿賀町では是非やってくれということを言われました。最初患者会から要望があったときは、正直、戸惑いもありました。でもやらなきゃいけない、やる必要があると思いました。当時の町長も「じゃあやろうか！」となり、積極的にできるところを探しました。

この事業を機に、地域のひととの交流を1つの目標にしていたので、僻地であり、被害者手帳を持つ人が多くいる三川地域でやろうということで。元々阿賀町の高齢者の方が自宅に住めなくなったときのためにつくられた生活支援ハウスという施設を借りてこの教室を始めました。

ご存知だと思いますが、水俣病は申請しないと認定されません。申請しようかなと思うけどやめたという利用者の方もいます。もしかしたら水俣病かもしれないよね、という方も、気付かない人もいます。なので、もしかしたらそうかもしれないので、三川地域の人には優先的にこの教室に来て欲しいと考えています。

加藤さん：旧上川村の方には、高齢者生活支援ハウスがありますが、旧三川村には、被害者手帳をお持ちの方が多くいらっしゃるといふのと、僻地という理由から、こちらで実施しています。水銀は流れていきましたので、上流より下流の方が必然的に患者さんが増えていきます。阿賀町で言えば三川地域が下流で、やはり患者さんが多いので、三川地域の使える施設は無いかと探したときに、ここが1番良かったということですね。

もともと厚労省が、高齢者の方が要介護状態にならないようにという介護予防事業の取り組みを進めていました。阿賀町の中で他に3つの施設でマシンを置いて教室をやっていた経緯もあるので、やりやすかったですね。被害者手帳をお持ちの方が入ってくるような教室であれば、介護予防的なマシンも入れながら癒しの機械も入れて、と。そういう教室をやって来たノウハウはありますので、やっていけるかなというのではありません。

特に水俣病の方だからこうします、というプログラムは最初から持たなかったんです。事業の名前では「新潟水俣病リハビリ」というのが付いていましたけれども、どの方々も、手が痺れたりだとか肩が痛いだとか、いろんな症状があります。水俣病の方もいろんな症状がおありになるんですが、皆さん同じような形で、最初に症状のチェックをさせていただいています。その中で症状が1つでも改善していければということで、水俣病だからとか普通の方だとか関係なく関わらせていただいています。ただ、知っていなければいけないこともありますので、わかる方については、またお話していただくのですけども。

水俣病患者の利用者さんのご家族の方から思いなどを聞く機会はあまり無いですね。三川だけでなく、一般的に一人暮らしの方が増えているのが現状です。

清田さん：阿賀町は佐渡よりも広い面積を持っていて、鹿瀬の先から通っている方だと片道40分はかかってしまいます。そこから通うとなると、「送迎車両があれば行きますよ」という方がほとんどなのです。

町の中に119の集落があるんですが、中には高齢化率100%の行政区もあります。皆さん自分の子どもや孫が、県外、町外に出ていってしまうから、世代間交流というのは現代の社会ではあまりできない状態になってしまっているんですよ。高齢化が進んでいて、阿賀町でさえ社会教育の成り立ちは少しずつ崩れていくんじゃないか、というのはあ

ります。

例えば小学校の授業でこういう施設に来たりだとか、福祉施設に行って交流したりだとか、学校教育の方でもキャリア教育として、将来を見据えた活動に取り組んで、福祉行政としても交流を持たせるというところを重点としながら、町として意図的に連携を取っていきたいと思っています。



人間関係を大切にした取り組み

加藤さん：阿賀町は集落間の繋がりが強くて、「百萬遍」と言っ

て、皆で集まって大きな数珠を回す伝統行事があります。健康でありますようにと念仏するんですが、そのような伝統行事をやっているところで皆、繋がっていたりします。でもやっぱり、そこにも若い人がいなくなったりして自然消滅してしまう。包括支援センターや社会福祉協議会のようなところがお手伝いしながら、地区の皆さんに来て下さいと呼びかけ、コミュニケーションを取ったり、話し合いしたりしています。

地区の特性に合わせた対応をしています。4町村（津川町、鹿瀬町、上川村、三川村）が合併した阿賀町は、元々、東側が会津藩、西側は新発田藩、村上藩、長岡藩、いろんなどころがくっついて阿賀町になったので、それぞれの方言や食習慣があったり、それぞれ個性があるのです。

清田さん：今は橋で繋がっていますが、昔は渡し舟でした。阿賀野川は塩の道と呼ばれていました。会津から新潟方面に向かっては米を運ぶ、瀬戸内海で取れた塩が新潟港を経由して会津へ、という事があったので、旧津川地域では川湊の文化が発達しています。

伝統行事自体は集落が成り立たなくなっているのですが、今は例えば新潟大学の方々に来てもらって学生と交流しながら、地域の伝統を守っているというところもありますね。あとは、伝統行事をやめるのも1つの手で、映像に残しているところもあります。

やはり行政が手助けしてしまうと縛りがあるので、自由に自立できるように支援するというのは課題です。

藤安さん：水俣病の患者さんたちは、この教室のお陰で、地域の人と一緒に分けてなく笑えたり、運動できて、それがとても嬉しいということは聞いています。この事業の目的の1つに、差別や偏見があったことでうまくできなかった地域の繋がりが、特に水俣病だからとか、普通の人だからと分けることなく、同じような形でできるので。私たちスタッフもとにかく楽しませたいということで、いろんな所で楽しいことを考えています。やはり人間笑うと若返りますね、気持ちよく、また来たいと思えるような教室になればいいかなと思っています。今のところ皆さんに楽しいと言ってもらっていますのでありがたいと思っています。効果の結果を見てもよくなっていますのでありがたいと思っています。

人も温かい地域なんです。例えば、おばあちゃんが一人暮らししていて具合が悪くなったなら、隣のうちの人が「大丈夫かね?」「具合はどうだ?」って声掛けあうような。都会にはあまりないですね。利用者と話して感じたと思いますが、自分だけじゃなくて人にも声を掛けられる温かさのあるいい地区だと思います。

グループを越えた地域交流会

清田さん：月曜日～金曜日まで各曜日ごとにメンバーが違うので、皆の交流の場として地域交流会をしています。去年は2回やったのですが、来年は組織化して事業計画とかを予定して、来年以降やってみて、こういう動きが必要だとか、利用者さんと話し合いでやってみたいと思います。

藤安さん：運営会議の中に、利用者の声も聞いて欲しいということもありましたので、利用者さんにも入ってもらいながら、今後どうしようかねという中で、交流会が良いよね、温泉に、という要望があったんです。

加藤さん：「らっくりケア」の全参加者対象の交流会ということで、1回目は7月にやりました。阿賀町には温泉が多くありますので、今回は上川地域の御神楽温泉という所に行って40名参加しました。参加できなかった人も2回目には参加したいということで、10月にまた別の温泉でやります。全利用者が各地区から集まってくるということで交流できます。

ずっと笑えばなしの交流会でした。ここのスタッフもフラダンス等の出し物に参加しました。

高齢化の中で

加藤さん：阿賀町の人口構成は、65歳以上は47%、75歳以上が20%、4人に1人は75歳以上、2人に1人は65歳以上というような状況なので、介護されるとか病院に入る期間を短くして、できるだけ元気でいてもらうため介護予防をしています。最近ではいろんな大学と提携して、実習などでも来てもらっています。本日はあいにくの雨ですが、阿賀町は非常に山が綺麗で川が綺麗で自然も物凄く豊かでいい所なんです。短期間でもいいから



少し来て欲しいなということで、お手伝いしています。

三川中学校や津川中学校など、地域の中学生の方が職場体験でいらっしやったり、みかわ園に勤めている人のお子さんが、親の仕事を知るといので体験に来ていらっしやいました。高校の方からも福祉体験で、いくつかある福祉施設の中から三川にいらっしやいます。そういう時にたまたま興味を持って、専門学校に行かれてこの道に進むということもあります。前にうちの法人に勤めていた中で、福祉体験を通して、その道に入られた方もいらっしやいました。お年寄りと関わって「ありがとう」と言われたとか、自宅でおじいちゃんおばあちゃん子だったというのが、仕事に繋がっているということもあります。小学校中学校高校で来た時の体験が繋がっているというところはあります。多くではないですけどね。

時代の流れで、福祉がもてはやされる時もあり、先生がもてはやされる時もあります。その中で、今は枯渇の時代です。全体的に就労人口が少なくなっています。厳しい時代ですので、阿賀町では今勤めて下さっている方々に長く勤めていただけるように、60歳までと言わず70歳まで、という時代になっていけるように考えていかなければなりません。

藤安さん：最初この教室を始める前に近藤先生の方から、スタッフや各事業所の方に水俣病について、症状等も含めて研修をしていただきました。高齢者とか介護とかの研修会とかもしますね。利用者さんを交えて1時間程度なんですけど、歯医者さんに来ていただいてケアの研修をしていただいたり、医師の先生に来ていただいて認知症の話の聞いたりもしています。

90歳の方でも誰の援助も受けずに、自分で生活されてる方もいらっしやいます。ある意味、若い方のいない高齢者世帯なので何でも自分でやらなきゃいけないというところはあります。畑をやったり体を動かす機会もあります。

加藤さん：ここでは年に3、4回研修ということをやっていますが、先日も消防署長さんに来ていただいて話をさせていただきました。一人暮らしの方も多いですから、もしも災害などが起こった時にどうしたらいいのか、気をつけなければいけないところ、具合が悪かったらどうしたらいいのかとか。そういう場合は「とにかく救急車呼んで下さい」ということでした。自分で何かするんじゃなくて呼んでください、と。利用者さんの中からもいろいろ質問がありました。そういった形で利用者さんを加えての研修、また地域のケアマネさんや各事業所の方にも案内を出して来ていただいています。

モデル事業としての成果の発信

清田さん：結果からしか判断できなかったのが難しいところではありますが、満足度が高いというのは伝わってきたので、それを継続する、またはそれ以上のものにしなければならぬということですね。この地域から始まったのであれば広げたいというのはありますし、この会場に足を運んでもらえればと思えます。



加藤さん：利用者の方は水俣病関係なく、皆と一緒に過ごせるというのが思いにあるので、同じ時間を一緒に過ごす、それだけで大切なことだと思います。楽しんで元気でやっていただければいいかなと。患者会の方からもいろんな所でやって欲しいと言われています。

あがのがわ流域再生プロジェクトについて

記録：藤田瑞祥

編集校正：古里貴士、原田徳子

聞き取り場所：菱風荘体験蔵

日付：2018年9月1日

【山崎 陽さん】あがのがわ環境学舎

1975（昭和50）年新潟県三条市生まれ。2011（平成23）年2月1日に一般社団法人あがのがわ環境学舎を立ち上げ、新潟県が展開する「阿賀野川流域地域フィールドミュージアム事業」を受託し、新潟水俣病問題が続く阿賀野川流域の地域再生や環境学習等への支援に取り組む。



地域の人の本音を聞くこと

今日のお話のタイトルは「二つの地域再生から考える あがのがわ流域再生プロジェクトのあらまし」です。



これが、昨日（※8月31日の現地視察時の座学で）も見ていただいた阿賀野川流域マップです。昨日の地図と若干違うのは、温泉地帯が書き込まれていることです。五泉市には咲花温泉があるし、阿賀野市には村杉温泉があるし、一番有名なのが麒麟山温泉です。昨日の地図では、あたかも公害の発生した土地であるというだけの印象を感じられると思うのですが、実はそこには全然別の、こういう温泉地や、他にもいるんな地域資源があるわけです。

公害だけを学ぼうと思って行くと、よく勘違いする人がいるんです。本当は公害だけじゃなくて、地域にはもっと違う側面もいっぱいあるんだよ、公害というのは単なる一つの見方で、他にもいっぱい切り口というか、見方があるということを持ち帰ってもらいたいというのが、阿賀野川流域に住んでいる人たちが思っていることです。阿賀町の人たちだけでなく、他の土地の人たちもみんな言います。逆に言うと、地域の人たちの協力があって地域再生が成り立っているのですから、地域のそういう要望は大切です。そうしないと誰からの協力も得られない。

でも、そういう本音を、最初に会ったときに話してくれる人は一人もいない。じゃあ、どうしたら本音を聞き出せるのか。仲良くなるのは意外に難しい。だって、初対面の人と急に本音を話せないでしょ。ほとんどの人は、最初みんないい人のような感じでしゃべってくれるんだけど、本音は語ってくれません。だから、地域再生をやるには、まずは本音を引き出すにはどうしたらいいのか、というのがハードルなんです。そのあと、今度はその本音をどうやって取り込むか。地域の人の本音も含めると、地域再生は公害一色でなく、もう少し違うものに変化します。

でも、そういう本音を、最初に会ったときに話してくれる人は一人もいない。じゃあ、どうしたら本音を聞き出せるのか。仲良くなるのは意外に難しい。だって、初対面の人と急に本音を話せないでしょ。ほとんどの人は、最初みんないい人のような感じでしゃべってくれるんだけど、本音は語ってくれません。だから、地域再生をやるには、まずは本音を引き出すにはどうしたらいいのか、というのがハードルなんです。そのあと、今度はその本音をどうやって取り込むか。地域の人の本音も含めると、地域再生は公害一色でなく、もう少し違うものに変化します。

地域再生プロジェクトの始まりとあがのがわ環境学舎の紹介

昨日は、昭和電工、原因企業の工場が建設され、そのあと昭和30年代に有機化学が発展し、その陰で新潟水俣病が昭和40年代に表面化した、というところまでお話ししました。

その間に、環境汚染とか健康被害とか地域の絆の断絶とか…、それから公害とは別に、地域は過疎化で衰退していった。そういうなかで4、50年が経過した中で、新潟県では、2007（平成19）年に地域再生のプロジェクトが本格的に始まりました。

あがのがわ環境学舎は2011（平成23）年、阿賀野市に事務所を設置します。仕事は「阿賀野川流域における地域再生事業」を担当しています。新潟県が事業主体としてあって、そこから事業を委託されているという形です。そ

れ以外にも、民間の事業もやっているし、全然別のところから補助金をもらったり、様々なところから仕事を得ています。

ちなみに、何で阿賀野市に設立したか。わかりますか。

阿賀野市は、ちょうど阿賀野川が山から平野へと抜け出るところです。山と平野の境界線なんですよ。だから、ブラタモリ風にいうと（笑）、ここは土砂が扇状地で広がっていて、その大地を生かした産業がすごい発展しているところですよ。

事務所を構えるのは、実は五泉市でも良かったんです。阿賀町には、無料で事務所を提供するって言われたんですが、行かなかった。なぜ阿賀野市か五泉市に事務所を構えようとしたかと言うと、最初にグリーンツーリズムに取り組もうという構想があったからです。第三種旅行業というのがあって、一定条件のもと国内の募集型企画旅行を実施することができるのですが、事務所が設置されている自治体に隣接する自治体までを含めて旅行可能なエリアにできる旅行業の資格です。その考え方では、この阿賀野市に事務所を置くと阿賀野川流域の中心あたりなので、隣接する新潟市・五泉市・阿賀町など流域全体をカバーできるんです。そういう理屈です。設立当時、集まった人がそう考えた。でも、グリーンツーリズムはうまくいきませんでした。

グリーンツーリズムとは何かというと、ツーリズムは、観光、ツアーですね。グリーンは農林水産体験ってことなんです。農業体験とか、林業体験とか、そういった職業の体験、産業体験をやるツーリズムです。ドイツなどでは、B & B（※ベッド&ブレイクファスト：宿泊と朝食の提供が主で、比較的低価格で利用できる、ヨーロッパなどにある宿泊施設のこと）などを活用しながら展開されています。要は、そういう経緯や事情でここに事務所を構えて、地域再生の事業をやっているということです。

一般的な地域再生事業をやる理由

最初は公害の地域再生の事業だけを新潟県から受託してやっていましたが、途中から、仕事の半分は一般的な地域



再生（※いわゆる全国の中山間地域で取り組まれる地域活性化）にも取り組んでいくことにしました。なぜか。

まず、公害の地域再生をやるといって「みんな、公害の理解深めようよ」とやっても、誰一人見向きもしてくれない。もともと公害問題に関心を示している人にしか理解が進まない。「もっと公害への理解を示してよ」と一軒一軒回っても、怪しい人だと思われてしまいます。だから、公害地域の再生をやるには、まず、地域が受け容れてくれるコンセプトを決めようと考えました。それが「光と影」です。

公害の報道を見たこと、ありますか。新潟日報も山のように公害の報道をやりますが、その多くは影の部分でしか構成されていません。そうすると、地域の人たちは「まだ、こんなことやってるのか」と、みんな言うんですよ。「俺たちの地域で、こんなこと考えている人一人もいない。なんでこんな報道ばかり延々と繰り返すのか」と。

こういう影の部分ばかりに偏っていると、地域の誰からも支持を得られないのですが、光の部分を入れていくと、渋々みんな賛同してくれるんです。「光も入ってるんならいいだろう」と。例えば、阿賀町の工場のすぐ近くにすごく公害に批判的なおじいちゃんがいる、でも「じゃあ、俺は光の部分担当な」って言って、私たちの取組に参加してくれて。それでいいんですよ。それでも、関わってくれることがまずは重要なので、みんなといい意味で妥協しながらやっています。これが、あがのがわ環境学舎の取り組む、公害の地域再生です。

なんでこの一般的な地域再生を真剣にやらなければいけないのか。一言で言うと、この阿賀野川流域に新潟水俣病のことばかり考えて暮らす人はほとんどいないということです。被害者の人も含めて、ですよ。この阿賀野川流域で、新潟水俣病のことをずっと考えながら暮らしている人って、我々の事務所と、ふれあい館（新潟県立 環境と人間のふれあい館 - 新潟水俣病資料館 -）の職員ぐらいでしょう。公害だけやっているのは、普通に流域で暮らしている人たちとなんの接点も持てない。

我々が流域の人たちと何か「協働」して取り組みをしたい場合は、流域の人たちが日々考えていることに近づけないといけないわけです。流域の人たちが日々、困っていることとか、改善したいと思っていることに、私たちも本気

で参加するっていうこと。その上で、「だからあなたたちも、公害のことにいろいろと参加してくださいね」と説得しないとダメだっていうことで、本当に真剣に力入れています。

こういう考え方は、普通のお仕事にも通じていると思います。営業のお仕事とか。普通相手に言わないようなこと—例えば悩みとか困っていることとかを、うまく聞きだしていく。人の本音を探るとか。それとすごく似ているんですよ。こういう考え方を基にして、事業を一般的な地域再生にも展開しています。

いろんな地域の人たちと連携して、地域に事務所を構えていると、必然的に協力者が多くなります。「ご近所だから、一緒に取り組みませんか」などという感じで。

関西訴訟判決を受けた動き

私達の取り組んでいる地域再生のプロジェクトは、フィールドミュージアム事業、略してFM事業と言っています。正式名称は「阿賀野川流域地域フィールドミュージアム事業」で、これは新潟県がつけた正式名称です。おおもとは環境省の水俣病関連補助事業です。

それから、当初関わっていた委員の人が、阿賀野川流域を「え〜とこ（良いところ）だ」と言われる地域にするって言うので、これを言い出して、これが通称になってます。「阿賀野川え〜とこだプロジェクト」。個人的にはあんまり好きじゃないネーミングですけど、委員の人が「え〜とこ」が阿賀野川の方言だと勘違いしてつけてしまいました。

流域再生の背景ですが、一つは、水俣市で行われている「もやい直し」です。これは平成元年の前後に始まって、もう30年近く経っています。水俣市は新潟の大先輩なんで、新潟でも新潟版のもやい直しを始めたいよね、というのが前からあったんです。つまり地域再生の取り組みを行いたいと。

二つ目は、水俣病を巡る動きです。昭和40年代と、昭和50年代から平成にかけて、平成16年以降と簡単に分けてご説明します。昭和40年代は第一次訴訟、昭和50年代は二次訴訟。これが1982（昭和57）年から始まって、1995（平成7）年に政治解決で和解します。水俣も含めてほぼ全ての裁判が、一件を除いてここで和解する。そうすると、世間は盛り下がる。水俣病の動きはここで、ものすごく沈静化するんです。

ところが、そのたった一件残っていた訴訟—熊本の水俣病で関西に移住した人たちによる「関西訴訟」—は、2004（平成16）年に最高裁で、国の責任を認めるという判決が出た。これで、「やっぱり国に責任あるのだ」となって、動きがまた一気に加速し始める。これが水俣病全体の動きです。沈静化していたものが、2005（平成17）年から突如活発化し始める。それで、FM事業などいろんな補助事業が一気に立ち上げられて、動き出しました。

阿賀野川流域地域フィールドミュージアム事業

こうした背景で始まったのがFM事業です。2005（平成17）年度は、新潟水俣病の40周年の年だったんですが、当時県知事だった泉田裕彦さんが「ふるさとの環境づくり宣言」という方針を出します。これは「私たちの故郷を二度と汚さない」こと、それから「阿賀野川流域地域を地域再生していきましょう」ということを目標にしました。この宣言に基づいて、FM事業が本格的にスタートします。

2007（平成19）年に新潟版もやい直しを始めようということで本格的にスタートし、行政は、流域市町と地元の有識者といった人たちを集めて委員会をひらきます。有識者のお一人としては、例えば、旗野秀人さん（「新潟水俣病安田患者の会」事務局長）も入っていました。

FM事業が具体的に何に取り組んでいるかと言う前に、まず全体的な概要について説明すると、新潟水俣病地域福祉推進条例が制定された際に、新潟県の水俣病全体に関わる「課題の整理」が行われました。



社推進条例が制定された際に、新潟県の水俣病全体に関わる「課題の整理」が行われました。

まずは「福祉対策」。これは、県の生活衛生課が担当して、被害者の方の救済や医療・福祉対策事務が行われる。それから「教育・

啓発」としては、環境と人間のふれあい館が担当しています。最後に「地域再生」。この課題をFM事業で担当しましょう、という区分けがなされました。

このFM事業は、個別事業が複雑に組み合わさった集合体なんです。だから全体像を理解するのは大変なんですけど、簡単に言うと、基本の三事業と、その三事業を下で支えている土台の三事業と、大きく二つに分かれます。

表に出てくる基本の三事業である環境学習・イベント・情報発信というのは、日本全国津々浦々どこでもありますよね。FM事業の独自性は、この三つの事業を下支えている、表には見えない活動です。一つはロバダン（炉端談義）。二つ目は資料整理。最後は作品づくり。この三つで、この上の三事業を支えている。こういう構造になっています。

ロバダン（炉端談義）—大事なこと少人数で本音で話す



まずロバダンの紹介です。「ロバダン」とは、炉端談義を略して、ロバダンと言っています。「大事なこと少人数で本音で話す」。これがロバダンの出発点です。

これがどういう役目を果たすかということ、阿賀野川流域の人たちから本音を聞き出すってこと。本音を聞き出すと、人って仲良くなるんですよ。仲良くなると、いろんな情報を言ってもないのに教えてくれるんですよ。

炉端というのは囲炉裏端って言いますが、囲炉裏を囲めるのって、せいぜい10名くらいです。だから、炉端談義というのは、全部で10

名くらいで、くつろいで話れるような、そういう少人数の寄り合いのことです。10名くらいの人数じゃないと本音が話せない。20人が集まって、そこで本音って話しやすいですか？ なんか会議の場みたいになるでしょ。そりゃ、人前で話すのが得意な人は楽に話せるけど、そういうのがあまり得意じゃない人にとっては難しい。だから、どうやって本音話を話してもらいたいかということ話し合っ、このロバダンのスタイルにして、本音が出てきやすくなった、ということです。

流れとしては、FM事業などを通じて収集した昔の写真などの史料を見せる。そうすると、おじいちゃんやおばあちゃんはすぐに関心を示してきます。昔の写真などの歴史資料は大好き、みたいな感じで。そういう形でハートを掴む。しかもこれ、お茶菓子を必ず出すんです。この流域にもいろんなスイーツ屋さんがあるから、そういうところから調達してきて、お茶菓子でも食べながらいろんな話ませんかという環境の中で進めると、様々な昔の話や本音が出てくる、出てくる。そういう流れで、ロバダンはやっています。

例えば「実は私は流域に関するこんな宝物を持っているんです」と、自ら進んで見せてくれる人がいます。そうすると、今度は別の人も、自分が持っている資料をいっぱい見せてくれる。そうして、みんな資料の自慢をするわけです。それを我々は資料整備のためにお借りさせていただくことが多い。これが、先ほどお話しした、FM事業を下支えている活動の二つ目の資料整備につながります。

すると、阿賀野川流域の資料が山のように集まってきます。今度はこれを活かして作品にするんです。昨日、プログラムの最初に映像作品がありましたが、あれはこの資料整備を通じてで全部収集されて作ったものです。こういう収集の仕組みを通じて作られているんですよ。あの映像作品もなかなか興味深かったでしょ。

この「ロバダン」って名前も、委員の一人の先生が、「炉端談義って、なんか硬いよね。略してロバダンでいいんじゃないか」と言って、デザイナーが（炉端談義と関係のない）ロバをあしらったロゴマークまでつけちゃって。私個人としてはそういう軽いノリが嫌いで「そのロバじゃない」と思ったし、すごく反対だったんだけど、当時みんなそういうノリだったんです。また、こういう軽さやノリも、誰もが参加しやすい雰囲気づくりにつながったのかもしれない。

ロバダン！三原則

ロバダン！三原則というのがあります。まず、新潟水俣病のもやい直しが目的とはっきり伝える。それから、相手の言い分にはまずは耳を傾けて、（たとえ間違っている）言下に否定しない。最後に、共通の価値観を探る、共通の価値観を広げる。今これサラッとだけ言いましたが、例えばお仕事で営業をやっていく時などにも共通する、重要な

観点なんですね。

最初の原則として、新潟水俣病のもやい直しとしてやってるんですよって伝えないと、「公害のことなんて絶対聞わりたくなかった」「引き込もうとして、俺をだましただろ」って言われる可能性もありますから、この部分はロバダンをやる前に必ず伝えないといけない。

それから、2番目の原則の「相手の言い分に耳を傾ける」。例えば、阿賀町で「水俣病の本当の原因って、農薬水銀なんでしょ」と言う人は、実はいまだにいるんですよ。これを「あなた、違いますよね」とか「全然正しくないですよ」と否定すると、もうそこで関係が終わってしまう。だから、まずは全部一旦、聞きます。よく傾聴って言うじゃないですか。それでたとえ相手が間違った言い分をしていても、長く関係を続けて行く中で、「私ももしかしたら間違っていたかも」と気づいて言ってくれるようになる。本当に、手紙で伝えてくれた人もいます。だから、長く信頼関係を続けていくことが極めて重要なんです。

最後に「共通の価値観を探る」。これすごく難しいんです。一つの話はそんなに長く繋がらないから、次の相手に話をしてもらいやすくなるために、こちらからうまい質問しないとイケない。ナチュラルに、相手が違和感覚えなないように、話をどんどん引き出してつなげていくことが重要です。そうしないと、耳を傾けてもらえない。もう一つは、私たちは、聞いているフリをして、実は必死に相手と共通の価値観を探っているんです。例えば、この人と一緒に仕事できそうとか、この人この部分に興味持っているんだったら、その情報持ってる方とつなげよう、とか、そういう何らかの接点やつながれる価値観を見つけないと次に繋がらず、会う理由がなくなる。すると、そこで関係が途切れるから、共通点を見出してなるべく関係を繋いでいかないとイケない。

あとは最後に「話題はなんでもオッケーですよ」「これは新潟水俣病の事業ですけど、別に新潟水俣病のこと話さなくてもオッケーですよ」と最後に言ってあげる。そうすると、新潟水俣病のことを話したくない人でも参加してくれる。そういう人に限って、新潟水俣病の話を出してくれる人が多い。そういう興味深い点があります。

ロバダン！から事業をつくる

というわけで、水俣病の意見収集をしていって「ロバダン！を通して見えてきた様々な本音」をまとめました。これらは実際出てきた意見で、下流の方で出てきた意見、中流の方で出てきた意見、上流の方で出てきやすい意見というように分類しています。通常の公害学習の中では、あまりお目にかからない意見があると思います。地元の人たちが結構こう言う意見を出してくれるんです。これは（地域再生を進めようとする）私たちにとって、重要な「接点」になります。「あ、その切り口で事業をつくっていけばいいのか」と、事業全体のコンセプトにつながりうるんです。

上流では「影の側面に偏った報道が多すぎる、せめて光の側面も併せて伝えてほしい」という意見が出て、この発言は第二回目のロバダンで、原因工場の近くに住む地域の老人たちが語ったことです。私たちはこの発言を参考にして、FM事業は今後全て、「光と影」という観点から推進していこうという方針にしました。ロバダンは2012（平成24）年までの4年だけで120回、現在までに300回以上やっています。

資料整備として収集した写真の多くは、地元の人たちから提供していただきました。そうした昔の阿賀野川の様々な史料を使って、阿賀野川流域の人たちに訴求できる作品が作られる。ただし、史料の現物をいただいても責任をもって保管できないので、ほぼすべて持ち主に返しています。お返す前に、高細密に電子データ化して保存しています。データ化しているからこそ様々な作品にすぐ使いやすく、例えば流域の歴史を紹介するスライド資料などもをすぐにたくさんつくったりできます。そういう史料データを活用して作品づくりにいそしんでいる訳ですが、その中でもパネル巡回展は毎年開催していて、これまでに9作品出しています。特に、解説より写真をメインに始めた数年前から、非常に評判良くなっています。

若い人はあんまり興味ないかもしれないけど、50代以上の人だと昔



の写真や歴史にすごく関心を持つんですよ。パネル作品は大体40～50枚くらい。大きさはA1からB3くらいまでなので、結構迫力があります。もちろん、写真だけを見せていくんじゃなくて、様々な解説も加えてあります。じっくり見て深く学ぶこともできるけど、写真だけを見て気軽に楽しむこともできるという感じです。

それから、基本の3事業の方になりますが、イベント。地域再発見講座ということで、これまで20回くらい開催しています。鉄道だとか、船のイベントなので、水俣病がまったく関係ないと思われるかもしれませんが、しかし、重要なのはそこなんです。要は、地域再生のイベント

の場合、公害の要素を全体の二、三割に抑えた方が良く考えています。公害問題や運動にコミットする人は、イベント内容ががだいたい公害100%で占められるんですよ。そういうイベントに来る人たちは、地元の人が来る割合が少なく、最初から公害問題に深く関心のある人たちがおおぜい来ます。でも、地域再生って、公害にあまり関心をもってない人にこそ来てもらいたい。それで、公害の要素をイベント全体の二、三割に抑え、それ以外の要素を七、八割に増やしました。そうすると、ほぼほぼ地元の人参加するようになる。その中で、公害のことを結構伝えられたりするんですよ。そういう戦略でやっています。様々な取組は、そこに至るまでの導線をしく準備のようなものです。

まとめとしては、公害問題に特化していると多分、地元からの協力を得られにくくなるけど、公害を含む地域の歴史全体を視野に入ると急に多面的になって、地元の人受け入れやすくなるということだと思います。公害問題への関心が高い人は、被害と加害、支配と被支配、こういうふうな二項対立で問題を捉える人がすごく多いんですよ。こうした2項対立の枠組みで捉えると、これは専門的なようでいて実は非常に単純化された見方で、この阿賀野川流域に対する理解やイメージが狭い範囲の中で固定されてしまう。それを避けたいから、必ず多面的になるようにしています。多面的な枠組みの方が圧倒的に阿賀野川流域の人に受け入れやすいし、地元の人が地域に対する誇りとかも失わずに済むんです。

地域資源を掘り起こす

それから、公害の地域再生以外でやっていることを紹介します。

ロバダンをやっていると、水俣病の本音を聞ける以外に二つ、いいことがあります。一つは地域の宝物を発掘できる。



もう一つは、ネットワークが急速に拡大していくということです。流域で活躍する様々な人たちと、情報交換したりだとか、一緒に事業やったりしています。

例えば観光協会とか温泉組合の人たちと一緒に事業やイベントをやる。小田製陶所という地場産業の会社が、うちの事務所のすぐ近くにあるんだけど、蒸しかまどという製品を70年前まで作っていて、これを私たちに自慢しに来てくれたんです。この蒸しかまどは何かと言うと、炊飯器なんですね。高級寿司屋さんだと、ものすごく美味しいシャリを炊いています。実はこの蒸しかまどで炊いている場合が多い。これで炊くとすごく美味しいお米が炊けるんです。この小田製陶所が阿賀野川流域で唯一作っていたから、これをミニにしませんかと提案しましたところ、小田さんが努力されて製品化した。昔のままのサイズだと大きすぎて、燃料に木炭が必要になるから、家で炊けないんです。そこで、ミニサイズにしたところ、固形燃料で炊けるようになって、今は環境学習舎で販売サイトを作ってネットで売っています。小田製陶所の公式販売口という位置づけになります。そこまで売れている訳ではなく、今月は売れたのは4機くらいですが、4機でも一機5万円のものが4機で20万、それが一年続くとまあまあになりますよね。一気に5台とか買っ



てくれる人もいますし。過去には、小田製陶所さんと一緒に東急ハンズまで売り込みに行き、実際に扱ってもらっています。本気になって地域再生やるというのは、要は、一緒に東京のデパートまで売り込みに行くぐらいのことをするという事です。そうやると、みんなから「ああ本当に真剣なんだな」と感じてもらって、こちらにも協力してくれます。

あと、泥漬けというのがあるんですよ。これは安田瓦の職人さんたちが、瓦の原料の粘土に野菜を漬けて漬物にして食べる泥漬け。こんな珍しい食べ物、めちゃくちゃ商品になりそうじゃないですか。ただし、商品化に当たっては(食品衛生法上) 保健所の問題があって難しいんですが、今渡戸たちは泥漬けを漬ける粘土の方を売っていて、この間などは20個の注文が来ました。そんな感じで地域資源を掘り起こして商売ができるということを今、やっています。

次が「豪華な粗食」。阿賀野川流域をロバダンして回る中で、様々な料理を教えてもらったので、それらを一つのお膳の中につめたものをイベントごとに出していました。

最終的には、それらがツアープログラムへと形作られていきました。公害学習の「あがのがわ環境学習ツアー」には、鹿瀬工場の光と影の歴史をたどるプログラムだけではなく、被害者の人たちが現地で語るプログラムもあります。この被害者の人は船頭さんで、阿賀野川を眼の前にして語っていました。また、公害のプログラムだけではなくて、地場産業を体験できるプログラムもあります。阿賀野市で言えば、安田瓦のプログラム、小田製陶所のプログラム、それから酪農のプログラム。こんなふうに、阿賀野川を代表する地場産業の人たちとも仲良くなって、全部プログラム化していくと、非常に大人気のプログラムとなった。これ以外にもたくさんプログラムをつくっていて、鉱山、銅山のプログラムもつくっています。あとは阿賀町の自然体験のプログラムとかつくって、最終的にはそうした公害学習プログラムと産業・自然体験プログラムとを組み合わせ、阿賀野川流域の訪問者へ提供しています。

阿賀野川流域が公害だけの土地みたいなイメージになるのではなく、こうやって阿賀野川流域で自然体験、産業体験をする。そうすると、光と影を同時に体験できるから、阿賀野川流域に対して全く別の感想やイメージを持って帰ってくれるんです。それが我々、あがのがわ環境学舎が行っていることです。こうしたツアーも運営できるようになるために、あがのがわ環境学舎が設立されたんです。

光と影の歴史を伝えるプロジェクト

最後に最近の動向を紹介して終わります。昨日、皆さんから視察していただいた現在の工場の排水処理の取組を学ぶプログラムは、5、6年前から始まったんです。原因企業が一緒になってやってくれるって、他の公害地域ではあまりない事例だと思うんですが、それまで昭和電工さんは、私達の地域再生の動き観察されていたのではないかと思います。

それで、ここなら手を組めそうだ、一緒にやれそうだなどという事で、我々がお声がけた時にオーケーのお返事を出していただけたんだと考えています。このように、原因企業さんとも一緒になってお仕事ができる関係を築くということも、実はすごく重要だと思います。

もう一つが、今年度は阿賀町の教育委員会と一緒に、環境学舎が中心となって公害学習の補助金を獲得しまして、草倉銅山、鹿瀬ダム、鹿瀬工場といった近代化遺産の光と影の歴史を、小中学校向けの教材にするというプロジェクトが進行中です。これは、ステークホルダー同士でコンソーシアムを組んで実施することが条件となっていて、阿賀町教育委員会、阿賀町役場鹿瀬支所、環境学舎、昭和電工さんなども入っています。この6月には昭和電工さんからも会議に参加していただき、一緒に話して、意見を交わす、という感じです。

この新潟水俣病の経験を通じて、清らかな水を決して汚してはいけないという教訓を阿賀町では得たので、今は逆にものすごく清らかな阿賀町の水を活用して、すばらしい商品が作られているんだ、ということを感じています。そのうちの一つはお米です。阿賀町のお米は現在、バカ売れしているんですよ。どこも今は売り切れ状態で、かなり高い値段で取引されています。



それは阿賀町の山の方で作られているお米だから。山から流れてくる清水で作った米って、とっても美味しいんです。それが全部、阿賀野川にも流れ込んでいる。阿賀町の清水でこんなに素晴らしい商品が作られているというこの物語。

もう一つはお酒。日本酒も酒米が原料になりますし。仕込み水って阿賀町の大地を流れる伏流水で作っています。だから、日本酒もやっぱり決め手は水。麒麟山酒造さんなんかは森林整備をされていて、上流の森林を整備しないと良質な水は手に入らないからです。そうした事情から、こうした物語を埋め込んでくださってことで、私たちは教材を

作って、それまでの近代産業の光と影の歴史を伝えるというプロジェクトに取り組んでいます。

5. 新たなひろがり求めて

「関わり合うことを取り戻す活動」

旗野秀人さん、市川新美さん

「ギリギリのところが一番おもしろい」

波多野孝さん

旗野秀人さんは、阿賀野川の中流域である安田で「安田患者会」をつくって水俣病患者の掘り起こしと運動を行ってきました。水俣病を文化として発信するために、映画作製や絵本の作製などに携わってこれらのお話を、安田患者会の市川新美さんさんとの掛け合いで語っていただきました。

波多野孝さんは、京都の大学に行って地元・新潟の水俣病について学び、小学校の教員として新潟に戻ります。学校現場で新潟水俣病を教える基礎をつくり、新潟県の新潟水俣病指導資料集の作成を行われました。裁判の続く新潟水俣病を学校現場で教える苦労について語っていただきました。

関わり合うことを取り戻す活動

記録：田山志織、大内成美
編集校正：神長唯 近藤牧子
聞き取り場所：旗野住研
日付：2018年9月1日

【旗野秀人さん】

安田町で家業の建築業を行いながら、新潟水俣病の患者支援を行う。潜在患者の発掘運動や水俣病第2次訴訟原告団に加わり、新潟水俣病被害者の会安田支部となるが、独自の活動も並行して行う。映画『阿賀に生きる』の仕掛け人であり、水俣病問題は文化問題であるとして、ゆるやかなネットワークづくりを目指す。

【市川新美さん】 安田患者会に所属。



差別や偏見による村人の分断—嫌がらせを受けた切なさや悔しさ

旗野さん：まあ、差別や偏見がひどかったっていうけども、新美さんだって初めて裁判やったわけだけども、その裁判やり始めたら、なおさら差別偏見がひどくなったじゃない。

市川さん：そうよ。

旗野さん：「村の恥さらし」みたいに。

市川さん：そうそうそう。

旗野さん：そういうのを具体的にいうと、多分一つ二つ（目の訴訟）あたりの話になる。その裁判やった時の、要するに嫌がらせとか、うん。

市川さん：嫌がらせね。いやあ、金欲しさに、裁判やってるって言われたしね。まーだ金儲けにいぐんだがね、つらあで（面当て）みたいに言われたりね。

旗野さん：もう、もろですね。金、金儲けのためってね。金儲けのために行くってね、もろですね。よくほら、タメさんが、裁判行くにはみんなでバスをチャーターするんだけども、まともな道路歩けないから。

市川さん：まだ行くんだがねって言われっすけ。金儲けにまだ行くんだがねって言われっすけ、まともな道路歩がんにの。それで、田んぼ道歩いてたんどり（辿り）ついて、バスのいる時たんどりついたりしたもんだに。して、道路こう歩いてくると縁側からこういう風に伸びあがってみて（身を乗り出して除く様子）、あらまだ行くんだわって言うようにこうやって伸びあがって見て。我々小さなってこうして隠れて歩くようにしてるども、やっぱりそうゆう風に、ほら、なんとというかねえ、羨まし、なんていえばいろいろね、うーん、おら隠れて歩いたからに、うちの中からこうやって伸びあがって見てる人、バカにするって言えばいいが、なんて言えばいいがねえ。まあ、そのまんまですな、バカにしているっていうか、でその、貰われもしねのに、金なんかそんざや。

旗野さん：貰われもしねのに、勝たれるわけがないのに、そういうして一でで行ってるって。まあ、一口にして言えばバカにしている、それだね。

で、覗いて言ってる人も実は、みんな被害者なんです。みんな仲間なんです。

（思い出したように）これ、もうちょっと話を進んでからであれなんだけども、この前ほら、高野さんから言われたあれを、市川さんにまた確かめてくれて、また来たわけよ。

市川さん：またがね。

旗野さん：ほらこうやって（笑）（市川さんが活動に）非常に非協力的なんです。共闘会議の依頼の大事な話に。なんでそんなこと参加



なんですか？ 今頃になってって。

こうやって、これね、ちょっと覗いてほしいんだけど（地図を出して）、約 100 戸、千唐仁集落です。ほとんど色がついてくんです。で、真っ赤な印は認定患者 7 人しかいないんです。最初まだ大騒ぎになる前です。わかっていったとき（多くの方が病気の症状を発症したとき）に認定になった。それから新美さんたちが二次訴訟という事で動き始めたら今みたいなことで差別状況が生まれるんです。二次訴訟が終わってから、医療保障だけ特措法とか、その後いろんな手立てで訴訟が起きました。だから水俣病患者って種類いっぱいあるんだけど、何らかの患者ってことで印付けると、ほとんど埋まるんです。ほんでこっそりやっている人は、共闘会議での情報もないし我々も知らない人もまだあるんです。当たり前ですけども、ほとんどの人が魚食ってます。症状があるって言ったらまず、びっしり埋まるはずなんです。

ここがですね、村の真ん中の辻で、この交差点にムシ地蔵のご本様が祀られます。でここが、裁判に行く集合場所なんです。メイン道路なんですよ。ところが今の新美さんのお話のように、ここを通れないからあぜ道の遠回りを通ったりとか裏道を通ったり、そうやって裁判に参加したんです。それでもみんな覗いてって、金儲けに行くんだかねって言ったのですが、そのくせ、こそこそと嫌味を言った人たちが、実はこっそりその後、医療手帳をもらってたりするっていう、そういう現実です。さっき新美さんの話で出てたんですけどもね。

市川さん：そうやって嫌味いってた人も我々と同時に金貰てるがね。そして、まじめにやってきた人、ばかばかしいわね。やっぱり人をほら、バカにしたりして、されて、同じね。金貰ったりしてんだよ。くやしい、ってところもあるわね。んだとも、同じ村の中にいて、そうゆう風にくら差別されていても今こうして金もろうていれば、同じ五分だね。それだがね。んー、おうた時は（会った時は）優しく接するよか他ないよね。今はしてもよっこんど、ほら、通り過んごしても言葉の駆け引きはあるようになったし、ほだな。ほんで、こう通っていくとこんだたてねえ。ちらちら増えて。

水俣の裁判やったでしょ？ なんか伝染病みたいに思われたのね。そこの家行ぐな、なんか言われて。でもさ子どもほど、言うだもんだね。

別に病ずら移らねえ、ねえ（苦笑）。

旗野さん：あの、（当時から）ずいぶん時間がたったから、まだこうやって穏やかに話できるような時間の積み重ねがあったと思うんだけど、やっぱり当時の気持ちといたら、ほんとについてこの前までは仲間だったのに、この事件の裁判が始まったとたんに、さっき新美さんがおっしゃったような状況が生まれてくるって言うかね。どれほどやっぱり切なかったか。言葉の暴力だけじゃなくてね、もうその、表情っていうか、「ぷんっ」と反対のほう向いたりとかね、それはもう本当に辛かったと思いますね。裁判が終わったら、一応和解っていう事で一時金 260 万くらいとかももらった途端に、ますます、「ほら、あの人なんかあんな元気なのに」みたいなね。

市川さん：「なに水俣なろうば」って陰口きかれてね・・・ってゆうたのも、結局は最後にね、（お金を）同時に貰ってるんだもんね。

旗野さん：ああ、それがさっきの悔しいっていう気持ちもね。それは本当に当事者っていうか、切ない思いをした裏返しとして、悔しいって気持ちは正直な気持ちなんじゃないかなと思うんですね。

で、つついこの前もですね、共闘会議からですね、もう一回その再調査みたいなことで、この地図を見て確認してくれと依頼されました。で新美さんは「ほんな裁判終わって何十年もたつのに、何のためにこんなことやるんだね！」っていうから「新美さんそうじゃないんだよ、患者さん方が切ない思いして闘ってきた、運動してきた成果で、その後みんなこうやって救われてるんだよ。だから、悔しい思いもしたかもしんないけども、その成果がこの地図なんだよ」って言ったの。したら、「ああそうかね」みたいなことで。

なんていうんでしょうかね。辛い思いをして、一定の成果もあったっていうのも知ってるんだけど、やっぱり本当に辛い思いをしてきた人たちにとってはなかなか我々支援者みたいなレベルのように、正しい運動みたいなことで割り切れないのね。日々そこで暮らしてるわけですから。

お地蔵さん建てたときもほら、お祝い事だからとみなさんカンパ集めてたってときにも同じような話が出たってありましたよね。

市川さん：カンパ貰いに行ったら、「おめさん方、このカンパもろうて温泉いぐんだがね」言われたよね。そういうわけでもないのにね、そういうこと言われでは嫌だゆうて、もらった金をみんなけえしたんね（返した）。

旗野さん：ようするに、裁判終わってもなかなか、認定患者として1000万貰ったり、裁判やって和解して260万貰ったり、まだ申請すらできない人とか、もうほんとにいろんな水俣病患者がいるわけですよね。で、昔みたいに仲良くするためにはどうしたらいいかってことで一つお地藏さんの話が生まれてくるわけです。お地藏さんの話もね、注射一本打って治る、みたいな話じゃないんだけど。

人々の溝を橋渡すお地藏さんの建立—関わり合うことを取り戻して

旗野さん：4月24日のお地藏さん祭りのときにお坊さん呼んで魂入れのお経を読んでもらって、めでたく建ちました。念仏講の人たちはね、団子あげたり花あげたり、もう嬉しいもんだから、誰も反対なんてできない雰囲気になりました。

それでめでたく建って、お祝いの会、披露宴会やるときに区長さんが「今日は村のお祝い事だから」と、外部の人が使うときは500円だったかな？ 使用料があるのですが、それは「今回はいりません」って言ってくれたの。ほんでみんなもびっくりしました。私もびっくりしたんですけどね。

今まで患者の会は、村の人たちが中心になってやってるんだけど、外部の人間扱いで有料になってたの。それがお地藏さんのおかげで、「今回はいいですよ」と言ってくれたんです。今回ってというのはそれを機会にしてその後ずっと無料になったんです。

要するに、大きな建前論の運動の、裁判の成果みたいな事じゃなくて、村の人たちにとってはこのお地藏さんを建てたってことがね、良い話も悪い話も起きるんだけど、何よりも、やっぱり認められたっていいですか。この申請運動から始まって二次訴訟やって和解やって、その後もお地藏さん建てたりすることが、ようやく村の人たちに認められた、ってのがそのお地藏さんがきっかけかなあというか。事の評価というようにとても大事な話だなあということ。みんな地藏さんは大事にしてくれてるよね。

市川さん：そうだね。

旗野さん：賽銭のあがりは少なくなったけど(笑)。でも意外とあがってるんだよね。

市川さん：はじめのころはね。

旗野さん：ま、でもほら、Bさん。念仏講の、もう亡くなったけども。そのBさんがいつもお地藏さんの世話をしてくれていたんです。でも、Bさんも裁判に参加しませんでした。でもこっそり申請はしたかな？ 俺問診はした覚えあるんだわ。だからこっそり貰ってたんだらうね。裁判は出なくてもね。詳しい事情は分かんないけども、とにかくね、自死したんですね。その後。

市川さん：(賠償金を)もろだ、嫁さんがもろだっていったな。かあちゃんね、今のばあちゃんね。

旗野さん：はいはいはい。だから、そのずっとお地藏さんを大事にしていたBさんっておばあさんが亡くなって、だれが世話してくれるんだらうって思ったら、こうやってね、昔ながらのミノ笠まで編んでくれる人はいなくなったけどもね、ハンガーストライキ起こしてくれたばあちゃんは、ちゃんと冬になるとね、子どものジャンパー着せたりとか帽子かぶせたりとかね。そういうのは繋がっていきっていくか。それはそれでありがたいことだなあと。

市川さん：とちをなれば、今の若母ちゃん死んだトシさんの奥さん。ほら、なんて彼岸とかお盆とかになると、お皿にお供えもんあげてくれたり。

旗野さん：最初はBさんも反対したんだけどね、もう、絵本できたり、そのお地藏さんのおかげで(小学校)5年生の公害授業で、お地藏さんの紙芝居を読んだりとかやって、要するに美談になるわけでしょ。だから彼は、そのおかげっていうわけでもないけど、いつも(選挙で)トップ当選なんですよ。まあ、一番の理由は農業やってる人の票なんだよね。昔からのおじいさんの代もさかのぼってね。

市川さん：そうそう。

旗野さん：そういうお家なんだけども、でも一時反対した人たちがもう反対できないような状況が生まれている。だから逆に礼を言われたりっていうかな、まあ、あの毎年時期になると水俣の甘夏ミカンをお供えすると同時に、市川さんのショバ代として、ちょっと届けたりするんですけど。やっぱりそういう関係っていうかね、大事っていうか。

東京で出会った新瀧水俣病問題—映画を作るきっかけ

旗野さん：かなり個人的な話になります。1971(昭和46)年に初めて(熊本水俣病患者の)川本輝夫さんと会う

んですが、私は21歳でした。で、家出をするつもりで三里塚に行こうとしたんです。当時、1971（昭和46）年というと、三里塚の成田空港の闘争の真ただ中、一番闘争の激しい頃で、それで、いてもたってもいられなくて、こんなところで大工やってる場合じゃないって思ったんです。21歳ですから、で、書置きして出ていきました。

東京駅に降りたら、たまたま川本輝夫さんたちが、初めて（チッソの）東京本社交渉に出てきたところでした。71年の暮れで、社長に面会を求めただけけれども、会ってくれないわけです。で、まさか彼らがそんな一年半も本社前に座り込んでいるとは思わなかったただけけれども、もうとんでもない事態になっていて。たまたまそこに出くわしたんですね。その話すると長くなるんで端折ってしゃべるんですが、旗野は、本当は三里塚行こうとしたんだけど、その前段でなんか怪しげな集団に出会ってしまって、上野英信や、原田奈翁雄だったかな、当時雑誌『展望』（筑摩書房、1978年終刊）の編集長で、この2人が患者さん支援の一週間ハンガーストライキをやったの。で、なんだか事態はわからないけれどもそこに座らせてもらったら、まあ、色々な人の話とか状況を知ることができました。71年9月に新潟水俣病の一次訴訟の判決が出たんです。四大公害裁判の先駆的な判決でした。それまで農業原因説で、昭和電工は（自社の責任を）認めなかったんです。それを初めて認めたので画期的だったのですが、旗野にとってはなんかよそ事だったんです。

というのは（旗野さんの地元である）、中流域の安田からは患者さんは出てなかったんです。あくまでも下流の「農業説」で争われてたから、行政は実は逃げてたんですね。ただ、係争中ってことで公表してなかった。で、ハンガーストライキを一緒にしていた川本さんに、「あんた、こんなとこ来てる場合じゃないでしょう」みたいなことを言われて、「安田はどうなってんですか」って言われたけども、答えることができなかったんです。まったく知らなかった。まあそういうわれればそうだなあってことで、一週間くらい経ったし、嫌な大工のことも心配になって地元に戻りました。

映画『阿賀に生きる』づくりの経緯—宝もんの患者さん話を伝えたくて

旗野さん：戻ってきた72年の1月、まさにタイミングが良すぎて、町からも認定患者が出るんです。千唐仁の7人です。72年ですぐに認定になった人も入っていますが。ビックリしてああ、やっぱりうちの町にも患者はいたんだなってことで、地元をまわり始めるのがきっかけですね。それがきっかけなんだけど、どっかで石牟礼道子さんの『苦海浄土—わが水俣病』（講談社、1969年）を読んだりとか、土元典昭さんの記録映画「水俣—患者さんとその世界」（1969年制作）ももう観てたりして、頭の中ではそういう重症な患者さん、胎児性患者さんのイメージをもって接したんです。ところが、目の前にいる患者さん方が全然、（市川さんの肩に手を掛けて）こんな（水俣病患者に見えない）普通の「ニセ患者」（笑）なわけです。で、最初に訪ねたのがここんちの真向かいの市川キヨミさんっていうお宅なんだけれども、ばあちゃんに話を聞きたいと言ったら断られました。水俣の話なんかできるわけないって言われて。ボランティアの気持ちで行ったのに、断られたことすごくショックで。でも「まあ、普通のお茶飲み話なら来なさい」って言ってくれました。ほんとは優しいおばあちゃんでした。で、そこから運動のきっかけができて、新美さんとか向かいのうちのばあちゃんに声かけられて仲間になりました。まあ、その辺の話はまた本人に語ってもらいます。

で、映画の話です。本人申請制度が患者さんにとっての壁になっているっていう辺りから、申請をする運動を10年くらいやるんです。棄却になって、（熊本水俣病の）川本さんたちのような行政不服審査請求を地元でも真似しようとするんだけど、そのなかで言われる言葉が、いわゆる専門家の、何て言うんですかねえ、いかげんさ。「高



度な学識と豊かな経験を軸にしてあなたは水俣病ではない、と判断しました」みたいな、とんでもない言い方なんです。新美さんも「なんで？」ってなるわけです。でも、「隣のばあちゃんは認定になっているのに、なんで私は認定にならないの？」っていう素朴な疑問に誰も答えられないんですよ。それが、〈勝ち目のない無駄な〉って言われてた申請運動です。行政不服（審査請求・訴訟）が20年くらいあるんですよ。

その時に私が、目の前の患者さんと付き合ってるとき思ったのは、なんで新潟は、石牟礼（道子）さんのような、あるいは桑原史成のよ

うな、ユージン（・スミス）のような、いわゆるそういう表現者がいないんだろうということでした。四大公害裁判のような、そういう運動への評価は高いけれども、要するに私が直に接する宝もん話。「阿賀に生きる」観てくださってるかはわからないけれども、こういう水俣病患者、原告番号何番、患者さん A、B、C じゃなくて「市川新美」っていう、患者さん以前のお人柄の大事な話とか、豊かな話とか面白い話ってのが水俣病であるかどうかって言おうとすると、ほとんどみんなね、抜け落ちるんですよ。で、もったいなくて、やっぱり患者さんの宝もん話をどう伝えるかっていうのは運動のスタイルではないんだな、って思ったんです。やっぱり、この宝もん話をまず残そうっていうのが、今回 35 年ぶりで聞き書き集『あがの岸辺にて』の復刻版ができました。今回の編集長は小林知華子さん（冥土連）なんですけれどもね。1981（昭和 56）年、裁判をやる一年前ですね。当時、ガリ版刷りで聞き書き集から作り始めたんです。復刻版は千円で売ってます（笑）。だんだんね、売れない品物をただで人にあげて、ではなくてちゃんとビジネスしてるんです（笑）。これが文化活動のきっかけです。要するに、宝もん話を、阿賀野川の上流、中流、下流のそれぞれの生活者の話を聞き取ろうということです。

忘れもしないけれども、82 年に裁判が始まることになると、マスコミも動くわけです。私もインタビュー受けましたが、「いよいよ裁判ですね」と言われても、正直いうと裁判なんてもう行政不服を 10 年も 20 年もやったらうんざりで、「私は裁判が終わったときのことをこれから準備したい」って答えたら、「え？いや、そうじゃなくて裁判に臨む一言を」って言われたけど、「いやあ、みんなやりたがってるから仕方ないっていうか」と答えましたが当然、カットされました。裁判終わったあとのことを準備したい、というのが 82 年ですね。

2 年後に、佐藤真監督がたまたま「無辜なる海」（1983 年制作）という熊本水俣病患者のドキュメンタリー映画の上映運動に来るんです。向こうの友人からとりあえず新潟行ったら旗野を訪ねろと言われたそうです。そしたらタダで酒飲ましてくるしタダで泊めてくれるからと言われて来たんです。もう嬉しくて、初めて会ったその日から二人で一升瓶 2 本くらい空にして、語り明かしましたよ。要するに、飛んで火に入る夏の虫で。まあ、私にとってはなんでもよかったです。写真家であろうと、文章家であろうと、映画家であろうと。それがたまたま映画監督である佐藤真が、飛んで火に入る夏の虫でやってきたからあの映画の世界の話をし始めたんです。「まあ実はね、みんな表現者は水俣に行っちゃうけども、新潟にもね、実はあるんだよ。こんな話こんな話…」ということで彼を連れ回して、84 年から 92 年の完成まで、よく佐藤監督もここに通ってくれました。

89 年で阿賀の家を、二次訴訟の原告の方の家なのですが「三川は雪が深いところだから、もう 90 近くてそこでは暮らせないから、旗野さん映画を作る話だけれども、よかったら使って」って言ってくれたんです。もうね、話がね、どんどん良い周り方し始めましたね。で、阿賀の家をそこで借りて、3 年間住み込んで、みんな素人の集団なのにできたらすごい賞をいっぱいもらいました。映画制作に 4,000 万かかったのですが、ちょうどバブルだったから、一口一万円のカンパで 3,000 万集まりました。ところが 1,000 万借金があったんです。それが、なんとかなんとかっていう映画祭で 1,000 万もらって、全部返せて、赤字なしの映画を初めて作ったんです。しかもいろんな外国の賞をもらったり、ドキュメンタリーで劇場全国上映ってのも多分、初めてだった。ちょっと余計な話もできましたけれども、自慢したいわけです。（映画をつくるきっかけについて、は）良い質問でした（一同笑）。

“知らないうちに”安田患者の会メンバーに（市川新美さん）

旗野さん：「安田患者の会」に誘われた時、なんの集まりかわからなかったけれども、呼ばれたから行って見た、みたいな始まりだったじゃない？ 不本意ながら。その辺りの、だまかさった（騙されて入会された）話からしたらどう？（笑）

市川さん：おれもあの頃、体が弱かったんだよね。胃潰瘍やっててね。で、ちょこちょこ会社休んでたんだよ。したら前の家のばあちゃんがさ、おれんところに面白い話、明日、友達もいっぺー来てるすけ、きてみなせえって、夜、呼ばれたの。行って見たところ、男の人ばっか。旗野さんもいたんだっけか。旗野さんと皆川和男に、それから権瓶晴雄と、市川丈夫もいたんだろうかね。それからあとは当時の会長の鈴木勇さんもいた。で、なにがなんだか。別になに、なんの話もないのに。他の人しゃべってたのをちゃーんと聞いてるくらいのもんで。なんの話もない。そんなにいいかげん 30 分以上、こんで一時間位経ったろうかねえ。板倉吉栄さんが面白い話笑って話してて、別になんの話もねえで帰ろうわと思って。なんで呼ばれたかわからない。

旗野さん：それはもう入会した、ってことなんです。

市川さん：それが入会か。おれ一度も入会したとも、入るとも言ってない。

旗野さん：巧妙な手口なんです（笑）。

市川さん：入るとも、仲間してくれだともなんも言ってないのに。お茶だけはもろうたけどもね。それから今度はちょこちょこ、こっち来てくんなせえ、あそこも行ってくんなせえて、はじまったがね。新潟行ってくれだの、何だかんだってことが。変だなあとと思ってたね。なんでおれそんな頑張んねえとならないのって思った。ところが、それが水俣（病の患者会としての活動）だったんだねえ、今になってみると。入ったおぼえもないのに、水俣患者にもなってないのに（一同笑）。

旗野さん：入った覚えもないのに、何十年も40年もやって、原告にまでなってるんだもんね。それは巧妙なだまし口ですよ（笑）。でも、新美さんは、地元で集団検診をやるかいつていうかさ、大和の集落センターか下越病院ルートで申請はしたわけですよね？

市川さん：そう。下越病院にも行ったし、齋藤（恒）先生のところにも行った。最初の診断は下越病院の富樫（昭次）先生、90歳になった先生。それからしばらくしてから齋藤先生のところ。

旗野さん：多分、齋藤先生は行政不服がらみで診てもらったとこ。申請の診断書は富樫先生が出してると思う。でも富樫先生で診断書が出なくて齋藤先生のところに回った可能性もある。申請の診断書ってどっちなんだかな。齋藤先生だった、診断書を書いたお医者さん？

市川さん：齋藤先生だったろうかねえ。

旗野さん：微妙に、富樫先生も「ミニ（認定）審査会」になっちゃってから「感覚障害だけだとダメだ」みたいなことでね。120人の半分くらいしか申請できなかつたはず。結構厳しかった。そこから落ちた人をまた選択するのでもた回ったりして。かなり申請はしたんですけどね。

新美さんと構築した「冗談が言える関係」

旗野さん：新美さん、あっちこっちの大学を回って講演までする人が、こんな正直にしゃべっていいなんて言ったら！

市川さん：はじめはそうだったけども（大爆笑）。さて、「なにか語りね。なんか言いね」って言われてっけども、自分が実際やったこと、触ったことしか言えねえわけでしょ。話を作ってなんか話せねえ、おらみたいなバカはねえ（アハハ）。

旗野さん：バカがいいんです。みんな利口なふりはしてるけどさ。新美さんはホンモノのバカ（笑）。かれこれ40年も付き合ってるんだけども、こういう（冗談を言い合える）関係がやと築けるようになってきた。要するに、正直に「嫌だ」と言えるわけです。今回（のヒアリング）もですね、（新美さんが）「旗野さん、勝手に引き受けたんだから、あんた一人でやりなさい」なんて平気で言うんですよ。でも俺は、絶対最後は来てもらえるなあっていう確信っていうか。長い付き合いで、意外と今回は来てもらえそうだなっていうのはあるんです。

実は新美さん、この事務所に来るのは初めてなわけですよ。終わってしまえばいい話に展開するんです。だって、はなっから新美さんが「一人でやれ」って言ったのそのまま受け取ったらさ、（患者さんへのヒアリングを依頼してきた）あおぞら財団に「今回だめみたいだわ」って断らないといけないわけです。まあ、でも正直に「新美さんは来ないって言ってるけども、多分来てくれると思う。ただ、当日のお天気と一緒に、なかなか読めないところはある。でも、来てくれそう」みたいなお返事になるわけです。そういう話が良いんであって。この、だましあいが好きなんですよね。当日までハラハラで。

新潟大学で講演した「宝もん話」

旗野さん：最高なのはほら、新潟大学の何百人も入るマンモス講堂にだまして連れてった話です。

市川さん：本当にあの時はショックだった（一同爆笑）。ショックっていうかさ、足がガタガタガタガタ。机の足んどこに自分の足が当たって、なんでこのボトル揺さぶれんだろうって思って自分の足あがってしょうもねえ。これが揺さぶれてんのかと思って。



旗野さん：最初に出た板倉ハツミさん、今はもう寝たきりだけど、あの頃はまだしっかりしていて、先輩でもあるし、とても頼りにしていたんです。新潟大学の講演の前に、新潟市の保健師さんが、わざわざ新美さんのとこに来たいと言ったんです。要するに、事前に挨拶に連れて行って。そんな挨拶になんて来るとなおさら話が面倒になると私は思いました。でも、来たんだよね。その保健師さんも心配で、事前に説得に行きたいわけです。任せとけて言ってさあ。お茶飲み話1時間もしたのに全然本題に入らない。で、保健師さんが「そろそろ旗野さん時間なんだけれども、ほら、本題」（旗野さん）「いや、大丈夫だよ。もうバッチンだよ。こうやってお茶のみ話一時間もしたんだからバッチン。帰ろう」っていったら、「いやー、せめて少くらしい話しとかなないと心配でしょうがない」と。そこで（新美さんが）「で、なんだね？」とか言って。（旗野さん）「いや、この前とおんなじでさあ。大学に5、6人集まって、ステージの上で今日みたいにこたつかけてもらってさあ、お茶のみながら話すようなまあ、こじんまりした会で…」とか嘘を言って。本当は5～600人のマンモス講堂。

市川さん：しゃべろって言われたってしゃべられるもんでもない。そげな人の前出たことねえ。井戸の中の蛙でしょうもねえべさ。

旗野さん：会場の講堂のドア開けたんですよ。ドア開けたら、もう階段状で、「うわあ」って言って、そこから動かないわけ。まず二人、「騙したなあ」って。もうここまできたら覚悟しなさいってんで、それを無理矢理背中を押して押して。もう、壇上にはみんな揃ってたんです。ちょうどね、水俣からも胎児性の患者さんが来たりして。新潟の患者代表として、新美さんとIさんと二人は。ほんでなんか、まあ、ステージに上がったんですよ。もう、二人してガタガタガタ。「だましたな、だましたな」って。で、仕方ないから開き直って、最初、水俣のNさんたちがしゃべったの。そしたらね、やっぱり会場で泣いて聞く人もいますよ。とても辛い話だと。それで、「では次、新潟の」ってなったけど、全然二人とも震えが止まれないわけです。ずーっと震えてんの。仕方ないから私が先に、「すいません。今日は二人を騙して連れてきました。まだ震えてます。ひょっとすると二人はしゃべってくれないかもしれません。仕方ない。これも現実なので、二人がしゃべらなかつたら私が代わりにしゃべるしかありません。もう腹をくくってきました。でも、せっかくだから、ちょっとだけマイクふってみますね」と言って渡しました。それでもう仕方ない。新美さんも「嫌だ、嫌だ」言ったけど、「新美さん、ほらほら、例のあの、ほら孫のカレーライスの話、あれほんとに俺好きなんだけどさ、あの話ちょこっとしてほしいんだよね」と頼んだら、新美さんが「あんな話でいいんだかね」と言ったんです。お、これ、しゃべってくれそうだなって思いました（笑）。

これいい話だから本人から直接、今から聞きましょう。特別スペシャル、あの話です。

市川さん：孫ねえ。4年生くらいだったろうかねえ、いっちゃん下の子ねえ。そこそこ薄暗くなって帰ってきて、寒い頃だった。寒い秋先の、うっすら雪の降る頃だったわね。「ただいまー」って帰ってきたから、ああ、「おかえりー」ってそれで、「あ、ばあちゃんカレー？ 僕はカレー、大好きなの！」「おお、お前カレー大好きだすけ、作ってたよ。」ってそこまでは良い話だけどね。ふふふ。ところが、「肉ちょっと足らなかつたから、ばあちゃんが指削いで、肉いれて、おいしいよー」って言ったの。したっけショックだったんだね。ふふふ。何、そんなときね、この指ね、大根を削ったら、手まで削ったからカットバン貼ってちょうどそれで、ぴったりになったさね。

旗野さん：そのときも実はね、カットバンいくつかしてたの。要するに感覚障害だから、よく指を切るんだって。それを冗談っていうか、キツイ冗談で、〈肉足りないから、指をカレーにいれた〉って。孫もビックリするわけでしょ。

市川さん：孫にそげな感覚障害あるなんてことわからねえでしょうよ。4年生だったしね。

旗野さん：それで夕方、食べるときになったら、両親に怒られたたんでしょ？その話。

市川さん：それで、夕飯できて、テーブルにみんな座ってね、みんな（皿を）空け始めたの、その子にも盛ってあげたけど、箸そこへおいて、ちゃんと一人で、ひとさじとも食べなくてさ、いつになってもこんなしてるからそれを見かねて、「お前どうしたんだ。どっか悪いのか」って親が聞いたら、「あのね、このカレーね、ばあちゃんがね、肉が足らなかつたから、ばあちゃんが指削いで入れたの、そんなの僕、食べられねえ！」って。したら、親がさ「ばあちゃん、冗談もほどほどにしてくれ」って。子どもも本気になって。それで親が子どもに「それは、ばあちゃんの冗談だよ」って。「全然ばあちゃんの指は入ってないんだよ」って説明したらたら、今度は食った、食った。こんなおかわりした。っていう、その話をしたんね。そしたら、みんなが会場中がわあーって大笑いだったんです。

旗野さん：いやだからね、これは実はとってもいい話で、そのまんまさらけ出したわけです。それでみんなも、会場もね、胎児性患者さんの話を聞いて泣いたりしてる人たちがみんなどっと笑うわけよ。でね、私がおのあとでフォ

ローして。実はね、今も新美さんカットバンしてるけども、新潟は感覚障害だけで認めるかどうかの話で、簡単にいうと「軽い」と言われてる。いつも、ずーっと水俣は重くて、新潟は軽いと、いろんな場面でいつもそう言われてる。でもね、そういうことなんだよ。だから、笑ってもらっていいんだけども、新美さんはそういう状態でも必ず若手が共働きしてるから、自分はその、市川家のちゃんと生活の要として、そういう炊事・洗濯っていうかな、自分でできることはちゃんとリハビリも兼ねてやってる。まさに身を削ってやってるわけですよ、本当に。だから、あの、見えづらいついていうか、そういう話を聞かないと、見落とすついでいうか。

あるがままの、その時の、今の関係の大切さ―「患者さんにどうなって欲しいか？」という問いを受けて」

旗野さん：(患者さんたちにはどうなって欲しいとか) 特には望んでません。望むとがっかりするだろうし。そういうことじゃないような気がするんですよ。例えば、今日(のヒアリング)も、皆さんにどういう勉強してほしいとかはなく、オールマイティーに、なんでも良いわけです。この場を設けられて良かったなって。で、新美さんも来てくれたことが良かったなって。ちかちゃんも、服部さん(冥土連)も来てくれた。あとで、二人の話も聞いてほしいんだけども。

例えば、「阿賀に生きる」という映画も、「水俣病」という言葉を使わないで、水俣病の映画を作りたかったのです。要するに、水俣病について言いたいんだけども、水俣病と言えば言おうとするほど、私が思っている世界から外れていくんですよ。伝わらなくなっちゃう。はなっから何かたてると、余計外れていくような気がするんです。それよりも、ハプニングが良いじゃないですか。先程のように、こちらが質問、質問って何度も催促して、ようやく手が挙がったら「トイレにいきたいです」なんて(一同笑)。こういう展開が好きだし、さっきの新美さんの話もそうですが、とても良い話なんです。でも、当日までハラハラドキドキですよ、旗野だって。もうすごいしかけになってんのに。新潟市の、新潟大学の企画とってお堅い大々的なものでも、終わってみたら最高に良い話で、何十年も経っても新美さん、あの話、あの話ってなります。でもそれは、なんだろう、どっかでそういうことにやっと俺も気がついて、新美さんもそういう風に接してくれるようになった。それが無駄な40年じゃなくて、正直な関係っていうかな、わがままな関係を築けた。これは、医者と弁護士、支援者みたいな関係ではあり得ないわけですよ。どっかで世話になってる、という負い目をいつも感じてる。いや、そういったって、いつもは(新美さんと)五分五分ってわけではないですよ。大先輩であるしね。でも俺ができて、新美さんができないこともあるし、逆もある。

だから、「患者さんたちにどうなって欲しいと思っているか？」は、とても良い質問なんだけども、俺はまあ、結局は水俣病を言いたいのかも知らない。それをこう、洗いざらいついていうかね。今まで俺がやってきたことや感じたことを全部とにかくなるべく提供して、あとはお好きなように。どのようにでも、煮て食おうが焼いて食おうが。どちらかという焼いた魚がいいかなー、できたらトゲがないほうがいいかなーとか。いや、強いて言えばそういう話になって(笑)。

いいかげんな答えになってるかもしれませんが、水俣病事件というのは、すごく幅が広がっているか、懐が深いっていうか、尽きないっていうか。すべてに関わっているような気がするんですよ。だからこそ、「なんとかツアー」みたいにスローガンがあると、それに囚われてしまう。それぞれの専門という切り口からでいいのかもしれないけど、受ける私としてはなんでもいいもんだから、もうそれこそ次の映画を撮りたいという人も現れたりとかね、なんでもいいわけです。

小林さんと服部さんが冥土連にかかわるきっかけ

小林さん：先ほどから話に出ている下越病院の事務職員です。でも、あまりそれは関係がなくて、もともと社会福祉の勉強を大学でして、その時にハンセン病問題と出会って勉強していました。自分の地元新潟を思った時、新潟水俣病の人たちも辛い状況だよなということで、勉強ををはじめました。そこで旗野さんに出会ったというか一方的に知ったのですけど。

社会福祉みたいな観点から見ると、旗野さんがおっしゃっていたように、テーマというか狭い範囲の中でしか勉強できないっていうか、関われないっていうか。よくないことだから、これを次に、別の人に広めていこうと啓発活動みたいなことをして、また起こらないようにしましょうという活動が、実はすごい枠組みの中にあるといえますか。

それこそ、旗野と同じで、ハンセン病の元患者さんと出会っているときに、すごい魅力的な人たちが大勢いるのに、

その人たちのことがあんまり伝わらないというか。特別な、とても切ない、悲しい思いをした人たちだとか言われて、(個々人が) 魅力的であることが全然伝わっていかないのを疑問に思っていました。その中で旗野さんが広めてくれたことを知って、新潟の「阿賀に生きる」の人たちとか『阿賀の岸辺にて』の中に出てくる人たちを知って、こういうやり方、そういう関わり方っていうのがすごいしくりました。それまでは、ただ自分で勉強してるだけだったのですが、そうじゃなくて、旗野さんのそばで、水俣病に関わっていきたいと思いました。そしたら新美さんとかも仲良くしてくださるので今は楽しくて、一緒にいさせてもらってる感じです。

旗野さん:ハンセン病への関わりがきっかけだったと思うんだけど、今でも「群馬のじいちゃん、じいちゃん」って通っているんだよね。草津に栗生楽泉園っていう療養所があるんですけど、孫のようにしてもらったんでしょ？だから、ずっとそういうテーマもちゃんとか引き受けてるっていうか。自分のスタイルをちゃんと持って、こうやって手伝ってもらっている。まあだから旗野さんの周りの状況も本当に変わってて、さっき画面出たけども、うちの姉とかが家族ぐるみでずっと手伝ってくれるときもあったし、色々やっぱり波瀾万丈なんだけども、で姉の代わりにこういう人が現れたりとか。微妙に時期的にクロスもしてるんだけど。まあ、ギリギリセーフで、新美さん一人になっちゃったけども、こうやって、送り迎えしてもらったりだとかね。今はとても冥土連の要の人物になってる。

服部さんは、実は新潟出身ではないのです。

服部さん:私は「阿賀に生きる」の映画を撮った佐藤真(監督)とは長い付き合いです。東京にいたときに東大駒場に最首悟という先生がいたんですけども、その研究会、勉強会みたいところで佐藤真と一緒に。1987(昭和62)年まで佐藤さんも東京にいて、1988(昭和63)年から実際に新潟に行きますっていうことだったんですね。で、僕ずっと熊本の水俣病の方に関わっていたんで新潟とはずっと縁がなかったんです。でも佐藤真がちょうど死んでしまって、そのお別れ会を旗野さんがやってくれました。で、そのとき初めて「阿賀に生きる」の映画が佐藤真(監督)や小林茂(撮影監督)がいたからできたんじゃないって、旗野さんという人がいたからできたんだって実感できたのです。この人は非常に冗談も言うけれども、とても心配りができる人で。それからですかね、旗野さんと親しく接して。

20周年の時、ニュープリント版の「阿賀に生きる」をフィルムで作ったんです。上映会をやりだすと、今の冥土連メンバーたちが網にかかるわけですよ。旗野さんから、その人たちを絡みとりたいたいと言われ(笑)、策を労して。みんなその映画が好きだとか、芸術が好きだったとかいろいろ側面から「阿賀に生きる」を覗いていたのが、だんだん旗野さんの魅力にはまってく。

裁判が終わって、旗野さんがこれから患者さんに何をしようかって時に、私たちは「ニセ患者」って言われて、温泉にも行けない、でも本当はカラオケにも行きたいし、旅行にも行きたいなって言ったんです。それで旗野さんが温泉に連れていったりとか、西会津の「会津ころり三観音巡り」というのを一回やったりしました。三回、回るとコロリと死ぬるという言い伝えの。そのあと長いことやっていかなかったんですけども、二回目はちかちゃんを中心となって、三回目もやって。一応、三回はやったということで、患者さんは「これでいつ死んでもいい」と言っていました。患者に寄り添って生きていくから、旗野さんが感謝されるわけだよね、患者さんに。それで最初に旅行に行った患者さんに「冥土の土産ができたわ」って言われたので、旗野さんの名刺にある「冥土の土産企画」ということをやり出すわけです。うちの「安田患者の会」の中心は、「冥土の土産企画」での患者さんと共に生きることで、それでさまざまな文化事業をやってるわけですよ。それに賛同した人たちを冗談で「冥土の土産全国連合」という名前をつくって。とにかく若い人が、来てくれたときになんでもできる場所を提供しようと思いました。僕や旗野さんと



か年上の人たちが、20代30代の若い人たちをサポートしていくシステムになっています。

旗野さん:もっともな説明だけど、実態としてはもう冥土連ってのは「冥土の土産企画」の全国連合っていう風になっていて、もうみなさんも会員なんです。ちょっとでもその空気を吸ったらすごい感染力なの。本人の自覚とか問わないんです。もう全部、私があなとも、と言ったら会員ですから(笑)。

服部さん:冥土連は「安田患者の会」の附属機関で、正直言って「安田患者の会」がなければ存在しないグループです。あくまでも「安田

患者の会」が中心だっということ。

旗野さん：(市川新美さんに向かって) 頼むぞ、最後の砦！

市川さん：もう、だめ。もう辞めた(笑)。

旗野さん：新美さんは俺に「頼むぞ、最後の砦」と言われても、何十年も前から「もうだめ。もうだめ」って言うてんの。これがいいんです(笑)。

“新漏水侯病の話”よりも“なんなんだ”を大事に一若い世代の人へのメッセージ

旗野さん：先ほどの質問と同じで、メッセージなし。はなっからあんまり期待してないというか。今日のこの場面や、この時間を大事にしてもらいたいとか、楽しんでもらいたいっていうか。まるで訳のわからないように盛り上がってるこの話から、自分に都合のいい話として、それをメッセージにすればいいっていうことですよ。みんな大事って言えばみんな大事なんだけど、あなたが、その中から旗野はこういったことを帰り土産の言葉にして欲しいんじゃないかなって、あなたが思ってくれたらいい。多分、全部が大切な話で、全部が下らない話だと僕は思ってるから。

新美さんの話もそうだけでも、よくこういうパターンあるんです。小学生が来て、「僕たちはどうすればいいんでしょうか」みたいなさ。困った質問だなあって。そうすると子どもたちが「ぼく、今日の話聞いてお医者さんになると思ってます」なんて。素晴らしい答えだ、やりがいある集会だ、みたいな。そんなつまらないじゃないですか。つまないって言う言い方はよくないな。そういう人があってもいいわけですよ。そうやってお医者さんになるきっかけができた人もいっぱいだし、そんなことをすっかり忘れる人生っていうのもいいと思うし。

ただ、「なんだか知らんけども千唐仁に行ったら、うちのじいちゃん、ばあちゃんよりも年はとってるくせにみんな元気そうで楽しそうでどこが水侯病患者かわかんねえって、旗野さんが冗談で言ってたけども、あれはやっぱり『ニセ患者』じゃないかって僕は思いました」って書けないですよ、なかなか。だからそれを正直な雰囲気を書くようにするっていうのがとても大事なような気がするとか。なんであんな元気なんだろうって。学校でいろいろ聞く水侯病の患者さんとはちょっと違うみたいで、「なんなんだろう」あれは、みたいな。むしろこの「なんなんだろう」が大事で、「102歳まで歌を歌って生きる患者なんてありえない。棄却されて当たり前だと僕は思いました」ってほうがよっぽど素直じゃないかと。で俺、認定審査会ってずっと批判してきたけども、最近やっぱり正しい会じゃないかなと思うんですよ。正しいかなって、渡辺参治さん、102歳であんな歌を歌って、最近よぼよぼでね、車イスに乗ったりするからようやく普通の老人げに見えてきたけども、水侯病患者であるかどうかっていうともう、やっぱり「ニセ患者」ってのが正しいんじゃないかなって。さあどうする？ そのままレポートに書けないでしょ(笑)。

まとまらない話が大好きですね。てんでバラバラで、ハプニング話がいっぱい溢れるほど出て、なんか安田、楽しかった。お土産もいっぱいもらったし、と書いてもらえればいいんじゃないかな。

患者さんには長生きして欲しいとは思ってるんですけども。でも水侯病の話を正しくしようとすると、肝心の話が本当するするって皆抜けていく気がするんですよ。やっぱり渡辺参治さんは102歳で歌っている、という仰天するような、その中身の大事な話。で、たまたま、「え、水侯病でもあるんですか」みたいな。そういうタイプの水侯病もあるんだよ、っていうことを誰かがきちっと言っとかないと。どう見たって「ニセ患者」だよなあっていう人だっって、実は水侯病の被害者なんだってこと。

川筋で生活する人たちとの出会い直し

旗野さん：旗野さんが川筋の人たち、新美さんたちとの関係の話をしているわけだけでも、こういう関係。水侯病事件がなければ、ひょっとすると足を運ばなかった場所なのかもしれない。車で5分もかからないし、中学の学区としてはこの千唐仁のいわゆる同級生もいっぱいいたりした。私の同級生も認定申請してるんだけど、この事件がなければただの同級生で終わったから、足を運ぶってことはなかったと思うんですよ。特に船大工の遠藤武さんとは子どものときはよく舟遊びっていうか、冬は阿賀野川の堤防で竹スキーをやったんです。あの頃は子ども会とかはなく中学生から小学生まで、縦系列で軍団があって、とにかくよく遊びに行ったんですね。ところがEさんはもう、とにかく職人的なおじいさんでね、とっても怖かったんです。いつも無断で舟遊びをして、船をこっそりだして向こう岸まで行って、向こうの五泉の畑を荒らして、野菜を盗んで帰ってきたりとかね。まあそういうことを私たちが子どもの頃にしたらんだけど、Eさんが水侯病だということは実は全く知らなかった。

いつもEさんのところにお茶飲みにくる、新潟県で最初の女性校長になった田沢カネさんといううちのお袋と同級生の人がたまたま「ほら、Eさんのじいちゃん水俣病らしいから、今度話を聞きにいて申請してやるとかした方がいいよ」って言って、「え、あのじいちゃんちょっと苦手な怖いよ」って言ったら、「いや、そうでもないよ」って言われて、恐る恐る訪ねたのがきっかけというか。だからせいぜいそんなもんで、ほとんど川筋の人たちとの行ったり来たりの関係はなかったんです。

やっぱり、まさに新美さんのお向かいのIさんちに水俣のボランティアをやろうとして訪ねたのがきっかけ。それも最初は断られた（苦笑）。まさかこんなに延々と、腐れ縁が長くなるとは思わなかったし、自分の人生というか生きざまもずいぶん様変わりしたなど。

もっと言うと、20代の頃はこの仕事（大工）も嫌で嫌で仕方なかったのよね。長男・次男もみんな捨てて家出したのに、三男の俺がなんで跡継ぎしなきゃなんないんだって、非常に理不尽というか、もう反発心ばかり。でも、いろいろあって、こういう人たちと出会ったら、まんざらでもないなど。仕事も非常に面白くていうか。

Eさんの窓ガラスが割れてるから、大工だから直してやるよって言ったら「余計なことするな」と。毎年、花一輪、朝顔がそこから咲いて顔を出してくれるんだと。もう良寛様みたいなことを言うんですよ。一時、生活保護受けたり大変な暮らしぶりしているのに、割れガラスを塞がなくていいって言うんですよ。その花一輪を愛でる気持ちを大事にして生きる人と出会えたことはラッキー。やっぱり水俣病事件というか、「あそこんちも行ってやったら」という声がなければ、全く縁がなかった人じゃないかと。それが映画「阿賀に生きる」の大事な主人公になっちゃうって。今はもうお二人とも亡くなってしまったからね…。振り返れば、あの映画はますます宝物になるし、こうやって全く出会ったこともない皆さんに伝える術として映画という形になっている。自分だって、まさか映画を作ろうとは思わなかったけども。たまたま、佐藤真と出会ったことで映画になったし…。だから、そういうことで言えば自分の人生そのものもやっぱり、圧倒的にこの水俣病事件と出会ったおかげで至ることは十分、言えると思う。



ギリギリのところが一番おもしろい

記録：佐藤琢磨

編集校正：関礼子、谷内久美子

聞き取り場所：新潟県立環境と人間のふれあい館

日付：2018年9月1日

【波多野孝さん】

1955（昭和30）年生まれ。阿賀野市（旧安田町）出身。立命館大学出身。大学在学中に深井純一ゼミ（地域開発論）において、新潟水俣病に関する卒論を執筆。大学卒業後、小学校教員として勤務。新潟水俣病教師用指導資料集の作成に関わる。早期退職し、現在はあがのがわ環境学舎において勤務。



地元新潟のこと

阿賀野川は中流域の阿賀のお地藏さんがいる旧安田町、私はそこで生まれ育ちました。現在阿賀野市です。五頭山や福島潟の春の菜の花はとても綺麗です。白鳥が飛来する瓢湖には八重桜が咲き、冬になると瓢湖の白鳥が田んぼで落ち穂をついばむ様子も見られます。冬は雪が腰あたりまで積もります。雪の少ない年の1月か2月の朝でそれぐらいです。道路の真ん中には地下水をくみ上げて雪を溶かす消雪パイプがあって、雪が降り始めると、ちょろちょろ水が出始めます。うちも深さ40mぐらいの井戸を掘って、水が出るようにしてあります。浅い地下水だとすぐ枯れるので、その下の地下水まで掘ると40mになるんですよ。1m掘るのに1万円という話なので、個々の家で掘るのは大変なんですけど、それがないと雪かきなど全部人力でやらないといけないので、年を取ると難儀なんですよ。新潟の雪は重いですから。ひとかたまりの雪でも重いんですよ。

家族で同窓会ができる

35年間、新潟で小学校の教員をやってきました。なんで新潟水俣病に取り組んだかという、長い話になります。きっかけは大学生の頃です。今日はあえて大学のTシャツを着てきたんですけど、京都の立命館大学を卒業しているんです。もう40年以上前になります。なんで関西を選んだか。東京が嫌だったっていうのがありました。人がたくさんいるスクランブル交差点というのが東京に出来た頃です。パーと人が来るじゃないですか。あれはテレビで見ているのも怖かったんです。「東京はちょっとなぁ」と思いました。新潟から東京の私立大学に行くのが一番近いし、それが普通だったんですが、私はやっぱり変わっていたのでしょうかね。

でも、立命館を選んだ一番の理由は学費でした。立命館っていうのはその当時、全国で1番授業料が安い私立大学でした。今とは物価は違いますが、当時で入学金が10万円、年間の授業料が9万円だったので、初年度に払うのが19万円だったんですね。入学金は分割できなかったのですが、授業料は四分割にできました。

授業料が日本一安い大学だったので、まず姉が立命館に入ったんです。私もどこの大学にするかって考えたときに、東京の法政とか明治クラスの大学になると、もう初年度に収める学費が40万円ぐらいかかったんです。京都の同志社や関西学院大学も40万円ぐらいでした。それは無理だろう。結果、残ったのが立命館しかなかったという話です。

私が入った直後に授業料が上がりましたが、入学したら周りは貧乏人ばかりでした。国立大学の滑り止めで立命館に志願した学生が多くいました。1年のクラスも周りはみんな国立大落ちて、一浪しているような連中ばかりだったんです。「もう二浪できないし、親も許さんから、とりあえず立命館に来たんだ」みたいなおぼっかりです。途中で何人もやめて行きましたけど。でも新潟から関西に行くのは珍しかったんです。私も、たまたまですが、関西のお笑いの文化圏というのが肌に合ったから、関西に行つてすごくよかったです。

うちの姉のつれあいも立命館大学の卒業生なんです。それで姉の子どもも立命館に入りました。私も立命館でしょ、

家族が揃うと立命館の同窓会ができます。

深井純一教授との出会い

公害関係の勉強をするために行ったわけでも、教員になるために入ったわけでもありません。東京の大学が嫌だったというのと、音楽関係で関西に興味があって、京都あたりの大学で4年間過ごせばいいだろうと考えていたんです。

3回生でゼミを選ぶときに、私が選んだのが深井純一先生⁶³です。深井先生は地域開発論という講座を持っていました。先生は、東京大学の農学部出身でした。1960（昭和35）年の安保闘争のときに、安田講堂に入ったかどうかまでは知らないんですけど、全共闘で東大で闘争をやっていたバリバリの闘士だったんです。なんでその人が大学の先生になったかという、他に働き口がなかったということらしいです。当時の立命館は革新系の大学で、学生も教授陣もすごい大学だったらしいです。私が入るころには学園闘争は終わりのほうに近づいていたので実感はありませんでした。ゼミを選んだころ、新潟と熊本の水俣病運動が盛り上がっていた時期で、先生も現地に出入りしていました。先生は私に「新潟出身だったら水俣病やらなきゃだめだろ」という話をされて、目的意識も問題意識もなく水俣病にかかわり始めたのが当時の私で、気がついたら40年以上経っていたということです。

深井先生のゼミは調査主体だったので、いろんな所で調査をしていました。先生は誰も発掘していないような資料を集め、それをもとにいろんな論文を書いたり、調査したりする先生だったんです。当時、昭和電工の極秘資料というのが横浜のどこか倉庫の一角にあったらしいんですよ。それを聞きつけて、昭電の社員にその倉庫の鍵を借りたそうです。すごいでしょう。今、そんなのバレたら一発でクビでしょ。そして、週末には横浜に来て、その倉庫で極秘資料を何ヶ月もかけて全部コピーしたらしいんですよ。といっても、コピーをしに行くのはゼミの卒業生でした。女性だったんですけど、車を持っているから、コピーの仕事をさせた。コピーはダンボール7～8個分ぐらいになったらしいんですよ。鍵を貸した社員は、後でそれがばれて、左遷させられたそうです。そういうことをやって、膨大な資料を集めて、1冊の本にしました。それで博士号を取りました。

そして、なぜか本を書くのに使った資料が、全部、私のところにあるんですよ。要するに昭電からコピーしてきたその現物があるんです。一度論文で全部使っちゃってるので、もう極秘でもなんでもなくなってますが。

ただそこに、なぜか当時の県の衛生部長さん⁶⁴が持っていた、私的な資料まで入ってるんです。要するに、「寿命もいくばくもないから俺の資料を預かってくれ」みたいな感じで、深井先生の所に衛生部長の資料が行ったらしいんですよ。それは1級品の資料ですよ。その衛生部長さんが厚生省「新潟水俣病事件特別研究班」のメンバーになっていて、委員同士のなかで部長さんは手紙のやりとりをしてるんですね。その手紙の現物まであるんですよ。それを読むと委員同士で意見が分かれていて、この人の意見とこの人の意見が違って、そこに賛成する、反対するとかありました。またその委員の人の力関係のやり取りで、あの人の意見に従わない方がいいとか、あの人に言ってることは無茶苦茶だとかそんなやり取りが手紙に書いてあったんですよ。その手紙を全部私はワープロに打って記録にとってあるんだけど、それは出せないですよ。宇井純⁶⁵さんの手紙も何通かあるんですよ。それも出せないですよ。私のうちにあります。

教授にその資料をどうするかって聞いた時に、自分はもうその資料を使ったから、私に預けるか、環境と人間のふれあい館に寄付するか、どっちがいいかという相談を電話でもらったんですよ。その時に、「いや先生ね、ふれあい館にはまだいっぱい未整理の資料もあるし、それを持っていくと先生の大事な資料ってのはもう表に出ませんよ。私のところによこせばなんとか表に出る場面があると思います」と言いました。すると「うん。わかった、じゃあ着払いで送るよ」って。それでダンボールが10数箱も届いて、何万円も払いましたけど。結局家に入りきらず、あがのがわ環境学舎に預けてあるんだけど。

ほとんどいらない資料だし、青焼きなんですよ。それは何年か経つと文字が消えるんですよ。そういうのまでいっ

63 1964（昭和39）年東京大学農学部を卒業後、同大学大学院農学系研究科で農業経済学の研究を経て、1970（昭和45）年4月立命館大学産業社会学部助教授として赴任。その後35年間教鞭を取った。著書に『水俣病の政治経済学：産業史的背景と行政責任』。2012（平成24）年に肺炎で他界。

64 当時の衛生部長は、北野博一であり宇井純との手紙のやりとりを受けて水質調査の対応に動いた人物。

65 宇井純（1932-2006年）は、東京大学の応用化学を学んだ後、工場の現場で働き、大学院に進学した後、1965（昭和40）年から同大学の都市工学科で助手を務めていた。その時に、工場排水処理の専門家として、熊本と新潟に生じた水俣病について研究を始めた人物。沖縄大学名誉教授。

ばい送られて、読めないような資料もいっぱいあるんで、そういうのは思い切って捨てました。だって見えないし、何が何か分かんないから。

教員になったわけ

教員になったのも、大学時代に新潟水俣病に取り組むという自覚がうまれたわけでもなく、吹奏楽をやっていたから、中学校で吹奏楽の指導をしようという、それだけの理由でした。でも、当時、中学校の教員は採用が少なく、とりあえず小学校に入れば、いつか中学校の教員になれるだろうと思って小学校の教員になりました。でも、小学校の教員で新潟水俣病を大学でやってきた人間は皆無なんですよ。実際に教員になって新潟に帰ってきても、教育現場で新潟水俣病に関して実践が進んでいたかという、ほとんどなくて、教科書に四大公害裁判の話が載るようになってきたころでした。だいたい教科書に載るのは、問題が終わってからじゃないですか。だから第一次訴訟が終わったあたりから教科書にでたのかな。最初は紙面の2～3ページかそれくらいを割いていたんですが、そのうちに四大公害病に関しては5年生の社会科の教科書には1ページか2ページしか載らなくなってしまいました。「あら、困ったな」というところから私の実践が始まっていくんです。

これまでの活動を振り返って

1995（平成7）年は水俣病問題が政治解決した年です⁶⁶。その頃まででどんな動きがあったかと言うと、一次訴訟がありましたが、そのあいだ新潟の教育現場では全く水俣病の「み」の字も表立っては出てこないんですね。その当時同じ旧安田町の旗野秀人さんが民間レベルで『阿賀に生きる』という映画を作ったり、お地蔵さんを作ったりしていた頃です。政治解決の後になると、若干、学校現場が変わってきます。所々で小学校・中学校の実践が耳に入ってくるようになりました。でもそれは計画的な実践ではなく、いわゆる単発的な実践でした。旗野秀人さんを講師に迎えて、『阿賀に生きる』の映画を上映して、そこに認定されなかった患者さん達も同行して、授業を展開するという形で行われていました。そういうことをテレビや新聞が報道し、「やってるんだな」ということを後で知るわけです。

政治解決以後、ふれあい館が2001（平成13）年に開館したのも大きな変化でした。この辺から学校現場でも単発的じゃなくて計画的に取り組もうという動きが始めてきました。しかし、県の教育委員会は動きませんでした。そんななか、1992（平成4）年から自分自身で新潟水俣病の教育実践をやり始めました。計画的に授業カリキュラムを組んで何時間構成か、指導計画のねらいは何かをきちんと立ててやっていました。それをやらないと、授業する側が揺れ動いてしまうので。大事にしたのが指導計画の目標で、そのなかに「人々の努力・人々の心情など」が入れてあったんですね。いま新潟県の水俣病に関わる教育現場の実践は、人権教育を中心に展開されているんです。「病気に苦しむ人々の心情に迫る」というのは道徳的な領域になってきます。人権問題に重点を置いて指導しなさいというのが中心です。「公害の正しい知識理解、それから人々の心情、それから未来に向けて」ということは当時の指導計画には入れてありました。これからの取り組み方、特に子ども達ですので、自分の身の回りで自分にやれることは何かということを考えさせることで、広がりを持たせようと、このような目標を立てました。

しかし、これも実は単発なんですよ。私の個人の考えで、誰にも相談せずに授業でやりはじめたので。内緒にしてやってもやっぱり周りに知られるわけです。水俣病を授業でやれなんて県の教育委員会も言っていないし、教科書に載っている内容で普通は指導しますよね。教科書にも載ってないことをやっていると、校長室に呼ばれるんですよ。「あなたはこういう授業やっているみたいなんだけど、どうなのか」と。どうなのかと言われても「ここは新潟県だし、新潟水俣病もやらなきゃいけないんじゃないですかね」みたいな感じで軽くごまかして、やりはじめたんですよ。風当たりは強くて、やりにくいと感じたんですけど。

でも何で新潟にいて、教科書に載っているからと言って、例えば北九州の大気汚染とか遠くの問題をやらなきゃいけないのかって、普通、疑問に思いますよね。新潟の子に聞いたって「新潟水俣病なんて知らない」って言うでしょ。

66 1995（平成7）年12月、新潟水俣病被害者会・新潟水俣病共闘会議と昭和電工が、解決協定を結ぶ。政府が、「水俣病対策について」を決定し、内閣総理大臣が水俣病問題の解決に当たっての談話を発表する。

水俣病問題の解決に当たっての村山内閣総理大臣の談話

<http://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/exdpm/19951215.S1J.html>

67 第1次訴訟は1967-71年、第二次訴訟は1982-1996年。

これってちょっとおかしい。ましてや阿賀野川流域に学校があって、毎日その水を飲んでるのに、知らないっていうのはおかしい。そう思って授業で新潟水俣病に取り組み続けきてきたんですね。

どれだけ頑張っても現場は動かなかった

やっと明るい兆しが見えたのが、泉田裕彦知事の時代です。泉田知事は、水俣病に関して熱心な知事だったんですよね。次から次へときっかけを作ってくれました。2005（平成 17）年に発表された「ふるさとの環境づくり宣言」のなかの 4 項目目に教育についての項目が書かれた。2007（平成 19）年にフィールドミュージアム事業というのが始まって、2008（平成 20）年に新潟水俣病問題に係る懇談会を知事が作ったんです。その時に委員になりました。

懇談会では教育部会もでき、誰でも新潟水俣病の授業に取り組めるような、指導の手がかりになるものが欲しいよねという話をして、指導資料集⁶⁸というのを作り上げました。新潟水俣病はなかなか難しい指導内容なので、どうすればいいか困った時に指導資料集を見れば、新潟水俣病についてあまり知らなくても、一定水準の授業ができるような指導案にしようということになりました。実際に作る前に、現場の教員が授業を行なって、我々がみんな見に行つて、協議会を開いて、指導の流れはここは良くないとか、この発問が良くなかったとか、あの板書はもっとこうしたほうがよかったというように全部、吟味して作った指導書なんです。机上で作ったわけではなくて、実際に授業やって、見てもらってと 2 年をかけて作り直しました。

なかなか教科に位置づけられないので、小学校 3 年生から 6 年生を対象にした指導案、そして中学 1、2、3 年生は道徳領域として指導案を作り、5 年生に関しては社会科の中に公害単元がありますので、教科という形で水俣病を取り上げる指導案をつくり直しました。でも、指導書だけじゃだめだろうということで、旗野秀人さんが作ったお地蔵さんの絵本と指導書を教室におきましょうという話になりました。それが今から 7、8 年前です。すごくいい流れになってるのですが、これは建前で実際は違うんですよ。作った方は自己満足で、これで現場は授業に取り組んでくれるだろうと思うんですけど、ところが現場はそんなもんじゃない。私はもう退職して 5 年になりますけど、現場の声を時々聞くと「え、そうなの」という感じで、あんまり動いてないというのが分かります。

新潟県から時々教職員向けに、学校向けに指導書ができたから指導計画の中に入れて指導してください、というお願いのお便りを出してくれて言ったんですね。当時の県教委はお便りを出してくれました。私の簡単な指導案を、このようにして指導できるんですよっていう事例を県のホームページに載せてくれたんですね。お膳立てをよくしていただいて出発しました。実際にこの指導書をもとに、指導計画の中に新潟水俣病という単元を入れて指導計画を作ってくれた学校が新潟県の大体の 5 割以上という話を聞きました。「もう 5 割も入れたの!？」と驚きました。問題はその後ですね、ある学校で指導計画を見せてもらったら、入ってないんですよ。教科書に載ってる北九州の大気汚染が入っていて、新潟水俣病が全然入っていません。お地蔵さんの絵本が教室にあるかなと思って探してみると、それもあります。うちの姉がまだ中学校の教員をしていたので、姉に聞いたら「そんな文書は見たこともない」と言うんですね。でも県教委は「5 割以上が指導計画に位置付けました。最近ではもう 8 割ぐらいい入ってます」と言うんですよ。でも、現場ではやられていないというのが実際なんですよ。やらないとかやれないとかどっちなのか分かんないですけどね。確かに、小学校の先生はいろいろな教科を教えなければいけないし、忙しい。私も現場にいたので分かります。積極的にやれとは言えないけども、県の義務教育課がこれをやれて言ってるんですから多少は学校も考えて欲しいし、管理職も働きかけるべきだと思います。

「県教育委員会の方針に逆らうわけですから」と私も高飛車に言ってみたわけですけど、実際はやらない、やれないというのが現状です。その後、おとしに教員指導集の第 2 弾が出たんですね。第 1 弾では入ってなかった中学校の社会科の単元が入ってるというのが特徴です。拉致問題と新潟水俣病は、新潟県固有の人権問題です。今回の指導集は新潟県に加えて新潟市も共同で作りました。作る方は頑張つて作ってるんですけど、現場はいくら作つても変わらないという非常に不思議な現象が起きています。

まずやってみる、それが現場では大事

小学校の教員でこういうことをしているのは、あまりいません。私が大学時代に水俣病について研究して、たまた

68 県知事の任期は 2004（平成 16）年から 2016（平成 28）年まで。

69 正式名称は「新潟水俣病教師用指導資料集」<http://www.pref.niigata.lg.jp/seikatueisei/1270249212822.html>

ま小学校の教員になったから。普通は中学校とか高校の先生が専門性を生かしてやるものです。でも、新潟水俣病という公害なんていうものは、あんまり人がやりたがらないし、面倒くさいし、おまけにいまだに裁判が継続中なので、そんなのを取り入れようと思うと、学校現場だといろんなところで問題になります。授業の仕方によっては、またいろいろと問題が出てきます。だから学校では、例えば何か節目がないとおっかながって授業をしない。二次訴訟の後の政治解決で、和解して区切りがついたって報道されるじゃないですか。そうすると「終わったんだな」と周りは錯覚するわけですよ。そうすると現場が動き始める。「じゃあ、水俣病の授業やってみようかな、やらないといけななんだな」みたいな。そういう人が出始める。でも、現場でそれを先んじてやろうとすると、「出る杭は打たれる」みたいなことはあります。

阿賀町では昭和電工と関連の深かったじいちゃんばあちゃんとかが生きてる。そういう学校で、新潟水俣病を題材にした授業が展開できるかと言うと、教職員は二の足を踏みます。県にやれと言われても、やっぱり地元に入ると、「昭和電工はおじいちゃんの勤めていた会社で原因企業だ」という話も出てくるじゃないですか。そうするといじめの対象になるかもしれない。そういうのを恐れて授業ができないって言うんですよ。確かに原因企業だっていうのは消せないんだけど、私なんかは、元従業員のおじいちゃんだって、その当時の鹿瀬町の様子とか、工場の様子とかについて生の声を聞かせてくれる貴重な人材だと思うんですよ。「うちのじいちゃんは昭和電工で、こんなことがあったんだよね」みたいな。町の誇りって言うかな、そういう企業が来るっていうのは、いろんな自然的な要素もあるけど、あそこに昭和電工が存在したことは必然性というのもあるわけだから。昭電ができてこんなに村が繁栄した時代があったんだよっていう、そういう誇らしい時期の鹿瀬町を子どもたちに知らせるのも私たち大人のひとつの役目なんじゃないかなと思う。そういう授業展開をと言ってみたりもします。実際に地域に入れば私もできないかもしれないけど。

私は幸運だったのかわからんけど、周りにも患者さんがたくさんいたし、生の声を聞いてるんで、新潟水俣病はやっぱり避けて通れないですよ。生まれた場所がそういう水俣病のあった場所なんで。でも、私のやってることも、もっと深く関わった人から見れば、不十分なことはいっぱいあると思うんだ。でも、まずやらないと。やらないうちから、駄目だろうとか、頭の中で考えていても始まらない。まずやってみてどういう反応があるか。それが現場では大事だと思う。

いまの教育に思うこと

新潟水俣病の授業も、他の教科と同じように考えてくれればいいのに、と思います。たとえば先進的な国語の教材での授業とかはみんな興味関心あって見に行くじゃないですか。

私は小学校の教員だから、いろんな教科の授業をします。今なんか国語だと鳥獣戯画図の題材で授業をやってるんだけど、現物を見に行ったりします。屋久島の千年杉が題材になった国語の教材があるんだけど、そんなのを見ると屋久杉を見に行きたくなりますし。実際に見ないと、やっぱり授業なんかできないですよ。感動を伝えられない。社会科も同じで、教師が現場に出て、患者さんと触れ合っていないと、子どもには絶対伝わらないだろうし、いくら忙しくても教員はそういうことをやらなきゃいけない。

社会科で教科書を見せて、庄内平野っていうのはこんなに田んぼが広いんだよとか、こんなに青々としてとか言っているんですが、「いや、見たんか」「見に行ったんかい」と思いますね。

下手でも写真を撮ってきて子どもに提示するだけで全然違うじゃないですか。「先生行ってきたんだ！」「おお、行ってきたんだよ、暑くてねー」とか言って伝えられるじゃないですか。そういうことを言うと「今は古い」とみんなから言われるんですよ。インターネットとパソコンで授業をする時代だから。みんなバーチャルで体験をするんだけど、バーチャルでは限界がある。

いっぱい教科書会社がありますが、教科書会社ごとに公害の単元でも取り上げる地域が違ってきます。自分の地域に合わなければ、まずは地元を見渡さないとダメですね。それが大きい公害問題でなくても、身近な問題でもいいじゃないですか。近くの川で最近生き物が住まなくなったみたいなことであれば、「なぜなんだろう」と考えるとっかかりになりますよね。教科書って万人受けするために理想的な事が書いてあって、小学校は特に高学年の理科とか社会では、グローバルな地球環境を扱ってるんです。6年生の理科の最終の単元だったかな、ちょっとあやふやですけど、要するに地球船宇宙号みたいな形で考えましょう、というような。温暖化とか砂漠化とかすごくページを割いて取り

上げているんですよ。その視点は大事なんだけど、6年生に「地球温暖化防止のために何をやりますか」なんて聞いたってできるわけじゃないですか。私は「子どもには何ができるか」ということを大切にしたい。考えるよりも何かできた方が実際のじゃないですか。実践力というか。子どもってというのはそうなんですよ。

熊本の水俣市に行って子どものゴミ分別を見ると、20種類ぐらいに分別するんです。牛乳を飲むときも牛乳パック、牛乳のストローが入ってる袋、ストローとに分別するんですよ。パックはパックでいいんですけど、ストローの入ってる袋はプラスチックで、ストローは廃プラとまた違うんですって。それをもう平然とやるんですよ。それは無意識で子どもにもできるじゃないですか。なぜ分別するかを子どもらは知ってるわけですよ。その背景には水俣病という大きな事件があって、水俣市全体が取り組んで、自分たちも分別に取り組む。

そして自分でも、歯を磨くのはコップ一杯の水のように、目標設定をするんですよ。子どもができることをベースにして環境教育はできる。理想的なのは、学校独自の環境教育を指導計画の中に入れて実践するのが一番なんです。でも、5年生の社会科の公害単元っていうのは、だいたい教科書読んで終わり。「はい、読むよ」「読んで」。つまらない最悪の授業ですよ。でも、教員は時間がないから。「後で読んどいて」とかもよくやるじゃないですか。別のことに時間いっぱい割いてね。聖徳太子がどうしたとか。縄文時代がどうしたとか。

公立校の教員は公務員ですから、文科省があって、県の教育委員会があって、市の教育委員会があって、そして学校がある。それを逸脱してしまうと上から言われるので、ギリギリをやるっていうのがミソなんです。真ん中を通っちゃうとおもしろくないでしょ。文科省のいうとおりでとおもしろくないじゃないですか。だからもっと冷静に考えてギリギリの、何かあった時にすぐ逃げられるギリギリをやるのが一番。ふぐでも毒の一番ギリギリのところは美味しいって言うじゃないですか。それと同じで、ギリギリが一番おもしろい。

あの人も、その人も患者さんだった

患者さんは私たちと真逆の話をするとおもいますよ。それこそもう隣同士でも差別があって、それこそ村八分みたいな除け者扱いみたいな感じにされて、辛い思いをしているんです。「この家は水俣でいい家建てたんだ」とか、「あそこは何千万ももらったんだ」とか、未だに年寄りも平気でお茶の間の話で言ってますからね。

でも大学に入る前は、患者さんがいるとか、あの方は患者さんだとか、生活の中に新潟水俣病があったという記憶は皆無です。高校まで授業で水俣病の「み」の字もなかった。大学に入って初めて水俣病に触れました。

水俣病は本当に見えないです。部落解放の被差別部落の問題も、新潟では全く知らなかった。大学で年にいっぺん、必ず受けなきゃいけないのが同和教育でした。「なんでだろう」と思いました。京都では「部落問題」と言う。でも、新潟のこの地域では、集落のことを平気で「部落」と言うんですよ。今でも年寄りは、「部落」と平気で言ってますよ。でも関西の人たちとか関係者が聞いたら「うん？」って思うじゃないですか。でもそんなこと大学に行って新潟の外に出て時代背景とか事実を始めて知るんですよ。水俣病もしかりです。

水俣病患者が誰なのかというのも後から分かってきました。こっちに帰ってきてね。旗野秀人さんという存在も、大学に行ってから初めて知った。実は彼から私の方へコンタクトがあったんですよ。でもその時は、旗野秀人さんを遠ざけたんですよ。関わりたくないって。住民運動みたいな形で、患者さんの救済とか色々している人に、当時の私はそこまで問題意識がなかったの、関わりたくないと関係を切った時期があった。

それが、ふと周り見ると本当に「あ、俺が子どもの時に行っていた駄菓子屋のおばあちゃんは実は水俣病患者だったんだ」とか、「家によくお茶を飲みに来る人が患者さんだったんだ」というのがわかってくるわけですよ。私も子どものころに阿賀野川に魚釣りへ行って魚を食べたりしていたのに、こんな身近なところにあった問題をなんで知らなかったのか。そういうことが、あまりにも地元すぎて見えてなかったんです。秀人さんは、個人レベルでも患者さんの救済に力を注いでいて、すごい人なんだなと思いますよね。後で知ったことだけど、自分の同級生の親が新潟水俣病だったりとか、私が生まれた旧安田町っていうのは水俣病に認定されなかった方達がすごく多い地域です。

子どもころの暮らし

うちの親父は魚釣りが趣味でしたが、食卓に川魚が並んだのは鮎ぐらいのもんだね。鮎は水銀の影響が少ない魚だから。私も川魚が嫌いな人間だったので、ほとんど川魚を食べない。川魚を食べていたのは、川の本当に近くで川魚が食生活に密着していた人達だけです。

そうは言っても私の家も阿賀野川から直線距離で言うと1kmもない、500mから700mぐらいで阿賀野川に行けるんで、子どもの頃に川遊びと言えば阿賀野川でした。当時からこの辺で阿賀野川を「大川」と呼んでました。大川は遊んじゃいけない場所、泳いでもいけない場所でした。でもプールがない時代だったから、泳ぐといえば用水とか川だった。阿賀野川は危ないから泳いじゃいけないんだけど、当然泳ぎに行きました。決まりを破るのが小学生でしょ。川船なんか浮かんでると、乗っちゃいけないんですけども乗りますよね、小学生なんだから。そうすると結んでいる紐が緩んだりして流れていくでしょう。そうするとまた持ち主に怒られますよね、そんな当たり前の光景がありました。

そんな風に遊んできたんだけど、(川魚を)食べてはいないんだよね。土手下の人たちはしょっちゅう魚を取って食べていました。それがタンパク源なので。私らは食べませんでしたね。新潟の方から海魚の行商が売りにきていたらしいですけどね。うちの両親は公務員だったので、まあまあその当時はいい生活ができたというかね。川の魚を直にとって食べなくても、お店屋さんとか魚屋さんとかから買えるような環境だった。だから本当にね、地元において水俣病を密接に考えてきたとかそういうのはなかったんです。だから人に教えられるっていう不思議な感じですね。

ふれあい館の教育への活用

泉田知事が施策とか方針を出してから、環境と人間のふれあい館でも職員研修をするようになりました。先生方が環境とか人権とかの研修をやるために、ふれあい館を利用する割合がどんどん増えてきたんですね。表向きはいいんですけど、ここに来れば学校は何もしなくていいんですよ。語り部さんいるし、案内してもらえるし、映像も見れる。半日ここで過ごせば、環境に関する研修は終わりにできます。先生達は研修に参加すれば、どれぐらい理解しているかまいが研修が終わるんですよ。一コマで終わりです。ここに来るのが一番楽なんですけど、ここにすら来ない学校もあります。存在すら知らない人もいっぱいいます。教員でこれはまずいのですが、そんな感じですね。学校利用数も2009年から2桁になっていますが、これが年間ののべ回数ですね。ひとつの学校が年に2回も3回も来る場合もあります。私も自転車でもここに連れてこれる距離にある学校にいた時には、子ども達を連れて5、6回来ていました。それもカウントされてしまうので、合計で3桁に行くということは考えられますね。

ふれあい館の学校利用について、一番のネックになっているのは、見学に来るためのバス代なんですよ。学校というのはとにかく金がないんですよ。ここへ子どもたちが来るというのは、校外学習ということでバスを利用するわけですよ。各市が持っているバスを使うこともできるんですけど、民間のバス会社のバスを借りてくるとなると、近くの市町村から来るだけでも1万円以上バス代がかかる。校外学習というのは社会科だけじゃなくて、他の教科でもいろんなところに行くんですよ。年間の交通費というのは上限が決まっています、ここまで来れないという学校があるのは事実なんですよ。金銭的な問題も非常に大きな要因になっています。要請があると語り部さんを連れて、学校に出向いていくというシステムもつくっているんですけど、それでも呼ばない学校、来ない学校、この場所すら知らない学校がある。現場に行かないと分からないことっていっぱいあるので、現地で学ぶ重要性というのを痛感しています。できることなら、阿賀町も、現地学習で子ども達に見せると捉え方や感じ方がまた変わってくると思うんですけどね。そこまではなおさら行けない厳しい面があります。

被害と加害を超えた教育を

これからは、次世代に何か新しいものを求めるというより、新潟水俣病が存在したということを押さえておかなきゃいけないことです。いまも裁判は継続中だし、患者さんは生きてるし、決して昔のことではないということを押さえないといけない。

「昔、こんなことがあったんだよ」と過去形にしちゃいけない。その辺をやっぱり最低限押さえるのが、大人の使命ですよ。それは伝えていかなければいけないことだし、それを語り継ぐ語り部さんとなると、熊本水俣病はもう次世代の子どもさんたちが語り部になってるじゃないですか。新潟は語り部としてはまだその形がないんです。いくら映像で語り継いだとしても、生の人間の声を聞いて、子どもが子どもなりの立場でそれをどう捉えていくかはまた大事な視点です。熊本のような状況が新潟でも生まれればいいのかと思いますね。なかなか手をあげて名乗ってくれる人はいないと思うんですが。

だからね、子どもたちに何を願うかなんておこがましいことは言えないんだけど、我々の世代がどう水俣病を受け

止めて、どう考えて行くかによって、子どもたちの捉え方が変わってくると思うので、やっぱり知識や体験の継承を切らしてしまうと良くないですね。

私の座右の銘

最後に、私が座右の銘にして大切にしないではいけないと思っている言葉をお伝えしたいです。原田正純先生⁷⁰という熊本のお医者さんがいらっしゃったんですけど、その方が常々言っていた言葉なんですけど。

「地球規模で考え、足元から行動しなさい」という言葉ですね。小学校5年生の子に地球環境を破壊しないためには何をすればいいか考えられないですよ。でも自分の出来る事はありますよね、水を節約するとか、先に述べたように水俣市の例で考えれば、コップ一杯だけの水で歯磨きをやると目標を立てている。できることをすることが大事だよというのを教えてくれる言葉だと思います。



70 原田正純（1934-2012年）は、熊本大学医学部で水俣病を研究し、胎児性水俣病患者の存在を明らかにした。患者の立場から徹底した診断と研究を行う。著書に『水俣病』（岩波書店、1972年）、『水俣病は終わっていない』（岩波書店、1985年）をはじめ多数。

IV 参加者、委員一覧

検討委員

企画にあたっては、聞き書き調査事業の効果的な実施のための方策等について検討するために、公害経験等に関し知見を有する学識経験者からなる検討委員会を設置しました。

【検討委員メンバー】

高田 研	都留文科大学教授	環境教育、人権教育
関 礼子	立教大学教授	環境社会学
安藤 聡彦	埼玉大学教授	環境教育、社会教育
古里 貴士	東海大学講師	環境教育、社会教育
神長 唯	都留文科大学教授	環境社会学

参加者

【ユース参加者一覧】

氏名	所属
井上 茜	都留文科大学 環境教育ゼミ
大内 成美	福島大学 大学院
笠本 彩加	都留文科大学環境教育ゼミ
川尻 剛士	一橋大学大学院
菊池 くるみ	明星大学 人文学部 人間社会学科 2年
こう えんてい	都留文科大学環境教育ゼミ
木幡 裕香	立教大学
坂口 朱音	明星大学 人文学部 人間社会学科 2年
佐藤 琢磨	都留文科大学高田ゼミ
篠原 生命	東京大学
杉村 更紗	都留文科大学 環境教育ゼミ
田山 志織	都留文科大学 環境教育ゼミ
丹野 華月	相模原市立合原小学校
中尾 元	都留文科大学環境教育ゼミ
中里 伶	都留文科大学 高田ゼミ
福嶋 健士郎	都留文科大学環境教育ゼミ
藤田 瑞祥	マクダニエル大学 10月進学
山内 勇	都留文科大学環境教育ゼミ

【ツアーに同行した委員・スタッフなど】

検討委員	神長 唯	四日市大学
	関 礼子	立教大学
	高田 研	都留文科大学
	古里 貴士	東海大学
記録スタッフ	近藤 牧子	早稲田大学等非常勤講師・開発教育協会理事
	白神 加奈子	公害資料館ネットワーク事務局 みずしま財団客員研究員
	谷内 久美子	あおぞら財団研究員
	原田 徳子	ひょうご部落解放・人権研究所
オブザーバー	三谷 高史	仙台大学
環境省 事務局	田代 浩一	環境省環境教育推進室
	林 美帆	あおぞら財団研究員
	栗本 知子	あおぞら財団研究員

新潟水俣病・公害スタディツアー 2018
環境省 平成 30 年度ユース世代による公害体験の聞き書き調査業務

平成 31 (2019) 年 3 月 29 日

公益財団法人公害地域再生センター (あおぞら財団)
大阪府大阪市西淀川区千舟 1-1-1 あおぞらビル 4 階